

大長	一人	勅任
事務官	四人	奏任
秘書官	一人	奏任
理事官	同上	同上
屬通生	十七人	判任
譯通生	一人	判任

關係各廳高等文官にして事務官に兼任せらるゝものは三人を限りその本廳に於て之を定員外となす事を得

第三條 前條の事務官の外事務官二人を置く

内閣總理大臣の奏請に依り陸軍佐尉官同相當官の中より内閣に於て之を補す

前二項の職員の外内閣總理大臣の奏請により、關係各廳高等官の中より内閣に於て事務官を命ずることを得

第四條 對滿事務局に參與を置き局務に參與せしむ

參與は内閣總理大臣の奏請により關係各廳勅任官の中より内閣に於て之を命ず

第五條 總裁は内閣總理大臣の指揮監督を受け局務を統理し所部の職員を指揮監督し判任官以下の進退を專行す

第六條 次長は總裁を補佐し局務を整理す

第七條 事務官及理事官は上官の命を受け事務を分掌す

第八條 屬は上官の指揮を受け庶務に従事す

第九條 通譯生は上官の指揮を受け翻譯及通譯に従事す

滿洲に關する權限を有する官廳の職員の特任任用等に關する件

第一條 對滿事務局次長は文官任用令第二條又は第三條の規定に依る資格を有せざるも現役陸軍將官より高等試験委員の銓衡を経て之を任用する事を得

前項の規定によりて任用せられたるものは陸軍の定員外とし在職者に關する規定を適用す

第二條 關東軍參謀長たる陸軍將官は文官任用令第二條又は第三條の規定に依る資格を有せざるも現職の儘特に之を南滿事務局總長に任用する事を得

第三條 南滿事務局總長は外交官領事官及書記生任用令に規定する資格を有せざるも在官中に限り特に之を滿洲國駐在の大使館參事官に任用する事を得

第四條 關東憲兵隊長たる陸軍將官は文官任用令第二條又は第三條の規定に依る資格を有せざるも現職の儘特に之を警務部長に任用する事を得

南滿事務局官制

第一條 在滿洲國大使館に南滿事務局を設置す

第二條 南滿事務局は關東州の管轄南滿洲鐵道附屬地行政の管理並に南滿洲鐵道株式會社及滿洲電信電話株式會社の業務の監督に關する事項を掌る

第三條 滿洲國駐劄特命全權大使は内閣總理大臣の監督を受け南滿事務局の事務を統理す但し涉外事項に關しては外務大臣の監督を受く

第十條 南滿事務局に左の四部を置く
内政部、警務部、監理部、殖産部

各部に於ける事務の分掌は大使之を定む

第十一條 關東州に關東州廳を置く

關東州廳に長官々房内務部及警察部を置く

第十二條 關東州を五區に別ち各區に民政署を置くその位置名稱及管轄區域は大使之を定む

第十四條 南滿事務局に左の職員を置く

總長、内政部長、警務部長、監理部長、殖産部長、關東州廳長、以上勅任(事務官以下略)

前項の事務官の外事務官二人を置く内閣總理大臣の奏請により陸軍佐尉官同相當官又は海軍佐尉官の中より内閣に於て之を補す

第十六條 内政部長警務部長監理部長及殖産部長は大使及總長の命を受け部務を處理し部下の官吏を指揮監督す

第十七條 關東州廳長官は大使の指揮監督を受け法令を執行す、關東州内の行政事務を管理す(以下略)

全文四十一條

附則

本令は何年月日より之を施行す關東廳官制は之を廢止す

事務官は當分の間一人を勅任と爲すことを得

拓務省官制中改正の件

拓務省官制中左の通り改正す

第一條 拓務大臣は朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳に關する事務を統理す

東洋拓殖株式會社の業務を監督す

拓務大臣は涉外事項に關するものを除くの外移植民に關する事務及滿洲以外に於ける海外拓殖事業の指導獎勵に關する事務を管理す

第五條 及第六條中關東廳を削る

第六條 第二號を削り同條第三號を第二號とす

第八條中「拓務書記官は專任十四人」を「拓務書記官は專任十三人」に改む

第十三條中「拓務屬は專任七十三人」を「拓務屬は專任〇人」に改む

對滿事務局課規程

秘書官室 (機密事項、總裁次長事務) 秘書官一、屬二

庶務課 (文書、人事、會計、統計、調査、對滿國策、滿洲事情普及) 事務官專任二、兼任一、補職一、通譯生一、屬五

殖産課 (産業、金融、租稅、改産、滿鐵電話會社の業務監督、交通、通信) 事務官(專任一、兼任一) 補職一、屬五

行政課 (關東廳及附屬地の地方行政、警備、教育、法務、社會事業) 事務官專任兼任一、(兼補職一、理事官屬五)

一四 在滿機關改革案官制決定

(イ) 政府直ちに樞密院に御諮詢

十二月十一日の定例閣議は午前十時から首相官邸に開會岡田首相以下各閣僚出席在滿機關改革に關する官制案を付議し金森法制局長官より原案についての詳細なる説明あり、これに對して各閣僚より種々質問あつて後原案通り決定官制案四十八件中樞府の御諮詢を仰ぐべきもの二十六件に對しては直に樞府御諮詢の手續きを取る事とした。即ち在滿機關改革案中樞府に御諮詢を要するものは左の二十六件である。

御諮詢案

▲對滿事務局官制 ▲關東廳官制改正 ▲對滿事務局及び關東局の職員の特任任用等に關する件 ▲文官任用令中改正 ▲奏任文官特別任用令中改正 ▲陸軍法務官及び海軍法務官任用令中改正 ▲大正九年勅令第三百五十八號三等郵便局長等の任用に關する件 ▲大正六年勅令第八十八號滿洲における領事館職員の特任任用に關する件 ▲明治四十年勅令第五十一號關東州學校職員任用に關する件 ▲文官懲戒令中改正 ▲文官分限委員會官制中改正 ▲大正九年勅令第五十八號辯護士たる者を判事檢事に任用する場合における官等に關する件 ▲明治三十九年勅令第二百六十三號旅順港規則制定及び該規則違反者罰則の件中改正 ▲關東州阿片令中改正 ▲關東州及び南滿洲鐵道付屬地電氣通信令中改正 ▲關東州罰金及び管刑處分令中改正 ▲恩赦令中改正 ▲外務省官制中改正 ▲領事官職務規則中改正 ▲拓務省官制中改正

御諮詢を要せざるもの

▲關東廳部内臨時職員設置制中改正 ▲關東廳通信官署官制中改正 ▲關東廳海務局官制中改正 ▲關東廳專賣局官制中改正 ▲關東廳觀測所官制中改正 ▲旅順工科大学官制中改正 ▲關東廳中學校官制中改正 ▲關東廳高等女學校官制中改正 ▲旅順高等工學校官制中改正 ▲關東廳監獄官制中改正 ▲關東廳醫院官制中改正 ▲關東廳農事試驗場官制中改正 ▲關東廳水産試驗場官制中改正 ▲關東廳鹽業試驗所官制中改正 ▲關東廳救療所官制中改正 ▲關東州裁判令中改正 ▲高等官官等俸給令中改正 ▲對滿事務局及び關東局の職員の俸給等の支辨に關する件 ▲關東廳官制改正の際における休職關東廳職員の任命に關する件 ▲關東州地方待遇職員令中改正 ▲現役に在る陸軍武官にして對滿事務局又は關東局の專任又は專補せられたる者の分限等に關する件

(ロ) 樞密院第一回審査委員會原案承認

二位一體の在滿機關改革案を審議する第一回樞密院審査委員會十二月十四日午後二時より樞府事務所に開會、一木議長、平沼委員長他各委員村上書記官長、政府側より岡田首相、廣田外相、林陸相、兒玉首相、金森法制局長官その他關係官出席議案二十六件を一括上程し先づ岡田首相より御諮詢を奏請するに至つた理由と案の概要につき説明し更に關係大臣の補足的説明があつて後各委員の質問に入つた質疑應答の大意は左の通りである。

問 今回の改革による新制度は恒久的の制度とするか、或は世上傳へらるゝ如く全く一時的の制度なのか。
答 滿洲國の現状に照し今日はこの制度に據るを可なりとしたもので將來事情の變化に應じてこれに適應した制度を樹立する方針である、従つて一時的暫定的のものとして諒解されたい

問 憲兵司令官をして警務部長を兼任せしむる結果警察の憲兵化を憂ふる向があるが政府の所見如何

答 憲兵司令官の警務部長兼務は滿洲國現下の治安の情況に鑑み過渡的に行ふもので治安が平常に復すれば勿論警察制度も常態に復せしむる方針である

問 對滿事務局總裁は陸軍大臣の兼務と決定してゐるのか
答 總裁は次長の中一を現役軍人を以て充つるといふ方針を決定してゐるのみで陸軍大臣が總裁を兼任するといふことに決定してゐるのではない旨の質疑應答があつた、即ち政府の説明に對し樞府側においては平沼委員長以下河合、石井、富井、原の各委員から夫々質疑あり、これに對し岡田首相林陸相、廣田外相及び金森法制局長官等から答辯があり午後五時質疑終了、政府側は退席し樞府側のみ居残りて委員會の態度決定につき意見交換の結果委員會としては

今回の在滿機關改革案は滿洲國の現状に鑑み暫定的の制度としてならばこれを承認することが妥當であらう、然し如何に制度が完備してもこれが運用に當つてその人を得なければ豫期の成果舉ぐることは不可能である、また制度が完備しこれが運用に當つてその人を得たとしてもそこに人の和がなければ徒らに外の侮を受け威信を失墜するのみである、本改革案決定に際しては各方面に異論があり頗る面倒な事態を惹起した事實に鑑み樞府としてはこれ等の點に關し政府に十分なる注意を促し本案運用につき萬遺算なきを期せしむべきである。

(ハ) 拓務省分課規程改正

拓務省では南滿關係機關の調整に伴ふ同省官制改正と同時に左記要旨の通り分課規程の改正を行ふこととなつた。

- 一、滿洲に關する事務の縮減により著しき影響を受ける殖産局内の分課に變更を加へ現在の交通課を理財課に改むること
- 二、理財課は現在商工課主掌の金融、租税及び專賣に關する事項と現在農林課主掌の東拓の業務の監督に關する事項とを掌ること
- 三、その結果農林課は農業、林業水産業及び畜産業に關する事項を掌り商工課は商業、貿易、工業に關する事項の外新に現在農林課主掌の鑛業に關する事項及び現在交通課主掌の交通、通信に關する事項を掌ること
- 四、向右の外殖産局所管事項中別に定むる地域に於ける海外拓殖事業の指導獎勵に關する事項に付ては右の分掌に應じ區分する

(ニ) 臨時樞府本會議在滿機關改革案可決

在滿機關改正案を決定する本年最終の臨時樞密院本會議は十二月二十二日午前十時より宮中東瀨間に於て 天皇陛下親臨の下に開かれ一木、平沼正副議長外各閣僚、村上書記官長、政府側より岡田首相、林陸相、廣田外相、兒玉首相他各閣僚、金森法制局長官以下關係各省次官局長等の説明委員參列一本議長開會を宣し

一、對滿事務局官制

以下二十六件を一括上程し、まづ平沼審査委員長起ち同月十四日開かれた審査委員會の経過及び結果即ち

本案は滿洲國の現状に則り暫定的のものであるが對滿國策を遂行する爲には機構の整備の必要なることは勿論なるも、これが運用よろしきを得るは人の和を第一義とすべきである、仍つて政府はこの點に格段の考慮を拂ひ改正案決定に際して惹起したる事態に鑑み二位一體案の實施運用に當り萬遺憾なきを期せられんことを要望して政府原案を承認するに至つた次第である

この改正によれば關東州の罰金及び管刑處分令の改正にまで及んでゐるが、これは全然廢止した方がよくなるが、

とてその必要な所以を説いて政府の所信を質したに對し見玉首相からこれ等の刑は支那の舊慣によつて出来てゐるのであつて臺灣、朝鮮などにも昔はあつたのであるが、今は廢止してゐる、關東州に對しても政府は將來

御趣意に顧み大に考慮しようと思ふ旨を述べ暗に將來の廢止意向を仄めかし、かくて質問を終つて審議採決の結果、委員會の希望條件を付したまへ、全會一致原案通り可決、陛下には入御遊

ばされて同十四時四十五分散會

〔直に臨時閣議〕 在滿機關改革に伴ふ勅令二十六件は右の如く二十二日午前の臨時樞密院本會議において可決され政府に御下渡しとなつた結果政府は同日午後一時より首相官邸に臨時閣議を開き床次遷相、内田鐵相が缺席した外、岡田首相以下各閣僚出席し右勅令と共に御諮詢を要せざる勅令二十三件計四十九件並に關係人事を一括上程し直に可決して午後二時散會ここに幾多の波瀾を重ねた在滿機關改革案も最後の決定を見るに至り岡田首相は宮中の御都合を伺つた午後三時宮中に參内して右改革案實施に關し御裁可を仰いだ。

一五 在滿新機關實施

(イ) 二位一體制確立

岡田内閣が我が對滿政策遂行のため二位一體の在滿機構改革に伴ふ勅令四十九件は十二月二十六日官報號外を以て公布、即日施行されたが天皇陛下には當日午後二時宮中風風間に御、岡田首相待立の上對滿事務局總裁の親任式を行はせられ林陸相に對し親任の勅語を賜ひ岡田首相より左の官記を授けた、

陸軍大臣正三位勳一等功四級 林 銑 十 郎

兼任對滿事務局總裁

尙新官制の實施を見た結果南大將の關東長官は自然消滅して關東軍司令官駐滿大使の二位一體となつた譯である。

林陸相の對滿事務局總裁兼任の親任式は右の如く舉行され同時に新機構の人事が次の如く正式決定發表された、而して對滿事務局の事務は舊内務省廳舎内において開始される事となり二位一體の在滿新機構の活躍が始められるが、岡田首相、林對滿事務局總裁は同日午後三時首相官邸に長岡關東局長、川越事務局次長をはじめ新機構の役員全部を首相官邸に集め二位一體制に基く向後の對滿政策實施の方針について訓示を行ひ林對滿事務局總裁も亦一場の訓示をなしたが岡田首相は同時に對滿機關改革實施に關し談話の形式で聲明書を發表した。尙ほ政府はこの機關改革實施と同時に、先づ第一着手として日滿經濟會議を設け滿洲の經濟的發展産業の開發に主力を注ぐことになつた。

岡田首相の聲明

對滿關係機關調整の懸案が解決せられ、茲に滿洲現下の事態に適應する新機構が、中央においても現地においても、打建てられた事は、我邦對滿國策の運用に一時期を劃するものとして洵に欣懐に堪へない、滿洲國に對する我邦の國是は、同國創建以來今に變ることなく、我邦は同國の盟友として其の獨立を尊重し其の健全なる發達を衷心から希つて不斷の援助を竭し、又日滿兩國で不可分の緊密關係を持して力を合せ、共存共榮の實を擧げんとを以て根本方針として來たのであつた、而して我が關東州及び南滿洲鐵道付屬地の地域は、滿洲國と政治、經濟、文化あらゆる方面において密接な

關係を有つのみならず、歴史的にも深い因縁が結ばれて居る所であるから、その地の施政は滿洲國ともつとも緊密の關係がある、従つてこの地方の施政機關と滿洲國駐在の帝國諸機關とが、互に能く相輔携して有機的に活動する事は我が對滿國策遂行の上に重大な意義をなすものである。それで茲には關東軍司令官、駐滿全權大使、關東長官が同一人を以て充てらるる制を採り、以て當時の必要に應じたのであつたが、爾後滿洲國の進歩著しく庶政の整頓と産業、經濟の發展に伴ひ、この制度に更に一步を進め、各機關の組織にまで立ち入つて之を綜合的に調整し、その有機的聯關の機能を増大すると共に、政府中央部においても、對滿國策施行の據點となる機關を設けて、各對滿行政事務の統一保持を圖り、國策の綜合統一的實施を十分に必要が痛感されるに至つた、そこで今夏以來各方面の關係者が議を練り、思を凝して考究を遂げ、ここに新機構の創設となつた次第である、その過程においては多少の難緯もあつたけれども、今こゝに目出度く新機關が輝しい使命の第一歩を踏み出すに際しては、私は關係當路者が悉く新鮮開豁の心意氣を以て協力一致し、以て對滿事務局及び關東局の新しい機關が、その有機的に組織せられた機能を十分に發揮して、將來の我對滿國策實施に一段の効果齎し、日滿兩國の幸福と繁榮とに貢獻し、延いて東洋平和の確立に寄與せし事を衷心望んでやまないものである。

(二) 對滿事務局辭令 (昭和九年十二月二十六日)

- 任對滿事務局次長(一) 大藏省銀行局長 川 越 丈 雄
- 兼任對滿事務局總裁秘書 陸軍歩兵少佐 有 川 精 三
- 任對滿事務局事務官(三) 庶務課長を命ず 陸軍歩兵少佐 增 田 甲 子
- 任對滿事務局事務官(三) 殖産課長を命ず 大藏事務官 (前拓務書記官) 竹 内 徳 七
- 任對滿事務局事務官(四) 行政課長を命ず 陸軍歩兵少佐 山 越 道 三
- 補對滿事務局事務官(殖産課兼行政課勤務) 陸軍一等主計 岩 畔 豪 雄
- 補對滿事務局事務官(庶務課勤務) 陸軍歩兵少佐 東 福 清 次
- 兼補對滿事務局事務官(庶務課勤務) 陸軍歩兵少佐 河 村 清 次
- 對滿事務局總裁秘書官の事務を囑託す 海軍少佐 佐 々 木 高 武
- 從 六 位 鈴 木 武

(三) 關東局辭令 (昭和九年十二月二十六日)

- 任關東局總長(一) 陸軍少將 長 岡 隆 一
- 任關東局司政部長(二) 陸軍少將 日 下 祿 夫
- 兼任關東局警務部長(二) 大藏事務官 大 岩 佐 卓 一郎
- 任關東局監理部長(一) 陸軍少將 大 岩 村 卓 一郎
- 任關東州廳長官(一) 陸軍少將 大 岩 村 卓 一郎
- 任滿洲國駐劄特命全權大使秘書官(五) 關東局事務官 兼 關 東 專 賣 局 長 水 椎 大 場 隆 次
- 兼任關東專賣局長(三) 關東局事務官 兼 關 東 專 賣 局 長 水 椎 大 場 隆 次
- 免兼官 御 影 池 辰 雄

兼補關東局事務官

關東局事務官被仰付

陸軍歩兵中佐	鈴木宗一
陸軍歩兵少佐	井上敏男
陸軍歩兵中佐	村上憲三
陸軍憲兵少佐	高田典文

(四) 日滿關係調整は冷靜に考へて居る

湯河原にて 林 陸 相 時 局 談

歳末静養のため老母堂と共に十二月二十九日以来湯河原天野屋に滞在中の林陸相は時局問題について大要左の如く語つた。

對滿事務局も押し迫つてから店開きをしたのでまだ何も目鼻はついて居らぬ、拓務省から引き繼いだ事項だけでも大變なものでこれらを整理して關東局その他に對してどういふやうにしてゆくか、又各省の對滿事務をどう消化してゆくかさういふ事務的な問題の處理に今後相當期間を要する見込でこの方は次長以下で目下それ／＼研究してゐる、總裁としては事務的な問題よりもっと大所高所から日滿關係の調整につき冷靜に考へてゐる。

内閣審議會もい／＼設置されることになつたが、眞面目に國策を審議する機關であるといふからその前途に嚮望してゐるがどんなに名案を作つても實行に移さなければ何にもならぬ、又慎重審議は無論必要であるが徒らに調査に名を籍りて日時を遷延させるやうなことがあつてはならぬ、出来るなら議會再開前にもせめてその第一回の會議を開く位に進めたいものであるとして議會中에서도審議を進め案を得次第實行に移す位の意氣込でやつてゆきたい、國家の進路が明瞭に示されれば國民も自然これに追隨して來るし學國一致の實の擧がる處内外の危機を克服し得るのである。

(五) 對滿參與會議設置

參與以下關係官決定

對滿事務局では官制に基き參與及び事務官會議を設置することとなつてゐるのでこれが人選中のところ一月十七日その決定を見た、よつて十八日の閣議で承認を得參與は上奏御裁可を仰ぎそれ／＼發令された。

△參與 (十八名)

外務次官重光葵、内務次官丹羽七郎、大藏次官津島壽一、陸軍次官橋本虎之助、海軍次官長谷川清、司法次官金山季逸、文部次官三邊長治、農林次官長瀬貞一、商工次官吉野信次、逓信次官大橋八郎、鐵道次官喜安健次郎、拓務次官入江海平、外務省東亞局長桑島主計、大藏省理財局長青木一男、陸軍省軍務局長永田鐵山、海軍省軍務局長吉田善吾、資源局總務部長松井春生、法制局第二部長樋貝詮三

△兼任事務官 (十名)
大藏省國庫課長湯本武雄、外務省東亞局長三課長柳井恒夫、農林省文書課長細井利壽、商工省文書課長岸信介、海軍省軍務局第一課長阿部勝雄、陸軍省軍務局軍事課長橋本群、同軍事課々員片倉衷、内閣書記官橫溝輝輝、資源局總務部庶務課長植村甲午郎、拓務省文書課長極居俊一

一六 關東軍司令官に南大將親任

(一) 特に有難き勅語を賜ふ

親任式 これより先き、新制始めての關東軍司令官兼特命全權大使關東長官の人選は元陸相南次郎大將に決定し、その親任式は十二月十日に行はせられた、此の日 天皇陛下には午前十時宮中鳳凰間に出席、岡田首相侍立の上軍事參議官南次郎大將に對し親補々よび親任の勅語を賜ひ、岡田首相より左の職記ならびに官記を授けた。

陸軍大將從三位勳一等功四級 南 次 郎

補關東軍司令官兼任特命全權大使關東長官

滿洲國駐劄被仰付

免本職(陸軍省辭令)

なほ同時に兼關東軍司令官は軍事參議官に親補せられ兼官たる特命全權大使、關東長官被免の辭令は内閣より發命された。

補軍事參議官

陸軍大將正三位勳一等功五級 菱 刈 隆

天皇陛下には右親補式終了後長くも南司令官を召させ給ひ、本庄侍從武官長侍立の下に左の如き優渥なる勅語を賜はり、南司令官は恐懼感激して退下した。

勅 語

朕茲ニ卿ニ委スルニ關東軍統率ノ任ヲ以テス卿深ク内外ノ情勢ニ稽ヘ克ク重大ノ時局ニ處シ愈々軍ノ威信ヲ宣揚シ以テ朕カ信倚ニ副ハンコトヲ期セヨ

昭和九年十二月十日

(二) 閣議に南全權抱負を述べ

十二月十四日首相官邸に於ける閣議室に出席した南司令官は岡田首相以下全閣僚出席の席上に於て大要左の如くその抱負を述べた。

一、日滿兩國は共に親善なる獨立國であるが、その兩國は他國と異り密接不可分の關係にある、よつて今後は更に兩國の親善關係に留意し圓滿なる關係を保持する考へである

一、日滿兩國は國防については十分な諒解があるが經濟關係に關しては未だに明確なる成案を得てゐない、よつて今後は特に經濟國策の樹立に努力し日滿經濟會議その他の方法によつて經濟方面に對し格別の考慮を拂ふ決心である

一、國防の擴大強化は現時の時局に照らし必要であるが、其國防力を利用して好戰的乃至は挑戰的等の誤解を招くが如き態度は努めてこれ避け、滿洲國を平時化する事が急務である

これに對し高橋藏相、町田商相等より意見があり、藏相は

兩國の經濟關係を検討し經濟國策を樹立することは刻下の急務である、就ては滿洲國にも商工會議所等があると聞くから内地の商工會議所あたりとも

協力して意見交換を進めたらどうか
と所見を述べ、商相は

商相のいはるゝ所は如何にも尤もである、即時その実施を計りたい、然し日滿經濟國策は民間のみの立案に委ねる譯にも行かぬ事情があるから、官民合同で案を練り、その組織その他についても十分研究してかゝる必要がある

と述べ、南司令官またこれを諒として考慮を約した、右の如く南司令官は出發に臨み明確にその所見を披瀝したが、そのうち滿洲國の平常時化と經濟的建設の兩方面を特に強調したのは最も注目される、點で各關係ともこの點には多大の同感を表示した。

(三) 南司令官堂々と赴任す

朝野の矚目を一身に集めて關東軍司令官兼駐滿大使として赴任した南大將は十九日午前十二月東京驛發「燕」で石本、林兩參謀、名波副官を從へ華やかに見送りをうけて出發した、この朝發行社に立寄つて別れを告げた南大將は八時四十分ごろあゝの緒を丸ビルの廣場に現し群衆の盛んな歡呼に應へつゝ、東京驛中央に近い特別出入口の車寄から供奉員室に入つた、こゝで畏き邊りより御差遣の石田侍從武官から有難き聖旨の傳達を拜受した、驛頭には閑院、梨本、北白川、賀陽各宮家ならびに李王家からの御使をはじめ、岡田首相以下各大臣、一木樞相、湯淺宮相、眞崎、阿部、荒木、野村、山本陸海軍大將、丁滿洲國公使ら顯官名士約四百名がぎつしりと詰めかけて見送つたが、このうちに愛嬢を伴つたかく子夫人が後部展望車のデッキに立つたまゝ、萬歳の聲に送られて行く大將をいつまでもつゝまじやかに見送つてゐる姿は人目を惹いた、南大將は赴任に當り今回新たに課せられたるその使命遂行に關し左のごとく明確に所信を披瀝した。

今回大命を拜して關外の重任を負ひ、滿洲國に赴任することになつたのは私としては至大の光榮に感激すると、もに責任の重大なるを痛感してゐる次第である、過去三年間にわたる滿洲國發展の跡を見るに日滿兩國の親善關係の増進は勿論文物諸制度の上ですべて面目を一新してゐる、誠に世界歴史上稀有の盛事にして同慶の至りに堪へないところである、しかしながら滿洲國發展の現階段は單に基礎工事にすぎない、今や在滿機構改革官制は旬日を出でずして實施し得る態勢にある、この新機構の實現と同時に對滿政策、滿洲國指導方針の二大限目に向つて總ての施設が一途に出づることになり私はその新機構中にあつて職責を盡し得るやうになつた、いふまでもなく我が國策の根幹は滿洲國の獨立を尊重しその健全なる發展を助成するにある、そのためには今後にはなほ一層國民の全面的支持を必要とする、換言すれば一人の例外なしに滿洲國に關心をもつやうにならねばならぬと信ずる、さうすれば自然日滿兩國の和合融和といふことが出来るこの和合融和が日滿關係調整の根本義でなければならぬ、これを具現する方法としては第一は精神的の結合、第二は相互に喜愛をともしることである、第一の方法は滿洲國建國の由來に於てみれば滿洲國と日本とが不可分の關係におかれてあつて、しかも滿洲國を立派な獨立國となすにある、詳言すれば日本は東洋平和の基礎を固め世界平和に寄與する大目的をもつものなるが故に、滿洲國の建國に際しても正々堂々正義に本づいて支援し、新道は斷乎排撃しその間に一點の私心をさしはさまなかつた、したがつて今後日本が滿洲國に對してある種の優越感をもつて臨んだならば滿洲國が屬國のごとく、植民地のごとくまたは附屬地のごとく見えるかも知れない、かういふことになつたならば日本の對滿政策がいかに世界に影響するであらうか、滿洲國民はいかなる感懐をもつて日本を見るであらうか、私は日滿分離はこゝに根ざすと思ふ、第二の融和親和をはかるの手段は日滿の經濟的結合の強化である、日本は滿洲國のために担ばかりする、滿洲國は日本に對して不安を感ずるやうではいかぬ、互に有無相通じ相互に産業經濟を侵襲することなく扶け合つて行くところに兩國の幸福を招來することが出来るのである、假りに日本が滿洲國において採取的行爲があるが如くに滿人をして感ぜしめ、または排他的行爲があるが如く支那を始め歐米諸國をして感ぜしむる施設があればこれ大なる過誤である、滿洲國のもつてゐる幾多の産物はこれを開發し、または助成するために資本の投入が必要である、資本の流入は大に歡迎す

る、資本そのものと財閥の横暴とを混同して考へる如きは極めて狭量の見解といはねばならぬ、私は以上の如き考へをもつて任務につきたいと思ひ、これに必要な次の如き措置をとつた、まづ關東軍司令官と全權大使とは意見の間隔あるを許さぬ、完全に一體となり職務を遂行する上に無礙であらねばならない、そこで私は軍司令官としてとるべき方針の根據は參謀總長官殿下の御訓示、陸相との懇談による打合せ事項におき如何にして使命を果すべきかを考へ、また大使としては首相の訓示、外相との打合せ事項を根據とし將來の方針を樹てた、この私の樹てた方針につき更に腹藏なく打合せ軍部並に政府と私の間に些の意見の相違もないやうに十分の手段を盡した、故に今後私が實施せんとする方針は政府の滿腔の支持を受けるものなることを確信する、最後に私をして特に責任の重大を感ぜしめたのは大命拜受の日畏くも、天皇陛下より優渥なる勅語を賜はつたことである、今後は死力をつくして大命遂行につき獻身努力したいと思つてゐる。

大將は伊勢大廟、桃山御陵、に參拜報告、大阪に東久邇宮殿下に伺候したる上任地へ向つた。

南司令官「聲明書」

南は此度大命を拜し遂に大將の後を受け關外の任務を負うて只今滿洲の地に第一歩を印することに成りました。此機會に於て普く全滿の諸君に一言御挨拶を申し上げます。滿洲事件勃發以來茲に滿三年、この間新たに滿洲國の建設を見、爾來兩國は幾多の荆棘を排し建國史上稀に見る堅實なる發展を見國內各般の創業的鴻圖は概ね實行に移され本年においては聰明なる康徳皇帝陛下御登極遊ばされ茲に帝政確立して既に十閱月、同國の基礎日に日に鞏固となり安土樂住の施政時日と共に圓滑に進展しつゝあることは東亞の平和延びては世界の平和のため寔に慶賀に堪へないところであり、先に日本帝國は列國に率先して滿洲國獨立の承認を斷行し日滿議定書を締結して兩國不可分の關係を樹立し爾後鏡鑒滿洲國の健全なる發展に努力して來たのであります。滿洲國も亦よく帝國の眞意と歴代司令官の施政とに信賴し只管建設の途上を邁進して來ましたので兩國の關係は共存依存の大道を豫期の如く進んで參りました。本年六月には畏くも御名代として秩父宮殿下の御差遣のことがありまして日滿兩皇室に新たなる親善契機を創設し茲に日滿兩國の和親に緊密の度を加へましたことは重ね重ね慶賀の至りであり、改めて申述べるまでもありませんが帝國の對滿國策たる滿洲國の獨立の尊重とその健全なる發展を助成すべき目標は確乎不拔始終一貫でありまして中央若くは現地當局に更迭がありましても國策に關しては寸毫も變革はありませぬ。私は今後日滿議定書の精神に基き兩國國防の強化を固り治安の確保に努め國富の増進を助長し民衆とよく親しみ、以て新興滿洲國の健全なる發展と兩國依存關係の實現とに全力を傾倒する覚悟であります、全滿の諸君、諸君は私にこの覺悟を遂行せしめる意味において均しくその業に安んじ心からなる日滿兩國の人心の和合と兩國民間の經濟的融合の強化に協力せられんことを切望いたします、私は本日渡滿の第一歩において使命達成の所懐を明かにし、以て御挨拶の辭と致します。尙この機會において第一線僻陬不便の地に勤務せられる將兵並に官公吏各位の御心勞に對し同情と感謝の意を表します。

『皇帝の御沙汰』 十二月二十四日石丸侍從武官は南關東軍司令官を安東に出迎へ左の如く滿洲國皇帝の御沙汰を傳達した。

弊國皇帝陛下におかせられては貴司令官が今般新たに重任を以て我が滿洲國駐在のため本日一路平安安東に到着せられたことを深く喜ばせられ本侍從武官にお出迎へ申す様との御沙汰を賜はりました。

斯くて南大將は二十四日朝滿洲國に第一歩を印し安東まで出迎への西尾參謀長、土肥原奉天特務機關長等從へ安奉沿線各驛の歡迎を受けつゝ午後四時二十分奉天驛に到着した。驛頭には清水司令官、蜂谷總領事、鄭國務總理代理鄭禹氏、張軍政部長、蔭奉天省長、在奉部隊將校、日滿官民代表多數出迎へ巨艦を展望車より現した、將軍は奉天驛長の先導でホームを埋める歡迎群に挨拶しつゝ驛前に至り堵列部隊の歡迎に増上から舉手して應へた後直に

自動車で久しぶりに見る奉天の街を懐しげに見やりながら沿道に整列して出迎へる在奉部隊、武装警官隊、滿洲國軍、學生、婦人團等に丁寧に挨拶し、マート・ホテルに入り、一泊した南大將は二十五日早朝起床八時四十分軍幕僚、大使館員等を随へマートホテルを出て忠靈塔に大將の會々の戦友等忠魂を弔ひ奉天神社に参拜の後九時十分奉天發特別列車で新京に向つたが、午後二時半無事新京に到着した。九千萬國民の輿望を擔ふ我が南大將は長途の旅程に聊かの疲勞もなく途中まで出迎への滿洲國皇帝御名代石丸侍從武官、西尾參謀長、岩佐憲兵隊司令官、駐滿大使館谷參事官、張軍政部大臣と相携へてブラットフォームに晴れの第一歩を印するや出迎への菱刈軍事參議官、鄭國務總理大臣を始め日滿多數の高官は何れも喜色を滿面にたたへ和氣霽々裡に驛貴賓室に入りこゝにて鄭國務總理より先づ歡迎の辭を述べれば官民各方面の代表者又交々起つて祝辭を述べ終つて南司令官は關東軍差回しの自動車にて驛前廣場より折柄吹き積る白雪の中央通りを走るが如く進めば兩側に塔列する在郷軍人會、國防婦人會、青年團、日滿各學校生徒を始め一般市民の熱誠なる歡迎裡に一先づ官邸に入つた新司令官は少憩の暇もなく直に軍司令部に登臨、菱刈前司令官より事務の引繼を受け晴の着任もここに無事終了した。

第六章 財政基礎の確立

第一節 昭和十年度豫算編成の経緯

一 國防費支辨には増税止むなし

林 陸 相 車 中 談

林陸相は天機奉伺の爲め八月八日午後零時五分上野驛發那須に向つたが途中宇都宮驛にて下車し師團司令部並に衛戍病院等に立寄り傷病兵を見舞ひ兼ねて遺族の慰問をなした、同夜は鹽原温泉に一泊、翌九日午前御用邸に伺候天機を奉伺の上歸京したが、車中時局談の形式に於て國防費支辨に就いて斷固たる決意を語つた。

陸軍の來年度豫算は大體審議を了へた、兵備改善費資材整備費の外に明年度から本格的に航空部隊の充實に努めたいから勢ひ今年度の豫算より増額することは免れない、軍としては國防は飽くまで充實を期したい、と同時に半面國民の負擔力をも考へなければならぬとの二つの立場から一種のデレンマにあるわけだが、大藏當局において掛値なき軍の最小限の要求につき異論をはさむことが萬一ありとせば、自分から進んで財源問題につき例へば増税の如きも發言しなければならぬかも知れぬ、何れにしても今日の事態軍備の充實は飽くまで實現しなければならぬ。

二 昭和十年度豫算編成と増税問題

藤井藏相大童の活躍

『藏相提出の参考資料』 増税断行につき藤井藏相はその決意を固めるため數度高橋前藏相を訪問してその意向を聴取してゐたが愈その決意を固めた藤井藏相は最後の諒解を求めため十月二十九日早朝高橋前藏相を訪問し歳入歳出の状態及び赤字公債の消化力等につき實情を詳細に報告して増税の必要なる所以を説きまづその第一歩として非常時利得に對し増税をなしたき意向を報告しこれによつて約三千萬圓の増收を計りこれを契機として更に鐵道益金の一般會計繰入れ及び郵便料値上をなしそれ約三千万圓程度の増收をなし總計約一億圓を一般會計に計上し歳計收支の均衡に對し積極的に計畫を進めたい旨を述べて諒解を求めたところ高橋翁も藏相の意向を諒とし種々激勵した。よつて藏相は當初の所信に從つて増税をなすべき決意を固めたが、藤井藏相は十月三十一日の定例閣議前後に岡田首相と會見して増税實施につき諒解を求めたが當日は陸、海軍、内務、農林を除く各省の豫算を審議することになり閣議の出席は不能となつたので同月二十九日夕刻迫水首相秘書官を招きその事情を明らかにし増税に關する参考資料を首相の許に届けて判斷の材料とした。

『首相高橋翁を訪ふ』 藤井藏相が増税断行の決意を固めたについては岡田首相も問題が重大であり且首相としてはすでに屢々反對的言明をなして來た行懸り上藏相から増税の申出がある以前に豫めその裁断につき十分なる用意をなす要ありこれがため首相は同月二十九日午後赤坂の私邸に高橋前藏相を訪問、増税問題につき高橋翁の眞意を徹したところ翁も既に藤井藏相から増税に對する決意を詳細に聴取してゐるので藏相に對してなしたると同様の意見を陳べたこれに對し岡田首相からは

これまでは政府の方針としては明年度豫算編成に際しては増税は避けたい意向であつたがその後の四圍の情勢は非常時利得に對する増税を考慮せざる

を得なくなつた。いづれこれについては藤井蔵相から正式に話があると思ふが自分としては財政政策については蔵相に全幅の信頼を置いてゐるから財政當局において慎重研究の上から決意を固むるに到つたとすれば自分としても之に同意する他ないと信ずる。旨を披瀝して翁の諒解を求めた更に首相は難關を豫想される明年度豫算問題に關しその増収策として考慮中の鐵道益金の一般會計繰入及び郵便料金の値上等についても翁の意見を求め終始豫算問題を中心に懇談を重ね辭去した。

三 増税問題と各派の批評

技術的に困難赤字公債は止むなし

政友會は税制の根本的整理、改正を行はずして現行制度の下に増税を行ふことは依然尙早なりとして反對であるが、勿論軍需工業等による高率の利得に對し課税して負擔の公正を期するのは賛成で、これはまた社會政策上の見地からは有意義であるから今回大藏省の企圖せる増税には異議はないが歳入補填といふ立場からいへば微々たるもので、決して多くは望まれない、更にこの場合、果して何處まで軍需工業の隆興による利得とするかといふ區別は技術的に見て非常な困難が伴ひ果して所期の目的を達するや否やも疑問である、故にかくの如き彌縫策に出でず政友會としては經濟界の現情からは當分は赤字理には赤字公債を發行して産業の助成を計り、然る後税制の根本整理による赤字克服をなすべしといふ見解に一致してゐる。

壹億圓位を斷行せよ

民政黨の批評

豫算編成の前に民政黨は政府の態度を注視すると共に黨獨自の對策を考慮してゐるが、大體方針としては藤井蔵相を支持しこの際増税を斷行して財政の基礎強化に努めることに賛成してゐる。即ち増税は若槻總裁の夙に唱道せるところであるのみならず、この上赤字公債を増發することは財政の現狀に鑑み面白からぬ状態にあるので増税及び赤字公債の二本を以つて現下の財政に處する方針で増税額も十年度においては赤字公債の利子程度即ち一億圓位を目安に置き、財政の状態を見て漸次増額すべきであるとしてゐる。しかして増税種目は軍部の主張するが如く有産階級即ち所謂財閥のみに對する増税に止めず、一般國民に及ぼす外なしとしてゐる、よつて同黨としては小川郷太郎氏を部長とする財政部會において各般の事情を參酌して案を練る一方各幹部の間でも寄々協議してゐるが大體左の種目によるべしとする意見が有力である。

- 一、煙草の値上げ
- 一、軍需工業に對する特別課税
- 一、所得税免稅點の再檢討
- 右については免稅點を引下げ重役賞與等に對し特別課税を行ふこと
- 一、ガソリン税の設定
- 一、相続税の果進課税
- 一、鐵道益金の一般會計繰入れ

一、郵便ハガキ、切手その他の値上げを斷行し通信特別會計益金の一般會計繰入れを行ふこと
右の外黨内には五分利公債特別課税、人相特別課税設定論が行はれ研究するはずであるが、これ等はいづれ政府の方針判明をまち財政部會において研究するはずである。

積極政策なら増税可

國民同盟の批評

増税大いに結構だが政府や既成政黨のいふが如く收支均衡のための増税などといふことは笑止千萬なことだ大體六億餘といふ巨額の穴埋めが一部の増税位で補填出来るとは彼等と雖もよもや思つてはゐない、それでは何のための増税か判らん、増税をやる以上はもつと積極的政策の一端としてやるべきだ、現在は收支の補填にあくせくする時代ではない、生産力の減退と購買力の萎縮とを克服し如何にして積極的に國家民衆を更生せしむべきかが當面重要な問題だ。

社會政策的に増税を行へ

貴族院の批評

貴族院各派は大體左の如き意向である、即ち
藤井蔵相は高橋前蔵相の増税尙早方針を踏襲し來年度には増税を行はぬ豫定であつたがその後各地方の災害凶作のため稅收入の著減は免れぬ現狀にある、一方數年來の赤字財政でこの上巨額の赤字公債發行は國家財政の基礎を危殆に陥れる虞れがあり巨額の公債發行は到底許されぬ情勢にある、然も歳出は前年に比し増加はしても多くを切り詰めることは困難と見られて居るので、いづれからか缺陷財源を捻出せねばならぬが政府は三千萬圓程度の増税を斷行することだが、せめて公債發行の利拂に該當する金額だけでも増税に財源を求めべきである、而して課税の對象には多分に社會政策的意味を加味して非常時意識を認識せしめるべきである。

四 一般的増税は考へて居らぬ

藤井蔵相談

藤井蔵相は十月三十一日午後蔵相官邸において今回の増税と全般的増税の關係について次の如く語つた。
増税はまだ最後の斷案を下すまでになつてゐない、今でもまだ白紙の状態にあるが當初から一般的の増税等は考へてゐない、國民の負擔を増加せしむるやうなことは簡單にやれるものではない、それをやるからには全く至公至平の立場から判斷せねばならぬ、今度の増税を全般に互る増税の前提とみてもよいかどうか、そんなことは明後年度のことであるからなんともいはれない、然し遅くも四日までにはきめて五日の臨時閣議には報告せねばなるまい、世間の一部には軍部に押されてやるやうにいふものもあるが大藏大臣は瘦せても男だ、餘計な心配には及ばぬ、増税は大藏大臣の仕事だ。

五 増税問題其他に就て兩相談

藤井蔵相方針變更を言明

『藤井藏相談』 藤井藏相は鐵道益金繰入れと郵便料金値上は増税と相關聯して事務當局時代からの主張であつたので、藏相就任後も其方針の下に事務當局と相協力して昭和十年年度編成に臨んだが、十一月二日興津に西園寺公を訪問して歸京した、藏相は歸途老公訪問の理由及び會談の内容につき車中に於て左の如き談話を試みた。

西園寺老公には豫てから現下の財政状態についてお話をしたいと思つて秘書原田男爵を通じて御都合を伺つてゐた、ところが先日私は風邪のため休んだら豫算省議もあつたりして遅れてゐたが数日前老公から二日が空いてるとの御返事に接したそれで私は省議も一段落つき五日後は豫算閣議等があつて一寸手放されぬ事情にあるので一日夜突然お訪ねすることに決し秘書官を通じて首相に二日の閣議は休むかも知れぬ旨通知をした。首相には前もつて老公をお訪ねしたいとの意味を申上げておいたので首相は私の訪問を御存知のはずである、他の閣僚には知らせてゐない、世間では今度の訪問が増税問題のため老公の諒解を求めてこれを強行するとの噂が飛んでゐるとのことだが自分はそんなケチな考へはもつてゐない、このことは他の閣僚に話をすれば諒解がつくものと思ふ、老公との話の内容はいはれぬが來年度豫算とか増税をどうするかといふことではなく單に財政の一般状況を説明しただけである、それに計數もつきりせぬうちに具體的計畫につきかれこれいふことは出来なわけぢやないか、自分は明年度のことは國家のため是なりと信じたことを白紙で慎重に裁斷するだけの決心はもつてゐる、財政の將來のこと、國防費のこと、對外關係のこと等は全く話をしてゐない、また財政計畫や政策にも觸れない。

老公は私の報告をすつと聞いて居られたと御意見は述べられなかつた、財政問題の外には健康のことにつきいろいろお話があり八十六の高齡にも拘らず非常な御元氣なのは驚いた、今日の會見で自分の考へに變化を來すやうなことは絶対にない、三日は自宅で休養し四日は午前からは省議を開き増税に對する最後の斷案を下し首相に報告するつもりである、自分としては來年度の豫算編成に際し増税のことも考へてゐないこともないがその内容は今はいふべき筋合でないからいはない。

『岡田首相談』 右に關し岡田首相は十一月二日官邸に於て次の如き談話を試みた。

藏井藏相が岡田公を訪問された事は自分は知らんといふのが然し特に許可を與へたといふわけでもない、何ん目的で行つたかは自分には判らん、一般豫算についてかねがね岡田公にお話をしたいといふ事は聽いて居つた、然し一般豫算について話されたか或は増税に關係があるのかそれも判らぬ閣議を缺席されて行かれた事については時期が悪いといふかも知れんが國家百年の大計を樹てる上から考へて見て今行くのがよいと考へられたならばそれは致方もあるまい、世間では大分増税問題がやかましくいはれてゐる様だが自分は藏相からもどこからも全くその様な事はきいて居らぬ、然しかう話が出ては増税はせぬと言明することは出来ぬ、するせぬは閣議で決つてからでなくては何んともいへぬ、増税説で株式市場が大分影響を受けてゐるさうだがその方の事は自分には全く判らんのだから何も考へて居らぬ、藏相が歸京してもすぐ會ふ考へはない、ゆうべ(一日夜)後藤内相が來られたのは何も藏相の事とは關係はない、民政黨の總裁問題、國策審議會問題等については話が出た、又けふの參内奏上は一般政務だけで特に軍縮問題に關係があるといふわけではない。

七 昭和十年年度豫算査定案の概要

總額二十億四千二百萬圓

十一月四日の大藏省議において決定した明年度豫算の大藏省査定案の概要は左の如くである(單位千圓)

經 常 部 入	一、三三二、〇〇〇
臨 時 部 入	七一〇、〇〇〇
普 通 入 (増税加算)	九八、〇〇〇
公 債 金	六〇四、〇〇〇
前年度剩餘金繰入	七、〇〇〇
計	二、〇四二、〇〇〇
經 常 部 出	一、二九三、〇〇〇
臨 時 部 出	七四九、〇〇〇
計	二、〇四二、〇〇〇

八 利得税の内容(大藏省發表)

十年度の増收三千萬圓

藤井藏相は十一月四日の大藏省議において増税に對し最後の斷案を下し臨時利得税を創設することになつたが同税の概要につき大藏省では同日夜左の如く發表したが臨時利得創設に伴ふ増收は初年度たる十年度は三千萬圓で十一年度以降の平年度は四千萬圓の見込みである。

- 一、臨時利得税は法人に付てはその利得に對して課税し、個人に付ては營業の利得に對して課税すること
- 二、法人の課税利得は事業年度の所得より昭和六年以前約二年間の事業年度の平均所得を控除して算出すること、前項の平均所得が資本金額(積立金を含む)の一定割合年七分程度に達せざるときはその一定割合による金額を平均所得と看做すこと
- 三、個人營業所得の年額が一定金額(約六千圓程度)以下なる者には課税せざること、個人の課税利得は個人の營業所得より昭和六年以前約二年間の平均營業所得を控除したる上更に相當の金額を控除して算出すること
- 四、税率は課税利得の約百分の十程度とすること
- 五、本税に對しては地方團體の附加税の賦課を認めざる方針とすること
- 六、本税は當分の内これを施行すること

九 國民負擔の公正と歳入不足の補填

利得税創設の理由

大藏省発表

大蔵省では十一月四日の省議で決定した増税断行に關しその理由につき同夜大蔵當局談の形式で左の如く發表した。我國經濟界の情勢は漸次改善の経路を辿り、最近における産業經濟の現状はその恢復著しきものありと雖いまだ經濟界全般を通じ好況を呈するに至らず、即ち農山漁村等は政府の救済對策の實施にも拘らず、いまだ不況の域を脱せざるものあり、然るに一面軍需品工業、輸出品工業等の産業は時局の直接又は間接の影響を蒙り著しく活況を呈し、その業績に多大の増益を計上しつつあり、要するに我國現下の經濟界は景氣恢復の途上に在りてその景氣は著しく跛行的なるを免れず、即ち一面多大の増益を見つつある産業あると同時にこれに反し今回不況裡に在りて収入の増加せざるもの少からず、且又本年は災害頻に到り各地に互り甚だしき窮乏に陥れるもの多數存するの實狀にあり、斯くの如き情勢の下においては國民の負擔力には著しき懸隔を生じ、正當なる經濟状態を目標として制定せられたる所得稅等の運用のみによりては課稅の衡平を期し得ざるものあり、翻て我國財政の現況を見るに茲數年著しく收支の均衡を失し毎年尠からざる公債を發行しつゝある状態に在り、歳入不足を補填する爲増稅その他の増收計畫を樹つべきことは財政の常道なりと雖、我國經濟の現状に鑑み將又國民負擔の實狀よりするも未だ一般増稅による増收計畫を樹立、遂行するを適當とせざるものあり、然れども時局の好影響を受け景氣好轉しつゝある産業に對し若干の賦課を加へその増大せる所得の一部を納付せしめて以て負擔の公正を圖り、併せて國庫の收入を増加し公債發行額の減少に資すると共に災害等の對策に要する經費の支辨をも幾分容易ならしむることは刻下機宜の方策なりと謂はざるべからず。

一〇 財界に急激な變動は與へぬ

豫算省議後 藤井 藏 相 談

藤井藏相は十一月四日夜首相官邸より歸り藏相官邸に於て明年度豫算編成方針に關し左の如く語つて自己の所信を表明した。

- 一、財政の基礎を鞏固ならしめる素地を作り所謂赤字公債發行額を減少せしめること
 - 二、國民經濟力の伸力を阻害せざること
- の二點に於いたが我國現下内外の情勢は國防農村共に相當多額の經費支出を必要とするが故に一舉にして赤字公債の激減は到底望む事は得ないと思ひます、又今後においても相當の期間或る程度の赤字公債の發行はやむを得ない事と考へます、併しながらこれには自ら限度がなくてはなりません即ち一、財政を常道に復歸するの希望を失はしむるが如き程度に達せしめざることを、
- 二、赤字公債の繼續的發行が金融及び經濟界に大なる悪影響を與ふることなくして公債財源の調達を計ること
- 換言すれば大體において公債の民間における消化力の限度を超えざる必要でありまして若し萬一赤字公債の發行が日銀の背負込みとなりその金額が遞増して過度のインフレーションを引き起す時はその弊害は實に測るべからざるものがあると信じます、もしこの如き場合になれば非常な弊害があるのみならず公債による財源調達も困難となり財政は行き詰り、從つて國防の繼續性國家施設の繼續性を失ふ事となるが故に毎年新規發行の公債は漸次之を減少し以て國民の財政に對する信用を維持し、公債及び通貨に對する信任を動搖せしめざることを肝要とするのであります、この方針のもとに十年度豫算案の編成に當つたので公債漸減方針を採ると同時に租稅に對して若干の増收を計ることとしたのであります、この租稅の事については別に説明致しますが財界に對して急激なる變動を與へる意思は斷じてありません、右の如き關係で十年度の豫算においては歳出としては國防費及び農村經濟に貢獻す可き土木事業費等の外新規要求の認む可きものは無い事となるのであります、而して特に窮乏せる地方に對し土木事業費等を計上する筈でありましたが今回の關西地方の風水害その他東北の冷害、九州、四國地方の旱害、北陸の洪水並に養蠶地の疲弊等により多額の復舊及び救済的施設を必要とするに到つたのであります、前述の窮乏地方は大體これ等災害地方の中に包含せられて居りますのでこれ等を一括して別に災害對策に關する經費を計上する筈であります。

一一 増税断行止むを得ず

岡田 首相 談

岡田首相十一月四日の夜藏、遞、商三相と會談後左の如き談話をなした。増税といつても決して一般の増税等をするのではない、現在非常に儲けてゐるものから少しばかり冥加金をとるだけだ、だから軍需工業とばかりに限らぬ主義として來年度の赤字公債は今年度より減じ度いと藏相の話だつた、これらのために藏相が今回の案を樹てられたわけだが自分としては明日の閣議に藏相が案を提出される事には承認を與へた、然しこれは閣議で決らねばどうにもならぬ事なのだから案そのものを承認したわけではない、然し自分としては藏相の話は道理があると思つてゐる、町田、床次兩相も唯承り置く程度で別にそれ程の意見を述べられはしなかつた、兩長老が賛成か不賛成かは分らぬ、五日の閣議ではまづ藏相から案の説明をされ、これについては閣僚から質問や意見も出よう、五日の閣議で決るかどうかは分らぬが閣議でも別に藏相の面目を踏みつぶすやうな事はあるまい、何んとかして面目を立てる事と思ふ、藏相が西園寺公を訪問された内容については聴かなかつたが訪問された理由については「現在は國家非常時である、財政上も亦非常時である、之に對し自分の將來の財政計畫に對し閣員によくお話しして来た」といふことだつた、藏相の信念を話して来たわけだ、政友會今回の案に反對があるといふが、冥加金といつても多かれ少なかれ全體が災害を受けてゐる時なのだから種々意見があるのも致方あるまい、反對論も實際問題として相當考慮せねばならぬと思つてゐる、増税については從來の自分の言明と違ふかも知れぬが、あの時分には増税はせんでもよいと思つてゐた、當時は北陸の洪水だけだつた、然しその後全國の災害が起り調べれば調べる程大きいのだ、これには將來に向つての救済も考へねばならぬ、然も赤字公債も減らさねばならぬし、市場に消化能力がないとすれば多少の増税も止むを得んではないか。

一二 藤井藏相民政黨代表に言明

臨時議會に提出さるべき救済豫算の金額及びその内容は政治的に頗る重大視されるので、民政黨は先に代表を送つて岡田首相等と會見黨の要望を傳達したが、十一月四日午後一時半櫻内、川崎(克)兩總務は藏相官邸に藤井藏相を訪問し、二府三十二縣にわたる今回の災害はすこぶる深刻なるものがあるが故に政府においても非常なる決心を以て豫算を編成する要がある、もし金額において黨案と著るし懸隔ある場合は、黨はその援助をなすことは不可能である、と警告し、大蔵省において査定せる原案内容及び増税問題をも熱心に追究したが、藏相はこれに對し左の如き言明をなしその諒解を求めた。

一、救済豫算は一億圓以上とする見込である

一三 昭和十年度の歳入歳出概算(大蔵省発表)

岡田 首相 談

昭和十年度歳入歳出概算は十一月五日の豫算閣議に提出されたが大蔵省では閣議に先立ち午前十一時各省に對し査定案を内示した、概算は左の如くである。(單位千圓)

經常部	一、三三二、七九〇	計	二、〇四二、八九〇
臨時部	七〇一、一〇〇	經常部	一、二九三、六六〇
普通歳入	九八、三二〇	臨時部	七四九、二二〇
公債	六〇四、七八〇	計	二、〇四二、八九〇
前年度剩餘金繰入	七、〇〇〇	滿洲事件公債	一四八、〇〇〇餘
公債内譯	昭和十年度歳入豫算の公債金の内譯大要左の如し	歳入補填公債	四四七、〇〇〇餘
道路公債	四四〇餘		
震災善後公債	七、〇〇〇餘		

各省別の歳出内譯

皇室費	四、五〇〇	外務省	一、〇〇〇
陸軍省	一六、〇〇〇	内務省	六八、〇〇〇
海軍省	五〇、〇〇〇	大藏省	二二、〇〇〇
陸軍省	四五七、〇〇〇	陸軍省	二八四、〇〇〇
海軍省	一六六、〇〇〇	海軍省	二七二、〇〇〇
司法省	二一七、〇〇〇	文部省	二、〇〇〇
文部省	三五、〇〇〇	農林省	一五、〇〇〇
農林省	一二九、〇〇〇	商工省	三三、〇〇〇
商工省	三〇、〇〇〇	逓信省	七、〇〇〇
逓信省	五、〇〇〇	拓務省	一一、〇〇〇
拓務省	一七六、〇〇〇	計	二〇、〇〇〇
	一、〇〇〇		

各省新規要求承認額

昭和十年度豫算案の各省新規要求額に對する大蔵省の承認額各省別は左の通りである。

外務省	一〇、七〇〇	文部省	一一、二〇〇
-----	--------	-----	--------

内務省	三八、四〇〇	農林省	一三、〇〇〇
大藏省	九〇、〇〇〇	商工省	五、一〇〇
陸軍省	一六六、〇〇〇	逓信省	八、七〇〇
海軍省	九五、〇〇〇	拓務省	六、二〇〇
司法省	三、七〇〇	計	四五〇、五〇〇

一四 承認された各省新規要求

各省の新規要求承認額の主なる費目は左の通りである(單位千圓)

『大蔵省』 國債整理基金繰入七七、〇〇〇△爲替交換差損金三、五〇〇△滿洲事件豫備金五、〇〇〇△神戸、門司、横濱海陸聯絡設備費一〇九△造幣局廳舎新營費一三〇△専賣局工場新營費七五〇△蠶業試験所事務室その他新營費二七〇

『農林省』 農山漁村産業組織改善施設六八一(農村工業獎勵費二〇〇を含む)△海外漁業開發費三二△馬事振興費三九七△普通土木事業九九一△主要蠶業縣更生施設三一五△蠶糸對策(但し産繭處理改善のみ)一、〇〇〇

なほ時局匡救土木二千七百萬圓、桑園整理改植四百圓、第二期森林治水土木關係費四百二十萬圓の三主要經費は臨時議會提出災害豫算と同時に審議すべく査定を留保され、主なる費目のうち全部削除されたものは農林保險(七十萬圓)、農産物販賣統制機關設置(百七十萬圓)、沿岸漁業振興費(六百七十萬圓)等である。

『内務省』 著作権法改正施行費五〇△阿片増加費三四〇△國立癩療養所費七〇△災害復舊債利子補給(高知、鳥取)七〇△横濱市債利子補給四〇△警察電話架設費補給一五〇△時局匡救その他土木事業費借入金利子補給一、〇〇〇△治水事業費既定繼續費繰上三〇〇△河川改修に要する經費の追加(菊川、最上川、小貝川、烏神流川、矢作川)二、一〇〇△國直轄砂防工事費一二〇△港灣改修費追加(和歌山、酒田、廣島三港)六六〇△關門海峡改修費三七〇△地方港灣改修費一、〇〇〇△中小河川改修費三、三〇〇△國府縣道改修都市計畫事業助成二〇〇△北海道農漁山村振興費二、〇〇〇△官國幣社殿修築六〇△選舉肅正費四七〇△議員總選舉公營費その他諸費六〇〇△府縣會議員總選舉費二二〇△沖繩振興費三〇〇△奄美大島振興費八〇△三陸地方海嘯豫防施設一〇〇△失業保護施設費三、五〇〇△地方改善應急施設費七〇〇△函館市火災復興諸費一、〇〇〇

『司法省』 △金錢債務臨時調停法の施行延長に伴ふ經費七〇〇△治安維持法改正に伴ふ經費二一四△司法制度調査會設置費一〇△刑務所收容者増加に伴ふ經費二、四三一△裁判所刑務所新營費四〇△議員選舉檢察費四〇(内府縣會八萬圓、衆議院議員總選舉五萬圓)一三〇△裁判所及び登記所費三二

『商工省』 △中央度量衡検査所蓄電池設備改良五△工業地方化獎勵二〇△不足礦物資源開發五〇△度量衡取締用具改善四

右のほか事務費増加に關するもの三件十三萬三千圓だけで肥料統制、貿易統制、中小商業助成等の主要なものは全部削除された。

『文部省』 尋常小學校臨時補助に要する經費八、〇一一△社會教育團體事業費補助一五△高層氣象觀測施設一五△國際學術會議代表者派遣費二〇△私立中學校恩給財團事業費補助三六△法隆寺國寶保存費六三△爲替相場變動に基く經費の増加等一、四九七△第八回明治神宮體育大會費補助一〇△維新史料稿本複製費一五△國民精神文化講習施設四七△教育調査費三八△青年教育臨時施設費三〇〇△史蹟臨時施設費二七△社會教育臨時施設費九〇△國寶臨時保存費七五△帝國大學官立大學々校營繕費二七五△大學研究事項増加並に直轄諸學校學年進行費その他三〇八

第二節 豫算案をめぐつての重大性

一 豫算案審議の重大閣議

「第一次豫算審議臨時閣議」豫算案審議の十一月五日の臨時閣議は午後二時二十分より首相官邸に開會、藤井藏相先づ歳入豫算編成事情に關し、既報の如き増税案に關する説明をなし、ついで歳出豫算案に關し

一、陸海軍豫算案に對しては前年度より減ぜざるやう特に配慮して相當程度のもを認めたと説明した、これに對し大角海相をはじめとし全閣僚が交々起つて
合には今日提出の査定案の外に更に計数が追加される事となつてゐる。

と説明した、これに對し大角海相をはじめとし全閣僚が交々起つて
藏相の苦心のあるところは諒とする、復活要求をなすべきものは相當あると思ふが、いづれ査定案を熟覽し、更めて交渉する事とする。

と述べ、増税は恒久的のものなりや否やとの質問をなしこれに對して藤井藏相より
大體四、五年間のものとし、恒久的のものとする意志なし
と答へた以外に特に増税案について質問應答なく夕刻散會した。

「定例閣議」十一月六日定例閣議は午後二時半首相官邸に開かれ全閣僚出席岡田首相は五日夜吉田書記官長と臨時議會召集日並に會期につき協議の結果左の如く決定更に通常議會の日取をも付議した。

召集期式日
十一月二十七日
十一月二十八日
七日 間

(會期満了十二月四日)

全閣僚も異議なく、これを承認したよつて政府は閣議決定後直に上奏御裁可を仰ぎ第六十六臨時議會召集に關する詔書公布の件につき奏請することになつた。次いで、岡田首相は、

昭和十年度豫算査定案については目下各省において復活要求の審議中であらうが大演習迄には是非大體の見當をつけたと思ふから九日の定例閣議には全閣僚出席の上豫算を審議せられたい。
と希望し各閣僚の諒解を得て散會した。

二 藤井藏相高橋翁に増税問題報告

會見後高橋翁は語る

藤井藏相は十一月六日午後零時半高橋前藏相を訪問し一時間半の長きに亘り種々懇談し午後二時辭去し一旦藏相官邸に立ち寄つた後午後二時より開會中の定例閣議に臨むべく首相官邸に赴いた、藤井藏相の高橋翁訪問は過般藏相が翁を訪問した以後の豫算編成の状況並に増税の省議決定を中心として政府

部内の空氣とこれに對する世界の實狀を報告して高橋翁の諒解を求めたものであつたがこれに對し高橋翁はその是非につき多くの意見を述べずいば報告を聴取した程度の會見に過ぎなかつた、藏相辭去後高橋翁はその會見に關し左の如く語つた。

藤井藏相の訪問は別に深い意味はない豫算編成に關する色々の事情を説明するため来たのだが時間の長かつたのは藏相が詳細に説明したからである、これに對し我輩は只その説明を聴いただけで別に意見は述べなかつた、又我輩の立場からいつても彼是意見を述べる筋合ひでないから藏相のいふところを能く聞いただけである。

三 復活要求の縮減陸海軍に要請

軍部兩相と藤井藏相懇談

藤井藏相は十一月七日午後三時海軍省に大角海相を訪問し一時間に亘り重要協議を遂げたが、右は豫算編成上の最難關たる海軍豫算につき隔意なき意見交換したもので、先づ藏相より國家財政の實狀、査定に對する財政當局の方針等につき詳細に説述したるもの

今日の事態における國防の重大性については十分に承知してゐるが財政の現状をもつては到底軍部當局の要求を十分に満足せしめることは困難である、こゝに大藏當局としての切實な苦慮があるわけである

と述べて復活要求に對する海軍の考慮を求めた、これに對し大角海相は
先に海軍より要求せるものは現下の國際危局を乗切るに必要な國防整備の最少限度である、然るに新規要求においては要求の三分の一に査定され、これでは進行中並に今後の國防計畫の樹立に重大なる支障を生ずる大藏當局の苦慮は十分に諒承し得るが、さりとて現在及び將來に來らんとする國際情勢は到底國防を忽緒に付すを許さなから必要不可欠のものについては最少限度の復活を要求する

と語つて復活要求についての決意を明らかにした。しかし海軍の豫算省議が終了してゐないので同日の會見は原則論だけに止まり、金額の點には觸れず何れ海軍の再要求額が決定し事務當局間の折衝が進んだ上で大演習後に改めて協議する事にして會見を終つた、次いで藤井藏相は陸相官邸に林陸相を訪問し約一時間に亘つて懇談し、海相に述べたと同様財政の現況を説明して陸軍側の復活要求を極力縮減して貰ひたい旨を申入れたに對し、陸相は豫算案の内容と國際情勢より國防力の充實の必要を力説して
大藏省の査定には應じ難い、尙財源を得る方法は藏相において適切に考慮せられたい
旨を述べて會見を終つた。

四 不徹底増税より公債で賄へ

會見後 林 陸 相 談

藤井藏相も國家の前途を憂慮して放漫な一時通れの財政は樹てたくないとの見地から増税も公債發行の餘地もないと主張されたが自分はさうは考へない、自分は公債發行の餘力はまだあると信じ、出来るなら増税も今回のやうな不徹底な案なら寧ろやらずに公債で賄つていゝぢやないかとさへ思つてゐる、陸軍は少しも掛値をいつてゐないから今更値引きする譯にはゆかぬ、血の出るやうな削減はしてゐるが到底大藏省の要望するやうな何千萬圓といふ大削減は許されぬ、この分では大演習前には解決は出来ないだらう。

五 首相蔵相の豫算交渉経緯

大演習陪観の車中にて

林 陸 相 談

林陸相は十一月九日午後上野驛發列車で大演習陪観のため出發したが當日閣議前岡田首相と會見した内容につき車中において左の如く語つた。

首相に會つたのは在滿機關の問題と豫算問題についてである、在滿機關に關する官制の發表の時期を打合せ尙臨時議會には是非關係豫算を提出せねばならぬ旨を述べて首相の決意を確かめて置いた、勿論首相もこれには何等異議のあらうはずはない在滿機關の改革に伴ふ人事にはまだ觸れなかつた、陸軍豫算問題は前日藤井蔵相と懇談したが双方の主張が容易に一致點に達せず馬を壁に乗りつけた形になつてどうにも打開の道はないからこの上は首相として十分考慮して貰ひたいと希望を述べた、自分が歸京するまでに事務的には大蔵省と折衝するだらうが到底それで圓滿な解決を望み難い、財源がないといふけれども公債を増發すれば何んでもない、公債は昨年度以上に發行出来ぬとの説をなすものもあるけれども今年も全然豫期しなかつた風水害といふものがあつたのだからさう固苦しくはいへまいぢやないか首相の考へは明確にはいへなかつたが豫算は何んとかまとまるだらうと樂觀的口吻であつた、演習中に蔵相が出てくれば豫算の話も出るだらうが本格的な話は自分が歸京してからであらう。

と時局談をなしたる後、陸相は同夜宿舎なる富久屋に、今回の大演習に際し御前講演の光榮を荷ふ退役歩兵大尉黒田要一郎（栃木縣）後備歩兵中尉高柳恒三郎（群馬縣）の兩氏を招き農村の状況につき地方の有力者としての兩氏の公平な意見を聴取したが更に陸相は演習地滞在中國務大臣として農村問題解決についての参考資料蒐集に努むる處あつた。

六 最少限度の経費は飽迄要求

大演習陪観の車中にて

大 角 海 相 談

大角海相は軍事參議官加藤、小林兩大將と共に大演習陪観のため十一月十日上野驛發前橋市に向つたが車中左の如く語つた。

海軍豫算の復活についてはすでに海軍の態度が決定したので今日中には大蔵省に提出することになつてゐるそれで自分の留守中でも事務當局の間に折衝を行ふことになるであらう、大演習地で豫算問題につき岡田總理と會見するやうなことになるかどうか今のところ豫定はない、政治的折衝は歸京後になるであらう、海軍の要求するところは何れもいふやうに來るべき國際危局に備へるための最少限度の要求であるから所要の経費は何處までも要求する、東北農村の救済も焦眉の急であるけれども軍備も亦一日も忽がせにすることは出来ない、日本の財政の現状から見ても大蔵當局の苦心のほどは十分に察するが、この二大要求を按配する方法は幾らもあると思ふ、増税問題については自分にも意見はあるが今のところ一時の思ひ付きを輕々しく言ふわけにはゆかぬ、今後必要が生ずれば主張を述べる機會もあらう。

ロンドンの軍縮豫備交渉において、イギリスから如何なる妥協案が出たかについては自分の口から何んにもいへないが要するに日本の根本方針は定まつてゐて微動だにしない、日本の根本方針に矛盾するやうなものがあるならば如何なる妥協案といへども日本として拒絶せねばならない、向ふでの交渉は松平、山本兩代表が遺憾なく活躍されてゐるので非常に心強く思つてゐる。

今度の臨時議會で軍縮問題が論議に上るかも知れないが、ロンドン豫備交渉の経過は進行中の外交交渉で各國とも内容は發表しないことになつて居るから質問があつても詳しく説明するわけには行かない、然し政府の方針については自分から出來る限り詳しく説明して政府の意のあるところを傳へる考へて居る、これについては事前に兩院の各派との間に折衝することにならう。

七 海軍の復活要求八千九百萬圓

最少限度として強硬

十一月十日大蔵省に回付された海軍省の復活要求總額は約八千九百萬圓でその主なるものは

- 一、定員増加人件費、教育費、新艦船維持費、航空隊維持費等において約二千六百萬圓
- 一、水陸整備費約千五百萬圓
- 一、軍需品整備費約一千萬圓
- 一、滿洲事件費約六百萬圓
- 一、艦艇建造費追加約三百萬圓

である、しかし海軍は明年度新規要求として二億九千五百萬圓を要求したに對し大蔵省査定では九千五百萬圓を承認されたのみであるが、今回の復活要求においては査定額と合せても當初の要求額に比し一億一千萬圓を削減したものであるから海軍としては最少限度の要求であるとして強硬にこれが全額承認を期して居る。

八 赤字公債漸減方針飽迄堅持

大演習陪観出發に際し

岡 田 首 相 時 局 談

岡田首相は陸軍特別大演習陪観のため十一月十一日午後上野驛發前橋に向つたが出發に際し左の如き時局談を試みた。

明年度豫算は漸く復活要求が出揃つた所だからこの審議は大演習後に持ち越さるゝこととなつたが今年も東北地方の窮乏や關西地方の大風水害等各異害地救済豫算を編成すると同時に非常時國防豫算の編成に當らねばならぬのだから相當骨の折れることはやむを得ない、政府としては豫算編成方針として赤字公債漸減の原則は斷じて堅持するつもりである、公債漸減は國家財政を鞏固ならしめる唯一の途と信ずる大蔵當局の査定に對して各省夫々の立場から相當多額の復活要求が出るのも無理からぬことと思ふが折角各省間に事務的折衝を重ねてゐる様だから落着くところに落着くことを確信してゐる或は事務的折衝だけでは難しい場合があるかもしれぬが藤井蔵相も各大臣と協議を行つてゐることはあるし今の所自分が裁定に乘出すことを考へてゐない。

藤井財政に對して世間では種々の風評があるやうだが自分としては蔵相の政治的財政的手腕に信頼を寄せてゐる、増税問題も財界不安の一因となつてゐるやうだがいまだ決定を見たものでなく蔵出豫算の決定を終つて後に審議されることになつてゐる。

財政審議會の話は藤井蔵相から前以て格別の諒解があつたわけではない、併しこれは誰が考へても必要のことだと思ふ自分としては國策審議會が出来れば當然これに包含さるべきものだと思つて居る、國策審議會といつても矢張り財政經濟の建直しが目だ、國策審議會は國家百年の根本方針を樹立するのだから設置を急がず最善の方法を考究することが必要であらう。

町田商相が民政黨の總務會會長に就任されたが依然商相に留任されることは少しも差支へない、たとひ總裁に就任されても自分は閣内に留まつて貰へれば結構だと思ふ臨時議會前に兩黨總裁を訪問するかどうかは今の所考へて居らぬ、臨時議會は波瀾重疊であらう事は豫想される、國家非常時の議會においてはそれが當り前ではないか。

尙ほ首相は同月十四日午後三時五十分上野着歸京した。

九 商相陸相鐵相豫算問題協議

岡田首相幹旋懇請

十一月十九日の臨時閣議を前にして豫算問題殊に軍部豫算がもつとも重大視されて居るため岡田首相も何とか圓滿解決をしなければならぬ立場になつて来たので政黨出身閣僚へもそれ〴〵幹旋を懇請した結果岡田首相は十六日島飛行機製作所において陸相と會見した際豫算問題の圓滿解決方につきそれとなく陸相の意中を質した、尙ほ同夜内田鐵相は前橋より伊香保の陸相滞在の旅館に來訪約一時間に亘つて懇談した、内田鐵相は陸相としては陸軍が復活要求を強硬に主張して居るのは國防の責任者としては當然であるけれども又一方農村問題や將來の國家財政についても深甚の考慮をせねばならず財政と國防とこの三點より見て善處されたいと述べ、これに對して陸相は

勿論その事は十分諒として居るけれども大蔵省の査定案にはどうしても服する事は出来ぬ、今少し公債増發の餘地がありはせぬか、この事について十九日の閣議で首相を初め蔵相や他の閣僚諸君の御意見も聞きたいと思つて居る

増税問題は陸相も同意見

會見後 内田鐵相談

内田鐵相は陸相と重要會談を遂げた後左の如く語つた。

陸相との會見は今日の行幸の事やら豫算の事やらについて隔意なく懇談したのであるがその内容は一寸言ひ難い、併し十九日の閣議では豫算の全部は決定しない、何しろ歳出をよく検討してから歳入を定めなければならぬが歳入から先に定めて歳出の方を無暗に減額しようとするのは本末顛倒だ、増税については床次遞相とも相談したがこんな問題になり既に閣議に持出されて居る以上これを拒否するといふ譯にも行くまいではないか、軍部の立場は今非常に苦しい何しろ農林豫算はあの通り枕を並べて削減されて居るのだからこの際それを見捨て、軍部ばかり豫算を多く取るといふのも心苦しからう、又一方には軍令部や參謀本部の立場からはやむを得ない主張をして居るのだからこれ無下に退ける譯に行かぬ、更に歳入があつた通りで赤字ばかり出して居ては國防の永續性といふ事も考慮の中に入れねばならず實際難局だよ、増税問題については吾輩も林陸相も同意見である。

陸軍豫算を説明した

會見後 林陸相談

内田鐵相と旅宿に重要會見後林陸相は左の如く語つた。

内田鐵相が來られたのは豫算問題が中心であつた、鐵相は首相も豫算について心配して居られるので陸軍が豫算についてはどう考へてゐるかと聞かれたから自分から大體の内容を説明しその考へを傳へて置いたが勿論詳しい點には觸れなかつた、鐵相はこの旨を首相に傳へて置くといふことだつたが

十九日の閣議では到底目鼻はつくまい。

一〇 復活要求に對する肚は決つた

官邸にて 藤井藏相談

各省の復活要求に對する大蔵省の査定態度につき藤井藏相は十一月十七日午後永田町官邸で左の如く語つた。

復活要求に對しどれだけの財源を用意してゐるかいまなんとも申上げかねる然し暗夜に手さぐりで歩くやうなことは断じてしない、大蔵大臣の肚は出来てゐる、速くも二十一日頃にはさめたい、軍部大臣は國防の立場から大蔵大臣は財政の上から説明して行けばその間に自ら一致するところがあるべきだ

臨時議會での大蔵大臣の演説はまだ考へてもゐない、其前に政府の態度をきめねばなるまい軍部大臣のところへは先日よく説明してあるから十八日こちから申上げて行く豫定はない。

一一 陸海軍とも接近した

首相訪問後 藤井藏相談

藤井藏相は十一月十九日午後五時首相官邸に岡田首相を訪問し軍事豫算を中心に復活要求をめぐり各省との折衝につき今日までの経過を報告しこれに對し大蔵省當局の態度を説明しその諒解を求め種々懇談を重ね會見一時間にして辭去したなほ首相訪問後藏相は官邸に於て大要左の如く語つた。

その後復活要求に關する事務當局の折衝はまだ纏まるところまで行つてゐないが陸海軍を除く各省の事項は殆んど決り陸海軍とも大分接近して來たので首相に中間報告のため伺つた、大蔵省としては二十日午後省議を開き腹案を決定して二十一日の閣議に付議したいと思ふ、二十日の省議が終れば決定した、腹案を以て再び首相を訪問して報告したいと思つてゐるがそれまでに他の閣僚に私から會ひすることはなくこのまゝ事務的折衝で押し行く積りだ、二十日の午後迄に陸海軍の一部が残るかも知れないがその點に關しては二十一日の閣議で折衝すればよいと思ふ、二十一日に決めたいと思つてゐるが二十一日に決まらなければ二十一日には必ず決定すると信ずる、今のところ何とも申し兼ねるがかうなれば豫想以上簡単に決るかも知れない、豫算の決定が遅れるやうな時に災害豫算だけを先議したらいふ議が出るかも知れないが、然し私としては災害豫算だけを先に決定することは出来ぬしそれはまた政府のためにも得策でない、そんなことをすれば災害豫算は全く捨兒になつて母體である本豫算は何時までも決定しない、陸海軍に對する最後の肚といふものは決つてゐても申上げかねるが私としては要求項目は原則として認め金額を出るだけ減額して貰ふ方針で行つてゐる

一二 内田鐵相、床次遞相協議

會見後 床次遞相談

内田鐵相は十月十九日午後二時五十分逓信省に床次遞相を訪問、五十分互り會談を遂げたが内田鐵相は岡田首相をはじめ大演習地において後藤内相

林陸相等と意見明年度豫算問題につき種々斡旋せる経過を述べ各相の意中を傳へると共に、床次遞相に對し豫算閣議に先立ち閣内長老會議が開催されるが如き場合に對する態度方針につき種々進言する所あつたが遞相は會談後次の如く語つた。

けふ(十九日)電話で内田鐵相に大演習並に地方行幸の間鐵道關係は無事任務を終つた御祝ひを傳へた所直ちに答禮として鐵相の訪問を受けたが自然豫算問題その他についても種々話し合つた、豫算問題は中々困難なやうである、結局纏るとしてもそれまでには餘程採みに採まねばならぬ、兎に角歳出豫算を一本締め上げて見た上で公債や増税の事も決めるべきであらう、増税については私の意見は變らない、矢張り出来れば撤回されることを希望するのであるが豫算を締め上げた上でどうしても必要だといふのなら僅か三千萬圓の事でその影響も微少なだから増税を行つても大した問題ではなからう。

第三節 再査定復活四千百萬圓

一 藤井藏相の態度峻嚴

『内示案』 復活要求に對する最後案を決定すべき大藏省議は十一月二十日午後六時から藏相官邸に開催約三時間餘にわたり協議の結果二億九千萬圓に上る各省の復活要求に對し思ひ切つて査定を下し承認額僅かに四千百萬圓と決定した、右の内譯は陸海軍の復活要求に對し合計二千六百萬圓、内務農林その他各省合計一千五百萬圓である。即ち明年度歳出概算は次の如くである。

第一次査定歳出總額	二十億四千三百萬圓	復活承認額	四千百萬圓
災害豫算(十年度及び在滿機關改革費)	六千五百萬圓	計	二十一億四千九百萬圓
昭和十年度	一八四、〇〇〇	昭和九年度	七〇、〇〇〇
公債發行額	五九、〇〇〇	昭和十一年以降二十一年度まで	五四、〇〇〇
第一次査定による發行高	六〇四、七八〇	復活承認發行額	四〇、〇〇〇
災害豫算その他(十年度分)	六三、九九〇	計(端數切捨のため合計一致せず)	七〇九、〇〇〇
『各省別承認額』	大藏省では二十日夜各省に對し復活承認額を内示したが各省別承認額は次の如くである。(單位千圓)	内務省	四、九〇〇
外務省	七三〇	陸軍省	一三、〇〇〇
海軍省	八七〇	司法省	三二〇
文部省	一三、〇〇〇	農林省	一、八〇〇
商工省	八九〇	逓信省	一、一三〇
拓務省	四四〇	計	三七、〇〇〇
外に財源持出しによる	三八〇		

復活承認額

『外務省』 外務省復活要求の承認額は要求額一千三百九十五萬圓に對し僅に七十三萬圓で、在外公館新設費、尼港事件、滿洲上海事變救恤費、國際文化振興費、外交工作費等がその主なる費目であるが、外務省多年の懸案であつたエチオピア公使館並にデリー(インド)總領事館の新設は明年度から實現を見ることとなつた、尙通商振興費、本省儀典課新設費等は削除された。

『内務省』

内務省所管災害豫算の復活要求に對し左の諸費を承認された(單位千圓)

- 一、警察救護費 九〇〇
- 一、警察電話(新潟まで) 三〇〇
- 一、神社復舊、都市計畫助成、治水事業費若干
- 次に十年度一般豫算における三千万圓の復活要求に對し左の諸費において約七百萬圓を認められた。
 - 一、國道改良費 二、八〇〇
 - 一、樞原神宮 一〇〇
 - 一、刑事警察機關充實費(本省に刑事課を新設する費額のみ) 三〇
 - 一、北海道拓殖費若干 一〇〇
- よつて内務省は二十日夜省議を開いた結果左の費目を内相と藏相との間の政治折衝により復活要求することに決定した。
 - △災害豫算
 - 一、大阪港復興費 約五、〇〇〇
 - 一、小矢部川 約五、〇〇〇
 - △一般豫算
 - 一、國民保險 約八、〇〇〇
 - 一、刑事警察機關充實費中未設の縣に刑事課を新設する經費約 一、二〇〇
 - 一、救農土木事業費 約二〇、〇〇〇

後藤内相は同月二十一日中に藤井藏相と會見して折衝するが就中大阪港救農土木事業、國道改良費に力を盡す意向である。

『農林省』 農林省の復活要求千九百萬圓に對する第二次査定承認額は歳出減による増加百八十萬圓を加へて四百八十萬圓である。これで豫算對策は項目的には大體承認されたが北洋前進根據地等の重要施設が漏れてゐるのでこれは再復活を要求する筈である。

災害豫算の復活要求三千万圓に對し九年度三四百萬圓、十年度及び十一年度で五百萬圓合計八九百萬圓が承認されただけで、これでは第一次承認の分と合せて七千萬圓前後にしかならず、當初の要求一億一千万圓には相當の距離がある。しかもこの災害豫算承認額の半額近くは本豫算の方から便宜的に流れたものであるから本格的な災害豫算は到底お話しにならず、従つて本豫算分の再復活要求は極少額に止め二十一日の豫算閣議では全力を擧げて災害豫算の再復活を強硬要求することになつた。

『文部省の復活承認』

文部省所管來年度豫算の復活要求中大藏省の承認を得たるものは百十九萬圓でその内容は左の通り。(單位千圓)

- ▲非常時國民運動 一〇〇
- ▲兒童就學臨時獎勵費 四四〇
- ▲青年訓練及實業補習教育臨時補助 一〇〇
- ▲勤勞者教育團體事業費補助 一五〇
- ▲大日本聯合婦人會事業費補助 一〇
- ▲私立學校經營監督機關整備充實費 一〇
- ▲實業教育振興委員會及びローマ字統一促進諸費 二〇
- ▲美術研究所美術年鑑編纂發行費 二〇

▲官立學校設備補助

五〇

▲帝國大學、官立大學收入金支辨管轄設備費六

▲帝國大學、官立大學授業研究費

一四〇

▲中央國民體育館新設費

一五〇

▲災害豫算内譯

▲文部省の災害豫算九年度分は大蔵省の承認を経て左の通り決定した。(單位千圓)

▲兒童學校給食諸費五四九(總額九三五にして二ヶ年度に支出するものとす)

▲國寶その他風水害復舊費(總額七九〇にして三ヶ年度に支出するものとす)

▲文部省直轄各部災害復舊費一、三三二(總額二、七九〇にして三ヶ年度の繼續費とす)

▲颱風對應並に寒冷觀測施設費七〇(大東島、ラサ島硫黄島に觀測所を設置し洋上觀測船建造並に既設觀候所に無線發信施設に要する經費にして總額一、三七七、五ヶ年度の繼續費とす)

▲災害調査並に事務諸費四〇

▲關西地方罹災市町村立小學校復舊費補助一九(總額七、〇七〇にして二十四ヶ年度に互り補助するものとす)

▲災害復舊の國庫補助 府縣の災害復舊土木事業費に對する國費補助率は内務大藏兩省の事務的折衝で左の如く決定した。

兩三年間の府縣の災害の有無の如何により現行勅令を適用すれば今回の災害復舊土木費については鳥取は七割五分、岡山は五割、高知は三割三分、兵庫は四割の國費補助となるからこれ等四縣に九割乃至八割五分の補助率を適用するがために例へば鳥取についてはこの際七割五分を國費補助として九割と七割五分の差たる一割五分に相當する金額は若干年間据置いた後一割五分に相當する元金及びその利子を國費補助となすの方法を取ることとしこれがため特別の勅令を必要としない。

といふにあり鳥取、高知、岡山に關し大蔵省もこの趣旨を認めたが兵庫に關しては未解決である。

「總額二億預金部融資」 大蔵省預金部では同月二十六、七日頃預金部運用委員會を開き災害豫算と併行して災害地救済のため預金部より資金の融通をなすべく各種議案を付議することになつたがその要旨左の如し。

一、融資總額 二億圓餘

一、融資年度 九、十、十一、三ヶ年

一、融資内容 (イ)地方災害案にして國庫補助を伴ふものに對する資金の融通(ロ)災害地方の公共團體事業資金の融通(ハ)災害地中小商工業者に對する資金の融通

復活豫算は検討の上態度を決定

自邸に於て 大角海相談

海軍省の復活要求に關する大蔵省の査定に對し大角海相は二十日午後十一時自邸において左の如く語つた。
次官からも經理局長からも何等の報告が無いのでやすんだ所だ海軍に對する承認額が一、千三百萬圓だつてえ？ 何處からさう言ふ數字が出て來たのか全く想像もつかぬ、そんな數字で海軍が満足出來るかどうか、即座にも自分の意見は言ひ度いのは山々だが公式の報告も無いのに輕々しくあれこれ言へるものではない二十一日朝艦政本部、航空本部軍令部等の首腦部會議を開き大蔵省の査定内容を十分検討し何を繰延べ何の單價を引下げ、何の項目を削つててさういふ數字が出て來たのか研究を重ねた上海軍としての態度を決する積りだ。

一一 豫算概算をめぐつて鳩首

首相三閣僚と會談

藤井藏相は右の如く二十日午後九時各省復活要求査定に關する大蔵省議終了と同時に首相官邸に岡田首相を訪問、吉田書記官長同席の上昭和十一年度豫算概算大蔵省原案に對する各省の復活要求の中四千萬圓を承認するに至つた旨を述べ、岡田首相の諒解を求めた、依つて首相は同十時床次、町田兩相を招致し、四閣僚同席にて重ねて藤井藏相より説明を聴取したが床次、町田兩相共大蔵省と陸海軍兩省の互讓妥協に依つて豫算編成を圓滿に取纏めたいとの希望を有して居るので大蔵省の復活要求査定案に對し、更に増額の余地なきや否やにつき藏相の再考を求めて會談を終つた、斯くて藤井藏相は辭去したが、床次、町田兩相は首相と豫算問題の解決に關し種々凝議した、右會見後四相は交々次の如く語つた。

再査定のみ、閣議に持出す

會見後 岡田首相談

岡田首相は藤井藏相と會見後床次藏相、町田商相と同席の上次の如く語つた。
今夜は藤井藏相の方から復活要求に對する再査定の内容を齎して報告に來られたので私の方から喚んだ譯ではない、豫算の事は不馴れな一人で聴くよりも永い間の經驗者である兩長老にも同席してもらつた方が心丈夫だから來てもらつた次第だ、藏相が先に歸られたのでその後兩長老から色々御意見を承りたいと思つたが餘り話もないのでよく御考へになつて明日でも聞かして下さいとお願ひした譯だ
藏相の再査定に對する意見は尤もな點もあるがこれは各大臣の意見とつき合せてみなくては一方的で不公平だから何とも只今批評することは出來ないそれに藏相は再査定の結果をそのまま閣議に提出したい意向で、その前に政治的工作をする積りはないらしいから萬事あけすけに閣議に持出す事になつた。
別に軍部豫算を切離す考へなどない、二十一日中に全部が纏まるか否かは閣議に出して見なければ判らん、増税の話は今夜は全くなかつたが要するに藏相の話は財政の現状に鑑み合理的に振分ければかうするより仕方がないといふ譯さ。

お氣の毒だが相當査定した

官邸にて 藤井藏相談

藤井藏相は岡田首相と會見後永田町官邸で左の如く語つた。
各省の要求殊に陸海軍の要求は實に尤も至極なものばかりで出來得るならば全部認めたいが財政上それも許さないのではお氣の毒だが相當査定をした、あれで全部片づいた譯ではなくまだ二三残つてゐるものもあつたが餘り時日もないので一應査定案をつくつて首相に報告した
赤字公債の一億圓限には相當の理由もある、閣議でその質問が出ればお話を申上げる、その方針を死守するかどうか、また赤字公債七億圓の財政生命線の話等は今夜はいいないが宜いだらう。
内務、農林等の方にもいろいろ御希望はあらうが我慢して頂かうと思ふ、陸海軍大臣が閣議前にお話するといふのならその時はお話するかも知れない

何とか纏らう

會見後 床次遞相談

岡田首相の希望によつて自分は町田商相と共に藤井蔵相の再査定に關する説明を傍聴したに過ぎない、無い金を方々に振り向けねばならないのだから蔵相の説明する所も誠に尤もではあるが、蔵相の云ふ通りなるとは限らぬ、前以て何等の政治的折衝を経ずして再査定案を豫算閣議に持ち出すことも冷静に考へて見れば當り前の順序であつて格別の驅引きがあるわけではないが各省の復活要求は強いものだから豫算閣議が二十一日に片付く事は困難かもしれない、然し揉んだ舉句結局何とか纏まるのではないか。

双方の理由を聴いてから

會見後 町田商相談

今晚蔵相の話聞いたが再査定に關する蔵相の説明は公債消化力の點からして四千萬圓より出せぬと言ふことで總理も我々も蔵相の説明を尤と聞いた譯で蔵相の信念は中々堅いやうだ、しかし各省大臣の復活要求も或は尤もと思はれる理由を見出せるかも知れぬから兎も角二十一日の豫算閣議で蔵相の説明を聞いて後各省大臣の主張を聞いてみるより仕方がないし又この方法が本筋だらう、二十一日の閣議でまとまるとは一寸思へん床次君と私の出馬が必要かどうか、それは今の所分らんが或は二十一日の閣議後總理から今夜の様な意味で我々に相談があり總理の考へを示されるかも知れぬ。

三 軍事費及復活要求閣議

第二次豫算閣議の論點

『第二次豫算閣議』 後藤内相は十一月二十一日午前九時閣議に先立ち首相官邸に岡田首相と會見、前夜藤井蔵相の報告に基く豫算復活要求に關する大蔵省議の結果及び床次、町田兩長老閣僚と會見の顛末を聴取し豫算案の圓滿解決策について種々協議を重ねて閣議に臨んだ。定例閣議は午前十時二十分から首相官邸に開會されたが藤井蔵相が豫算の計數整理のため缺席の外全閣僚出席、直ちに人事其他諸般の事項を決定した後、後藤内相から桐生市に於ける南滿先驅失態事件に付き詳細に報告あり、右につき岡田首相、後藤内相より夫々參内して恐懼御詫を言上した旨を謹んで報告し各閣僚の諒解を求めた更に廣田外相からロンドンに於ける軍縮豫備交渉、北鐵交渉、日蘭會商等につき夫々中間的経過報告あり、豫算問題には何等ふれず正午一旦休憩した、斯くて午後一時藤井蔵相は大蔵省に於ける計數整理を終へて出席したので愈々一時半より緊張裡に再開、劈頭岡田首相より臨時議會も切迫し政府として出来るだけ速かに豫算の成立する事を必要とするので、各省互譲の精神を以て圓滿に折衝の進行されん事を希望すると述べ、次いで藤井蔵相より目下の財政状態を詳述し公債發行につき漸減方針と市場消化力の二つの見地から公債七億圓死守の立場を説明し大體前回の豫算閣議におけると同様大蔵省の豫算査定方針を述べて後各省の復活要求に對する今回の再査定趣旨に言及し各省の要求はそれ／＼緊要のものであることは認めるが財政窮迫の處大蔵省としては十分に研究調査の上認められるだけは承認した、よつて各省の要求と査定の間には多額の開きは各閣僚とも事情諒察の上我慢されたいと種々財務當局の立場を述べ諒解を求めた。

まづ大角海相より

査定案は今朝入手したばかりであるからまだ計數を擧げて意見を申し上げる事が出来ないから大體論についていふ、只今査定事項を伺つたが、蔵相の申されるところは誠に誠にもつともである然し我々は國防の重責の上から、主張すべきところを主張しなくてはならぬと冒頭し、海軍豫算中艦艇改裝費その他重要費目を擧げてその緊急なる所以を力説し、更に世界各國の建艦状況を詳細説明し今日のまゝ推移する時は一九三六年において我海軍は各國に比して著るしく劣勢にある

と説き海軍側の主張が容れられねば國防上の責任をとることが出来ぬ旨を強調して蔵相の考慮を求めた、ついで林陸相は陸軍では、極力經費を節約して要求費目の計數を極小に止める事にとめてゐるが、蔵相の査定されたやうな數字にはならぬ蔵相の再考を希望する、我々は足らざるところはいくらでも増税を以て賄へといふやうな論をなしてゐるやうに世間の一部に傳へられてゐるが、陸軍は左様な論をなすものではない、ただ蔵相の主唱される程、公債を減少する必要はないと思ふ

と述べて蔵相の査定に同意し難き旨を力説した後松田文部、兒玉拓務、山崎農林、小原司法、廣田外務、後藤内務、床次遞信、町田商工の各閣僚が順次起つて所管省の査定案に基き、それ／＼復活要求費目を擧げて、大蔵省の追加承認を求めたが特に床次遞相は

蔵相の公債漸減主義も結構で自分としてもこれに同意するが具體的に七億圓死守といふことは餘りに窮屈ではないか、何物を犠牲にしても公債だけ減ずればいゝといふものではない、財政方針は國政全般を見たる上に打樹てらるべきものであつてこの査定についても少しゆとりのあるものとしてよからう

との所見を陳述して蔵相の考慮を求め更に増税問題に言及し

増税案に對しては自分は主義として反對である、然し大蔵省において豫算編成上是非必要なりとの建前でその方針が決定し既に公にされてゐる今日、あへて反對を固執するものでない。

旨を表明した、次いで町田商相は

我々は財政の基礎を確立するとともに國防の永續性について考へねばならぬ即ち今かりに國防が希望通り強化されてもそれが一時的のものであつて持續性がなければ何にもならぬ、その點十分なる考慮をめぐらさねばならぬ

と國防と財政との調和を力説した事は注目をひいた、斯くて右の如く何等具體的の數字に觸れず双方の立場から單に査定方針と復活要求の意見の間陳があつたに止まり何等纏まるところなく午後六時一旦休憩に入つた。休憩後午後七時より岡田首相は床次、町田兩長老と共に總理室において陸海軍、内務農林、大蔵各大臣を交互に招致し各大臣の意見を懇談的に聴取し居中調停の形式で各相に對し互譲の精神を以て考慮を促した後更に陸、海兩相と藤井蔵相は別室に於て約二十分にわたり懇談を重ねたが何等の効果なく會見を終つた、かくして八時半閣議を再開し首相より

大蔵當局が財政擁護の立場から査定に當られたのは多とする、しかしこの豫算案を成立せしむるには各省は勿論だが大蔵當局においても互譲の精神により歩み寄つて貰はなくてはならぬ、この點篤と各閣僚においても考慮を煩はしたい

と述べ、これに對し陸海軍、内務三相より總理の苦衷は十分察するが何分要求額と復活承認額との間に非常な開きがあるので我々も心配してゐる然し總理からの折角のお話だから十分考慮する

と述べ二十一日午後一時から改めて第三次豫算閣議を開くこととし午後八時四十五分散會した。

『藤井蔵相談』

藤井蔵相は閣議散會後午後九時半から蔵相官邸に兩次官以下關係官を招致して閣議の模様を報告し今後の對策につき種々協議す

る所あつたが協議終了後今後の方針に關し次の如くその所見を述べた。
 二十一日の豫算閣議では各閣僚から種々希望の開陳或は一般的國際情勢の説明等があり自分も財政當局として意見を述べたが今回の豫算編成の中心となして居る陸海兩省の豫算に關し兩相から向きり／＼結着幾何出せとの具體的要求がいまだ無かつたので本日の豫算閣議は別段進捗を見たといへないと思ふ、二十二日の閣議では必ず懸案の豫算全體を纏めたいと考へて居るが若し臨時議會關係だけの豫算を分離して決定し他は後廻はしとするといふ様な意見が出て自分も断じて同意しない心算である、二十二日の閣議で陸海軍豫算さへ纏れば他省の豫算は直ちに決定し得る自信を以て居る、丁度刀を迎へて竹が割れる様なものだと思ふ併し陸海軍の豫算に關してはまだまだ／＼の數字に關する意見の陳述が無いので今晚は何も大蔵省として對策を考究する事はない、二十二日は各相が大蔵省の苦衷を認めて貰へると思つて居るだけである、財源關係は總て大蔵大臣に委すと誰れか閣僚が述べ居られただけで増税問題に對する意見は聞かなかつた。

四 各方面の豫算評

地方の經濟界壓迫を招來す

藤井藏相の唯一の方針は公債の漸減であるから昭和十年度においては公債を減じて七億限度に止むるのが當然である、然るにこの固守した限度が少しでも出るといふことはその方針が失はれたことになる、向この歳出では總額においては前年度と大差なきも臨時災害費の支出を要するのと軍部豫算の増加とがあるのでそれだけではその他の各省の經費に於いて削減されねばならぬ、して見ると歸するところは内務農林文部各省の經費削減となつて地方民に及ぼす影響は極めて大なるものがある、國防は軍部ばかりではない、軍備の充實と同時に國內産業の發展が必要であるがこの豫算ではその間に於いて偏形偏重の事實を現はすのみならず寧ろ産業の發達を阻害し地方經濟界を壓迫するの結果となること明瞭である。

政友會 大 口 喜 六 氏 談

公債の消化がうまく行くか

公債發行額が漸減してゐても公債の消化がうまくゆかねば豫算についての難點が起るわけで、この點多少の疑ひなしとしない、次に豫算の總額は二十億を突破し未曾有の大豫算となるが、その中で陸海軍軍費は十億二千萬圓に達し、豫算が益々陸海軍に傾くやうな形になつて來た、これはいはいはゆる三十五、六年の國難を象徵するものであらうが、一方においては風水害、旱害、冷害、水害等の災害によつて國民はもがいてゐるのであつて、國家はこれを救済せねばならぬ立場にあり、この災害救済費と軍費とを比較してその配分が妥當であるか否かといふことも豫算批判に際して考へねばならぬのである、災害復舊豫算は以前の要求よりは多く認められて二億近くなるだらうが、これと軍費の増加とを比較すれば對照上相當であるかどうかこれも一つの論點となるであらう。

民政黨 小 川 郷 太 郎 氏 談

二階から目録では救濟出來ぬ

國民同盟 加 藤 幹 事 長 談

藤井藏相の主張する一億回還減の健全財政主義は破綻を生ずるに至つた、從つて増税の意義は非常に減却されたことになる、陸海軍が國防上の責任を盡す必要上それだけの要求をなすことは當然であらうが其得たる軍費は國費總額の約四割六分強に當る、國防のみを如何に充實し得たとしても非常に困窮してゐる國民の現状を救済し能はずして果して國防に缺陷なしといひ得るや否や、又内務、農林兩省大臣はこれ程國民が熱望してゐる多くの問題に對して殆んど二階から目録程の復活を承認されて果して政治的良心を満足せしめて居るや否や、國民の代表としては是等の點に關し、如何にして疲弊困憊の極にある農山漁村、中小商工業者等を救済せんとする經綸を有するや否やを十分に糾明せねばならぬ。

藏相にその人を得ず

貴族院方面の觀測

今現はれたところだけで見ると相變らず軍部豫算が豫算總額の四割六分を占め非常時局の今日致方ないことではあるが大蔵大臣にその人を得ればこの點につき財政と國防の調和をうまくとつて行けるのである、ところが藤井藏相の軍部豫算復活に對する折衝は外觀から見てゐたのでは決して成功であるとは見えなかつた、尤も財政計畫確立のために赤字公債の漸減は貴族院年來の主張であるから藤井藏相がこの點に多少力を入れたのは多とすると、ところであるが併しその赤字公債漸減の裏にいろ／＼なやり繰りをしてゐるのは遺憾である、その他災害豫算など軍部豫算に比して少額に過ぎるやうであるがこれ等も今日の社會情勢に顧み大に考へねばならぬことと思ふ、何れにしてもこの豫算案に對しては議會でも相當議論があると思はれる。

第四節 岡田首相學國一致支援を懇請

儀禮的挨拶

官邸に歸つて 岡 田 首 相 談

岡田首相は十一月二十四日正午各政黨々首兩院議長等を歴訪後官邸で次の如く語つた。
 けふ各黨首を歴訪したのは本年度豫算も大體まとまりさうだからよろしく願ひしますと挨拶したただけだ、別に臨時議會のため援助をお願ひしたわけでもない、鈴木政友會總裁はいづれ内容をよく検討してからといふお話しだつた、別に機嫌が悪い事もなかつたよ、若槻男は今まで民政黨總裁として色々御世話になつたのだし町田商相は民政黨總務會長でもあり豫算編成にはお蔭でまことまかつたのだからそれだけお禮を述べたのだ。
 床次選相を訪ねたについては豫算で連日あの様におそくまでお世話をかけたのだから長老として敬意を表して置くのは當り前ぢやないか、兩院議長は臨時議會も近く開かれるのだからたゞ名刺を置いて來たにすぎぬ。
 豫算については、軍事費が農村豫算を奪つたとの批評もあらうが然し現在の國際情勢がしからしめるのだからやむを得ん、成程農村豫算そのものは自分も少いとは思つてゐる然し現に陸海軍や鐵道あたりは相當農村方面から物を買ふ様に努めてゐるから金が出てゐると思ふ、臨時議會ではこの農村豫算を始め在滿機關その他につき各方面からひどく攻撃されるであらうその點は覺悟してゐる、それにわしの答辯もシドロモドロと來てゐるから相當つらい、然しこればかりはどうにもカモフラージュも出來ないんだから仕方がない。

災害救済豫算承認の外はない

鈴木政友會總裁は岡田首相との會見後左の如く語つた。

たゞよろしく頼むといふだけでその他のことは何もいはれなかつた、増税の問題にも觸れなかつた、こちらとしては豫算を見た上で態度を決する外ないが、臨時議會に提出される豫算案は農村並に災害地の救済豫算であるから不満足でも當該地方の窮乏一日の急を要する事實に鑑みれば承認せざるを得まい、しかしその足らざるところは將來に向つて施設を要求しなければならぬ、臨時議會に對する黨の根本方針は二十六日の議員總會で表明する積りであるが突發的問題の起らざる限り政府に對し全面的不信任決議案を提出するといふやうな考は持つてゐない。

鈴木政友會總裁談

豫算はあれで先づ結構

若槻禮次郎男談

岡田首相が總裁でない私の所にどういふ意味で來られたのかよく判らないが、政府の豫算も決り愈々臨時議會に臨むことになつたので、宜敷くたのむといふ事であつた、抑々岡田内閣を援助したのは私個人のみ意見でなく、黨議を以て決めたのだから私が總裁を退いたとて援助の方針に變りはない従つてその事は首相に對しはつきり答へておいた、豫算の概まつた事は結構である、これを批判するとなれば人によつて色々の事がいへるだらう、私も全部が全部あれで結構とはいへぬが、まづあれ位で纏つた事は大體いゝと思つなければならぬと思ふ。

責任を問ふと駄目を押した

安達國民同盟總裁談

岡田首相は今朝突然訪問して來たのだ、「來年度豫算案は出來たし臨時議會も近づいたのでよろしく頼む」といふ單なる挨拶に來たのだ、そこで私は、「農山漁村救済に關する農林、内務關係の豫算が頗る少額なのは甚だ遺憾だ、これは軍事豫算と同程度の重要性を持つてゐるのだから軍事豫算と同時に解決して貰ひたかつた」と希望した、總理は「大いに同感だから二十四日の閣議で相當考慮する」といふことだつた、對議會策については「現内閣の施設には相當不滿の點があるから大いに文句をいふから覺悟して貰ひたい」と言つてやつた、國民同盟では農村對策や在滿機關改革問題に對する政府の不手際等については何うしても政府の責任を問はねばならぬと思つてゐる。

公債消化には大いに努力

豫算案を語る 土方日銀總裁談

昭和十年度豫算案も大體決定したがこれに付き土方日銀總裁は十一月二十四日の如く語つた。公債の發行額が昨年より多いとか少ないとかの問題は單に一般會計分のみを以てしてはいへない、少なくとも金融市場との關聯において考へるとき一般會計分、特別會計分、交付の分の全部を考慮の中に入れてなければ正確な議論は出來ないと思ふ、正確な計數は大藏省にもまだ決定を見てゐない様だ、

然し大體論として公債漸減方針が——その減少の程度は別としても——確立されることは我が財政の爲めにも、又金融界の爲めにも誠に結構なことである。さうなれば公債の市場消化力の上にも好影響を與へることは明かなことであらう然し我が財政がバランスを失つて以來民間銀行の公債保有量は俄かに膨脹し一部では今後の公債の消化力に付いて疑懼を懷いてゐる向もある様であるが、公債の消化力といふものはさう簡単に彈き出せるものではない、實際やつて見なければ分らないが日銀としては健全通貨維持の方針からして消化に極力努力する考へである然し日銀としては市中銀行に無理矢理に押賣りすることは出來ないのであるから今後公債の消化を有効に遂行して行くにはどうしても市中金融機關のモラル・サポートが絶対に必要である、公債の市中消化とこれに伴ふ日銀の態度方針に付いては來月四日の關西銀行大會において自分の意見を説明すると共に大藏省とも十分相談して中央銀行として通貨調節の使命を完うしたいと思つてゐる。

第五節 昭和十年度總豫算額約二十二億

一 公債發行額七億五千餘萬圓

十一月二十四日の豫算閣議にて正式に決定せる明年度總豫算の總額は災害豫算をも含めて二十一億九千六十四萬四千圓これに伴ふ公債發行額は七億五千三百五十七萬七千圓である、即ち閣議決定額の概算内譯は次の如くである、尙公債金の内譯は滿洲事件公債の分がはつきりせぬため滿洲事變公債及び歳入補填公債等の割振りが決定してゐない。(單位千圓)

區分	概算	災害費其他	計
歳入	一、三三四、八八四	一、三三四、八八四	一、三三四、八八四
臨時部	七八七、四四二	六八、三一八	八五五、七六〇
計	二、一一二、三二六	六八、三一八	二、一九〇、六四四
臨時部内譯			
普通歳入	九七、二八八	一、一一四	九八、四〇二
公債	六八三、一五三	六七、二〇三	七五〇、三五七
前年度剩餘金繰入	七、〇〇〇	—	七、〇〇〇
歳出	一、二八八、七〇二	三、八二三	一、二九二、五二五
臨時部	八三三、六二四	六四、四九四	八九八、一一九
計	二、一一二、三二六	六八、三一八	二、一九〇、六四四

各省別内譯 (單位千圓)

所管別	經常部	臨時部	概算決定額
岡田内閣			一六五

省	皇	外務	内務	大蔵	陸軍	海軍	司法	文部	農林	工商	拓務	計
常	四、五〇〇	一六、八四〇	五〇、七四六	四四一、一一三	一七四、一二六	二二〇、九二九	三五、九一二	一二九、五八七	三〇、五九三	五、四八八	一七六、八九六	一、九六七
臨時												
總額												
所管												
常	一二、八一	七八、六五三	二二、六九九	三一七、一五〇	三〇九、二六三	二、三六五	一四、〇五五	三五、三五二	七、八七九	一二、八一三	二〇、五七九	八三三、六二四
臨時												
總額												
所管												
常	四、五〇〇	二九、六五一	一二九、四〇〇	四六三、八一三	四九一、二七七	五三〇、一九三	三八、二七七	一四三、六四三	六五、九四五	一三、三六七	一八九、七〇九	二、二二二
臨時												
總額												
所管												
常	四、五〇〇	二九、六五一	一二九、四〇〇	四六三、八一三	四九一、二七七	五三〇、一九三	三八、二七七	一四三、六四三	六五、九四五	一三、三六七	一八九、七〇九	二、二二二
臨時												
總額												

新規事業承認額(各省別)

昭和十年年度豫算案中各省別新規事業承認額は左の通りである。(単位千圓)

所管	常	臨時	總額
外務	一、八九五	一〇、六六三	一二、五五八
大蔵	八三、一一六	八、七八八	九一、九〇四
海軍	一八、七九五	一一、四三〇	三〇、二二五
文部	一、四七四	八、九四三	一〇、四一七
工商	一九〇	五、五六二	五、七五二
拓務	七	六、六二二	六、六三一
計			一三二、〇五二

主なる事業費目

十一月二十四日決定した十年年度豫算案中各省の主なる新規事業費目とその金額は左の通り(単位千圓)

『内務省』 ▲根原神社殿修築並境內整理五〇(總額八〇〇五ヶ年繼續) ▲志波彦彌神社殿修築並境內整理四一(總額一二三ヶ年繼續) ▲地方局關係 ▲災害復舊費借入金利子補給(鳥取高知分)六九 ▲横濱市債利子補給四二〇 ▲時局匡救其他土木事業費借入金利子補給一、〇〇〇 ▲八丈島末吉村砂防工事費補助一九〇 ▲警保局關係 ▲刑事警察機關充實(本省に刑事課を新設)六三 ▲著作權法改正に伴ふ登録事務等五二 ▲警察電話架設費補助一六八 ▲土木局關係 ▲治水事業費既定繼續費繰上三〇〇 ▲河川改修二、一三三 ▲直轄砂防工事二〇 ▲港灣改良費追加六五八 ▲關門海峽改良費二七〇 ▲地方港灣改良費一、五四一 ▲道路改良費五、三四七 ▲中小河川改良費四、四四三 ▲水道費補助二六〇 ▲衛生局關係 ▲阿片増加三三四 ▲橋樑コデイン増

▲恩賜財團濟生會事業費補助一二七 ▲國立療養所擴張一〇〇 ▲醫務救護(災害關係を含む)二、一〇〇 ▲都市計畫課關係 ▲國府縣道改良都市計畫事業助成二〇〇 ▲社會局關係 ▲汽罐取締令施行一一一 ▲不買住宅地區改良費補助一五〇 ▲失業保護施設三、四四三 ▲地方改善應急施設六八〇 ▲その他 ▲北海道拓殖(農漁山村振興事業費其他を含む)二三、五〇〇 ▲選舉公正六七〇 ▲選舉公營事務指導監督五〇 ▲選舉公營四九 ▲衆議院議員總選舉六五七 ▲府縣會議員總選舉二六六 ▲三陸地方海嘯災害豫防施設一一八 ▲沖繩縣振興事業三九九 ▲鹿兒島縣大島郡振興事業九六 ▲函館市火災復興助成一、〇四八

『司法省』 ▲思想掛裁判部特設四九 ▲執行猶豫、起訴猶豫及び受刑後釋放者保護觀察一一五 ▲司法保護事業獎勵費の増加五〇 ▲豫審判事増員一二〇 ▲刑務所職員増員一四六 ▲刑務所收容費増加二、四三一 ▲司法制度調査會一〇 ▲衆議院議員總選舉檢察一〇〇 ▲府縣會議員總選舉檢察八三 ▲金錢債務臨時調停法施行期限延長七〇 ▲東京地方裁判所民刑兩部分離、大審院檢事局監督書記昇格(財源提出により實現)

『大蔵省』 ▲國債利子増加(國債の爲替藏損金を含む)七八、六四〇 ▲差その他の爲替差損金三、五一八 ▲滿洲事件豫備金五、〇〇〇 ▲臨時利得稅實施に伴ふ徵稅費六八〇 ▲簡易國勢調査二五〇 ▲内閣資源局資源統制調査九〇 ▲對滿事局設開七八 ▲その他營繕、災害費等三、六四八

『逓信省』 ▲恩給自然増加四、九三四 ▲航路補助費三、七二一 ▲福岡、臺灣間航空路開設並に整備二七四 ▲船舶改善助成施設補助初年度分六九七(但しトシ當り三〇圓年五萬トシ) ▲學生航空聯盟補助二〇 ▲名古屋電氣試驗所出張開設一〇六 ▲電線及び電氣機器並に電氣工事人取締一五四 ▲失業船員救濟補助一七〇 ▲東京飛行場整備九五 ▲東京、パオ間航空路開設補助一六〇

『農林省』 ▲農産物販賣統制三〇〇 ▲農村工業獎勵三〇〇 ▲治水事業二、〇〇〇 ▲産鹼處理統制施設二、〇五〇(但し三箇年計畫總額一二、〇五〇の内初年度分) ▲用排水幹線改良繼續事業一、三三三 ▲用排水幹線改良事業費補助二七一 ▲漁港修築獎勵五〇 ▲沿岸漁業復興獎勵二〇〇 ▲馬事振興七六三 ▲自作農創設維持四八(但し新規貸付資金一五、〇〇〇、〇〇〇圓に對する利子補給總額三、二一四の十年度分) ▲肥料統制一五 ▲雪害に因る農作物の被害防除七〇 ▲小麥貯藏倉庫建設獎勵一〇二 ▲飼料改良増産及び利用方法改善試驗五〇 ▲遠洋漁業獎勵七〇 ▲漁況通報五五 ▲海岸砂防造林七五 ▲山林利用増進施設一〇〇 ▲湖沼樹木利用開發五〇〇 ▲鹿兒島縣大島郡産業振興三四五 ▲三陸地方防湖造林造成一〇六 ▲右の外米穀貯藏獎勵金の除裕五、〇〇〇千圓を流用し九年度において災害地方において諸施設に使用するものとす。

『商工省』 ▲液體燃料需給促進一、九三二 ▲北樺太油田試掘一、二一七 ▲石油試掘獎勵二四〇 ▲内地油田調査六〇 ▲低温乾溜二六三 ▲石油油化法六一 ▲ガスを發生爐九〇 ▲肥料工業施行一五 ▲倉庫業監督二四 ▲貿易統制八八 ▲中小商工業助成三五〇 ▲中小産業統制八七 ▲工業の地方化二〇 ▲鑛業出願處理六六 ▲不足鑛物資源開發促進五〇 ▲主要工業改善調査三九 ▲發明獎勵費増加六〇 ▲製鐵獎勵金増加一、二一〇 ▲陶磁器原料根本調査一五

三 内務、文部兩省關係の再復活内容

内務、農林、文部三省關係の再復活として承認された三百四十萬圓は二十四日の閣議の結果既報の如く大蔵省原案通り三省の割當が決定したが、内務農林兩省の復活要求が猛烈を極めたために十一年度以降において災害費として内務省に八百萬圓、農林省に四百萬圓を認めることとなつた、尙、内、文兩省に割當額の費目内容は左の通りである。(單位千圓)

『内務省』 ▲國道改良費増額一、九五〇圓(内五十七萬五千圓は地方負擔、百三十七萬四千三百三十三圓は國費負擔にして二十二日の閣議で内務農林文部三省の所管費として認めた三百四十萬圓中内務割當費となつた全額を國道改良に振當たもの) ▲救農土木費八、〇〇〇(災害補助費として既に決定せる費額中から八百萬圓を十一年度の災害補助費として繰下げ、その代り八百萬圓を九、十兩年度の救農土木費とした) ▲小矢部川、五、〇〇〇

(大部分は十一年度以降に割當て、九、十兩年度では合計二十三萬圓) ▲兵庫縣災害復舊借入金元利補助四、〇〇〇 ▲大阪港補助増加一、九九〇 (但し十一年以降十三年度までの割當額) ▲水道補助三、〇〇〇 (十年度は二萬六千圓にして残餘は十一年以降とす) ▲「文部省」 ▲尋常五年小學校臨時補助一、〇〇〇 ▲災害地學校建築利子補給費十年度分二五

四 昭和十年度豫算要綱承認

—— 藏相定例閣議に説明 ——

十二月十八日の定例閣議は十時二十分より首相官邸に開かれ岡田首相以下全閣僚出席、先づ高橋藏相より昭和十年度一般會計豫算要綱の梗概を説明し、右方針に基く豫算要綱は前例によりこれを印刷して貴衆兩院議員に配付することとした。旨を述べ吉田書記官長が左の如き豫算要綱を代讀し閣僚の承認を得た。

十年度一般會計豫算要綱

- 第一 昭和十年度豫算の編成に當り國際時局の情勢は陸海軍側の充實並に滿洲事件に關する經費に巨額の増加を必要とし加ふるに昭和九年各地に起りたる災害等の對策に要する經費亦多額に上り歳出増加の傾向著しきものあるも地方歳入に在りては租稅等の自然増收の趨勢前年度の如くなる能はず、又一部産業において時局の影響に基き増益顯著なるものあるを以て臨時利得稅を賦課することとなせるも尙歳入の不足は著しき情勢に在り、依つて一般諸經費は勿論上述の諸費に在りても成るべく節約を旨とし努めて公債の新規發行額の減少を圖り大體左記に依り昭和十年度豫算を編成せり
 - 一、臨時利得稅賦課の計畫を樹つること別項の如し
 - 二、兵備改善に關する經費は緊急やむを得ざるものとして之を計上せり
 - 三、滿洲事件費は成る可く節約の趣旨により計上したるも滿洲における航空部隊その他の兵備に關し特に經費を増額せり
 - 四、災害對策に關する經費の本年度豫定額を計上せり
 - 五、治水及港灣等の土木工事にして時局匡救費により完成せざるものありては成る可く計畫の全般に付所要の經費を計上せり
 - 六、其の他の新規事項は爲替相場の変動に基く國債元利拂に要する貨幣交換差減等の差向き必要避け難き經費の外は成る可く之が計上を見合せたり
 - 七、歳入歳出差引歳入の不足は公債財源を以て補填することとせり
- 臨時利得稅に關し左記概要を豫算要綱に登載すること
- (一)臨時利得稅の概要 (イ)法人に付てはその利得に對して課稅し、個人に付ては營業の利得に對して課稅すること、(ロ)課稅利得は、法人に在りては事業年度の所得より昭和六年以前二年間の事業年度の平均所得を控除して算出し、個人に在りてはその營業所得より昭和六年以前二年の平均營業所得を控除して算出すること、但し前記の平均所得又は平均營業所得のなきとき若くは過少なる場合には、法人に在りては資本金額(積立金を含む)の年七分に相當する金額、個人に在りては三千圓を控除して賣出すること、(ハ)課稅利得は年額二千圓を超ゆる金額に限ること、(ニ)個人に在りては營業所得六千圓に達せざるときは課稅せざること、(ホ)稅率は百分の十とすること。
 - (二)臨時利得稅の收入見込額
- | | |
|-------|------------|
| 昭和十年度 | 三〇、三九五、七九九 |
| 平年度 | 四一、〇九九、九八七 |

次いで町田商相、廣田外相より日蘭會商の経過と今後の對策について報告があり後左記諸事項を決定散會した。

關 議 決 定 事 項

- 一、昭和九年法律第五十二九因作地に對する政府所有米穀の臨時交付に關する法律施行期日の件(十二月二十一日)
- 一、昭和八年勅令第二百八十三號米穀統制法第九條の規定により米穀その他の輸入稅增加の件中改正の件
- 一、臺灣總督府内臨時職員設置制中改正の件
- 一、貯金局官制中改正の件
- 一、通信官署官制中改正の件
- 一、人事

六 昭和十年度初閣議の重大性

一 特別會計豫算案承認

一月八日の初閣議は午後二時半から首相官邸に開催、全閣僚出席、まづ既報の通り拓務次官更迭に伴ふ人事を決定し次いで各特別會計豫算案を付議したが内田鐵相が鐵道特別會計豫算に關し建設計畫は従前通りとし豫算面に増額となつて現れてゐるものは主として改訂計畫に向けられる旨を説明したのみでその他の主管大臣よりは格別の説明もなく大藏省原案通り正式決定、高橋藏相より陸軍豫算の滿洲事件費の滿洲における使用方法については特に留意されたい、即ち滿洲國といつても外國であるからその使ひ方如何によつては國際收支に影響を與へひいて我が國の爲替に波及するところが大である、我國の昨年中の外國貿易は多少の輸入超過であつたが、貿易外の受取勘定によつてカバーする事が出来た、然しこの勘定には對滿關係の收支が含まれてゐない、滿洲國關係について見ると昨年中には内地から一億四千萬圓の資金が出てゐる、この點陸軍においても注意しその使途について考慮されん事を希望する、この政府の滿洲における支拂ひ以外に一般民間の對滿放資及び諸種の支拂ひについてあへて拘束せんとするものではないが十分考慮する必要がある、即ち滿洲への投資と雖も對外投資と變りがないのであるから我國の國際收支並に爲替相場等に及ぼす影響を考慮し特に慎重を期すべきであると思ふ、この點民間も諒として向後對滿投資を其他資金の移動については大藏當局に一應諒解を求めらうにしたい

一一二回の解散で政黨淨化は出來ぬ

初閣議後 高橋藏相時局談

高橋藏相は一月八日の閣議散會後永田町藏相官邸において左の如く語つた。
『最近國際貸借』は相當考慮せねばならぬ時期になつてゐると思ふので今日閣議で私の意見を述べ注意を喚起した、滿洲で使ふ金は日本内地で使ふのとは異つていは貿易の上からいふと入超勘定になる、だから各省共その金の使途はよく考へて貰はねばならぬし、また民間の投資も十分統制することが必要ではないかと思ふ、殊に本年は滿鐵の英貨債償還もせねばならぬし、北鐵買収交渉の成立の曉にはその資金も準備せねばならぬ現在の圓爲替のことは心配するほどのことはあるまいが十分準備をして置く必要がある

「國策審議會」 自分の考へでは大きな調査機關を設けて現在各省にある各種の調査機關を包含せしめたいと思ふ、ただその調査の結果を政府が採用して實行するかしないかは時の政府が勝手にやればよい、その仕組と人とはよく注意せねばならず、出来上るまでにはいろいろの困難を伴ふことになるのではないかな

「爆弾動議」 は臨時議會で首相の答辯された通り十年度の豫算を實行して見てからの話だ、それが本當なのだから、政友會が金額を減らして妥協しに来るつていふのか、それは噂だらう、そんな誠意のないとどうするのだ

「今度の議會」 が解散になるのかどうか自分にも判らないが時の政府が政策を掲げて議會に臨む場合に臨む場合に解散位は覺悟で行かねばなるまい、一體議會を解散して政界を淨化するといふ者もあるが、一回二回議會を解散しても政黨淨化なんか出来るものか。

三 特別會計豫算正式承認

昭和十年一月八日の初閣議に於ては既に大體の決定を見たる昭和十年度特別會計豫算の承認について提案せられたるが各關係共異議なく原案を承認した、即ち正式承認を経たるもの左の如し(單位千圓)

關東局新事業

關東局設置二七六▲關東州及附屬地巡查派出所増設一八五▲同上船舶警乗員設置六〇▲大連工業學校設置一九二▲諸學校學級増加八二▲植物檢査所設置四一▲通信事業費の増加二二四▲航空無線電信局新設八▲飛行場整備九八▲關東局官舎新營四六五▲大連上水道第五期擴張七〇〇▲忠靈顯彰會補助三〇▲滿洲事件費二、九〇九▲昭和十年簡易國勢調査に要する經費六三

帝國鐵道

建設費 四八、〇〇〇
改其費 八七、七四二
自動車線設備費 三、五六六
國債償還金繰入 二一、八〇三
合計 一六一、一一一
右に對する財源 鐵道益金 一〇一、二八七
公債募集金 三八、〇〇〇
前年度持越資金 一九、八二四
資本勘定所屬雜收入 二、〇〇〇
合計 一六一、一一一

通信特別會計

通信特別會計及び簡易保險特別會計の内容は次の如くである、即ち
通信收入見積りは前年度に比し一千八百十九萬圓を増し二億九千六百十萬圓として業務、資本兩勘定に於ける新規事業費は千八百十九萬圓でその主な用途は電話擴張費(六百七十七萬圓) 風水害復舊費を始めとし床次遞相の企圖する従業員の間接的福利増進施設等に向けられることになった(單位千圓)

資本勘定

歳入 二一、四一〇
一、業務勘定過剩金繰入
一、電信電話建設寄付及び設備負擔金 一二、四九八
一、雜收入 一二九
歳出 三九、五五八
一、電話擴張費 三、三七七
一、管轄費(局舎新築) 二、八一三
一、國債整理基金繰入 六二〇
業務勘定 一、電信電話管轄費 六七七
一、一般會計繰入 二、四二九
一、災害費(風水害復舊費) 一、八六八
計 五一、三六八

業務勘定

歳入 二九六、一〇〇
一、通信業務收入
歳出 一八九、五九九
一、通信業務費 七、〇〇〇
一、豫備金 二七四、五九九
「新規事業」 右のうち新規事業ともいふべき項目は、次の如くである。
資本勘定 ▲電信電話擴張改良費追加(前年度に比し電話六千個増設)六、七七二▲航空無線増設費(福岡、鹿児島、八丈島、那覇)四〇〇▲對外無線通信路増設二四五▲郵便局舎新營費追加五九二▲局舎新營費一般會計繰入八八三▲一般管轄費八三七▲國債整理基金繰入増加二、六〇八
業務勘定 ▲通信機關増設擴張四二七▲電氣通信技術調査三〇〇▲地方都市集配施設整備改善費二七七▲大都市近郊遠達郵便施設擴張七八▲郵便事業増進、三七四四▲對外無線通信路増設(ベルギー、コロンビア、瑞典、南亞、埃及)二五六▲證券保管事務取扱擴張二六三▲廣島貯金支局設置費一二〇

簡易保險

歳入 二五〇、五一七
一、事業増進 二、六九八
一、仙臺支局事務開始費 二〇四
歳出 一四七、八四〇
一、健康相談所増設(二十ヶ所) 二一四

郵便年金

歳入 一五、六二九
四 田 内 閣
歳出 六、二七一
一七二

第七章 国民生活の安定 (産業を興立す)

岡田内閣十大政綱の第七に国民生活の安定を計ると明記せる如く、我國は世界的不況後産業經濟界共に不振で、加ふるに昭和九年は災害の續發せる事近古未曾有と稱せられて居る、旱害、水害、災害、凶作等々農漁山村の不況は目もあてられぬ慘狀である、岡田内閣は外は國際危局と稱せられる一九三五、六年の非常時をひかへ、内には是等憂患の續發の中に組閣して、多事多難の前途を迎へたのである、されば政府は尋常一様の手段を以てこの難關を突破する事は至難であるため、組閣に於ても近來なき長時日を要し人選は特に慎重を極めたのである、斯くて陣容の整備と共に外は國際間の平和確立に、内は國民生活の安定を計るため災害對策、旱害對策、時局匡救對策に邁進し、然も政黨政派を超越して眞の舉國一致内閣を組織して救國の大任を果しつゝある事は吾人の欣快とする處である、今之等諸對策中特に國民生活の安定について概略的に述べれば次の如し。

第壹節 農山漁村救濟對策

一 窮乏農漁山村の匡救事業を繼續

内務省では七月十一日午後三時から内相官邸に於て後藤内相最初の省議を開き、後藤内相、丹羽次官以下各局長並に部長等全部出席、先づ後藤内相より、十日の閣議に於て決定せる政府の豫算編成方針を傳へ、明年度の内務省豫算編成方針に關する各種重要問題について協議を重ねたが、最も問題視されてゐる時局匡救事業の善後措置に關しては、大體前内相當時の方針を踏襲し

一、匡救事業は政府の方針に従ひ名目上は本年度限り打ち切りとするが、事業本来の性質上打ち切り得ないもの、及び東北、養蠶地方其他一府縣内に在つても、農漁山村に於て特に窮乏甚だしき地方に就いては事實上匡救事業を繼續し、これが善後措置に誤りなきを期すること

一、匡救事業に於ては土木事業は勿論、御下賜金に基く農村醫療救濟事業並に失業救濟事業の繼續に重點を置くこと
に決定、その他的一般新規要求と共に各局に於て成案を急ぎ、七月中に省議に附して具體的に決定することとし、官紀綱紀の振肅、國民精神の高揚、その他一般内務行政に關しても種々意見を交換し、會議二回時半にて散會した。

二 内相、北陸水害状況を報告

七月十三日の定例閣議は午前十時五分より首相官邸に開催、岡田首相以下全閣僚出席、先づ河田書記官長より
明日 聖上陛下に於かせられては御避暑のため葉山に行幸あらせらるゝに付き閣僚より一人御見送りすることになりこれには岡田首相が當られること
になつてゐる、暑中の天機奉伺に就いては執れ宮内省と打合せの上報告する

旨傳へ、各省人事異動を決定したる後、後藤内相より北陸方面の水害に關し

被害地は石川、富山、新潟三縣下に亘り富山縣の庄川筋の被害が最も甚しい模様である、交通杜絶のため事情不明の土地があるが人畜の死傷及び損害は相當激甚の模様で近來に珍らしい大水害である、夏季にかゝる水害を誘致した原因は兩三日來の豪雨に加へて昨冬來の未曾有の積雪が雪解水となつて今回の慘事を惹起したものと云ふ、しかし水害も大體昨夕刻を以て峠を越した様子で石川縣下の如き既に減水の兆を示してゐる、農林省の貯藏糧が

多少洪水を被つた模様だが未だ報告に接してゐない

と詳細に亘つて説明し次いで政策問題に關して藤井藏相、廣田外相、後藤内相より二、三發言あつて十一時半散會した。

『水害地復舊費』 尙ほ同日の閣議に於て後藤内相より北陸未曾有の水害状況を報告したるに對し藤井藏相は

水害地復舊費は第二豫備金より支出する積りであるが現在第二豫備金は七百萬圓しかない

旨を述べ、二、三閣僚よりそれだけの金額では足りないではないかとの質問あつたが支出額は被害程度不明の爲め決定を見るに至らなかつた。

三 社會不安の一掃國民生活の安定

後藤内相は最近の世相に鑑み社會不安の一掃と、國民生活の安定を圖る必要を認め明年度豫算に於て之が實現を期する方針である、内相の抱く諸方策は左の通りである。

- 一、土木事業の施行 時局匡救事業は一應打切るも性質上繼續を要するもの並に窮乏地方には之を繼續する
- 一、醫療救護の徹底 貧困農民のため現在の恩賜救護事業を全部國費を以つて繼續する
- 一、失業救濟事業の實施 都市の失業労働者並に知識階級失業者の救濟のため本事業を繼續する
- 一、社會保險制度の擴充 健康保健法の改正、國民健康保險、職員健康保險、失業保險等の實施を行ふ
- 一、勞資協調 産業平和確立勞資間の無益なる闘争をさげ國家的見地より勞資の協調を圖り産業平和施設を促進する
- 一、福利施設の増進 公益質屋、不良住宅改善、地方改善、共済組合の助成等を行ふ
- 一、社會事業施設の整備充實 都市を通じ社會事業施設の保護助成を圖る
- 一、不穩思想取締 左右兩翼の矯激なる思想並に行動を徹底的に取締り治安維持に全力を注ぐ

四 内務省議會提案の國民保險

現下の思想對策として國民生活の安定を圖る爲め内務省社會局で計畫中であつた國民健康保險は次の如き要綱案を得たので局省議を経て法文化し、來議會に提出する事となつた。該保險は年收千八百圓以下の約二十萬人の國民とその家族を對象とし毎年五六百づゝの保險組合を市町村單位に設立せしめ二十一年間に一萬二千の全國町村に普及せしめる豫定で國庫補助は組合設立後十年間と限定し給付實額の一割程度とし年額三四百萬圓の豫算を要するものと見られて居る。即ち該案の骨子は左の如し。

國民保險法案

第一總 說

- 一、本保險は多額の收入ある者及出捐能力なき者を除き原則として一般國民の健康を保險する事
- 二、本保險は被保險者の疾病及負傷を以て保險事故と爲すも其他被保險者の分岐及死亡をも保險事故と爲すことを得
- 三、本保險は國民健康保險組合を以て其の保險者とする

第二 國民健康保險組合

一、總 則

- (一) 組合は被保險者たる組合員及組合員の屬する世帯員にして被保險者たる者の保險を行ふことを以て目的とす
- (二) 組合は一般國民健康保險組合と特別國民健康保險組合の二種とす
- (三) 組合は之を法人とす
- (四) 國、道府縣及市町村は豫算の範圍内に於て組合に對し補助金を交付することを得

二、組 織

- (一) 一般國民健康保險組合は其の地區内に在る世帯の世帯主又は其の管理者を以て組合員とす
- (二) 一般國民健康保險組合の地區は市町村の區域に依ること
- (三) 特別國民健康保險組合は同一道府縣内に於て同種の業務に従事する者其他利害關係を同じくする者を以て組合員とす

三、設 立

- (一) 組合を設立せむときは發起人は規約を作成し組合員と爲るべき者一定数以上の同意を得て行政官廳の認可を受ける事
- (二) 一般國民健康保險組合成立したるときは其の地區内の組合員たる資格を有する者は總て之を組合員とすること

四、被 保 險 者

- (一) 組合員は同時に被保險者たるものとすること
- (二) 組合員は其の屬する世帯の世帯員を包括して被保險者と爲すことを得
- (三) 左に掲ぐる者は前二項に拘らず被保險者と爲ることを得ず
 - (1) 多額の收入ある者及其の同居家族
 - (2) 法令の規定に依り公の扶助を受ける者
 - (3) 下士官以下の現役軍人
 - (4) 健康保險の被保險者
 - (5) 法令に依る共済組合の組合員
 - (6) 其他他組合規約を以て定めたる者

五、保險給付及保備施設

- (一) 組合は被保險者の疾病又は負傷に對し療養の給付を爲すものとす
- (二) 組合は療養の給付の外被保險者の分岐又は死亡に對し助産の給付又は埋葬の給付を爲すことを得
- (三) 組合は療養又は助産の爲め必要あるときは被保險者を病院又は産院に收容することを得
- (四) 組合は療養の給付、助産の給付又は埋葬の給付に代へて療養費、助産費又は埋葬費を支給することを得
- (五) 保險給付の範圍、期間、程度及支給條件は組合之を定むる事
- (六) 組合は保險給付に要したる費用の一部を其の保險給付を受けたる者に負擔せしむることを原則とすること

(七) 組合は被保険者の健康を保持するため必要なる施設を爲すことを得ること

六、費用

(一) 組合は組合員より保険料を徴収することを得ること

(二) 組合に保険料其の他の徴収金の強制徴収権を認むること

(三) 一定期間以上繼續して保険給付を受けざりし者に對しては組合は其の期間に拂込みたる保険料の一部を拂戻すことを得

七、管理

(一) 組合に組合會又は總會を置き組合の重要事項を議決せしむること

(二) 組合に理事若干名を置き組合事務を執行せしむること

(三) 理事中一名を理事長とする事

(四) 組合の役員は原則として名譽職とすること

八、分合解散

(一) 組合は監督官廳の認可を受け其の分割、合併、地域の變更及解散を爲すことを得ること

(二) 一般國民健康保險組合解散したるときは其の権利及義務は關係市町村に歸屬すること

第三 國民健康保險組合聯合會

一、同一道府縣内に於ける國民健康保險組合は其の聯絡事業の改善其他共同の目的を達する爲國民健康保險組合聯合會を組織することを得ること
二、聯合會は之を法人とすること

第四 監督

一、國民健康保險組合及國民健康保險組合聯合會は第一次に地方長官之を監督し第二次に内務大臣之を監督すること

第五 審査、調停訴願及訴訟

一、保險給付又は被保險者資格に關する決定に不服ある者の爲に審査機關を設けること

二、國民健康保險組合又は國民健康保險組合聯合會と醫療機關との間に起りたる醫療契約に關する紛争の爲に調停機關を設けること

三、保險料其の他の徴収金の賦課徴収に不服ある者の爲に訴願又は行政訴訟を爲し得る途を拓くこと

五 地方財政調整交付金制度要綱

内務省が地方負擔の不均衡を是正し窮迫農村の財政的破綻を救済するため立案せる地方財政調整交付金制度に關しては後藤内相も農村對策としてその必要を認めてゐるので地方局でも本年こそ是非之を實現せんと過般來該制度の再檢討を行つた結果、交付金制度實施費用五千七百萬圓並に該制度實施に伴ひ府縣に屬官を配置する費用十五萬圓を明年度豫算に計上することとなり大藏省に提出要求した然してその要綱は左の如く大體從來の案と同様である

一、交付金總額 十年度は地方稅總額の約一割五千七百萬圓とす、但し將來は相續稅の増収に伴ひ之を増額す

二、交付金財(單位千圓) (イ) 第二種所得稅の増徴(約五割一二、六二四)(ロ) 資本金子稅の増徴(約十割一四、四四三)(ハ) 相續稅の増徴(約五割七〇〇)(ニ) 奢侈稅の新設(賣上金の一割三〇×計五七、七六七)

三、配分の方法 道府縣十分の四、市町村十分の六

四、配分の標準(イ) 一般交付金(ロ) 資力薄弱團體交付金(ハ) 特別團體交付金の三種に分類し特に窮乏甚しき府縣市町村には一般交付金の他に更に増額配分す、その見込額は道府縣(單位千圓)

一般交付金 七、六〇〇

資力薄弱團體交付金 一三、六八〇

特別團體交付金 一、五二〇

市町村 一般交付金 一一、四〇〇

資力薄弱團體交付金 二〇、六二〇

特別團體交付金 二、一八〇

合 計 五七、〇〇〇

六、交付金の使途、左の諸稅の負擔輕減に充當する

(イ) 道府縣、國稅附加稅、營業稅及雜種稅、特別地稅、家屋稅(ロ) 市町村、戶數割及びその代稅たる家屋稅、その他の附加稅及特別稅、道府縣稅の輕減に伴ふ附加稅の減收

六 國庫貸付金の整理方針内定

各府縣に對する國庫貸付金は

一、關東震災豆相震災による東京府、東京市、神奈川縣、横濱市、埼玉縣、千葉縣、靜岡縣、山梨縣に對するもの

一、山陰震災による京都府、兵庫縣に對するもの

一、十勝、駒ヶ嶽燦發被害による北海道に對するもの

一、米澤火災による山形縣に對するもの

一、災害土木復舊による宮城、鹿兒島兩縣に對するもの

一、財政救済による沖繩縣に對するもの

一、未済元金一億七千九百五十二萬圓

一、未済利子一億五千九百五十六萬圓

合計三億三千九百〇八萬圓

といふ巨額が残されてゐる、これ等國庫貸付金の多くは昭和四年まで據置き昭和四年から十五年乃至三十年の年賦償還とし五厘利の契約になつてゐるがこのまゝに放置すれば利子が増加するばかりで事實上の不償還を默認することになるから、内務省はこれを整理する方針を決定し整理方法としては利下げか又は窮乏地方に對しては利子免除償還年限の延長等を考慮することとし、安井地方局長は八月三日賀屋大藏省主計局長と會見して懇談した結果今後兩者間において速かに整理案を作成することとなつた

七 内務土木豫算匡救費

内務省が八月七日の豫算議で決定した昭和十年度土木豫算は總額六千九百三十七萬圓であるが、右のうち時局匡救關係のものとして計上してゐるものは

中小河川改良費千二百萬圓、地方港灣改良費四百萬圓、農村振興關係道路事業費千三百四十萬圓計二千九百四十萬圓

であるが更に道路改良費(二千三百五十萬圓)府縣施行砂防費(四百萬圓)關門海峡改良費(百萬圓)等を加算して九年度豫算の形式をもつて計算すれば十年度の事實上の匡救費は約五千萬圓に達する、尙九年度の匡救土木豫算は約一億圓を要求したるに大蔵省が認めたのは約四千二百萬圓であつた、その他同日の省議で決定した土木局の主なる費目は左の通り(單位千圓)

一、治水事業費線上に要する經費 荒川上流、雄物川、最上川、岩木川、神通川、富士川、木曾川上流、斐伊川、千曲川、阿賀野川、阿武隈川、江合川、鳴瀬川、信濃川上流、千代川、蘆田川、狩野川、那珂川、渡川、利根川、渡良瀬川 三、〇〇〇

一、直轄河川の繼續施行に要する經費 (小貝川、鳥川、神流川、最上川上流、矢作川、菊川、淀川低水) 三、六五〇

一、新規直轄河川の改修に要する經費 (肝屬川、白川、小矢部川、阿武隈川下流、米代川、木曾川下流) 一、六〇〇

一、横濱港修築費追加 七〇〇

一、清水港修築費追加 三〇〇

一、直轄港灣の繼續施行に要する經費 (酒田、和歌山、廣島) 二、二〇〇

一、新規港灣の改修に要する經費 (戸畑、八幡、境) 三〇〇

【第二京濱国道建設費】内務省は十年度土木豫算において東京市大崎町から横濱市に達する第二の京濱国道建設費を計上したが總額千五百六十萬圓で五ヶ年繼續事業として十年度割額は七十萬圓で大崎町以西は幅員二十五メートル、川崎市以西は幅員二十二メートルである

農林省は現地の事情に即して按配すること
一、補助率は現地の事情に即して按配すること
一、窮乏農村に萬遍なく事業を行渡らせる爲めに内務、農林兩省で事業の配分に就き十分なる打合を行ふこと
を申合せて散會した

八 農村救済で内務農林申合

農林省協同會は十月二十日午前十時半より内相官邸に開催、協議の結果

農村救済對策に關する内務、農林兩省協同會は十月二十日午前十時半より内相官邸に開催、協議の結果
一、救済事業は時局匡救事業の前列に據ひ農林省は用排水旱害村道開設等の農村土木事業を主とし内務省は町村道河川改修等の如き救農土木事業を主として行ふこと
一、補助率は現地の事情に即して按配すること
一、窮乏農村に萬遍なく事業を行渡らせる爲めに内務、農林兩省で事業の配分に就き十分なる打合を行ふこと
を申合せて散會した

農林省協同會は十月二十日午前十時半より内相官邸に開催、協議の結果
一、救済事業は時局匡救事業の前列に據ひ農林省は用排水旱害村道開設等の農村土木事業を主とし内務省は町村道河川改修等の如き救農土木事業を主として行ふこと
一、補助率は現地の事情に即して按配すること
一、窮乏農村に萬遍なく事業を行渡らせる爲めに内務、農林兩省で事業の配分に就き十分なる打合を行ふこと
を申合せて散會した

九 全官吏職金農村救済對策申合

各省次官會議にて決定

【次官會議の美譽】凶作に懊惱する困窮農村生活者は日に深刻化し、收穫する何物もなく木の實、蕨の根を掘つて常食としてゐるといふ窮狀が傳へられ、飢食兒童群の悲話表面化するにいたり、東北地方其他數縣の官吏の義捐金の繰出から内務省及び農林省の全官吏は俸給の一部をきいて救恤費として支出するにいたつたが、昭和九年十月二十五日開催された次官會議で橋本陸軍次官の提案により一致をもつて

一〇 宮内省からも凶作地へ義金

全國高等官はその俸給の百分の一、判任官以下は任意の金額を繰出すこと
の中合せを行つた、これによつて窮乏農村救済の運動は全官吏層を一九として一大運動として現れることになつた。
拓務省では十月二十五日の定例次官會議の決定に基き省内高等官四十名判任官三百名はいづれも俸給の百分の一を自發的に繰出し災害困窮農村救済に資することゝなつた。

一一 雪害對策諸案付託

雪害對策調査會總會は十月二十五日午前内務省に開き各省提出の雪害對策幹事參考案を協議した結果十六名の特別委員に審議を付託したが特別委員會は同月三十日午前十時内相官邸に開き事になつた
特別委員 織田信恒子、津島大藏次官、菅原通敬、佐藤與一、中島主税局長、吉野商工次官、松平外與磨男、喜安鐵道次官、長瀬農林次官、小濱農務局長、大橋逓信次官、松岡俊三、三邊文部次官、坪上拓務次官、安井地方局長、丹羽内務次官

一二 内務省の旱害、水害凶作地匡救豫算

内務省は臨時議會に提出すべき九州四國旱害、東北凶作、糸價下落その他窮乏農村地方の匡救土木事業豫算については後藤内相と藤井藏相との政治的折衝を待つ事としたが、該案は九年度所要額三千餘萬圓のみならず來年の端境期までの所要額をも含ましめることとし豫算額を増加した、即ち昭和九年十一月より十年八月迄を期間とし町村事業を主とし府縣事業を或程度に付加し砂利採り砂利撤き護岸工事等を行つて要救済戸數七十六萬戸に對し延人員四千七百萬人の救済雇傭を行ひ一日平均七十錢の勞賃を得しめて救済せんとするものでその事業費は大體勞賃三千三百萬圓、その他一千四百萬圓、合計四千七百萬圓程度でこの中國庫補助は府縣事業に對しては五割町村事業費に對しては七割五分の見當で各地方の特殊事情を考慮して決定する筈であるが、大體二千七、八百萬圓程度に達するものと見られこれが内務省匡救豫算として臨時議會に提出されることになる、しかし要救済戸數、使用延人員事業費の地方別は左の通りであるが旱害地方は九州各縣の外に愛媛、香川兩縣を、凶作地方には東北六縣の他に新潟縣を含み、養蠶地方としてはその範圍いまだ確定しないが山梨、群馬、長野、埼玉、愛知、三重、岐阜、滋賀、島根各縣を含むことは確實で、情勢によつては尙數縣を加へるだらう(金額は單位千圓)

地方別	要救済戸數	救済延人員	事業費	
			勞賃	其他計
旱害地方	二二六、一八一戸	一三、五七二、八四五人	九、五〇一、四〇六九	一三、五七〇
凶作地方	一一九、九四一戸	八、三九七、一四三人	五、八七八、二、五二〇	八、三九八
養蠶地方	四一二、九二六戸	二四、七七七、一三七人	一七、三四四、七、四二九	二四、七七四

合 計	七五九、〇四八戸	四六、七四七、一三四人	三三二、七三三、一四、〇一八四六、七四一
而して右のうち九年度分は左の通りである			
地方別	事業費		
早害地方	九、〇五〇		
凶作地方	四、七九七		
養蠶地方	一六、五二二		
合 計	三〇、三六一		

一三 民政黨災害対策要望

臨時議会の主要問題たる風水害、早害、冷害、水害の根本対策に關し民政黨の代表、櫻内、川崎(克)三氏は同黨の特別委員会において決定せる諸案を携へ十一月二日午後首相官邸に岡田首相、後藤内相および山崎農相を訪問し、黨の對策を示しこれが實現を要望し、この際思ひ切つた提案をせられたい、聞くところによれば政府の豫算は一般會計、特別會計を合して七千萬圓位と傳へられてゐるが、その程度のものでは到底満足出来ない。

政府の對策はまだ決定してゐないからなるべく期待に副ふやうにしたいと思ふ。と答へ會見を終つた、なほ右三氏は同日三日藤井藏相を訪問して同様の要求をなした。

一四 文部省の欠食兒救済

文部省の欠食兒童給食資金は昭和九年十一月末までに各縣に配當されたが、この温かい手に救はれる兒童は北海道の一萬三千名を筆頭に岩手一萬三百名、宮城六千九百名、秋田六千名、山形四千七百名、福島三千四百名、青森二千五百名等冷害凶作地四萬七千四百五十五名、彌生安打撃によるもの長野九千三百名、岐阜四千九百名、群馬四千八百名、山梨四千二百名、鳥取三千四百名等その他四縣を加へ三萬二千九百二十一、早害地は鹿児島九千名、熊本五千名、福岡二千五百名、愛媛二千七百名外六縣を加へて二萬六千八百八十名に達し、尙この他に同年夏六月の北陸水害で九千七百四十四名の欠食兒童を出し、關西風水害で十一萬二千三百八十三名を出して居るので文部省の昭和九年の兒童の救済は實に二十二萬八千名突破といふ非常な數に達して居り、これ等全部は明年七月まで給食されるものである、右について文部省普通事務局では次の如く語つた。

冷害、彌生安、早害の關係から農村の兒童は非常に悲惨らしい殊に東北がもつとも深刻だ、各縣からの報告はもつと多く、本省で査定したのだが、それでもこんなに多い數に上つてゐる。

一五 救農土木事業を實施

「内務省通牒」内務省の救農土木事業は補助額合計二千六百萬圓となつたので土木局は次の如く實施上の根本方針を決定、夫々地方長官に通牒を發して十二月早々より實施せしむる事となつた。

一、事業費總額四千八百圓とし内六割即ち二千八百八十萬圓を勞賃に充てる。

- 一、救農土木事業は町村事業を主とし府縣事業はこれは付隨の程度とし國庫補助額は町村二、府縣一の比率で按配す
- 一、國費二千六百萬圓の補助率については町村事業四分の三、府縣事業三分の一とする(原案は府縣事業二分の一の補助率なりしも大藏省の削除の結果減率)
- 一、補助費並に地方費とを合した事業費總額は町村事業費共に二千四百萬圓、總額四千八百萬圓
- 一、勞力費は事業費の平均六割と見積ること
- 一、事業費配當に關しては全國收入五分減以上の要救済戸數七十五萬九千戸を標準とし地方窮乏の程度に比例して配當(一戸當一ヶ月平均收入五圓の見込)
- 一、事業施行範圍殆ど全國に亘るが特に救済の要ありとして厚く補助を行ふ地方左の通り
 - (1) 冷害地方—東北六縣、新潟縣
 - (2) 早害地方—鹿児島、熊本、宮崎、愛媛、香川五縣
 - (3) 養蠶縣—長野、山梨、群馬三縣

一六 陸軍の農漁山村救済策

東北民に仕事を與ふ

陸軍の東北地方の農漁山村救済策につき、第二、第八兩師團當局と被服廠、糧秣廠及陸軍主務當局が種々考究中であつたが、大體其成案が出来たので、次の方針を以て救済の徹底を圖る事となつた。

- 一、小被服の縫製(シャツ、ズボン)下百二十萬組、靴下六十萬組、手袋四十萬組、肩章七十萬組、襟章三十萬組、其他毛布、敷布、病衣等
- 一、梱包用材料の直買(帆布、繩)
- 三、實施方法、農林省や各縣當局と聯絡をとつて、先づ經濟部員が縣廳に地方の指導員となるものを集めて講習會を開き、其指導員が各地に歸郷して更に一般家庭に教へるといふ方法を取るの、一月中旬には實行に移したい意向である、尙作業力や作業配當方法は大體調査済みである、又被服類は全部手縫ひにさせてミシンは使用させない
- 四、貸下地代の減免、陸軍省の演習場にして比較的閑散な時期を見計らつて地方民に土地を貸付してゐる面積は千五百町歩に及んで居るが、凶作の爲め其地代の滞納をしてゐる者に對してはその家庭の實情を十分調査の上減免することにした、目下その具體案は作成中である
- 五、立木竹等の拂下、陸軍用地の立木や竹は軍事上差支なき範圍内で地元民に薪炭材料として隨時契約によつて拂下げる
- 六、土木事業の直營、陸軍が地方で行つてゐる土木事業はなるべく直營として地元民を雇入れる方針である

一七 首相に農村窮狀を訴へ救済を迫る

全國町村長會ではかねて猛運動を起してゐた地方財政調整交付金問題の豫算が大藏省で削除の形勢なので特に關西方面の風水害、九州の早害、東北の冷害、北陸の雪害等全国的に地方財政は極度に窮乏して居りこの際これが實現は各被害地に對する應急策に併行して各地方町村の死活問題であるとして九月廿八日午前十時半から赤坂三會堂で臨時町村長會議を開催した参加者は京都、熊本他數縣を除き殆ど全部出席、小池全國町村長會副會長の挨拶後

左の如き決議を行ひ午後首相官邸を訪ね、閣議の直後官邸二階應接間で各大臣と會見、小池副會長から決議に基く陳情をした、これに對して岡田首相は政府においても出来るだけのことはするつもりであり左様承知願ひたい旨の簡単な返答があり一同は更に赤坂三會堂に引揚げ午後引つづき同様の陳情を各政黨に行つた。

決議

- 一、政府は現下の實情に鑑み左記事項につき適切な應急對策を樹立せられたること
- 1、各地に突發したる冷害、雪害、旱害及び風水害等の悲惨事に對しこれが救済の途を講ずること
- 2、蠶糸業の現状に鑑みこれが救済の途を講ずること
- 二、政府は現下の國情に鑑み一日も緩うすべからざる左記重要事項を明年度より實行せられたること
- 1、地方財政調整交付金制度の確立
- 2、市町村立尋常小學校校費臨時國庫補助法の繼續

一八 北洋沖取漁業統制方針

北洋の母船式鮭鱈漁業が近年濫獲の弊に陥つてゐるので農林省は昭和九年九月頃より三割漁獲制限の方針を樹て準備を進めてゐたところ十二月十四日午後農相官邸で山崎農相、守屋、長瀬南次官、森參事官、戸田水産局長等關係首腦部が協議した結果北洋漁業の統制上三割方制限は絶対必要であるといふに一致した、ただ昭和十年度においては前年が東北凶作のため同地方の出漁者を失業せしめるに忍びずとなし十年度は現在の基準の隻數三百十三隻を三百隻以下に制限するに止め、昭和十一年度を期し漸乎三割制限を實施するに決した、然して右制限は當然當業者の反對運動を激發することは確實であるが農林省は右の制限方針をして將來絶対不可變のものたらしめ反對運動の介入の餘地なからしめるため、同夜會議後山崎農相より次の如く公式聲明を發表し當局の決意を明かにした

農相聲明書

然して農林省としては右の制限方針確立とともに現在九業者が濫立競争せる弊を矯めるためこれを機會に沖取當業者の大同合同を勸奨することになつた、よつて右の決定方針に基き十五日長瀬次官及び戸田水産局長は當業者の團體たる母船式鮭鱈水産組合長坂本平氏を本省に招致し漁獲制限方針を示達し併せて合同の勸奨を行つた

一九 應急事業地方債許可特例

農村その他應急事業地方債許可特例の件は臨時議會の協賛を経た救農豫算の實施を速かならしむるため右豫算に關係する地方債の許可に特例を設けたもので要點は左の如くである

- 一、道府縣債は不要許可とす
- 一、市町村水利組合債は地方長官限りの許可とす

第二節 米價調節を圖る

一 政府所有米の拂下げ

打續く高價安米價高の挾撃に遭つた養蠶地方の飯米不足は夏秋蠶期を目前に益々深刻化し、新潟、静岡等には早くも青田賣りの慘狀さへ現れるに至つたが、農林省が政府所有古米の養蠶地拂下げ方針明示以來、政府米の拂下申請は果然殺到し、七月廿八日まで農林省に申請されたものは

静岡	一一、〇〇〇俵
埼玉	四四、八一七
福島	四〇、〇〇〇
群馬	二〇、〇〇〇
山梨	三六〇
合計	一一七、一七七

に達し、長野その他の養蠶地よりも尙續々申請ある模様で、農林省では既定方針通り順次これに應じて拂下げを行ふこととなつた、尙ほ今回の拂下げには代金延納の特典は與へられぬ方針である。

二 米價調節拂下に政府出動

米價は品ガスレの上に天候不順で凶作懸念となり昭和九年七月三十日急騰の後をうけて三十一日は清算四十七錢高、正米東京三十錢高と奔騰し先高見越して非常に強い上げ足を見せるに至つたので、農林省は過般貯蔵解除以來季節調節拂下げの機會を待つて居たが、愈々近く斷行される事は確實となつた。即ち季節調節買上米は内地米三十五萬石、朝鮮米百七十萬石、合計二百五萬石で拂下げを爲し得る條件は十分に備へて居る。

「全國作柄不良」山崎農相は七月三十一日の定例閣議に於て七月二十三日を期して農林省が蒐集した全國米作状況につき大要左の如く報告した。本年は天候不順のため全國的に作柄は餘り芳しくない、即ち全國的に言へばや、不良の作柄である(や、不良とは平年作に比し五分以内の減收を意味する)これを地方別に見れば近畿、中國、四國は普通、北陸、東北、北海道はや、不良、九州地方は早魃なほ右は何れも七月二十三日の調査であるが、その後の天候は依然よろしくないもので今日では更に悪化して居ると思ふ

「夏秋蠶對策」次いで同日山崎農相は左の如き報告をなした。

夏秋蠶對策については目下大藏農林兩事務當局の間に折衝中であるから藤井藏相の歸京をまつて正式決定の運びとなるはずである

旨を述べて閣僚の諒解を求め、一方閣議散會後農相は岡田首相と會見し藤井藏相の歸京と同時に正式決定の見込みであるが大體七日の閣議においては具體案の説明が出来たらうと報告した。

三 季節調節の政府米百萬石拂下

農林省發表

八月四日第五回米穀統制委員会において農林省は季節調節拂下げを百萬石だけ断行すべく諮問として

一、米穀統制法第四條の規定により季節調節のため差當り内地及び朝鮮を通じ百萬石以内につき入札の形式により賣却を行ふこと

一、殘餘の數量の處分に關しては今後の米穀事情に應じ當局において適當にこれを決定すること

を提出したるに委員会は直ちにこれを可決した、よつて米穀局は右の決定に基き同委員会散會後午後四時左の如く百萬石拂下げを發表した、季節調節

買上げ米は昭和八年産の内地米三十五萬石、朝鮮米百六十四萬石、合計百九十九萬石であつたが米穀局はさる五月以降内地米三十五萬石のうち三十二、

三萬石を極秘裡に分割拂下げを了してゐるので今回の拂下内地米六十萬石は全部昭和七年産の古米をもつてあつた。

「農林省發表」八月四日開催の第五回米穀統制委員会の決議に基き季節出廻り數量調節の爲め左記に依り政府米の賣却を實施することに決定せり

記

一、賣却豫定數量

内地米 約六拾萬石 (昭和七年産古米)

朝鮮米 約四拾萬石 (昭和八年産新米)

計 約百萬石

賣却場所賣却豫定數量は追つて廣告す

一、賣却の時期

申込の受付 八月十三日

賣却の決定 八月十五日

一、賣却の場所

賣却米の受渡場所 (左記各地に於ける政府指定倉庫)

内地 東京 東京府、神奈川縣

大阪府、京都府

神戶 兵庫縣

酒田 秋田縣

山形縣、大分縣

名古屋 愛知縣、三重縣

朝鮮 仁川 仁川府 (長項里を含む)

木浦 木浦府

釜山 釜山府

鎮南浦 鎮南浦

一、受渡期限 昭和九年八月三十一日迄とす

米穀事情 荷見米穀局長の報告

八月四日の米穀統制委員会における荷見米穀局長の米穀報告左の如し

一、政府所有米現在高 (七月三十一日現在)

六年産 四四六、二四七・二〇石

七年産 一、六六三、五八〇・八〇

八年産 一〇、九四八、〇二七・二〇

小計 一三、〇五七、八五五・二〇

内地白米 五七、三二〇・四二

朝鮮米 一、六四八、〇四八・六四

臺灣米 九八五・二〇

合計 一四、七六四、二〇九・四六

二、米穀輸入許可數量 (十一月より七月末まで)

内地 三五、四三七石

朝鮮 四五〇

三、輸出許可數量

内地 三九、三七三石

朝鮮 四四、一三〇

臺灣 四、五〇一

四、内地における米穀輸移出入高 (十一月より七月)括弧内は對前年比較

一、輸入 一五一、一一九 (五〇、〇七六減)

朝鮮から 七、〇八五、七五四

臺灣から (九九七、〇五七減)

二、輸出 二、五六七、一二三

臺灣から (八六、九一七増)

一、輸出 四一三、一五六

朝鮮へ (二〇三、六七一増)

臺灣へ 二二六、五〇一

一、輸出 (六八一減)

臺灣へ 五、〇三六

一、輸出 (三一五増)

南洋群島へ
 二五一、五二一
 (四一、〇五七増)
 二二六、二四一
 (一、五五九増)

五、昭和九年度上八ヶ月間の需給実績
 一、供給 高 八九、一四三、七五九石
 一、現 在 高 三五、五〇七、二二一石
 【註】一人當り消費量七斗九升一合
 六六、八六二千人
 一、輸 移 出 高 七一七、九六八石
 一、差 引 消 費 高 五二、九一八、五七〇石

六、朝鮮に於ける雜穀の輸入数量 (十一月より七月下旬)
 一、二一五、八六二石 高 梁 九、七五九石 黍 三〇、六三七石

四 第一次拂下米申込満額 農林省発表

前記の米穀統制委員会が決定した季節調節百萬石(内地米七年産六十萬石、鮮米八年産四十萬石)賣渡しに對しては應募申込殺到し略滿額に達したが右に關し農林省は昭和九年八月十五日左の如く發表した(單位石)

種 別	内地		朝鮮		合 計	賣却豫定數量	賣却數量
	東京	大阪	神戶	釜山			
東 京	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇	一八三、一七三	一八三、一七三
大 阪	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇	八九、七三一	八九、七三一
神 戶	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇
地 計	六〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇	二四〇〇〇〇〇	一三三、〇〇〇	一三三、〇〇〇
鮮 米	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇	四、四三二	四、四三二
朝 鮮	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇	四、九三〇	四、九三〇
釜 山	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
南 浦	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
群 山	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
木 浦	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
釜 山	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	一、〇〇〇〇〇	一、〇〇〇〇〇	一、〇〇〇〇〇	一、〇〇〇〇〇	四、〇〇〇〇〇	三九、四〇〇	三九、四〇〇
合 計	一、〇〇〇〇〇	一、〇〇〇〇〇	一、〇〇〇〇〇	一、〇〇〇〇〇	四、〇〇〇〇〇	九五、〇八六	九五、〇八六

五 第二次季節調節米七十萬石 農林省拂下げ發表

宮城、鹿兒島外十五縣 二九、七六九、〇四石
 計 一、七二八、七五八、五六六石

前記の米穀統制委員会が決定した季節調節賣渡米百萬石は前記の如く應募滿額に達し農林省はその賣渡しを八月十五日發表したが、右拂下げにも拘らず米價は依然昂騰を持し正米は二十八圓臺の強調を續けてゐるので山崎農相は更に米價高、飯米飢饉對策のため季節調節買上による政府所有米の残り七十萬石を拂下げることへ決意し次の如く發表した。政府は季節調節の爲買入れたる米穀に相當する數量の内糶に隨意契約又は入札に依り賣却したる殘數量の全部につき今回左の通り賣却を行ふことに決定した。

- 一、賣却豫定數量約七十萬石(内地において約三十萬石、朝鮮において約四十萬石)賣却場所別賣却豫定數量は追て廣告す。
- 二、賣却の時期 現品及び見本下見八月二十九日及び三十日、保證金の受付八月二十九日、申込の受付八月三十日、賣却の決定九月一日
- 三、賣却の場所 東京、大阪、酒田、門司、新潟、名古屋、小樽、仙臺、神戸、京城、群山、釜山、木浦、鎮南浦
- 四、賣却米の種類 追て廣告する賣却米明細表に記載する七年産及び八年産内地米並に八年産朝鮮米とす
- 五、賣却の方法 一口の申込數量及び保證金 八月農林省告示第二百八十五號に同じ
- 六、受渡期限 九月十五日迄とす
- 七、賣却手續 九年八月十日の官報に廣告したる賣却手續に同じ
- 八、賣却事務所 當該賣却場所所在の米穀事務所又は同出張所とす、但し鎮南浦及び木浦に在りては九年八月十日の官報廣告の賣却事務所とす

六 價格吊上本槍の米價對策は危険

若槻民政黨總裁時局談

若槻民政黨總裁は永らく伊東の別荘に滞在中であったが、八月三十日新橋着歸京直ちに自邸に入つたが時局問題に關し大要左の如き談話を試みた。

一、増税問題 國家の財政の收支が相償はなくなつたら増税をなして收支の均衡を得しめ財政を健全なるものにすべきであるといふのが私の終始一貫した持論である、その増税を政府が第一の機會に斷行する勇氣を缺きその後も實行しなかつたから民間の方でもなるべく増税の苦痛を避けようとして遂にのび／＼となつて今日に及んで来た、かういふ状態であるから恐らく今年も増税は出来なからう、公債を出して負擔を子孫に残してゆくのは姑息なゆき方で今のやうに收支の均衡を得ぬ財政計畫をやつてゐる大藏大臣は各省からの要求を斥けることが出来ない、財源がないものでも直ぐ公債でやるからこれが限度であるとして各省の要求を突つてふん張るところがない軍事費の要求も多いやうだが國防の側からいつても穴のある財政では心細い次第だ

二、米穀對策 米穀問題は難しい問題で民政黨でも一通りの案は出来た、米價が下つたので、米穀問題に對して多くの人々は米價のつり上げばかりを目標にして考へてゐるやうだが、そんな事で立法されては甚だ危険だ、生産者と消費者の双方の利益を考へての事ならいゝが、生産者のためにのみ米價に干渉するのはいけない、農民といつても小作人の大部分は米を買つて食べる、つまり消費者の中には農民も入つてゐる、この點を十分考へてはしものだ、最低價格は生産者の保障、最高價格は消費者の保障としてこれを定める建前はいいが、最高價格にならねば賣らぬといふのでなく、消費者の立場を考へて、内規を作つて最低最高價格の間にもう一つの標準を設けて賣れるやうにすべきである、といつて最低價格と最高價格の開きを縮めることには賛成出来ないこれは無論私一個の論だが――

三、臨時議會問題 米穀問題は黨の面目などどうでもいゝから國民が安心出来る立派な案が得られればよい、臨時議會を開くことに重點を置いてそれがために急いで未熟な案を作るのでは感心できない、問題は立派な案が出来るかどうかといふことであつて、それが遅れば臨時議會を開かず通常議會を待つてもいゝといふことになるのではないか

四、國策審議會問題 國策審議會の設置はその機構制度の如何による、内閣が責任をさるのだが、衆智を集め事を慎重にするため意見をきいて進むのなら國策審議會も悪いとは思はぬ、どんな内閣でも國策審議會といふ恒久機關の決定に従はねばならぬといふことであるならば責任政治にとつて不都合

合なごこといふほかはない。

七 農産物販賣統制中央機關設置案

農林省原案發表

農林省は昭和十年年度豫算に農産物販賣統制の中央機關設置助成費百五十萬圓を計上し同機關の實現を期してゐるが九月二十七日第三回經濟更生中央委員會に於て答申案の幹事試案の形式で農産物販賣統制中央機關設置案の原案を左の如く發表した。

農産物販賣調整に関する方策

一、農産物販賣調整に関する重要事項の調査審議及び取引に関する協定をなさしむるため中央及び地方に農産物販賣調整委員會を設置するものとする。

二、農産物販賣の全國的調整を圖るため新に農産物販賣中央機關を設置しその組織及び業務を左の如くすること。

イ、農産物販賣中央機關は保證責任組織の法人とすること。

ロ、産業組合、産業組合聯合會及び農會を以てその出資者とする。

ハ、出資總額は一千五百萬圓、一口の金額を五百圓とし且保證責任限度を出資總額以上とする。

ニ、本人の組織に付ては産業組合法中の規程を準用するものとする。

ホ、本人に對する所得税及び營業收益税を免除し登録税及び印紙税に付ては産業組合聯合會と同一の取扱をなすものとする。

ヘ、本人の役員は會長一名、理事及び監事若干名とする。

ト、本人の業務を左の如くすること。

A、農産物の保管、搬入又は販賣に関する施設。

B、農産物の改装、荷造、加工、検査その他販賣の統制に関する施設。

C、農産物の陳列、農産物問屋業者の紹介、市況の通報その他農産物取引の情報に関する施設。

D、聯合農産倉庫の經營。

E、前各號の農産物販賣の指導及び改善上必要な施設。

チ、本人の取扱ふべき農産物の中には副産品木炭その他森林副産物を包含せしめ蠶糸及び漁獲物を除くものとする。

リ、本人はその事業を行ふために必要な物品を購買し得るものとする。

ヌ、本人は産業組合中央金庫に加入し得るものとする。

ル、農林大臣は必要ありと認むるときは本人の業務執行の方法を制限し又は從たる事務所の設置を命じ得るものとする。

ヲ、農林大臣は特に本人の監理官を置きその業務を監視せしむるものとする。

ワ、農林大臣は本人の設立委員を置きその設立に関する一切の事務を處理せしむるものとする。

三、販賣組合（農業倉庫を含む以下同じ）販賣組合聯合會（聯合農産倉庫を含む以下同じ）又は農産物販賣中央機關は農産物販賣調整上必要ありと認むるときは行政官廳の認可を経てその組織員をして農産物の種類及び數量を指定し荷造、加工の統一検査その他販賣の調整上必要な施設に従はしむることを得るものとする。農林大臣は販賣組合及販賣組合聯合會の組織員に非ざる農産物の生産者又は販賣組合に對し右の調整施設に従ふべきことを命ずることを得るものとする。

四、農林大臣は公益上必要ありと認むるときは販賣組合、販賣組合聯合會又は農産物販賣中央機關に對し農産物の保管、販賣、加工その他販賣調整上必要なる施設を爲すべきことを命じ得るものとする。

五、産業組合中央金庫は販賣組合、販賣組合聯合會又は農産物販賣中央機關に對し農産物販賣調整上必要な資金を供給するに於て既定の發行限度を超え、相當額の産業債券を發行し得るものとする。外中央金融機關をして産業組合中央金庫が穀物を擔保として割引したる手形の再割引をなす途を問かしむること右の産業債券には登録税及び資本利子税を免除するものとする。

六、農産物販賣中央機關成立したる場合においては農林大臣は保證責任全國米穀販賣購買組合その他全國を區域とする農産物販賣組合聯合會に對しその事業の停止又は解散を命ずることを得るものとする。

七、販賣組合聯合會は農産物販賣中央機關の行ふ農産物販賣の取次の代理をなすことを得るものとする。

八、農村經濟更生案

第三回農村經濟更生中央委員會は九月二十七日午前十時より農相官邸において開催、山崎農相の挨拶、小平經濟更生部長報告の後諮問事項の審議に入つた、小平部長より

一、經濟更生計畫の實行上農山漁村の經濟組織に適合する農村工業の普及徹底を圖る方策

二、主要養蠶府縣の經濟更生計畫樹立實行上の方策

三、經濟更生計畫實行上農産物の販賣統制及び生産調整を徹底せしむる方策

四、農村工業の振興を積極的に助成するため農林省では昭和十年年度豫算に豫算百五十萬圓を要求してゐるが、二十七日第三回經濟更生中央委員會の諮問に對し農林省は幹事試案として左の如き農村工業振興の方針書を提示した。

選定標準

農村工業の選定に付ては農林省及び道府縣に知識経験を有する者を以て組織する専門委員會を組織し當該地方の經濟事情にもつとも適合するものを選定することを要すること。

一、選定標準 (イ)農山漁村の餘剩勞力を利用するもの又は過剩人口を消化するもの(ロ)原料は成るべく自村又は其の近隣に産するものを選び原始生産の有効なる處理並に新規利用の増進に資し得るが如きもの(ハ)動力の餘剩を活用し得るもの

一、生産品の販路、市場

(イ)農林水産物又はその加工品を原料とする加工生産(ロ)農林水産物に非ざる物を原料とする製品の製作(ハ)器具、機械等の簡易なる部分品等の製作を獨占せしめざることを留意すべきこと、向漁村における漁獲物の加工その他漁家の工業に付ては當該漁村の既存經濟組織を克く考慮し漁業組合をその經營主體とするを妥當とする場合においては産業組合に準じ漁業組合をもつて之に充てしむること

二、農村工業の經營に要する資金に付ては信用組合、信用組合聯合會又は産業組合中央金庫を利用し農村工業金融の圓滑を圖ること

四 内 閣

一八九

獎勵方策

- 一、農村工業に關する知識經驗ある者を以て組織する専門委員會を農林省又は道府縣に常設し農村工業に關する事項を調査審議せしむること
- 二、農林省、道府縣に農村工業を指導すべき職員を設置すること
- 三、國における特別施設の道府縣に指導所、研究所等の特殊指導機關を設置すること
- 四、生産販賣の円滑を圖る爲に低利資金供給の途を講ずること
- 五、農村工業の普及發達を圖る爲に國及び道府縣においては相當の經費を支出すべきこと

都市工業分對策

都市大工業を農山漁村地方に分散することは一面においては農山漁村に取敢へず賃銀を落す點において利益なきに非ざるも他面においては農山漁村の經濟機構に甚大なる影響を及ぼすものであるを以て農山漁村においては之に對し豫め適當なる方策を講ずる要あり特に左の諸點に付留意すること

- 一、農山漁村民の共同に依り行ふ見込ある農村工業の發達を阻止するが如き都市工業の分散はこれを避くること
- 二、地方分散工場に對する農山漁村民勞力の供給は村民の共同組織により之を行ひその雇傭契約は右の共同組織と工場との間において締結せしむること
- 三、地方分散工場において使用する原料、材料、動力並に工場従業員食糧等にして地元農山漁村において産出し得るものは成るべく之を利用せしめ且その購入は産業組合を通ずること

九 米穀豫想收穫高

農林省第一次發表

道府縣名	作付段別	豫想收穫高	前五ヶ年平均實收トノ比較
北海道	一	一九四、五九七	△
青森	一	六四三、六二〇	△
岩手	一	五八四、九〇〇	△
秋田	一	三七二、八三〇	△
山形	一	一〇八、三九四	△
福島	一	二一四、五六〇	△
茨城	一	五〇八、四〇〇	△
栃木	一	一、〇五一、九〇〇	△
群馬	一	三九四、〇五〇	△
長野	一	八六八、九三〇	△
山梨	一	七八一、三八〇	△
東京	一	六六二、四八〇	△
神奈川	一	二六五、三八〇	△
千葉	一	八〇九、〇〇〇	△
埼玉	一	五一一、七三四	△
群馬	一	七七一、一三八	△
茨城	一	一四、〇〇五、七七〇	△
合計		五二、四九三	

(備考) 本調査の豫想收穫高には九月二十一日の颱風に因る減收數量を含まず

【農林省發表】四月二十八日公定價格による買入申込數量左表の通り

事務所	申込數量	同上累計
東京	一六、二七五	一九、三七五
大阪	九、四七〇	四八〇
名古屋	九、四七〇	三〇、九七九
金澤	六〇〇	一、〇五九
神戶	六〇〇	六〇〇
合計	二六、三四五	五二、四九三

【農林省發表】廿八日承認した貯蔵解除數量左の如し(單位石) 大分、北海道外十六縣三五、八三五、累計二、二九四、〇三六

二十府縣米收豫想發表

農林省第二次發表

昭和九年産米第一回收穫豫想第二次發表の廿府縣分だけで見ると前年比較は一割五分減、平年作(前五ヶ年平均)との比は五分八厘、第一次十四道府縣分との累計で見ると前年比較一割八分減、平年作に比し八分一厘減で第一次發表の地方で推測したよりも減收率は一見緩和されたか見える、しかし調査期日の關係から滋賀、大阪、兵庫、岡山の諸地方は風水害による打撃が現れてをらず、殊に滋賀、大阪、兵庫の如きは平年作より増收になつてゐるのでこれを藤巻技師の概算調査に比較するときは滋賀は發表數字から三割八分減、大阪は四割弱減、兵庫は二割一分減、岡山は二割減が實際の收穫豫想高と見込まねばならない、だから減收は第二次發表二十府縣分になつても依然として緩和されてゐないとい、かくして第一次及び第二次發表を通じて東北の冷害、北陸の水害九州一圓(山口を含む)の旱害がそれらの米作に及ぼした影響が輪廓的に判明した、即ちその平年作に對する減收率は一、東北の冷害(青森、岩手、秋田、山形、但し福島は未發表)平均四割三分四厘、一、九州旱害(鹿児島、佐賀、宮崎、熊本、福岡の他山口も含む、但し長崎、大分、愛媛は未發表)平均一割八厘、一、北陸水害(新潟、富山、福井)平均四分三厘となつてゐる、東北地方は産米高一千萬石を越えるわが國最大の米作地であるからその減收率の影響は特に甚大である、右のほか關西の風水害の減收率は一割乃至三割に上つてゐるが全國の各被害地方を通じて昨今の米價高は地主及び商人のみを利益して下層農民は依然として飯米難を啣つて居り、來るべき出来秋には凶作のため農民受難の秋を思はせてゐる、今農林省發表米收豫想高を記せば

【農林省第二次發表】本年の米作付段別及び九月二十日現在における米豫想收穫高秋田縣外十九府縣における分左の如し

道府縣名	作付段別	豫想收穫高	前五ヶ年平均實收高に比し△減
秋田	町段	一〇六、二九一・九	△
山形	町段	九四、五九六・九	△
茨城	町段	一、五五四	△
茨城	町段	二、〇八七	△
合計		一、六六六	
合計		三七八	
合計		五三四	
合計		八九	

群馬	八二五	△	二四八
新潟	三三三	△	五八
富山	一六一	△	三
福井	九九二	△	二
山梨	四一六	△	二
静岡	一、三五一	△	二
滋賀	一、五一一	△	二
大津	一、二一六	△	二
兵庫	二、三六四	△	二
岡山	一、七七三	△	二
広島	一、四八八	△	二
山口	一、四〇六	△	二
徳島	五五四	△	三
高知	六七七	△	三
福岡	二、〇九八	△	四
熊本	一、五三六	△	四
宮崎	六九六	△	四
計	二九、〇六一		
第一次発表	一、五〇一、二八六、四		
第二次発表	八九八、五〇五、五		
第三次発表	二、三九九、七九一、九		
計	四三、〇六七		

【備考】本調査の豫想收穫高は九月二十一日の颱風に因る減收數量を含みます
 【農林省發表】九月二十九日公定價格による米買入申込數量左表の如し(單位俵)
 政府米買入申込七萬五千俵

秋田、北海道外十七縣 三一、一四九
 計 三、三二五、一八六

一一 米作豫想五千二百三十萬石

【農林省發表】昭和九年の米作付段別は三百十八萬九千五百五町五段にして、これを前年作付段別に比すれば七千六百十九町八段(二厘)を増加せり、而して九月二十日現在における豫想收穫高は五千七百二萬六千七百八十石にしてこれを前年實收高に比すれば千三百八十萬二千二百三十八石(一割九分五厘)、前五ヶ年平均實收高に比すれば五百五十三萬九千三百四十八石(八分九厘)の減少を示せり、蓋し本年の稲作は移植時期において降雨少かりし結果一部地方には既に早害を受けたるものありしが、その後七月中旬以降においては霖雨低温の影響を受け生育遅延し分蘗伸長阻害せられたるものあり、又北陸及び東北の一部には水害の發生をも見、八月十五日現在における作況は「稍不良」の状況に在りしも、その後も東北方面は概して氣候冷涼にして稔實を妨げられ、九州方面は降雨極めて少く早害著るしく増大するに至りたるため結局前記の如き收穫豫想を見るに至れり、次に本調査の豫想收穫高に含まざる九月二十一日の颱風に因る減收見込總數量は現在までの各府縣報告を通計すれば四百六十七萬二千石なり、よつて右の豫想高より風水害高を減すれば本年の實際の收穫豫想高は五千二百三十五萬四千七百八十石となりこれを前五ヶ年平均實收高に比較すれば千二百一十一萬三千三百四十八石減(一割六分減)前年實收高に比較すれば千八百四十七萬三千二百三十八石(二割六分減)となる

總數	三、一八〇、一九五、五	豫想收穫高	五七、〇二六	前五ヶ年平均實收高に比し△は減	五、五三九
宮城	九五、九六五、八		一、二〇八	△	六四三
福島	一〇〇、八四五、六		一、四九七	△	四三六
栃木	九一、九六九、一		一、四九三	△	二一
群馬	六二、五三八、五		一、三六四	△	三六
愛知	九六、一三〇、六		二、一〇九	△	三一
三重	七一、〇〇〇、六		一、四五二	△	一
鳥取	三二、二一六、八		七〇九	△	六
島根	五三、三七〇、一		一、〇八五	△	九
香川	三七、三七四、四		八二七	△	〇
愛媛	四三、四七七、〇		五六六	△	一七
長門	三三、六〇九、五		五四〇	△	一七
大分	五六、〇九二、五		一、〇五三	△	五三
沖繩	五、八一二、九		九一	△	二七

【備考】一、本調査の豫想收穫高は九月廿一日の颱風に因る減收數量を含みます
 二、沖繩の分には第二期作の分を含みます

一二 政府米で労銀支拂ひ

山崎農相の凶作対策

凶作によつて米價は高くなつても收穫激減による個々の農民の損失は直接的であるだけに凶作対策の樹立は焦眉の急となるに至つたが、農林當局の方針としては

- 一、當面の米價が異常の暴騰を見せる場合は米穀統制法第五條による買換を断行すること
- 一、窮乏農村に對する特殊飯米拂下げを迅速且つ圓滑ならしむること
- 一、臨時議會において匡救土木事業その他の救済施設の徹底を期すること
- 一、米穀根本対策の樹立

等を根本としてをるが、山崎農相は十月三日午前十時より農相官邸に小林青森、武部秋田、石原山形、畑山福島、半井宮城、石黒岩手の東北六縣知事の會同を求め早涼による凶作対策協議會を開催し、右の方針につき意見を交換した、その席上で山崎農相から有力な凶作対策として匡救土木事業の貸銀の一部を政府米で支拂ふべきことを提議した模様である。即ち農相の意圖としては各縣施行の匡救土木事業に對し若干の助成金を與へると同時に縣令による給與規則を改正せしめ勞賃の約三分の一を政府米で支給出来るやうにした方針で、九州の早害地方の縣知事も秘密裡に内交渉を遂げたものである。尙半井宮城、畑山福島、石黒岩手、小林青森、石原山形、武部秋田の東北六縣知事は、同月二日午前午後にわたり、帝國ホテルで東北凶作に關する對策を協議決定し、翌日午前十時農相官邸に山崎農相を又同日午後後藤内相を訪問して陳情したが、六縣知事は兩三日滞在して首相、藏相、陸相、海相、文相、商相及び鐵相に陳情した、決議の主なるものは次の如くである。

凶作應急對策

- 一、政府米拂下
- 一、國營事業の應急施行
- 一、低利資金の融通その他

- 一、救済土木事業の起工とその最高率補助
- 一、時局匡救事業の十年度繼續

根本對策

- 一、東北地方振興のため東北振興調査會を設置すること
- 一、郷倉の普及その他

一三 風水害各地農林被害

早害、冷害、風水害につき農林省では目下大車輪で被害状況の調査を急いで居り、調査の纏るのは、九月十日頃の見込であるが、目下判明した程度では被害左の如く計五億二千九百萬圓の巨額に上り、更に養蠶収入の昨年より減少した分を加へれば總額實に八億圓に達する模様である。

早害	被害	一億四千萬圓	北陸	水害	三千四百萬圓
東北	水害	五百萬圓	同	冷害	九千萬圓
關西方面	風水害	二億五千萬圓			
計		五億二千九百萬圓			

外に昨年に比し
春蠶減收

一億八千萬圓

夏秋蠶減收

九千萬圓

一四 冷害風水害對策内務部長會議

山崎農相招集狀を發す

山崎農相は十月五日農相官邸に首腦部協議會を開催の結果早害、冷害、風水害關係の全國內務部長會議を招集することとなり、同日各府縣宛招集狀を發した、日取は同月十五日午前一時より農相官邸に決定してゐるが同會議の議題としては

- 一、冷害、早害及び風水害の被害程度の實相聴取
 - 一、應急及び復舊對策に關する各府縣の基礎案の検討
 - 一、凶作による小作料減免の小作爭議激増に關する對策協議
 - 一、各府縣匡救土木事業の勞賃を政府米で支拂ふ案を勸奨すること
- 等であるが、最近では農會その他の地主團體が收穫減を故意に隱蔽して小作輕減免爭議に備へんとする傾向が顯著なため農林省としても今次の内務部長會議では各府縣當局の嚴正なる被害實相の報告をもちらすやう特に注意を内示してゐる。

一五 昭和八年度政府米の拂下値据置

農林省は十月二十七日午前農相官邸に米穀格差委員會を開催

- 一、北海道外二十縣の米穀検査等級改正に伴ひ昭和九年十一月一日以後新たに公定價格の決定を見るまで適用すべき公定價格の格差
 - 一、來る十二月公定價格決定までの期間において昭和八年度内地米の最高公定價格
- につき審議した結果格差表を決定後者の公定價格は古米格を付せず本米穀年度の最高價格と同じ三十圓五十錢据置に決定した、即ち來月一日以後十二月まで政府の新米手持がないとき最高價格たる拂下申請に對しては依然八年度米を三十圓五十錢で拂下することになつた旨農林省告示として發令されるに至つた。

一六 靱の貯藏費農相裁斷を下す

解除七割殘額百五十三萬石

農林省は靱貯藏獎勵施設による獎勵金を一圓五十錢以内として若干の減額を行ふ旨の通牒を發し地方から非常な反對を受けてゐるが、今更これを撤回も出來ず、さりとて反對運動の言分ももつともだといふので結局山崎農相の最小限度の減額で兩者の顔を立てる事となり、石當り一圓二十錢を支給するに正式決定した、即ち當初の約束より三十錢の減に止つたわけである。

尙ほ十月末日満期までの靱貯藏數量の地方別は左の如くである(單位石)

北	海	道	殘	量	解除	率
四	四	四	四	四	六	一
九九	一四二					

青岩宮秋山福茨栲群千東神新富石福山長岐静愛三滋京大兵奈和島島

歌 奈

森手城田形島城木馬玉葉京川湯山井川梨野阜岡知重賀都阪庫良山根

五六、三八〇	三九、〇二八	五一、七八四	一〇七、一六四	三七、一二八	九三、五九八	二一、六一六	一一、四五〇	二一、五五八	五、五〇一	一一、四五五	一、二二四	一〇〇、〇九八	七五、四八八	四六、〇五九	八三、七〇四	三、七七五	五六、八七〇	五六、八一〇	三三、一六〇	二一、五四九	五、三二八	一四、〇三四	二、四〇六	六〇、一一六	六、六八二	五、八八六	一七、四三六	四〇、三九一	
三七	七〇	八〇	五九	六四	六三	八四	九〇	五三	八六	八六	八二	八一	七七	四九	一五	八七	七九	四三	〇〇	六二	八〇	九五	六七	八三	五二	八四	七五	七三	五九

岡廣山徳香愛高福佐長熊大宮鹿

計 兒

山島口島川媛岡賀崎本分崎島

一八、七六七	七一、六一八	六、五四一	三、九九四	五、一三三	三六、三九二	一九、八八八	九〇、五九九	九、六一五	七、八〇八	二九、九六一	四一、一〇一	二、二八八	七、七一一	一、五三八、三〇五
七二	四九	八六	八〇	九五	五〇	四七	六三	九六	七七	六九	六五	九二	九二	七〇

一七 米作第二回豫想及拂下米、麥作發表

米作は減收、小麥增收

【農林省發表】農林省は十一月末現在昭和九年第二回收穫豫想につき北海道外十六縣の分を發表したが、府縣別豫想次の如し(單位千石△印減)

北岩茨埼千東神新富山

海 奈

道手城玉葉京川湯山梨

一、七七一	四六四	一、九一六	一、一九四	一、八三二	一八一	四五一	二、八五六	一、五一七	三六九
-------	-----	-------	-------	-------	-----	-----	-------	-------	-----

△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
一六四	一二〇	一七一	一七八	七九	三二	五六	四七五	九三	四七

長野	一、二八八	△	一〇三
京都	七三四	△	一三四
大阪	八六六	△	二六〇
佐賀	一、二五一	△	一四
熊本	一、四六三	△	七二
大分	一、〇二五	△	二七
沖繩	一一四	△	二三
計	一九、二九九	△	二、〇一一

備考 沖繩の第一期作の分のみなりしも今回の豫想收穫高には第二期作の分をも含む
 【農林省發表】昭和九年十一月一日現在米穀現在高宮城外八地方の分左の如し(單位石、△印ハ減)

宮城	三二七、三九二	其他共計	一八八、四四六
茨城	七九、七六四		六三、四七六
埼玉	六〇、〇〇二		五二、八〇六
三重	三六六、七三五		二二六、〇三九
山形	一三八、四七九		五〇、四七〇
山口	一七三、二二四		一〇二、九三二
佐賀	一三七、九八八		二九、〇七一
宮崎	八七、三五〇		三三、九〇〇
沖繩	四三〇		五、六三二
計	一、三七一、三六四		四一九、二六八

備考 本表には國有鐵道の貨車に在る米穀は之を含まず右は追て發表するものとす
 【農林省發表】過般發表された政府米第二次買換百萬石のうち賣却すべき百萬石の事務所別豫定數量は左の如く九日農林省より公表された、官報掲載は十二日、詳細は當該事務所に揭示されるはす(單位千俵又は千俵、括弧内は米穀所在府縣)

東京	五〇〇	大阪、京都	五〇〇
神奈川	(東京、神奈川)	福岡、大分	二五〇
山形、秋田	(山形、秋田)	愛知	二五〇
新潟	(新潟)	宮城	七五
酒田	(北海道)	兵庫	二五〇
小樽	(北海道)	戸	二五〇
金澤	(石川、富山)		
關山	(關山)		

對し小麦のみは三割一分六厘の増収となつた(單位石)

大	麥	六、七九六、三八八	前五ヶ年平均比較
小	麥	六、一六〇、九六八	四一八、九八七減
小	麥	九、四五〇、七五四	二〇四、五四八減
小	麥	二、七七七、八四九増	

【農林省發表】昭和九年十月末日現在における米穀豫想收穫高宮城外十五縣における分左の如し
 豫想收穫高 第一回豫想比較(△印減)

縣名	豫想收穫高	第一回豫想比較(△印減)
宮城	一、一四四、七四〇石	六三、四〇〇石
秋田	一、五三〇、二七〇	一三六、四六〇
秋田	一、二六三、三〇〇	二三〇、〇三〇
群馬	一、〇一五、七九〇	一七六、四五〇
群馬	九〇八、九八〇	三六、一一〇
石川	一、二一五、一一〇	八三、四〇〇
石川	一、二七二、八四〇	二二七、八七〇
滋賀	二、〇二〇、四六〇	三三九、七二〇
滋賀	五三九、一一〇	三三、三三〇
和歌山	一、五四一、一七〇	二二一、九五〇
和歌山	一、三九三、五二〇	九四、八三〇
廣島	一、三一二、六二〇	九三、五三〇
廣島	四一九、五六〇	一三五、一九〇
徳島	五四七、七三〇	一九、〇三〇
徳島	六九二、五四〇	四、三三〇
愛媛	一七、四五六、四三〇	二、二四九、二九〇
愛媛	一九、二九九、四八〇	二、〇一一、四〇〇
宮崎	三六、七五五、九一〇	四、二六〇、六九〇
計	一七、四五六、四三〇	二、〇一一、四〇〇
第一次公表十七道府縣分	一九、二九九、四八〇	二、〇一一、四〇〇
合	三六、七五五、九一〇	四、二六〇、六九〇
【農林省發表】十一月一日現在米穀現在高新木外十一地方の分左の如し		單位石、△印減
新木	一三六、二二〇	三三、三〇二
千葉	六一、四三七	二五、三二六
千葉	六〇六、八〇二	三〇五、六三三
神奈川	一九九、四九二	一九九、四九二
神奈川	一九二〇、四二六	一九二〇、四二六
山梨	二九、七七九	二九、七七九
山梨	一、五四四、三六五	一、五四四、三六五
山梨	七、三四六	七、三四六
計	一九九	一九九

静岡	一六七、七五二	三〇、八八七	愛知	八〇六、五八四	二六八、八一二
京都	二六八、四四九	一五、一一三	鳥取	一一一、八九五	三七、四六四
愛媛	一二三、六〇四	三四、〇八六	鹿兒島	一一一、九八二	五八、二九七
計	四、五五四、四二二	二、三二六、四二一			
前回発表した 九縣の分	一、四五四、三三六	四一九、二六八			
合 計	六、〇〇八、七五八	二、七四五、六八九			

備考 (一)新潟縣の分には米穀事務所倉庫所在のもの、愛知縣の分には米穀事務所倉庫所在のものを含む(二)本表には國有鐵道の貨車に在る米穀はこ
れを含まず右は追て發表するものとす。

一九 米收穫第三次發表 殘存米農林省發表

【農林省發表】本年(註昭和九年)十月末日現在における米第二回豫想收穫高は五千七百四十四萬六千四百四十石にしてこれを九月二十日現在における第一回豫
想收穫高に比すれば六百二十八萬六千四百四十石(一割一分)の減少を示せり蓋し右は第一回豫想收穫高調査直後の暴風雨に因る被害甚大なりしに加へ、そ
の後の氣候も概して低溫寡照にして順調を缺きたるため登録阻害せられたるものありしに因るもの如し
然して之を前年實收穫高に比すれば二千八百九十九萬七千七百七十七石(二割八分四厘)、前五ヶ年平均實收穫高に比すれば千八百八十二萬七千四百二十石(一割八分九
厘)の各減少に當る、尙參考のため最近五ヶ年間に於ける實收穫高を掲ぐれば左の如し(單位石)

昭和四年	五九、五五七、六九七	同	五年	六六、八七五、五三五
同 六年	五五、二一五、二六三	同	七年	六〇、三九〇、〇九八
同 八年	七〇、八二九、一一七	右五ヶ年平均		六二、五七三、五四二
同九年第一回豫想	五七、〇二六、七八〇	第二回豫想		五〇、七四六、一四〇

第三次發表

青森	五九五、三二〇	第一回豫想比較	山形	一、二六八、七五〇	第一回豫想比較
福島	一、二〇四、六八〇	△	秋田	四一五、六六六	△
靜岡	一、一八七、二七〇	△	福島	二二八、六七三	△
奈良	七一五、六一〇	△	山梨	三七八、七五二	△
島根	九七八、九五〇	△	長野	一三七、四〇五	△
高知	六三一、三八〇	△	岐阜	二九四、三三七	△
長崎	五三二、五三〇	△	石川	一、二五五、四一五	△
米穀現在高			富山	六七、四八二	△
			福井	九三、八四三	△
			滋賀	五二、四四〇	△
			京都	五三、九八五	△
			大阪	一〇五、四七四	△
			和歌山	二七二、一一〇	△
			徳島	一〇、三八〇、五四七	△
			香川	四、六三六、〇一八	△
			愛媛	一六、三八九、三〇五	△
			高松	七、三八一、七〇七	△
			岡山		
			広島		
			山口		
			熊本		
			大分		
			宮崎		
			鹿児島		
			沖縄		

【農林省發表】昭和九年十一月一日現在内地における米穀現在高は總數量一千六百三十八萬九千三百五十五石にして、これを前年同期の九百萬七千五百九十

八石に比すれば七百三十八萬一千七百七石、即ち約八割一分餘の増加を示した【單位石△印は減】

一、産地別	九 年 度	前年比増減	一、産地別	九 年 度	前年比増減
北海道	五九七、三四九	四七三、二九六	青森	一八四、六〇三	前年比増減
岩手	一一四、六九四	四三、四六九	秋田	四一五、六六六	一〇八、三八〇
山形	五八〇、〇〇四	二八六、六二三	福島	二二八、六七三	二二〇、九二〇
東 京	一、五七三、六九六	六二四、九二〇	山 梨	三七八、七五二	一一二、四二九
石 川	一〇六、四四四	四七、六七〇	長 野	一三七、四〇五	二七九、六八四
長 野	一九二、八五四	六九、三九八	岐 阜	二九四、三三七	六一、九九九
滋 賀	一五八、〇五四	七、四八三	大 阪	一、二五五、四一五	五三、九五四
兵 庫	一、四〇八、六四二	七七一、八〇八	和 歌 山	六七、四八二	六三、八六七
和 歌 山	六四、三六四	一一、七七七	徳 島	九三、八四三	三、三二四
廣 島	二三四、一三四	九三、一〇三	香 川	五二、四四〇	三五、三〇三
香 川	一七八、一三三	二四、三〇八	高 松	五三、九八五	一、六八三
福 岡	一、二二二、九一三	七八三、四九三	長 崎	一〇五、四七四	二四、一九九
熊 本	三三九、二〇四	二四八、六八五	大 分	二七二、一一〇	五〇、三九三
國有鐵道の貨車 にあるもの	六九、八七七	二、〇一九	計	一〇、三八〇、五四七	一五二、四四五
第一次第二次發表分	六、〇〇八、七五八	二、七四五、六八九	合 計	一六、三八九、三〇五	七、三八一、七〇七
「九年度需給実績」十一月一日在米高を基礎として米穀九年度(昨年十一月一日より本年十月末日迄)の需給成績左の如し					
産 額	九四、〇八六	内前年度より持越高	計	九、〇〇七	
移入高(朝鮮より)	八、九五〇	輸 入 高		一七〇	
十月一日在米	一六、三八九	輸 移 出 高		八八〇	
		差引消費高		七六、八一八	

人口六六、八六千人とし一人當り消費量は一石一斗四升九合となる

二〇 農林省發表米拂下成績

【農林省發表】昭和九年十一月六日發表實施せる買換のため内地米賣却數量左記の如し(單位石)

賣却場所	豫定數量	賣却數量
東京	二〇〇,〇〇〇	一五四,九二八
酒田	五〇,〇〇〇	七三,九三四
新潟	五〇,〇〇〇	九二,五一一
小樽	五〇,〇〇〇	一二,〇五七
金澤	三〇,〇〇〇	八九,八九九
岡山	三〇,〇〇〇	二一,三四六
青森	三〇,〇〇〇	七七〇,七三六
計	一,〇〇〇,〇〇〇	七七〇,七三六

即ち右は案外の好成績であつたが地方別に見て酒田、新潟兩米穀事務所の實績は殆ど満額に達し他の管内に比し群を抜いてゐる、これは早場米地方において豫想以上に早食ひされてゐることを示し出廻り數量の少いことを物語つてゐる。

二一 全國內地米買入成績

【農林省發表】昭和九年十一月農林省告示第四百十六號により買換のため實施せる内地米買入成績左の如し(單位石)

買入場所	買入數量	買入場所	買入數量
東京	一六,四二七	大坂	八四二
酒田	七九,三二二	門司	二九,九七二
新潟	二一,一八三	名古屋	一六〇
小樽	二〇,四一一	仙臺	七,四二八
金澤	四,八九六	神戶	八〇
岡山	一,〇三二	計	一八二,〇八六
青森	三三九		

二二 米交付法案の命令事項

- 因作地への政府米臨時交付法案の命令事項左の如し
- 第一條第三項の命令事項
- 第一條第二項の規定に依り米穀の交付を受ける市町村及び之に交付する米穀の數量は道府縣の申請に基づき農林大臣之を定むること
 - 第一條第二項の規定により市町村より其の住民に貸付又は交付する米穀の數量の一人最高限度を定むること

三、市町村は米穀の貸付又は交付を受ける住民の範圍、貸付又は交付する數量、貸付又は交付を受けた者の義務及び貸付又は交付を受けたる米穀の販賣禁止等に關し必要な規定を設けることを要すること

第三條第一項の命令事項

左の場合においては政府の許可を要せざること

(イ) 米穀を收穫期に返還せしむることを條件として九月一日以後において一定數量の範圍内において住民に貯藏米穀の貸付をなさんとする場合

(ロ) 震災、火災等の非常災害により緊急處分を要する場合

二三 格差委員會八年度産米格下

【格差委員會】農林省では十二月十三日午後二時より農相官邸に格差委員會を開催、長瀬次官より挨拶の後

- 九年産米公定格差案
- 昭和八年度産米賣渡價格を決定する場合の古米格の兩案を決定、その内(二)の内容は

本年十二月に於る價格公定決定後統制施行令第十條第二項の規定に依り昭和八年産内地米の賣渡價格を決定する場合における古米格付については當分の中一石約一圓五十錢の範圍内においてこれを定むることといふこととなつた。

【等外米買上】即ち同日の格差委員會において決定した昭和九年度産米公定格付によつて新に買入れを行はれることとなつた府縣は東京及び山梨であるが、政府は右のほか九年度が因作であることを考慮して同年度に限り新たに豫備等級を設け等外米を政府買上米とする

△四等及び豫備五等を追加したるものは長野、静岡兩縣

△豫備五等を追加したるものは岩手、宮城、秋田、山形(村山米のみ)福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、岐阜、愛知、三重、滋賀、兵庫、和歌山、鳥取、岡山、廣島、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本以上二十五縣

而して四等級と豫備五等級との格差は次の如し

- 岩手、宮城、秋田、福島、山形、長野、群馬の各縣は九十錢
- 滋賀の湖北、鳥取が八十錢
- その他は七十錢

九年産米新格差表(東日本の分)

府縣	一等	二等	三等	四等	五等
旭川	三〇	▲	▲	▲	▲
青森	三〇	▲	▲	▲	▲
岩手	三〇	▲	▲	▲	▲
本荘	三〇	▲	▲	▲	▲
本庄	二〇	▲	▲	▲	▲
河内	二〇	▲	▲	▲	▲
岡山	二〇	▲	▲	▲	▲

備考——單位錢、○印は標準米、一等は二等に對する格上、三等以下は同格下、二等級は標準茨城二等に對する格差△印は格上げ▲印は格下げである

庄内	山居	山	磐城	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	荒川	富山	山梨	長野	静岡
二〇	三〇	二〇	五〇	五〇	三〇	五〇	五〇	三〇	三〇	三〇	三〇	四〇	四〇	四〇	三〇
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
四〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
二、三〇	二、三〇	二、三〇	二、三〇	二、三〇	二、三〇	二、三〇	二、三〇	二、三〇	二、三〇	二、三〇	二、三〇	二、三〇	二、三〇	二、三〇	二、三〇

二二四 昭和九年米穀實收高

【農林省第一次發表】昭和九年における米收穫高北海道外十二府縣の分左の如し(單位千石、△印減)

北海道	青森	宮城	秋田	茨城	千葉	神奈川	富山	石川	京	和歌
一、七七四	五九八	一、一四二	一、五二二	一、九二五	一、九一〇	一、四二五	一、四八六	一、〇五一	七九〇	五九九
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
一、四四二	八二〇	一、〇二二	六九九	一四〇	一一	八八	四二八	二二三	一二五	一四六
一、四四二	八二〇	一、〇二二	六九九	一四〇	一一	八八	四二八	二二三	一二五	一四六

佐賀 六四一 九四 四六四
愛媛 一、三八七 一三五 一二四
計 一五、二二七 三七九 五、七四〇

二二五 昭和九年度全國米實收高

【農林省發表】昭和九年米實收高は五千八百八十三萬九千六百廿九石にして前年に比し千八百九十八萬九千四百八十八石(二割六分八厘)をさらに前五ヶ年平均收穫高に比すれば千七百七十三萬三千九百十三石(一割七分二厘)を減少してゐる、しかして十月末第二回豫想に比すれば百九萬三千四百八十九石(二分二厘)の増加である、その作付段別は三百七十七萬二千八百七十三町九段にして全國平均一段歩收穫高は一石六斗三升四合に當る。

農林省發表最近五ヶ年間に於ける米作付反別及び收穫高を掲ぐれば左の如し

昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
三、二一〇、六〇四町	三、二二九、三二一	三、二四八、七一九	三、二五七、〇〇九	三、一七三、二〇三	三、二二五、七七一
五九、五五七、六九四石	六六、八七五、五三五	五五、二一五、二六三	六〇、三九〇、〇九八	七〇、八二九、一一七	六一、五七三、五四二
五〇、七四六、一四〇	五七、〇二六、七八〇	五七、〇二六、七八〇	五七、〇二六、七八〇	五七、〇二六、七八〇	五七、〇二六、七八〇

第三次發表表

【農林省發表】昭和九年における米收穫高第三次發表の岩手縣外十九府縣の分左の如し(單位石△印減)

岩手	山形	福島	栃木	群馬	新群	山梨	静岡
五、一四、八五〇石	一、二九、二四〇	一、二六、三八六	一、一六、五三三	五、七七、三〇三	二、七七、七五九	三、七九、六五五	一、二〇、七、二〇二
△	△	△	△	△	△	△	△
一、三九、五一〇	五、七〇、七〇六	九、七、九六七	六、一、三八七	七、七、三九一	一〇、六四五	一九、九三二	一、三九、五一〇
五〇、七七〇石	一、三九、五一〇	五、七〇、七〇六	九、七、九六七	六、一、三八七	七、七、三九一	一〇、六四五	一九、九三二

愛知	一、六〇七、二〇〇	△	五六、四六〇
滋賀	一、三五三、七九一		八〇、九五一
大坂	九一八、五〇一		五二、一三一
鳥取	五七九、〇六六		二、二一六
島根	九九七、七六三		一八、八一三
岡山	一、六六二、三七六		一一、二〇六
山口	一、三四〇、八五一		二八、二三一
香川	七六一、九八九		三七、七九九
高知	六五六、八三〇		二五、四五〇
福岡	一一二、二二〇		一六一、六八〇
宮崎	七四二、〇三〇		四九、四九〇
沖縄	五一三、九三五		八七五
計	二一、八七〇、二八〇	△	二八二、四三〇
前同公表したる廿七道府縣分	二九、九六九、三四九		八一、〇五九
合 計	五一、八三九、六二九		一、〇九三、四八九

第三節 米穀對策調査會

一 米穀對策機關大綱

農林省では米穀根本對策審議のため米穀問題調査機關設置につき考慮中であつたがその成案を得たので昭和九年八月二十四日首相官邸に開かれたる定例閣議に於て山崎農相から「米穀根本對策の審議立案のため新たに調査委員會を設置する事となつた」旨を説明し次の官制案を示し、各關係の承認を得た、而して右官制案は二十四日中に農林省から法制局に廻付し正式決定の上公表して委員を任命し九月中旬には初顔合せの運びとする筈である、右調査會の名稱は未定であるが農相の腹案は米穀對策調査會とする意向でありその大綱は左の如く大體現在の米穀統制調査會の構成と同様のもので、この結果統制調査會は自然消滅となる。

米穀對策機關大綱

- 一、所屬は内閣所屬とす
- 一、會長は總理大臣とし、大藏大臣並に農林大臣を副會長とす
- 一、委員の数は三十五名以内とす
- 一、委員は左の如き構成とす

- 一、書記官長、法制局長官△内務、大藏、農林、商工、拓務の各關係省次官△貴族院の各派代表約十名△衆議院の各派代表約十名△各農業團體代表△民間學識経験あるもの
- 一、幹事は法制局參事官、大藏省主計局長、同理財局長、農林省米穀局長、拓務省殖産局長
- 一、右の外に臨時委員を置くことを得
- 一、審議題目は米穀問題の各般に亘るものとす

一 米穀對策調査會官制

委員及幹事決定任命

八月二十二日の定例閣議は午前十時半岡田首相以下各閣僚出席（内田鐵相旅行缺席）の上開かれ、米穀對策調査會官制は左記の如く決定を見たが、その席上岡田首相より

拂下米の壓迫を受けて米價下落の様相があるといふが如何と質し、山崎農相は

今の程度は下落と見るよりは適當な處に落ちついたのでと思はれると答へ、更に

農村負擔調査會を再び開催して調査を進行して貰ひたいと希望し、藤井藏相、後藤内相、町田商相との間に農村の負擔、田畑の地租、地方公課の過重等について質疑應答があつたが、政府としても農村負擔の軽減問題については農村問題の解決上今後慎重考究してその善處を期す事となつた。尚ほ米穀對策調査會官制は當日決定し、二十九日御裁可を仰ぎ人選を決定して三十日に發表公布されたが、調査會委員及幹事は三十一日發表された。

米穀對策調査會官制

- 第一條 米穀對策調査會は内閣總理大臣の監督に屬しその諮問に應じて米穀對策を調査審議す
- 第二條 調査會は會長一人、副會長二人及び委員三十五名以内をもつて組織す、特別の事項を調査審議するため必要あるときは臨時委員を置くことを得
- 第三條 會長は内閣總理大臣をもつてこれにあつ、副會長は農林大臣及び大藏大臣をもつてこれにあつ、委員及び臨時委員は内閣總理大臣の奏請により内閣においてこれを命す
- 第四條 會長は會務を總理す、副會長は會長を親佐し會長事故あるときは内閣總理大臣より指名する副會長これを代理す
- 第五條 調査會に幹事を置き内閣總理大臣の奏請により内閣においてこれを命す、幹事は上司の指揮をうけ庶務を整理す
- 第六條 調査會に書記を置き内閣においてこれを命す、書記は上司の指揮を受け庶務に従事す

米穀對策調査會委員及幹事

米穀對策調査會の委員及び幹事は八月三十一日の通り發表された

内閣書記官長河田烈△法制局長官金森徳次郎△大藏政務次官矢吹省三△農林政務次官守屋榮夫△商工政務次官勝正憲△拓務政務次官田中武雄
貴族院議員上山滿之進△同伊澤多喜男△同馬場鏞一△同松平康昌△同青木信光△同有馬頼寧△同酒井忠正△同橋本圭三郎△同岩倉道俱△同稻田昌植

衆議院議員依孫一▼同高田転平▼同東武▼同前田米蔵▼同小池仁郎▼同小山松壽▼同八田宗吉▼同砂田重政▼同島田俊雄▲同胎中楠右衛門
東大教授佐藤寛次▼京大教授橋本傳左衛門▼大阪商大教授河田嗣郎▼朝鮮殖銀頭取有賀光豊▼日銀總裁土方久徴▼帝農副會長月田藤三郎▼篤農家山
内範造▼東米理事上田彌兵衛▼東商理事木村増太郎

米穀對策調査會委員被仰付

▼外務政務次官井坂豊光▼内務政務次官大森佳一▼大藏次官津島壽一▼農林次官長瀬貞一▲農林參與官森肇▼拓務次官坪上貞二▼朝鮮總督府政務總
監今井田清徳▼臺灣總督府總務長官平塚廣義

米穀對策調査會臨時委員被仰付

▼内閣書記官稻田周一▼法制局參事官森山銳一▼外務省通商局長來栖三郎▼大藏省主計局長賀屋興宣▼大藏省理財局長青木一男▼農林省米穀局長
荷見安▼農林書記官村上富士太郎▼同横山敬教▼商工省商務局長村瀬直養▼拓務省殖産局長北島謙次郎▼朝鮮總督府農林局長渡邊忍▼臺灣總督府
殖産局長中瀬拙夫

米穀對策調査會幹事被仰付

三 米穀顧問會議開催

●金利、保管料を公定價格に加算

米穀對策調査會に對する農林當局の方針を決定するため農林省は九日三日午前農相官邸に米穀顧問會議を招集し上山滿之進、安藤廣太郎、高田転平、
有賀光豊の四顧問の外山崎農相外關係局長出席、荷見米穀局長より米穀事情及び米穀政策に關し報告した後懇談に入つたが

同會議には農林當局よりは別段腹案を内示せず、農林當局が各顧問の意見を徴したい趣旨に出るので先づ上山顧問より米穀生産費を機械的に米價
決定の基準に採用することの誤りなる所以を詳細に力説し、近く樹立されるべき米穀根本對策の決定に際しては生産費調査に過度に依據しないやう意見を
述べた、右に對し高田、有賀、安藤各顧問よりそれ／＼批判ならびに駁論を試み生産費問題で會議は一としまり活氣を呈した、會議は午前引續き午
も續開されたが上山、安藤、有賀各顧問よりそれぞれ

一、最低公定價格に對し十二月以降月が進む毎に金利及び保管料を加算すれば出廻期の賣渡殺到を緩和するに役立ちはないか

一、右と同時に低資融通の途を拓いてはどうか

一、米消費増進のため小麦の輸出獎勵を試みる意志はないか

等の意見があつた、公定價格に金利保管加算の意見は米の統制法修正論の一つとして世上で有力に唱へられ同會議の發言もそれを反映したものであるが
これにつき農林事務局の意見としては、かくすることによつて端境期に就て前年度産米が割高となり現在以上に富農地主を利益するだらう、といつて
賛意を表してゐない、尙ほ同日の會議は終始懇談で一貫し各顧問の意見續出のため四日午後農相官邸に續開、農林當局の季節調節買上げ及び拂下げの運用
が法規の如く季節的な出廻り數量の調節でなく専ら米價の調節に偏して、無理な擴張解釋を行つて米價吊上げに急だつた點を警告し反省を求めたが、
右に對し山崎農相は十分諒承せる旨を答へた、なほ顧問會議は同月八日續開し東、高田兩顧問より政友會及び民政黨案の詳細な説明を徴することになつ
た。

四 農林省の米穀對策案顧問會議に内示

米穀對策調査會は九月二十五日初總會を開いたが、これに先立ち農林省は二十二日農相官邸に最後の米穀顧問會議を招集し同席上で山崎農相は始めて
農林省の原案大綱を内示し諒解を求めた、農林省案のうち外地米統制案だけは除程慎重を期し單一案とせず二つの案にして提出することになつた。

●農林省案

一、米穀統制法の修正

(イ) 最低公定價格に出廻期間だけ金利及び倉敷料を月別加算(出來秋の統制法による賣渡殺到緩和のため)(ロ) 最高公定價格以下において適宜拂下を
なし得るやうに改正(飯米難等に備へるため)

一、内地自治的統制案

農業倉庫及び産業組合の機能を擴大強化し自治的統制によつて季節的の出廻殺到を防止す、かくして公定價格による賣渡申込を商人の手から産組及び農
倉の手に移行せしむる

一、租貯蔵の改善

(イ) 貯蔵主體を個人より産業組合へ移す(ロ) 貯蔵獎勵金を政府米で支拂ひ、郷蔵としての機能を與へる

一、外地米穀統制案【甲案】

毎米穀年度に移入統制の必要如何を決定し必要ありと認むる時外地米の移入を統制し必要なときは移入を自由とす

【乙案】

販賣米とならぬ保有米穀數量を毎米穀年度内外地を通じて統制す即ち販賣米數量の統制を企圖する民政案を裏がへした形で、一種の貯案と見
てもいい。

●考案

一、政友會案のうち「移動米管理案」

一、民政黨案「米穀需給統制案」

一、米穀顧問案(イ) 安藤案(公定價格に金利倉敷料加算(ロ) 上山案(米穀法に還元し買上價格算定に生産費を基礎とせず、率勢米價の上下二割を用ふ。

●國民同盟米穀對策

國民同盟では二十二日午後一時から本部に政務審査部會を開き米穀問題に對する態度を決定し政府の米穀對策調査會において小池仁郎氏から提案その
主張の貫徹を期することにした。

米穀統制に關する對策

- 一、米穀統制法は内地と同じく朝鮮、臺灣にも實施すること
- 二、朝鮮、臺灣に統制資金特別會計法を設けること
- 三、買上價格の公定は朝鮮、臺灣内地各地域別に生産費の外は相當の利潤を加算すること、賣渡最高價格は公定價格の二割増とすること
- 四、公定價格は年四期に行ひ保管料價格を加算すべし
- 五、朝鮮、臺灣各地域外に移動する米穀は政府の管理となし差益金あつた時は當該地域農村の振興費に還元すること
- 六、政府は公共のため必要ある時は相當の機關に付議し、その所有米を公定價格以内にて賣渡又は無償交付又は長期貸付をなすことを得

●米穀生産費の低減を圖ること

四 田 内 閣

- 二、農業倉庫の普及、増設の助成並に生産者貯蔵米に對し低利資金の融通を講ずること
- 三、代作を奨励し新規用途の増加を講ずること

五 米穀調査會の初總會

農林省提出原案

米穀對策調査會は九月廿五日午前十一時より首相官邸で初總會を開いた。會長岡田首相、副會長藤井藏相同山崎農相の外各委員及び幹事出席、先づ岡田首相の挨拶の後議事規則の審議を行った上本格的な審議に入り、岡田首相より米穀根本對策の方法如何との趣旨の諮問案を提出右について、荷見米穀局長より詳細なる説明を行ひこれに對し委員よりの質疑があり更に二十六日再開することにして午後零時半散會した。

政府提出案

米穀對策調査會初總會において農林省荷見米穀局長は農林當局の原案、政民兩黨案、顧問會議案を一括して參考案の形式で提出したが、農林省案の全文は左の通りである。

(一) 米穀統制法改正案要綱

- 一、最低価格は毎年十一月より翌年四月末日に至る迄金利及保管料を加算し各月別に之を定め五月より十月末日迄は四月の價格に依ること
- 二、政府は米價が最低價格と最高價格との平均價格以上在る場合において米穀の配給上特に必要ありと認むるときは市價に悪影響を及ぼさざるものと認むる場合に限り政府所有米穀總數量より最高價格を維持するため必要なる數量を控除したる數量の範圍内において道府縣に對し米穀の賣渡をなすことを得

- 三、小麦及び小麦粉の輸入制限及び關稅の増減免除の途を設けること

(二) 移入外地米統制案要綱

- 一、政府は米穀の數量又は市價を調節する爲賣渡の申込に應じて毎年朝鮮米又は臺灣米の買入をなす事
- 二、一に依る買入價格は毎年朝鮮又は臺灣における中庸米穀生産費、物價その他の經濟事情を參照してこれを決定すること
- 三、朝鮮又は臺灣より内地への米穀の移入は總て政府において之を行ふこととしその數量は毎年内地における第二回豫想收穫高、十一月一日の米穀現在高及び過去の消費狀況を參照したる米穀消費見込高を基礎とし需給推算を行ひ當該米穀年末の民間持越高が一定數量に達することを標準として之を決定すること
- 四、内地に移入したる米穀の賣渡は内地における米穀の出廻數量を月別平均的ならしむる様これを行ふこととしその價格は内地米の時價、内地米との格差等を參照してこれを決定すること

- 五、政府は一により買入れたる米穀にして内地に移入せらるる以外のものはこれを次年度以後に持越し又は朝鮮、臺灣若くは外國において賣却するの辦法によりこれを處分すること但し朝鮮及び臺灣において賣却するは時價が一の買入より相當以上上廻る場合に限りかつ時價によること
- 六、政府は毎年内地における第二回豫想收穫高、十一月一日の米穀現在高、朝鮮及び臺灣よりの米穀移入見込高並に過去の消費狀況を參照したる米穀消費見込高を基礎として米穀の需給推算を行ひ當該米穀年度末の民間持越高が一定數量に達せざる見込の場合においては一による買入はこれを行はざることとし朝鮮又は臺灣より内地への米穀の移入はこれを自由とする事

- 七、本案の實施に關する一切の歳入歳出は米穀需給調節特別會計に屬せしむること

附記

本案の實施に伴ふ棉花、甘蔗等の代作奨励に關し適當の方策を講ずること

(三) 内地米穀自治統制案要綱

- 一、米穀を取扱ふ販賣組合(以下米穀販賣組合と稱す)の區域内における米穀の生産者(地主を含む)は原則として米穀販賣組合の統制に服するものとする
- 二、政府は必要と認むる場合においては販賣組合に米穀の取扱を命じ又は新たに米穀販賣組合の設立を命じ得ること
- 三、政府は必要と認むる場合においては米穀販賣組合に對し道府縣を區域とする米穀販賣組合聯合會(以下道府縣米穀販賣組合聯合會と稱す)に加入を命じ得ること
- 四、政府は必要と認むる場合においては道府縣米穀販賣組合聯合會に對し全國を區域とする米穀販賣組合聯合會(以下全國米穀販賣組合聯合會と稱す)に加入を命じ得ること
- 五、最低價格による米穀の賣渡の申込は特別の場合を除くの外米穀販賣組合、道府縣米穀販賣組合聯合會又は全國米穀販賣組合聯合會に限りこれを爲し得ること
- 六、米穀販賣組合、道府縣米穀販賣組合聯合會又は全國米穀販賣組合聯合會を最低價格及び最高價格の範圍内の價格を以てするに非ざれば米穀の販賣を爲すことを得ざること
- 七、全國米穀販賣組合聯合會は道府縣米穀販賣組合聯合會又は米穀販賣組合に對し米穀の販賣の時期、數量その他統制に關し必要なる指令をなし得ること
- 八、政府は全國米穀販賣組合聯合會道府縣米穀販賣組合聯合會又は米穀販賣組合に對し必要なる米穀資金を供給するの方策を講ずること
- 九、農業倉庫及び聯合農業倉庫についても前各項に準ずること

(四) 糧共同貯蔵案要綱

- 一、政府は米穀の統制を圖るため産業組合、農事實行組合等の生産者の團體をして一定數量の糧の共同貯蔵を行はしむること
- 二、各府縣の貯蔵數量は一の一定數量を各道府縣の米穀の生産高及び販賣高の割合に依り按分したる數量とし各貯蔵團體の貯蔵數量は道府縣貯蔵數量の範圍内において申請によりこれを定むること
- 三、政府は糧の貯蔵を助成するため貯蔵の最初の年度に限り貯蔵團體に對し米穀需給調節特別會計に屬する米穀を助成米として交付すること
- 四、政府は糧貯蔵倉庫建設に對し助成金を交付すること
- 五、貯蔵團體は一定條件を具備したる場合にして政府の許可を受けたときに非ざれば貯蔵の糧の賣却その他の處分をなすことを得ざること
- 六、貯蔵團體が五により貯蔵糧の賣却その他の處分をなしたるときは次の出來秋において一定條件を具備したる場合にして政府が貯蔵の必要なしと認めたることを除くの外その貯蔵數量の不足分を補充することを要すること
- 七、五又は六の義務に違反したる者に對しては一定の罰金を課し助成米の價額に相當する金額及び倉庫建設助成金を返還せしむること

(五) 米穀自治的統制案要綱

- 一、政府は朝鮮及び臺灣においてその産米に就き中庸米穀生産費物價その他の經濟事情を參照して定めたる價格(最低價格)を以て申込に應じ數量に制限なく買入を行ふものとす

- 二、政府は内地、朝鮮及び臺灣を通じ一定区域（例へば内地にありては市、町、村、朝鮮にありては府、邑、面、臺灣にありては市、街、庄）を単位として米穀統制組合の設立を命ずることを得、前項の統制組合はその区域内における米穀の生産者（地主その他を含む）を以てこれを組織せしむ
- 三、政府は米穀統制組合に對し一定數量の米穀の統制を命ずる事を得前項の統制數量は毎年内地、朝鮮及び臺灣を通じ最終米穀豫想收穫高十一月一日の米穀現在高及び過去の消費狀況その他の米穀事情を參酌したる米穀消費見込高及び理想持越高を基礎とし米穀需給推算を行ひ、その過剰量の範囲内においてこれを定む
- 四、前號の統制數量は各統制組合区域内の米穀生産高及び組合員の米穀販賣高に應じ之を割當つるものとす
- 前項により割當てられたる統制數量は當該組合の貯藏能力その他の事情を參酌して之を割當て貯藏せしめその殘餘は第一號に定めたる最低價格を以てその申込に應じ政府においてこれを買上ぐるものとす
- 五、米穀統制組合は米價が最低價格より相當値上りしたる場合に非ざれば當該米穀年度内においてその貯藏米穀を解除することを得ざるものとす
- 六、政府は米穀統制組合の貯藏米穀に對し低利資金を融通すると共に運賃、金利、倉敷料、管理費及び目減り、品傷、古米格補償並に倉庫建設費等必要な助成金を交付するものとす
- 七、政府は米穀統制組合に對し米穀統制上必要な命令をなすことを得

米穀需給の現状に鑑み當分の内新規なる耕地改良擴張に關する獎勵施設を停止すると共に米穀の海外輸出の獎勵、新規用途の開拓、消費の増進及び代作の獎勵等に努むるものとす

六 米穀對策調査會（第二回）

諮問案特別委員會付託

第二回米穀對策調査會總會は九月二十六日午後一時半から首相官邸に開會、岡田會長、山崎、藤井兩副會長以下全委員出席各種の質疑應答あつて結局島田委員の動議を採擇し諮問案第一號を特別委員會に付託することに決定し岡田會長の指名により十九名の特別委員を決定同五時散會した、特別委員の顔觸れは次の通りである。

矢吹省三、守屋榮夫、藤正憲、田中武雄、上山滿之進、馬場鏡一、青木信光、橋本圭三郎、稻田昌植、高田耘平、東武、小山松壽、砂田重政、島田俊雄、佐藤寬治、河田嗣郎、有賀光豊、月田藤三郎、上田彌兵衛（以上十九名）
 尙右委員長は互選の結果青木信光に決定、第一回特別委員會は十月二日午後二時より首相官邸に開會することとなつた、調査會總會における質疑應答は左の如し
 上田委員 政府から配布された參考案は悉く米穀統制強化策のみではないか、米穀取引所の問題は如何する積りか、商工大臣を委員に加へてゐないのは不當と思ふが如何
 青見局長 御趣旨はよく研究する
 俵委員 米穀對策の中心問題は外地米の統制である、外地米は内地の豊凶如何に拘らず移入され安全かつ高價に販賣されてゐる、この點あたかも外地が内地を搾取してゐるも同然で外地米對策は外地の負擔においてなすべきではないか
 岡田會長 政府としては米穀對策に關しては内、外地の實情に適し中正公平な統制をなすべきものと考へてゐる外地米の統制を行ふ場合といへども飽くまで公平を期してゐる

島田委員 外地米統制は最も重要問題である、本調査會で諮問に答申したならば政府は十分なる決心でこれを尊重するか

岡田會長 尊重する、然し内地と外地とは實情が異つてゐる

山崎副會長 外地米の統制はかねての懸案であり前議會においても付帯決議が出てゐる程でこれが解決は是非必要と思ふ、解決の方法は適切なものを得たいから本會で考究してもらひたい、答申を得た場合には誠意を以て尊重する

東委員 諮問案第一號にいふ意見を求むるとは一般的に廣義の意味でいふのか或は前議會で決定した臨時米穀移入調節法に關していふのか

山崎副會長 諮問案の趣旨は現行法施行の結果より考へて現在更に相當の施設を必要と考へたから意見を求めるといふにある、更に根本的な對策を考へて下さるなれば決して拒絶するわけではない

八田委員 政府は米穀對策のための臨時議會を開く必要ありと思考するや否や

岡田會長 案が出来れば臨時議會は開く意向だ

七 全國米作豫想農相奏上

山崎農相は十月二日午後三時參内 天皇陛下に拜謁仰付られ本年度第一回全國米作豫想及び今回の暴風雨による農作物その他の被害狀況につき委曲奏上申上げて御前を退下した。

八 米穀顧問會議に濡米處分報告

米穀顧問會議第二日は十月二日午前十時より農相官邸に開催、荷見米穀局長は米穀對策調査會提出の參考案を説明すると共に過般大阪神戸の政府濡米被害を調査して來た結果につき詳細な報告をなしたる上

濡米拂下げは目下のところ大阪米穀事務所で百萬石、神戸米穀事務所で五萬石、合計百萬五萬石をこゝ旬日中に整理賣却の形式で拂下處分する豫定である、賣却價格は被害程度により石當り三圓見當から十圓の範圍内で二日現在で既に十萬石だけは賣却済みである
 と報告し諒解を求めた。

九 米穀調査特別委員會

米穀對策調査會第一回特別委員會は十月二日午後二時廿五分から首相官邸に開會、青木委員長以下全特別委員、山崎農相、長瀬農林次官等出席荷見幹事からさきに配布せる政府參考案につき説明あり更に上山、月田、小池各委員からそれぞれ私案の説明後稲田、砂田、高田各委員より更に材料提出方の希望あり散會した。

一〇 農林省米穀對策發表

『二百萬石買換』農林省は十月六日午後農相官邸に第六回米穀統制委員會を開催、政府所有米買換の件につき
 現在政府所有米にして保存上より買換をなす可と認むるもの約二百萬石あるをもつてこゝにその内約百萬石の買換を行ふこととし殘餘の買換時期は當局に一任せられたること

の諒解を求め委員会はこれを承認したよつて米穀局は右の諒解に基き左の如く買換へによる百萬石拂下断行を決定發表した。

一、賣却豫定數量 内地米約百萬石とす、賣却場所別賣却豫定數量は追て廣告す

二、賣却の時期 下見十月十三日、申込受付同十四日、賣却決定同十六日

三、賣却の場所 賣却場の受渡場所(左記各地における政府指定倉庫)

東京府	神奈川縣	東海	山形縣	秋田縣	大分縣	石川縣	廣島縣
兵庫縣	京都府	福井縣	新潟縣	愛知縣	富山縣	北陸道	熊野縣
山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣
山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣	山梨縣

四、賣却米の種類 追て廣告する政府賣却米表に記載する昭和七年産及昭和八年産内地米とす

五、買入 昭和九年産米に付賣却數量と同一數量をその出廻期において買入るゝものとす、買入の要項は實施の際告示す

『殘額百萬石』十月六日の米穀統制委員會で二百萬石買換が決定されそのうち先づ百萬石が第一次拂下げに充てられたが殘額の百萬石の買換については同委員會において

一、その時期は農林當局に一任されたいこと

一、米穀事情の如何に應じ十一月以降の米穀來年度に持越すも差支へなきこと

の諒解が成立してゐる、右の殘額處分につき農林當局は慎重な考慮をめぐらしてゐるが來るべき出來秋においてなるべく多くの買出動の餘裕を得て置く必要から今後米價が依然強調を持するにおいては同月十六日の第一次買換實績の決定を見究めた上で矢繼早やに全額または相當量の第二次買換の拂下げを断行する事に決定。

『政府所有米』十月六日の米穀統制委員會で荷見米穀局長は米穀事情につき大要左の如く報告した(單位石)

一、政府所有米現在高(九月三十日現在)

昭和六年産米	一一〇、八三二	七年	七二六、一三四
内地白米	一〇、八三三、九〇八	(小計)	一一、六七〇、九七六
臺灣八年米	六九、五四一	朝鮮八年米	七六九、八六八
	九八五	計	一一、五一一、三七一

一、九月二十一日風水害による政府米被害

大阪米穀事務所管内

岡山事務所管内

神戸事務所管内

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

計

一一 米穀對策調査特別委員會

第五回米穀對策調査特別委員會は十月十一日午後一時四十五分から首相官邸に開催、各特別委員の他山崎農相出席、前回は引續き質問應答あつて大體民政黨案並に米穀局顧問會議に現はれたる諸案に對する質問を終了し散會したが質問應答の主なるもの次の如し。

一一一 米穀對策に關する農林省修正案

米穀對策調査會は十月二十五日午後農相官邸に懇談會を開催、山崎農相、守屋、長瀬兩次官、森參事官、荷見米穀局長以下關係官及び各委員出席、上山滿之進氏より簡單な意見開陳の後、荷見局長より農林省自身の原案について各委員多數の意見を攝取してこれに修正を加へ參考案の追加の形式で提示したその主なる修正點は

一、米穀統制法改正案のうち最低價格に金利倉敷を加算すべき月を何月と明記せず漠然と「出廻期」と規定したこと

一、内地米穀自治的統制案について

(イ)米穀販賣組合が組合員外に統制を及ぼさしめんとするときは行政官廳の認可を受けることとし工業組合法の場合以上に行政官廳の認可権確立を強調したること(ロ)最低価格による政府への賣渡申込を「特別の場合」は農會及び市町村でもなし得るやう新たに規定を加へたこと、即ちこれは帝國農會が過般來自治統制案で産業組合のため母屋を取られるといつて騒いでゐたのでこれに若干花を持たせたわけである(ハ)自治統制組合の業務に對し政府が「公益上必要な監督」をなし得る規定を追加したこと

一、米穀の移入は原則としてこれを自由とすること但し内地における第二回豫想收穫高、十一月一日の米穀現在高、朝鮮及び臺灣よりの米穀移入高並過去の消費状況を參照したる米穀消費見込高を基礎として米穀の需給推算を行ひ當該米穀年度末の民間持越高が一定數量を超過する見込の場合においては政府は賣渡の申込に應じて朝鮮米又は臺灣米の買入をなすこと

【外地米穀移入統制修正案】

(イ)市町村、農會の貯蔵を認められたこと(ロ)助成米交付を初年度に限らず毎年に改めたこと

等である、尙ほ外地米穀移入統制案の改正案は今後審議の中心となる見込であるがその全文は左の如くである。

- 一、米穀の移入は原則としてこれを自由とすること但し内地における第二回豫想收穫高、十一月一日の米穀現在高、朝鮮及び臺灣よりの米穀移入高並過去の消費状況を參照したる米穀消費見込高を基礎として米穀の需給推算を行ひ當該米穀年度末の民間持越高が一定數量を超過する見込の場合においては政府は賣渡の申込に應じて朝鮮米又は臺灣米の買入をなすこと
- 二、一による買入価格は朝鮮又は臺灣に於ける中庸米穀生産費、物價その他の經濟事情を參照して之を決定すること
- 三、一により政府が買入をなす米穀年度に於ては朝鮮又は臺灣より内地への米穀の移入は總て政府に於て之を行ふこととしその數量は内地に於ける第二回豫想收穫高、十一月一日の米穀現在高及び過去の消費状況を參照したる米穀消費見込高を基礎として需給推算を行ひ當該米穀年度末の民間持越高が一の一定數量に達することを標準として之を決定すること
- 四、内地に移入したる米穀の賣渡は内地における米穀の出廻數量を月別平均的ならしむる様これを行ふこととしその価格は内地米の時價内地米との格差等を參照してこれを決定すること
- 五、政府は一により買入れたる米穀にして内地に移入せらるゝ以外のものはこれを次年度以後に持越し又は朝鮮、臺灣若くは外國において賣却するの辦法によりこれを處分すること但し朝鮮及び臺灣において賣却するは時價が一の買入價格より相當以上廻る場合に限り且時價によること
- 六、本案の實施に關する一切の歳入歳出は米穀需給調節特別會計に屬せしむること

一三 政府米賣却買入要綱 農林省發表

農林省では第六回米穀統制委員會において諒解を得たる政府所有内地米約二百萬石以内買換の件今回更に約百萬石に付左記により買換を實施することに決定十一月六日午後十時その旨發表した。

【賣却要綱】

- 一、豫定數量 約百萬石
- 二、時期 現品及び見本下見十一月十三日▼保證金受付十三日▼申込受付十四日▼賣却決定十六日
- 三、種類 追て廣告する政府賣却米表に記載する昭和八年産内地米とす
- 四、方法 入札の形式により政府の賣却豫定價格以上の申込に對し最高價格の申込より順次割當をなし賣却豫定數量に達するまで賣却するものとす
- 五、申込數量 同一賣却番號のもの百俵以上とす、但し賣却現品の都合により増減あることあるべし

【買入要綱】

- 一、豫定數量 賣却米と同一數量とす
- 二、時期 保證金受付十二月三日▼申込受付四日▼買入決定六日
- 三、買入米の種類 道府縣移出検査又は之に準ずる検査に合格したる昭和九年産内地米稻梗玄米にして追て告示する政府買入米格差表に記載ある銘柄等級に該當し且つ之に相當する品位を有するものとす
- 四、方法 入札の形式に依り政府の買入豫定價格以下の申込に對し最低價格の申込より順次割當をなし買入豫定數量に達する迄買入るものとす
- 五、申込數量 買入に付ては政府買入米格差表に示す同一銘柄五十俵以上(受渡米は同一銘柄等級二十俵を下ることを得ず)とす

一四 米穀根本對策懇談會 政友會側委員強硬意見

米穀根本對策について農林省は過般來大藏、拓務、商工の關係省の間に協議を進めた結果、大體意見の接近を見るに至つたので七日午後農相官邸に米穀對策調査會懇談會を開催、青木特別委員長外各委員出席、政府側より山崎農相のほかこの日は特に見玉拓相も列席し、荷見米穀局長より次の如き政府側の幹事試案を提出各委員の検討を求めた。

米穀自治的管理要綱 政府側幹事試案

- 一、米穀自治的管理案
 - 一、政府は毎年内地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀豫想收穫高、十一月一日の米穀現在高、過去の消費状況を參照したる米穀消費見込高及び理想持越高を基礎として米穀需給推算を行ひ米穀の過剩數量を生ずる場合はその數量の範圍内において一定數量を定め内地、朝鮮及び臺灣においてこれを統制すること
 - 二、政府は必要と認むる場合においては内地に在りては米穀販賣組合の設立を命じ又は販賣組合に米穀の取扱を命じ得ることとし、朝鮮及び臺灣に在りては一定區域を單位としその區域内の生産者(地主その他を含む)を組合員とする米穀統制組合を設立せしめ得
 - 三、米穀販賣組合又は米穀統制組合の區域内における米穀の生産者は原則として兩組合の統制に服するものとす、組合員に非ざる者に統制を及ぼさんとするときは行政官廳の認可を受けるものとす
 - 四、政府は必要と認むる場合に於ては米穀販賣組合に對し道府縣を區域とする米穀販賣組合聯合會に、米穀統制組合に對し道州又は廳を區域とする米穀統制組合聯合會に加入を命じ又は道府縣米穀販賣組合聯合會に對し内地を區域とする米穀販賣組合聯合會に、道州廳米穀統制組合聯合會に對し朝鮮又は臺灣を區域とする米穀統制組合聯合會に加入を命じ得ること
 - 五、全國米穀販賣組合聯合會は道府縣米穀販賣組合聯合會又は米穀販賣組合に對し米穀の販賣の時期數量その他統制に關し必要なる指令をなし得ること
 - 六、最低價格に依る米穀の賣渡の申込は米穀販賣組合、道府縣米穀販賣組合聯合會又は全國米穀販賣組合聯合會に限りこれを爲し得ること、但し特別の場合においては農會又は市町村においてもこれを爲し得ること
 - 七、米穀販賣組合、道府縣米穀販賣組合聯合會又は全國米穀販賣組合聯合會は最低價格及び最高價格の範圍内の價格を以てするに非ざれば米穀の販賣を

爲すを得ざること

八、政府は米穀統制組合（農會、産業組合等を以てこれに代へ得ること）に對し一定數量を割當て統制せしめ得ること

九、八により割當て統制すべき數量は各米穀統制組合區域の管外米穀販賣高に應じ各組合にこれを割當つること、前項により割當てられたる數量より當該組合の貯蔵能力その他の事情を參酌して定めたる貯蔵數量を控除したる殘餘は朝鮮は臺灣における中庸米穀生産費物價その他の經濟事情を參酌して定めたる價格を以て申込に應じ政府においてこれを買上げること

十、米穀統制組合は内地米の價格がその最低價格より相當値上したる場合に非ざれば當該米穀年度内において九に依り貯蔵米を解除するを得ざること

十一、政府は全國米穀販賣組合聯合會、道府縣米穀販賣組合聯合會、米穀販賣組合、朝鮮若しくは臺灣米穀統制組合聯合會、道州廳米穀統制組合聯合會又は米穀統制組合に對し出來得る限り必要なる米穀資金を供給するの方策を講ずること共に必要なる助成金を交付し及び業務に關し公益上必要なる監督をなす

十二、農業倉庫及び聯合農業倉庫に付ても米穀販賣組合及び米穀販賣組合聯合會に準ずること

十三、政府は前各號の施設の外米穀の統制上特に必要ありと認むるときは委員會議を経て内地、朝鮮及び臺灣を通じ内地にありては道府縣、朝鮮にありては道、臺灣にありては州又は廳より管外に移出する米穀に關し米穀の需給を調節するため必要なる命令を發することを得

二、米穀統制法修正案（略）

三、糧共同貯蔵案（略）

右の幹事試案は非公式な政府案とも稱すべきもので米穀統制法修正案、秘貯蔵案、米穀自治的管理案の三案よりなつてゐるが、前二者は過般の參考案と全く同一で自治的管理案だけが外地當局の意向に基き若干緩和されてゐる、右に對し贊否とも人の意見が出たが結局委員河田副郎氏の發言で必要なる「命令」を發し得るといふだけでは外地米移入統制策としては甚だ弱から米穀統制上必要ありと認められた時は管外移入米は「政府これを管理しその他需給調節に必要な命令」を發し得るやう訂正すべきである

との意見が有力化し政友會の東武、砂田重政、島田俊雄の諸委員も

外地米移入統制のため單に漠然と「命令」の權限だけ規定したのでは不徹底極まる、須らく明確に「管理」すべき旨を規定してほしい、然らずんば我々は小委員會設置の曉も政友會より小委員を選出することは出來ない、此意向を尊重し政府は速かに再協議し更めて拜見する事にしたいとの強硬論を述べて懇談會を支配した。

一五 米穀對策特別委員懇談會

米穀對策調査會特別委員會第四回懇談會は十一月十五日午後二時より農相官邸に開催、村瀬商務局長より該案を米穀取引所との關係につき本案は米穀統制の徹底を期するものであるから之が實現されれば米穀取引所は本來の機能を發揮する餘地を狭めその經營も困難となる従つて此統制々度の下で米穀の配給組織を如何にすべきか又現在の取引所を如何に取扱ふべきか等については考究する必要があると思ふと商工省側の態度を闡明し種々懇談の後散會した尙ほ農林省では同月十七日午後一時農相官邸で米穀局顧問會議を開き政府米穀特別支給案その他につき諒解を求めはすである。

「政民米穀對策」政民兩黨間の政策協定に關する米穀連絡委員たる政友會の島田、東、民政黨の小山、高田四氏は十五日農相官邸に開かれた米穀對策調査會終了後特に居残りて政府の米穀對策調査會幹事試案を中心に種々意見の交換を行った結果

來る廿一日の政府の米穀調査會に臨む前に再び正式の兩黨連絡委員會を開き、米穀對策に關し兩黨の意見一致に努力すること

の中合せをなし兩黨委員はそれぞれ黨に歸つて黨の機關に報告研究することになつたが、是迄兩黨連絡委員會間の打合せに於ても兩黨の意見は漸次接近して來てゐるから政民間に妥協案が作成される事と見られて居る。

一六 東北凶作地への政府米支給案成立

米穀顧問會議承認

農林省は十一月十七日午後農相官邸に米穀顧問會議を開き東北凶作地に對する政府米臨時交付案を提示し諒解を求めた結果各顧問ともこれを承認した、しかし東武氏及び高田平氏はそれ／＼自黨に報告する必要があるため同月二十一日午前顧問會議を再開して正式承認することを申合せた、同法案は十七日大藏省及び法制局に回付されたが兩者とも大體異議がないので第六十六臨時議會劈頭提案されることになつた同法案原文左の如し

東北凶作地に對する政府所有米穀臨時交付法案

- 第一條 政府は東北六縣の市町村にしてその區域内における昭和九年産米の收穫高が平年作の五割に達せず且冬季における匡救土木事業の施行困難なるものに對し交付せしむるため縣に對し昭和十年三月三十一日迄定數量を限り政府所有米穀を交付することを得
- 縣は農林大臣の定むる所により市町村にその米穀を交付し市町村はその住民にこれを交付又は貸付するものとす
- 第二條 市町村は交付を受けたる米穀の數量に相當する數量の米穀を備荒貯蓄の目的を以て貯蔵するものとす
- 右の數量は政府の許可を受けたるときを除くの外交付を受けたる日より三年以内にその全額に達せしむるものとす
- 特別の事由ある場合は政府の許可を受け米穀の處分をなすことを得
- 第三條 市町村は政府の許可を受くるに非ざれば貯蔵米穀の處分を爲すことを得ず
- 市町村は右の處分その他の事由に因り貯蔵米穀の數量に不足を生じたときは政府の許可を受けたるときを除くの外次の出來秋においてその不足數量を補充することを要す
- 第四條 縣又は市町村が交付の條件に違反したるときは交付したる米穀の價額に相當する金額の全部又は一部の返還を命ずることを得
- 第五條 東北六縣以外の道府縣の市町村が第一條の市町村と同一の要件を具備するものと認むる場合に於ては勅令を以て其の市町村を指定し前各號を適用することを得
- 第六條 本案に依る米穀の交付に關する一切の歳入歳出は米穀需給調節特別會計に屬せしむ
- 「政友會警告」政友會の山口、岡田兩總務は十一月十六日の臨時總務會議の決定に基き災害豫算に關し政府に警告を發するため十七日午前内務省に後藤内相を訪問、内相不在につき丹羽次官と會見左の文書を手交しその實行方を要求した。
- 一、各地の災害は地方團體並に個人に對する影響甚大なるを以て國庫の補助は特に關東大震災火災の例に準じ最高率を支給するの途を開かれんことを望む
- 一、右に對する各地團體の起債利子に對しても全額補助の途を開かれんことを望む
- 一、以上三件に應ずるやう豫算を編成されんことを望む
- 一、罹災中小商工業者に對する低賃借出に際し政府において再補償並に利子補助の途を開かれんことを望む

一七 政府米支給正式承認

「顧問會議」農林省は十一月二十一日午前農相官邸に顧問會議を招集、東、上山、有賀、安藤各顧問出席、東北凶作地方に對する政府米支給案に對し

會議は正式に承認を與へた。

一八 米穀對策委員會政民兩案審議

米穀對策調查會特別委員會は十月八日午後二時四十五分より首相官邸に續開、特別委員の外に山崎農相、長瀬農林次官、今井田朝鮮政務總監、井阪外務政務次官、伊澤、小池兩委員出席、前日に引續き政友會參考案、米穀管理及び自治統制案要綱を議題とし上田、高田、上山の各委員の質問に對して、砂田、島田の兩委員の答辯あり、ついで民政黨の參考案米穀雷給統制案要綱につき東、砂田、小池各委員の質問あり、高田委員これに答へ午後五時四十分散會次回は十一日午後一時半より首相官邸に開會の豫定

「買入申込」數量

十月六日公定價格による買入申込數量左の通りである(單位俵)

事務所	數量	事務所	數量
東京	三、一二〇	大阪	二二、一〇二
酒田	一、四八八	門司	二四〇
名古屋	一、二五五	仙臺	三八八
金澤	五九〇	神戶	三、二一〇
同山	一、一〇〇	熊本	一、二〇〇
合計	三四、六九三	果計	三七一、七二〇
解除【農林省發表】	十月六日承認したる貯藏解除數量左の如し(單位石)		
茨城、愛媛外十七縣	二二、五七七	果計	三、四八五、〇八九

一九 米穀對策審議本格的

「第六回懇談會」米穀對策特別委員會第六回懇談會は十二月十四日午後二時より農相官邸に開會、懇談の結果すでに六回にわたつて參考案に就いて研究を進めて来たので、愈青木特別委員長長の指名により、砂田重政、高田耘平、馬場鎮一、稻田昌植、佐藤寛次、の五氏を小委員に擧げ同月十七日午後二時より農相官邸に右小委員會を開會する事となつた、而して小委員會は二十、二十二兩日にも續開して年内にはその態度を決定する方針であるが同小委員會では

- 一、米穀統制法改正
- 一、米穀自治的管理案
- 一、米穀統制法改正
- 一、米穀自治的管理案

二〇 新米の公定價格農林省發表

米穀統制委員會に於て

本年産米の公定價格を決定すべき農林省の米穀統制委員會は十二月十七日午後四時半より農相官邸に開會、山崎農相外各委員及び關係局長出席、農相の挨拶、荷見米穀局長より最近の米穀事情に關する報告ののち昭和九年産米の公定價格決定に際し算出基礎は左の如くである旨説明した。

本年の米穀生産費は凶作状況に鑑み減收五割以上のものを除きたる總平均二十七圓九十五錢、これに運賃諸掛一圓十七錢を加へたる金額は二十九圓十二錢となり、これと物價參酌値二十四圓八十八錢の下値二割十九圓九十錢との平均が二十四圓五十一錢、また四割以上の減收を除きたる總平均は二十七圓四十七錢でこれを前記と同様の計算を行へば二十四圓二十七錢となる、生産費の極端に高きものと低きものとを除きたる十八圓より三十八圓未満までの總平均二十七圓五十三錢に運賃諸掛一圓十七錢を加へたるものと物價參酌値の下値二割との平均は二十四圓三十錢となる、以上を參酌して標準最低價格を定めたり、また標準最高價格は物價參酌値の上値二割二十九圓八十六錢、上値三割三十二圓三十四錢の間において最低價格との關係を參酌して定めたり

斯くて政府原案を諮問し審議した結果政府原案を可決、引續き米及び粗輸入税増加の勅令の期間延長の件を可決し左の如く發表した。
【農林省發表】農林省に於ては本日昭和九年十二月において公定すべき米穀統制法第二條の最低價格及び最高價格の決定に用ふべき標準最低價格を米穀統制委員會に諮問して左記の通り決定せり。

最高價格	最低價格
三十一圓五十錢	二十四圓三十錢
また米穀統制委員會に諮問の上米及び粗輸入税増加の件左記の通り決定せり	
米穀統制法第九條の規定による米及び粗の輸入税は現行のまゝその期間を一ヶ年延長するの手續をとること	
なほ過般決定せる本年産米の新格差表によれば標準銘柄等級の茨城二等は右の標準公定價格より昨年同様二錢上げとなつてゐるので茨城二等の公定價格は次の如くなつた。	
最 高 三十一圓五十二錢	最 低 二十四圓三十二錢

二一 米穀生産統制の必要認めらる

米穀根本對策調查會小委員會は十二月三十日午前午後にわたり續開、粗共同貯藏案については殆ど異議なく自治管理案については第十三項の米穀過剰時代に際しての内地及び外地に對する統制命令を如何に規定するか及びその統制のための内地地割當について委員の異議多く、審議を一通つ打切つた、而して小委員會としては更に根本的な問題として米穀の生産統制の必要及び米穀特別會計の損失の一般會計肩替はりの必要、併せて米穀取引所不振の救済對策の緊急なる所以も主張された、これは恐らく同調查會の答申案のうちに重要問題として攝取されるであらう、かくて同日の小委員會は最後の正式決定までにはいたらなかつたが、議論は殆ど出盡したあとで、小委員會の意向はまづ纏まつたものと見て差支へなく、ここ旬日中に農林内務兩當局間で内談を進め字句その他の残された問題を解決することになつてゐる、このため同日の小委員會は昭和十年一月十一日午後小委員會を再開右につき正式決定を與へるとともに引つゞき同十五日に特別委員會を招集すべき手筈も決定した、かくして總會も議會休會明け前後までには開かれ最後の結果を見る事は確實となつた。

二二 米穀對策調查會小委員會

政府試案を修正、答申原案

米穀對策調查會の小委員會は昨年引續き昭和十年一月十一日午後農相官邸に再開、政府側の試案に對し修正を加へて調査會の答申案の原案とするに決し同月十五日特別委員會を招集報告する事となつた、小委員會で決定せる答申原案左の如し

米穀統制の徹底を期するため左の諸方策を講ずること

四 田 内 閣

第一 米穀統制法改正 (略)

第二 米穀の自治的管理を圖ること

一、政府は毎年内地、朝鮮及び臺灣を通じ米穀豫想收穫高(臺灣の第一期作については推定額)十一月一日の米穀現在高、過去の消費状況を參酌したる米穀消費見込高及び理想持越高を基礎として米穀需給推算を行ふこと前項の米穀需給推算の結果米穀の過剰數量を生ずる場合はその數量の範圍内に前項により統制すべき一定數量の内地、朝鮮及び臺灣においてこれを統制すること

第一項米穀の需給推算及び前項の割當に付ては委員會の議を経て之を定むること

二、(略)

三、米穀統制組合は左の業務を行ふものとする

(イ)組合に割當てられたる統制數量をその組合員に割當つること

(ロ)(イ)により組合員に割當てたる米穀を組合員の委託を受け貯蔵すること

(ハ)前號の外統制上必要な措置をなすこと

四、五、六 (略)

七、政府は米穀統制組合聯合會に對し一の一定數量を割當てこれを統制せしむること、米穀統制組合聯合會は前項により割當てられたる米穀をその所屬團體に對し割當てこれを統制せしむること

前項の統制數量中團體の貯蔵能力その他の事情を參酌して定めたるものを控除したる殘餘は内地においては最低價格、朝鮮又は臺灣においては米穀生産費物價その他の經濟事情を參酌して定めたる價格を以て申込に應じ政府においてこれを買上ぐる

八、九、(略)

十、米穀販賣組合聯合會は定款の定むる機關の議を経てその所屬團體に對し米穀の販賣を統制するため平均賣の實行その他必要な指令をなすことを得ること

十一、十二 (略)

十三、政府は前各號の施設を講ずるも尙米穀の供給著しく過剰なりと認むるとき(標準最低價格を下り又は下らんとする虞ある場合)は委員會の議を経て一定數量を限り内地、朝鮮及び臺灣に於ける米穀の移動に付統制を命ずることを得ること

前項の統制に對しては内地、朝鮮及び臺灣における米穀生産者の團體又は米穀取扱業者の團體(命令を以て指定する主要米穀集散地における一定條件を具備する者)に對し前項の一定數量を割當て統制せしむるの方法に依ること

前二項により統制を命ぜられたる米穀中貯蔵能力その他の事情を參酌して定めたるものを控除したる殘餘は希望に應じ内地米に付ては最低價格、朝鮮米又は臺灣米に付ては命令の定むる一定價格以内において時價に準據して定めたる價格を以て政府これを買上ぐる

十四、備考

(イ)外地米穀の買上價格は米穀統制法施行令第二條の標準最低價格、内地米との格差、運賃諸掛等を參酌して定むる價格の範圍内にて時價に準據して之を定むること

(ロ)(イ)(ニ)略
第三 穀の共同貯蔵 (略)

第四

一、内地、朝鮮及び臺灣を通じて米穀の生産統制、代作の獎勵、海外販路の開拓、新規利用の増進等に付適當なる方策を講ずること

二、現行米穀需給調節特別會計はこれを整理改善すること

付帯決議

政府は米穀統制に關する法律改善案實施の結果米穀取引所の機能に及ぼす影響に付十分なる考察を遂げ適當なる方策を講ぜられんことを望む

一三三 過剰米統制根本對策

一 内外地割當決す

米穀對策調査會の小委員會は前回修正の際内地及び外地の過剰米統制の割當比率について若干協議の餘地を残して一月十五日首相官邸で特別委員會再開に先立ち午後一時より小委員會を再開、馬場鐵一氏より内地兩當局と内談の經過に基き妥協案を提議した結果

一、管外移出數量の過去十ヶ年の増加趨勢を標準として割當てる場合は内地三・五及び外地六・五の比率を原則とし

一、これにその年の豊凶及び管外移出數量等の状況を參酌して内地三・五及び外地六・五の比率を限度として増減し得るといふに一致し引續き特別委員會を開きこれを報告、委員會はこれを諒承した、特別委員會に入るや

一、米穀統制法改正

一、米穀自治管理案

一、穀共同貯蔵案

の三案を一括審議に付したが橋本(圭)、上山、河田、月田、東各委員の質疑ののち島田俊雄氏は政友會を代表し、小山松壽氏は民政黨を代表してそれぞれ賛成の意を述べ、河田嗣郎氏これに賛し採決の結果上山、月田兩氏が留保したのみで大多數をもつて可決、同月十九日午後總會を招集して付議することとなつた、上山、月田兩氏は一應の留保をしたのみで来る總會は殆ど問題なく可決の運びとなる見込である

而して内地及び外地の過剰米統制割當の決定經過については差別待遇問題で内地を誤らせないうために同特別委員會散會後荷見米穀局長より覺書を發表した、しかし實際問題としては外地當局の希望により過剰米割當比率は内地三・五、外地七よりもむしろ内地三・五、外地六・五に近く決定を見るだらうとのことである

かくして昨冬調査會設置以來委員會を重ねること二十數回に及び兎も根本對策案の全貌は決定するに至つたがこれも根幹をなす米穀自治管理法案は常時は僅に季節的平均賣に努力するだけで最主眼目は異常な米洪水に襲はれた年にのみ過剰米統制に發動するための特機的な立法でその點については商人側の反對緩和に相當意を用ひてゐる過剰米割當比率を一本に決定し得ず單に範圍のみ定めたことは紛争を將來に残すものと見られたが特別委員會の意向ではこれを總會の諒解事項として政治的に拘束力を與へる手筈になつてゐるさうであるから大體論として外地米問題も一應段落つけたものと見ていい、荷見局長の覺書左の如し

米穀對策調査會小委員會は十五日午後再開、小委員會決定の米穀自治的管理案につき内地、朝鮮及び臺灣に對する過剰米統制の割當は内地、朝鮮及び臺灣の米穀管理外移出數量の増加趨勢を標準として割當つるときは大體内地三・五、朝鮮及び臺灣七となるも豊凶の差違、管外移出數量等の状況を參酌し

五分程度の餘裕を認めて内地三・五見當、朝鮮及び臺灣六・五見當までは行き得ることとし特別委員会に報告することに意見の一致を見たり

二四 米穀對策原案通り可決

政府通常議會提出

米穀對策調査會第三回總會は一月十九日午後一時四十分より首相官邸に開催、岡田首相議長席につき青木特別委員長より政府諮問案第一號（米穀對策樹立についての諮問）についての特別委員会の審査経過を報告付議、これに對し上山、木村、橋本、有馬、伊澤の各委員より質問、荷見米穀局長その他より答辯あり討論に入り高田、東、八田の各委員政府諮問原案に賛成意見を述べたるに對し月田、木村、上山、伊澤四委員反對意見を述べ採決に入り多數をもつて政府諮問原案通り可決、終つて岡田議長より昨年九月以來の各委員の努力を感謝する趣旨の挨拶あつて五時散會した、なほ同日の總會における各委員の討論内容は左の通り

高田委員 本案はわれわれの理想とする根本對策には到達せずとも理想的根本對策はその實現頗る困難なれば本案に賛する第一に諮問の説明にもある如く財政上の負擔を軽減することは重大問題である、しかして自治的統制については金利保管料を補助するを以て負擔は減せられざるが如きも米穀統制法により買入をした場合には米價が最高價格に達するまでは賣却することを得ざるも本案においては過剰米を統制せしむるも米價が標準最低價格の割以上騰貴する時は貯蔵を解除せられるをもつて財政上の負擔を軽減し、米價調節上にも効果がある、また帝國農會の主張が内地農民の希望として十數年來叫ばれてゐるのは朝鮮米、臺灣米が内地に移入せられるために過剰米を生ずるに至るをもつて内地の所要額だけ外地米を移入すべしとするにあるが、このことは實行困難である、しかるに今回の過剰米割當は内地朝鮮及び臺灣の管外移出數量の増加趨勢により統制せらるることとなるをもつて内地農民の希望も幾分貫徹し得たものと考へる、しかして、この割當の方法については法文に明確に規定しておく事が必要である

月田委員 第二の米穀の自治的管理を除き他の點に對しては賛成である、第二に對する反對理由は内地における米穀需給の如何に拘はらず外地米を無制限に移入することは内地米價を不當に低落せしめるとも地方金利保管料との關係上、端境期に至るに従ひ、當然漸騰すべき米價を不當に抑制し、ために内地農家の經濟上の打撃大にして農村更生上遺憾である、故に外地米の移入は内地米穀需給上必要な數量を限度としての移入を制限する必要があると思ふからである

上山委員 國庫負擔を軽減する點に關する審議が不充分であり、過剰米の統制のみにては不可である、また需給推算を的確に行ふことは困難である、従つて本案の一部分については賛成して差支なき點あるも全體としては反對である

木村委員 生産者の團體に國家權力を背景として米穀の管理を行はしむることは從來の配給系統に影響を來すをもつて第二の自治管理には賛成し難い東委員 本答申案についてはこれを完璧とは認めざるも現在の米穀統制法を強化し、加ふるに自治的統制を織り込んでゐるので大體において一の進歩と認めて賛成する、米穀商より種々の反對があるが、この點については特別委員会の決定案は諸種の點につき相當緩和せられてをり地方的に販賣が統制せられたることは却つて商人に好影響を與ふることとなるであらう

米穀對策については右の如く米穀對策調査會總會で最終的に答申案を確定したので農林省では右答申案に基き直ちに此案の調整にとりかゝり一月中には關係各省との協議を完了し二月早々法制局に廻付し同月中旬頃議會提出の運びとなる豫定である、法律案の名稱は未確定ではあるが大體米穀統制法中改正法律案、米穀自治管理に關する法律案並に親共同貯蔵に關する法律案の三件で自治的管理における統制米の内外地割當算出方法を法文に明記すべきか否かは問題視されてゐたが同日の調査會總會で東、高田の政民兩黨代表より特に要求もあつたのでこれを法文化する事となつた。

第四節 蠶絲對策

一 岡田内閣の蠶絲根本對策

農林省では蠶絲根本對策の急務なるに鑑み昭和十年以降五ヶ年計畫を以て荒廢桑園の整理、生産販賣の統制に主力を集中するに決し、昭和十年豫算にこれが經費を計上する事となつた。根本對策の方針は大意左の如し。

一、桑園の整理改植

全國荒廢桑園廿三萬町歩については昭和七年度に於て三ヶ年計畫で十萬町歩の整理改植を計畫したが豫算の關係上九年度まで五萬町歩の改植をみたに過ぎない依つて農林省では總經費一千萬圓初年度二百萬圓五ヶ年計畫で更に十萬町歩の整理改植を本年度より着手する事に決定したが今回は改植を従つて整理を主とする方針である

二、原蠶種の管理

六十五議會を通過した原蠶種管理法の實施により蠶品種の改良を圖り生産費低下を進めると共に生産の完全なる統制を圖る

三、蠶繭處理の改善

現在蠶繭の九割は生繭取引が行はれ乾繭取引は僅か一部に過ぎない、而も取引の方法としては市場あり特約組合あり組合製絲或は居宅取引ありといふ状態である統一を缺いてゐるので之が整理統一を行ひ乾繭取引の助長をなす之が爲に乾繭設備の積極的獎勵を行ふ

四、生絲販賣統制

六十五議會で輸出生絲取引法が成立し販賣統制に一步を進めたがこれは單に問屋の免許制度と輸出製絲の登録制度を規定したに過ぎず販賣統制としては餘りにも無力であるので今一步強力なる販賣統制案を確立す

五、養蠶經營の合理化

養蠶經營の多角形化を圖り養蠶實行組合の総合的指導を行ふと共に養蠶金融の合理的普及化を圖る

二 夏秋蠶の生産節制に全力

農林省では夏秋蠶急務施設に關し昭和九年八月四日農林次官より各地方長官に對し左の如き通牒を發した。

〔通牒〕

貴官においても政府の意のある所を體し政府の諸施設と呼應し地方事情に即したる適切なる施設を講ぜらるゝ様、尙目睫の間に迫りつゝある夏秋蠶の生産及び處理の指導に付ては此の際寫意を煩はし度、殊に生産の節制は農家經濟上もつとも困難の状態に有之候へ共現下の蠶絲事情に鑑み需給の均衡を保ち繭絲價の漸調を轉向せしむるには寔に己むを得ざる處理と被考候條、貴管下養蠶者に對し現下の事情を十分周知せしめこの際生産の増加を戒め努めて生産の節制に意を用ひしめらるゝ様格別の御配慮相成度候

三 蠶絲救済三ヶ年計畫

山崎農相は就任以來蠶絲業の現状に鑑みこれが恒久策の樹立を決定し、計畫實現のためこれが經費を十年度の豫算に計上することとなり大蔵省との豫算折衝では匡救土木事業費とともにその政策の絶對的實現を期してゐる、蠶絲對策は一般的蠶絲對策と主要養蠶縣に對する特殊對策とより成り兩者とも

に三ヶ年計画で、その総額三千五百八十萬圓、初年度の年度割は一千三百五十萬圓である、尙蠶絲對策の内容は次の如くである。

一、一般的對策

(イ) 産繭處理の統制

産繭處理法を大議會に提案することを目標としこのため主要養蠶縣廿縣を選定し乾繭取引の強制及び組合蠶絲の整備擴充、特約取引の指導取締、繭檢定取引の強制について各府縣毎に計畫を確立せしめその必要なる施設を補助するもので、産繭處理法は計畫完了後即ち三年後に實施するものである。

(ロ) 桑園の整理改植並に混作の奨励

十五萬町歩を目標にしその中十萬町歩を整理反當り助成金十圓、四萬町歩を混作反當り助成金七圓、一萬町歩を改植反當り助成金七圓

(ハ) 生絲の需要増進

米國の生絲消費宣傳並に國內需要増進施設助成

(ニ) 繭共同保管

現在の状況よりして一十萬貫で貫當り十五錢の助成金で百五十萬圓を計上し將來の情勢の變更によつて追加計上する

(ホ) 輸出生絲販賣統制

目下輸出生絲販賣統制調査會で審議中であり成案の決定をまつて追加計上する

二、主要養蠶縣蠶更生策

長野、群馬、埼玉、福島、山梨、山形中の五縣を選定し三ヶ年経畫の下に縣單位に蠶更生計畫を樹立せしめ左の四要點の構成を以て實行せしめる

(イ) 計畫樹立實行のため選定縣に縣及び町村に委員會を設立し縣委員會の指導の下に計畫を樹立し實踐を檢討せしめる

(ロ) 四萬町歩の桑園を整理混作せしめる

(ハ) 整理桑園の跡地に田作物を混作せしめる

(ニ) 餘利労働力をして綿羊飼育その他養蠶地方に適する有畜農業を奨励する

四 輸出生糸販賣統制組合案要綱

輸出生絲販賣統制調査會第八回特別委員會は十月一日午後農相官邸に開催されたが蠶絲局原案たる輸出生絲販賣統制組合案は圓滿なる審議を期するたため政府提案とせず委員佐藤寛次氏提案の形式を取ることになり佐藤氏より政府案に準じ提案をなすこともに詳細な説明を行ひ若干の質疑ののち月田藤三郎、今井五介、加藤知正、永峰承受、澁澤義一、佐藤寛次、井野蠶絲局長の七氏で小委員會を作らせ審議させることになつた、政府原案の大綱は左の如くである

統制組合要綱

一、法律により輸出生絲販賣統制組合(法人)を設置すること

二、組合は輸出生絲の價格安定、取引の公正圓滑並に需要の増進を計る爲之に關する統制施設を爲すを目的とすること

三、組合の組織者は製絲業者(組合製絲を含む)問屋及び輸出業者とすること

四、組合は左の機能をもつこと

イ、絲價安定施設 組合は海外の人相價格その他の一般經濟事情を參照して輸出生絲に關し積立金をなすべき基準價格を設定し且標準取引價格の協定

をなし以て當時における絲價の安定を期し異常なる絲價低落の場合においては最低價格の設定その他適當なる價格の安定施設を行ふこと

ロ、取引公正確保施設 組合は輸出生絲の取引の公正圓滑を期するに必要なる事項に付規定を設け組合員をしてこれを勵行せしむること

ハ、生絲の需要増進施設 組合は在來の生絲消費市場の維持擴充を圖ると共に新規用途新規販路の開拓に努むること

五、組合に組合會及び委員會を置き組合會は總會に代る議決機關とし製絲業者(組合製絲を含む)問屋及び輸出業者より各別に選出する代議員を以て構成し委員會は絲價安定施設、取引公正確保施設等に關する重要事項を審議する機關とすること

六、組合員の加入はこれを強制すること

七、組合は組合員に對し經費の分賦を爲し得ること

八、政府は組合の行ふ施設に對し相當額の資金の貸付を爲し得ること此場合においては年賦償還により毎年一定金額を積立つることを條件とすること

九、政府は組合の行ふ施設助成のため相當金額の助成金を本組合に交付すること

十、政府は組合事業の監督を爲すの外輸出生絲の販賣の統制上必要ありと認むるときは組合又は組合員に對し必要なる事項を命じ得ること

五 昭和九年養蠶の現状 農林省發表

「慘澹たる養蠶農家」 夏秋蠶豫想收高は昭和九年度に於てや、見直しはしたものの、夏繭、初秋繭において慘澹たる安値を示してゐるので平均二十掛、絲量十一匁二分として貫當り二圓二十錢見當と見られる、これによつて同年夏秋繭總額を推算すれば八千六十一萬六千圓に過ぎず、前年より實に一億二千萬圓の大減收に當つてゐる、既に同春繭において前年より一億八千萬圓の大減收を喫してゐるから兩者を合算すれば實に三億圓の大減收となり、同年の春夏秋蠶を通じて養蠶農家の収入は僅に一億九千七百九十二萬圓、前年の漸く三分の一に當り、大正四年以來の慘澹たる數字を示してゐる。即ち農林省發表に依れば次表の如し

【農林省發表】昭和九年九月二十五日現在における夏秋蠶豫想收高は(單位貫)

總數 三六、六四四、三一〇

内 白繭 三六、三八四、五九〇

黄繭 二五九、七二〇

にして前年夏秋蠶收高五千百十四萬四千五百三十九貫に比し千四百五十萬二千九貫(二割八分四厘)の減收を示せり、右の如く前年收高より著るしき減收の豫想を見たるは絲價低落に伴ふ繭價安の豫想、水旱害による桑葉量減少のため掃立數量を一般に減じたる、飼育中の氣候概ね不順にして蠶兒の發育良好ならず地方によりては病蠶の發生を見たるのみならず、九月二十一日の颱風による桑樹被害のため飼育中の蠶兒を投棄したるもの相當ありしに因るもの如し、尙地方別狀況左の如し(△印減)

地方別豫想高

前年比較

前年比較

北海道	一、一八〇	△	青森	一九、五三〇	△
岩手	一九四、二九〇	△	宮城	五四七、一九〇	△
秋田	七六、三一〇	△	山形	八四〇、四七〇	△
福島	一、二一九、一六〇	△	茨城	一、六二二、一一〇	△
			城	一、六二二、一一〇	△
			形	八四〇、四七〇	△
			城	一、六二二、一一〇	△
			形	八四〇、四七〇	△
			城	一、六二二、一一〇	△
			形	八四〇、四七〇	△
			城	一、六二二、一一〇	△

沖宮熊佐高香山岡鳥奈大滋愛岐山石新東埼栃	木	四一、一六〇	一三九、三三二	群	二、六三一、〇八〇	九三〇、八五九
	玉	二、一五五、五二〇	六七四、四五四	馬	八七九、八九〇	二四〇、八〇一
	東	六〇四、一六〇	二二二、二〇一	葉	五七一、〇四〇	一九五、四〇五
	新	四五六、三四〇	二六九、三四三	川	五五、八一〇	四五、七六二
	石	二〇六、三八〇	一一一、四七九	山	一一三、一〇〇	六七、七七八
	岐	一、八〇九、九七〇	三三九、一一三	野	四、七八五、四八〇	一、六〇一、五八二
	愛	一、四一〇、五五〇	六三八、八四五	岡	八〇三、二〇〇	三六五、八九〇
	知	二、四〇三、八三〇	九三九、〇六〇	重	一、三四六、八八〇	四二九、六三三
	賀	二一四、三二〇	九一、一〇八	都	六〇一、一九〇	二〇二、七一五
	大	一二、七六〇	八、四三三	庫	四五五、七六〇	一七〇、一八六
	阪	三七四、七六〇	一五三、五四〇	山	三一〇、二五〇	一九九、七四九
	良	八〇一、〇四〇	三三二、九三五	根	七一八、八六〇	一八一、〇九六
	取	六六九、〇一〇	三三七、九七三	島	四一八、九四〇	一八〇、九一四
	山	一四五、七九〇	六七、六六三	島	八五五、三八〇	四〇二、二七四
	香	一三五、九三〇	九八、六六七	媛	五四一、八八〇	八六一、三〇五
	高	六二二、七七〇	二五九、一四八	岡	五六一、六〇〇	一九三、〇四七
	知	三三七、七九〇	一〇〇、六一六	崎	四五二、〇〇〇	一七九、九六三
	賀	一、二四六、三二〇	三七八、八〇七	分	七〇九、二八〇	一九〇、七六三
	本	二、四六、三二〇	二八四、一七六	島	六三八、八七〇	五三三、〇二七
	熊	三三七、九〇〇	七、〇一六	鹿	三六、六四四、三二〇	一四、五〇〇、二二九
	宮	三三七、九〇〇	七、〇一六	兒		
	沖			總		

【蠶業組合緊急対策】農林省發表の夏秋蠶稼稼收高に對し全國蠶業組合聯合會では打續く災害によつて桑園は甚だしく被害をうけ殊に最近の關西地方の大風水害は桑園の荒廢に一層の拍車をかけ鳥取、岡山、新潟等の諸縣においては晩秋繭は前年に比して半減といふ徹底的打撃をうけその他東北の冷害、九州の早害等によつて夏秋蠶は全国的に遠算を生ずる恐れ多分にあり實收高の減少は三割乃至三割五分程度に及ぶものと豫想を下してゐる、而して各府縣の蠶業聯合會では焦眉の急を要する應急救済対策として

- 一、公租公課の減免
- 二、綠肥の種子の無料配給
- 三、蠶具桑苗の圓滑なる配給
- 四、稚繭の共同飼育所復舊
- 五、政府拂下米の迅速なる配給
- 六、養蠶指導員の増加

等の諸項につき適當なる善處方を全國聯合會宛に要望するに到つてゐるので全國聯合會では近く評議員會を招集して來る臨時議會を旨指して可及的速かなる匡救方法を講ずることとなつた。

六 共營蠶絲組合作案要綱

【蠶業特別委員會】蠶種、養蠶、製絲即ち蠶絲業全部門に亘る生産販賣の一貫せる統制により蠶絲業の窮狀を根本的に打開せんとする相互共營蠶絲組合作案は、過般の日本中央蠶絲會臨時總會において特別委員會に付託され更に小委員會を設けて審議せられてゐたが委員會案が纏まつたので十月十一日發表された、更に主事會にかけて細目を決定するはずで第一回の細目協議會を同月十五日丸之内蠶絲會館において開催することとなつた、然してこの案が今井五介氏の原案と異なる點は

- 一、統制的公益團體たること、從つて利潤を目的とせざること
- 二、出資を要せざること
- 三、存する

相互共營蠶絲組合作案要綱

- 一、目的 蠶絲各業者の利害一致を計り蠶絲價の安定、製品の向上生産費の低減、需給の調節、金融の圓滑その他蠶絲業の改善を期す
- 二、組織 (イ) 法人として營利を目的とせざること (ロ) 蠶種製造業者養蠶實行組合、製絲業者(地道製絲業者及び組合製絲をも含む)並に蠶絲業關係者を以て組織す (ハ) 組合員の加入は強制制度とす
- 三、組合の事業 (イ) 生産機構【A】蠶種製造業者は組合の制當に基く蠶種(普通蠶種)の製造をなし之を組合に提供す、組合は前項による蠶種を道府縣事務所を通じ養蠶實行組合に配給す【B】養蠶實行組合はその産繭を全部組合に提供すること【C】組合は前項による産繭を道府縣事務所を通じ適當なる配給方法により製絲業者に配當す【D】組合は組合の生絲販賣統制施設に基き生絲の一手販賣をなす【E】組合は蠶絲業統制委員會において定められたる加工賃を製絲業者に支拂ふこと【F】養蠶實行組合は供繭の品位に應じ蠶絲業統制委員會において定められたる配分金を受くること (ロ) 統制施設【A】絲價安定施設(制高制低絲價の設定並にその範圍内に於て一定期間オーブンプライズにより生絲の販賣をなす)【B】生産及び取引數量の統制施設(必要に應じ蠶絲業統制委員會の議を経て蠶種、繭、生絲の生産及び取引數量の調節をなす) (ハ) 繭類の需要増進施設(ニ) 運作及び桑園被害保險施設(ホ) 金融(ヘ) 積立金の造成(ト) 組合の指導獎勵施設(チ) その他統制改善に必要な施設
- 四、組合と組合員との關係 蠶種製造業者はその製造せる蠶種を組合に提供するの外他に販賣譲渡することを得ず、養蠶實行組合はその産繭を組合に供繭するの外他に販賣譲渡することを得ず、製絲業者は組合より割當られたる産繭を以て生絲を製造しこれを全部組合に納入し他に販賣譲渡することを得ず
- 五、組合の機關 (イ) 蠶絲業統制委員會 組合員より選出せる委員若干名と政府の任命せる特別委員若干名とを以て組織す、その権限次の如し生産統制に關する事項、配分金並に加工賃その他の決定、生絲の制高制低價格の決定、積立金額及びその處分方法の決定、その他統制に關する重要な事項
- 六、政府の施設 (イ) 政府は組合の金融を圓滑ならしむるため約二億圓を限度とする蠶絲證券の發行を認め、これを見返りに政府資金並に特殊銀行の資金融通の途を拓くこと(ロ) 政府は組合の收納すべき蠶種繭及び生絲を抱括して抵當權の目的物(所謂動産抵當權)となし得る途を拓くこと(ハ) 政府は本要綱に基く組合制度を確立しその機能を十分發揮せしむるため特別の法制を制定すること(ニ)その他

七 蠶絲對策臨時議會に提出

臨時議會に對し蠶絲對策が提案されなむ云はれ提案されるも稱され養蠶業者は焦躁の念にかられてゐたが十月廿三日の帝國農會總會席上に於て、山崎農相は左の如く蠶絲對策を臨時議會に提案する旨告辭中に於て聲明したので、養蠶業者は近く評議員會その他適當の機關を招集して臨時議會對案を練る筈である而して當業者が要望せんとする事項は臨時議會の性質に鑑み、應急不可否的の對案のみとするに方針を決した。蠶絲對策については原蠶種の國家管理法と輸出生絲取引法の制定を見たが、今年の蠶價低落に具へて乾繭共同保管助成桑園混作獎勵を行ひ又關係地方の飯米不足の爲め米の拂ひ下げをなした、しかしかゝる對策は政府内部の手續上實行し得る範圍に止つてゐるのであるから、第二段の處置は臨時議會に相當の提案をなす積りである。

八 産繭處理統制其他諮問

山崎農相蠶絲會へ

十一月二十七日山崎農相は日本中央蠶絲會に對し産繭處理統制並に蠶絲業團體制度整備に關する左記事項につき諮問を發した、この諮問内容はそのまゝ政府案を示すものとして重要な意義を持つてゐる。

産繭處理統制要項

- 第一、産繭處理統制の方針
- 一、養蠶者の産繭處理は原則として養蠶實行組合又は産業組合を通じ團體的處理を爲さしむること
 - 二、繭取引に付ては特約取引を除くの外一定年限の猶豫期間を置き乾繭取引を強制すること
 - 三、繭處理の際における品質の檢定は道府縣繭檢定所の檢定によるものとし産業組合製繭により繰絲するものを除くの外一定年限の猶豫期間を置き之を強制すること
 - 四、道府縣毎に蠶絲關係者を以て道府縣繭價協定委員會を組織せしめ繭取引標準價格を定めしむること
 - 五、行政官廳は養蠶者の團體又は製絲業者等に對し産繭處理の統制上必要な事項を命じ又は必要な處分をなし得ること
- 第二、産繭處理統制の形態
- 一、養蠶者の産繭處理の方法は左の形式によらしむること(一)乾繭取引(二)特約取引(三)産業組合製繭(四)委託製繭
 - 二、乾繭取引は原則として乾繭販賣組合(産業組合)又は同聯合會をして行はしむるものとしその普及を圖るため乾繭裝置及び乾繭倉庫の設置に對し助成をなすの外供繭確保の施設を講じかつ取引の円滑を圖るため全國乾繭販賣組合聯合會をして乾繭の販賣又はその斡旋をなさしむること
 - 三、特約取引は許可制度となし代金の決定方法及び支拂方法その他契約の内容に關し行政官廳は監督をなすこと、特約取引は成るべく養蠶組合の斡旋によらしむるやう指導すること
 - 四、産業組合製繭に付ては既設組合の區域の整理及び設備の整理合同並に組合の新設を助長し且供繭確保の施設を講ずること
 - 五、委託製繭に付ては原則として養蠶實行組合又は乾繭販賣組合に限りこれを行ひ得るものとし契約内容その他に關し行政官廳は監督をなすこと
- 第三、本施設の實施計畫
- 一、本施設の實施を確保する爲産繭處理統制に關する法制を制定すること
 - 二、本施設は一定年限を期して全國的に之を實施する爲各府縣毎に産繭處理の統制計畫を樹立せしめ地方長官は養蠶者を指導してその統制計畫に準據せしむること
 - 三、右一定年限内と雖も産繭處理統制施設を實施せんとする府縣においては地方長官は農林大臣の認可を受け産繭處理統制に關する法令を制定實施し得ること

蠶絲團體整備要項

- 第一、養蠶業組合の強化
 - 一、養蠶業組合はその地區内の養蠶實行組合及び養蠶實行組合の組合員に非ざる養蠶者を以て組合員(當然加入)とするものとする
 - 二、養蠶實行組合の設立及び解散はこれを認可制度とする
 - 三、養蠶實行組合の地域は原則として部落その他これに準ずる區域によるものとする
- 第二、蠶種共同施設組合の樹立

蠶種共同施設組合は中小蠶業者がその蠶種業の改良發達を圖るためその製造する蠶種の共同販賣その他の共同施設をなす目的を以て設立する社団法人たること
- 第三、乾繭販賣組合の系態調整
 - 一、蠶絲業組合中に乾繭組合、蠶業組合聯合會中に全國乾繭組合聯合會を加ふること
 - 二、乾繭組合は府縣の地區を區域とし地區内において乾繭の販賣を目的とする産業組合(乾繭販賣組合)を以て之を組織し全國乾繭組合聯合會は主として乾繭組合を以て之を組織すること

九 農林省輸出絲販賣統制試案採用

輸出生絲販賣統制問題に關し官民聯合の懇談會は昭和九年十一月二十八日午後三時半より横濱取引所樓上において開催

【農林省】農林省井野蠶絲局長、吉田繭絲課長
 【當業者】輸出商永峰、吉田正副組合長、問屋濫澤、原正副組合長外六委員、取引所福田理事長、上甲、杉山、小林各委員(横濱)瀧川神取理事長、古見同理事、小田輸出、森田問屋各組合長(神戸)等二十餘名出席

農林省試案たる佐藤氏案について井野蠶絲局長より詳細な説明の上當業者側と種々懇談的に質疑應答を重ねたが、結局單に該案の内容について主務省側の説明を聴取した程度で午後六時半散會、當業者側各團體は佐藤案に對しては實行上種々なる點に支障ありとして既に全面的に反對的態度を取ることになり決してゐたのであるが、當日の會見において井野蠶絲局長は

當局としては從來の行懸りもあり且つ販賣統制の必要を力説して他に適當の代案のない限り佐藤案採用の意向を明かに言明したので當業者の態度にも自ら變化を來し前記各團體は同月二十九日濱取樓上に重ねて協議會を開催し佐藤案を中心に研究を進めることになつた、該案に對して當業者が一致して反對してゐるのは標準價格取引の點にあるが、その設定は取引上に重大なる障礙を及ぼすものとして極力削除要望の運動を開始するものと言はれて居る。

一〇 産繭處理統制政府案容認

日本中央蠶絲會にて

日本中央蠶絲會が政府の産繭處理統制並に蠶絲業團體整理に關する諮問案に對して如何なる答申をなすかは頗る重大視されてゐたが、十二月十八、十

九兩日同會の特別調査小委員会を開會審議した結果、乾繭取引強制の件並に乾繭販賣組合設置の件に關し政府案反對の養蠶、製絲兩聯合會と政府案支持の産業組合製絲の間に妥協が成立するに至り諮問事項に對する答申案を決定するに至つた、從つて同月二十二日全體委員會を開いて正式決定の上、昭和十年一月中旬開かれる中央蠶絲會定時總會を経て農林大臣に答申する事となつたが、答申案の概要左の如し

審 申 案

- 一、産繭處理統制施設案は蠶絲業の現状に鑑み斯業の維持更正上極めて適切なる施設と認むるを以て速かにこれが實現を切望するも乾繭取引の強制に關しては一定年限の間に養蠶業團體の自治的強化により達成せしむる様せられたきこと
 - 二、蠶絲業團體制度整備施設案に關しては第一養蠶業組合の強化及び第二養蠶種共同施設組合については適切な施設と認むるも第三乾繭販賣組合の系態調整については左の如くせられたきこと
 - (一)養蠶業組合中に乾繭販賣組合を加ふること
 - 乾繭販賣組合は原則として養蠶實行組合を以て組織すること
 - (二)乾繭販賣組合の府縣を地區とせるものは道府縣養蠶業組合聯合會中にこれを加ふること
- 付 帶 事 項
- 一、政府蠶絲對策中の乾繭裝置に對する助成の外既存の繭市場、製絲業者等の乾繭裝置の利用に對し助成の方法を講ぜられたきこと

一 標準價格削除生絲統制案

農林省第二次修正案

輸出生絲販賣統制調査會は一月十四日農相官邸に再開、輸出生絲販賣統制に關する佐藤案につき審議したが取引標準價格はこれを削除して制高基準價格及び最低價格のみを生かすこととし、同時に組合の構成も原則としては製絲業者、輸出業者及び問屋の三者を以てするも實際問題として右の構成が難しい時は製絲業者のみで單獨に組織せしめて輸出業者及び問屋を任意加入することに略意見一致したので是れに基き井野蠶絲局長より左の如き第二次的な修正案を提出した

修正案要綱

組合の目的及組織

- 一、法律に依り輸出生絲販賣統制組合制度を設けること
 - 二、組合は輸出生絲の價格の安定、取引の公正圓滑並に需要の増進を圖る爲之に關する改善統制施設を爲すを目的とする
 - 三、組合は之を法人とすること
 - 四、組合は輸出生絲の製造販賣をなす製絲業者(組合製絲及び生絲共同施設組合を含む以下同じ)、輸出生絲問屋及び生絲輸出業者の全部を以て之を組織すること
- 前項により組織し難き場合においては組合は輸出生絲の製造販賣を爲す製絲業者の全部を以て組織しこの場合において組合必要と認むるときは輸出生絲問屋及び生絲輸出業者を任意加入せしめ得るものとすること
- 五、組合の地區は内地の區域によること、但し組合の地區外において組合員たる資格を有する者はこれを組合員となすことを得ること

組合の機能

- 一、絲價安定施設 (一)制高基準價格の設定 當時に於て海外の人絹價格、輸出生絲の需給數量關係、繭及び生絲の生産費その他の一般經濟事情を參酌して制高基準價格を設定し組合をして異常なる絲價昂騰の抑制に資すべき施設を講じ得しむること
- (二)異常なる絲價低落の場合の措置 異常なる絲價低落の場合に於ては最低價格を設定して同價格以下の取引を制限し、需給緩和のため必要あるときは取引數量若し輸出數量の調節をなし又は適當機關をして輸出生絲の共同保管若し買入をなさしめ依りたる損失を補償する等の施設を行ふこと
- 二、露出生絲取引の公正確保施設 組合は定款その他に於て輸出生絲の取引の公正圓滑を期するに必要な事項を規定し組合員をして之を勵行せしむること
- 三、生絲の需要増進施設 組合は在來の生絲消費市場の維持擴充を圖ると共に新規用途新販路の開拓に努むる爲需要増進施設を行ふこと
- 四、積立金の造成 組合は組合の行ふ絲價安定施設及び生絲需要増進施設の事業資金に充つる爲積立金の造成を行ふこと
- 五、その他組合の目的を達成するに必要な施設

組合の機關

- 一、組合會 構成 組合員たる製絲業者、輸出生絲問屋、生絲輸出業者より各別に選舉せられたる代議員を以て組合の意志機關たる組合會を構成すること
- 二、委員會 (一)構成 (イ)委員會は會長一名、委員及び特別委員若干名を以て組織すること(ロ)會長は輸出生絲販賣統制組合理事長を以てこれに充つること、委員は組合會において組合員中よりこれを選任し農林大臣の認可を受けしむること
- 特別委員は農林大臣を任命すること
- 特別委員には養蠶その他蠶絲業關係者及び蠶絲業に關する學識經驗ある者を以て之に充つること(二)議決事項(イ)絲價安定施設に關する事項(ロ)輸出生絲取引の公正確保施設に關する事項

監 督

- 一、政府の認可事項 (一)收支豫算、經費の分賦收入方法、定款の變更、積立金の金額及び運用、役員及び委員の選任及び解任(二)輸出生絲の制高基準價格の決定(三)異常時における絲價安定施設の發動
- 二、統制命令 (一)輸出生絲の販賣の統制上必要ありと認むるときは農林大臣は組合に對し必要な施設を行ふことを命じ得ること(二)輸出生絲の販賣の統制上特に必要ありと認むるときは農林大臣は組合員又は組合員に非ずして組合の地區内において輸出生絲の取引をなす者に對し組合の統制に従ふべきことを命ずることを得ること

政府の助成

- 一、絲價安定施設の助成 政府は組合の絲價安定施設に對し公債貸付その他適當なる助成を爲すこと
 - 二、その他組合諸施設に對する助成 政府は組合の諸施設を助成するため組合に對し相當額の助成金を交付すること
- これについてもなほ問屋側の濫澤義一氏等の異論が出たがこれは更めて特別委員會で再討議する事として、兎も角も同修正案を小委員會案として決定同月十八日頃特別委員會を招集して報告する事となつた。

一二 輸出綿織物統制對策懇談會

商工省は一月十五日午前午後に互り本省に第四回輸出綿織物統制懇談會を開催

【商工省側】 吉野次官、竹内工務局長、黒田貿易課長

【民間側】 綿工聯、紡聯、綿同聯の各代表者出席し

輸出綿織物の統制強化に關する各項、即ち

- 一、細布、天竺布及び金巾の輸出検査に關する件
- 二、ジンスの量目に件する件
- 三、綿縮の製織標準改正に關する件
- 四、大尺布の輸出検査に關する件
- 五、綿コード織の輸出検査に關する件
- 六、商習慣に依る長幅の改正に關する件

について協議した結果

- (一)輸出検査の必要あるものと認めその實行方法は綿工聯、紡聯、問屋、輸出商及び商工省より員委を選出し協議する
- (二)量目の引上を必要と認め具體案は商工省と民間側で協議する
- (三)製織標準の格付を増加する必要あるものと認め具體案は商工省と民間側との協議により決定する
- (四)(五)輸出検査(六)改正の必要あるものと認め(六)については参考案が商工省に提出されてあるが四、五、六とも商工省において具體案を考究する事となつた。尙當日の懇談會においてアルゼンチン向綿織物の輸出統制問題が議題となり一部に既設對アルゼンチン輸出組合を改組し商品別輸出組合を設立し統制を個別化するべしとする意見が出たが具體案は近く大阪に對アルゼンチン輸出組合の總會が開催されるのでその席上協議することになつた。

第五節 東北振興調査會

一 「農村を救済せよ」 東北一道六縣決議

東北北海道地方は近年稀有の雪害に伴ふ農作物の大減收、藪積の大暴落で、疲弊困憊その極に達し、此の儘放置する時は由々しき事態を惹起する形勢となつたので、惨害の甚しき北海道、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島等東北六縣の道縣會議長、議員有志は續々上京各方面と折衝打開策を講じてゐたが七月十八日から東京府商工獎勵館で時局對策實行委員會の各目で協議を續け、愈々實行運動に入ること決定、同月二十日午前十一時左の如き決議を行つた。

決議

第一、蠶絲業救済に關する件

- 一、政府は速かに臨時議會を召集し、左の各項を實施せられたし
- (1)速かに蠶絲業に對する根本國策を樹立すること
- (2)夏秋蠶を制限し相當の補償金を交付すること
- (3)養蠶地方救済の爲特別匡救事業を實施すること
- (4)共同保管をなしたる繭に對し値下り補償をなすこと

(5)前共同保管獎勵金を増額すること

(6)桑園整理に對する助成金を増額すること

(7)絹織物消費税を撤廢すること

二、養蠶地方に對し政府所有米を速かに貸付又は廉價特賣せられたし

三、生絲需要増進のため國內消費の方法を講ぜられたし

第二、窮狀打開に關する件

一、時局匡救事業中左記事業は繼續實施せられたし

(1)土木事業

(2)耕地關係事業

(3)桑園整理改植事業

(4)用排水幹線改良事業

(5)開墾助成事業

二、北海道並東北地方に對し適切なる軍需工業を企畫せられたし

三、第二期治水事業を樹立し昭和十年度より必ず繼續實施せられたし

四、雪害地方に對し救済施設を實施せられたし

五、各種低利資金の貸付を潤澤にし既に貸付たるものに對しては返済期間を延長せられたし

六、縣に於て農村匡救事業の爲め起債申請の場合迅速に認可せられたし

七、北海道並東北地方に對し地租賦課率を輕減せられたし

八、地方財政調整交付金制度を速かに實施せられたし

尙決議文は福島縣會議長釘本衛雄氏外六名の道縣會議長が代表として關係省に出頭、新大臣と會見して陳情して、施設を擁護する事となつた。

一 東北地方冷害對策要望

九月廿八日開議席上現在四百萬圓を豫備金の使途につき山崎農相より

今回の臨時議會の題目中には東北冷害地方の對策も含まれてゐるが、若し臨時議會の會期が遅れば豫算施行の時期は最早冬期となつて事業は出來ずその効果は極めて薄く、依つて仕事の出來る秋期にこれを行ふため救済資金を豫備金から支出して貰ひたいと希望を述べ藤井農相の考慮を求めた。

二 東北地方匡救事業

東北六縣知事は十月三日午後内務省で個別的に後藤内相に會見して凶作による任地の窮狀を陳情したがそれによれば

△青森 被害總額 二千萬圓 貧農戸數 六萬戸

△岩手 被害總額 三千五百萬圓 貧農戸數 七萬五千戸

△山形 被害總額 二千四百萬圓 貧農戸數 四萬戸

四 内 四

るに足るべき施設に就き至急考究したいと思ふ。
と述べ東北地方振興調査會設置の議を提唱した、これに對し町田商相は直ちに賛意を表し商工省の立場としても東北地方の振興のため種々考究したいと思つてゐると述べ、續いて後藤内相は

農相の提案には全く同感である大體我國の農村經濟の更生打開を計るに當つてはこれを全國を通じて劃一的に計畫樹立をする一方、地域的に當該地方の特殊事情に適するやうな方策を樹てる必要がある。この意味で東北地方の振興調査會を設けることは頗る機宜を得た措置と思ふ。

とて全幅的賛意を表し各閣僚とも何等異議がなかつた、よつて十九日夜農相と入れ代つて同じく東北地方視察の途に上る内田鐵相の歸京を待ち同調査會は急速に實現を見る模様である。尙ほ山崎農相は東北地方に綜合的調査機關設置を力説して閣僚の諒解を得たので、同日午後一時半より官邸に農林省議を開きその具體的審議を行った、農相の企圖する恒久策は既報の如く農作物品種及び栽培技術改善等により冷害を未然に防止する目的で東北に調査研究機關を設置し、全東北の農業關係機關の總動員を行はんとするもので差當つて近く農相官邸に安藤農事試験場長、寺尾博士、藤原博士、岡田測候所長、岡田帝農幹事、長瀬次官、東北各縣内務部長等を網羅し下相談會を開き、その結果により調査會を設置して綜合的研究調査場の設置その他の具體策を樹てる筈である。

七 窮乏農村救済に陸軍乗出す

林陸相閣議で具體策説明

「閣議經過」十月廿三日の定例閣議は午前十時半より首相官邸に開會、岡田首相を初め全閣僚出席先づ東北因作地方視察より歸京せる内田鐵相より東北地方農村の窮乏は甚しく鐵道省としてはこれら農村に對する救済策として鐵道事業を起す意向を以て今日省議を開き協議を遂げたが路線の改良、省營バスの新設等約千八百萬圓の豫算で農村救済事業を行ひたいと思ふ、これは北陸の水害、九州の早害地方にも及ぼし勞銀の形にて救済したい、尙風水害地方の運賃減免等は勿論、養蠶縣、早害地方にも減免を行ふ方針である

と報告し次いで林陸相は左の如く所信を披露した

陸軍當局としても農村救済は極めて重大なことでありと考へ軍独自の救済策を調査研究しつゝあるが、具體的方法の一として米麥は勿論、雜穀、兎毛、羊毛等の軍需品を農村から直接購入したいと思ふ、昨年は約千七百萬圓であつたが本年はより多額を買入れたい又被服廠、砲兵工廠には優先的に農村の子弟を雇傭する外農村の副業に適する軍需品製造を農村に委託する等豫算の許す範圍で可及的積極的に農村救済策を講ずる意向である

と報告諒解を求め最後に廣田外相より
北鐵買収の根本問題は既に解決し、今や接收について具體的手續につき打合せが行はれてゐるので近く纏まると思ふ
と述べたる後、人事の外左の諸事項を決定散會した。

閣議決定事項

- 一、鐵道部内官吏及び待遇官更服制々定の件
- 一、海軍服制中改正の件
- 一、海軍給與令中改正の件
- 一、水産講習所官制中改正の件
- 一、農林部内臨時職員設定制中改正の件

八 鐵道省の東北地方應急救済施設

鐵道省では過般四國、九州方面の早害及び近畿、中國、四國方面の風水害に對し救恤品の無賃輸送、罹災者用物資又は復舊材料の運賃割引を實施したが、更に東北地方の冷害並に養蠶地方に於ける繭價の暴落に因る農村の疲弊をも併せ考慮し、一面これ等の地方の匡救の意味をも含め應急施設をなすべく豫てより協議を重ね今回成案を得たので、十月二十三日午前九時より東北地方の冷害地視察を了へて歸京せる内田鐵相を迎へて、省議を開きその決議を得、急速これを實施することとなつた、これに要する總經費は一千八百萬圓である。

九 東北振興調査會至急立案に決定

(イ) 定例閣議にて廟議決す

十月二十六日の定例閣議は岡田首相が日比谷の警察官慰靈祭に出席臨み歸邸後午前十時四十分より首相官邸において開催(大角海相は海軍進級會議のため欠席)閣議前藤井藏相、町田商相、床次遞相、山崎農相、松田文相、内田鐵相は東北災害地救済策について前回の閣議に引續き種々協議を遂げた、閣議においてはまづ拓務省政務官並に警視總監以下の人事決定後、山崎農相より

東北の冷害防止對策樹立のため二十九日専門學者及び東北出身の實驗者の會議を開催し作物の選定その他應急具體案を協議する
と報告し次いで内務、商工、農林の關係閣僚より東北一般の振興に關す調査機關設置の件が提案され各閣僚賛成したがこの問題は各省に關係があるため吉田書記官長の手許で調査機關設置について至急立案せしめることとなつた、よつて吉田書記官長は先づ各省事務次官の參集を求め調査機關立案協議會を開くことになつた、最後に内相、文相より公共建築物の設計、監督につき意見開陳あり適當な方策を講ずる事となつたが、臨時議會の期日等については最後迄何等の發言もなく散會した。

「四閣僚協議」岡田首相、後藤内相、床次遞相、町田商相は二十六日の閣議散會後特に居残りて長時間に亘り重要協議を遂げたが右は臨時議會開會も漸次切迫して來る際として國策審議會設置問題、政民聯携問題その他對政黨關係の政治工作につき各方面の情勢を持寄つて種々意見の交換を遂げたが、床次、町田兩相より首相に審議會設置につきその促進方を進言し、首相は考慮する旨を答へたが、この會見は時節柄注目せられてゐる。

(ロ) 冷害防止策の意見を聴取

山崎農相が東北冷害地方視察の結果として同地方の稲作の冷害は科學的に防止さるべきであるといふ見地より農林省内に冷害對策調査會設置の議が決定したが、農相は同調査會に先立ち冷害の科學的防止に關し學界の權威及び實際専門家の意見を徵する必要を認め十月二十九日午後三時より農相官邸に左の十八氏の參集を求め懇談會を開くことになり、二十六日それぞれ案内狀を發した。

- | | |
|-------------------------|--------------|
| 帝 國 農 會 長 | 長 伯爵 酒 井 忠 正 |
| 帝 國 農 會 副 會 長 | 月 田 藤 三 郎 |
| 農 事 試 驗 場 長 | 安 藤 廣 太 郎 |
| 農 事 試 驗 場 技 師 | 福 寺 尾 博 |
| 農 事 試 驗 場 技 師 (奥羽試驗地主任) | 福 家 尾 博 豊 |

積雪地方農村經濟調査所長	山口 弘道
東京帝國大學教授	佐藤 寛次
北海道農事試験場場長	安孫子 孝次
地方農林技師岩手縣農試技師	稻塚 權次郎
中央氣象臺臺長	岡田 武松
中央氣象臺技師	藤原 咲平
水産試験場場長	春日 信市
東京帝國大學名譽教授	本多 静六
林業試験場場長	藤岡 光長
林業試験場囑託	平田 徳太郎
東京帝國大學教授	岩住 良治
盛岡高等農林學校教授	小野寺 伊勢之助
青森縣立五所川原農學校長	菊池 幸次郎

東北農村の實狀御聴取

「皇族親睦會開催」皇族親睦會では十月廿七日午後三時半鮎町永田町閑院宮邸で御例會を御開催、秩父宮、同妃兩殿下を始め奉り御在京各皇族殿下御參集の上この程東北冷害地の視察を終へて歸京した内務省社會局保險部長川西實三氏を召され同氏の視察せる東北地方の農村の實狀について御聴取遊ばされた。

一〇 東北振興調査會組織方針

東北振興調査會の立案は十月二十六日の開議で吉田書記官長に一任されたので、その第一回の打合せ會は二十七日午後一時より約一時間にわたり首相官邸において吉田書記官長を中心に農林、大藏、商工、内務四關係省の事務次官及び金森法制局長官列席の上行はれたが、主として長瀬農林次官より従來農林省において研究中の東北窮乏農村復興策を詳細説明したる後、一般的振興を計るためには農林省一省のみでは到底不十分であるので關係各省の聯絡、協力を求めなければ効果をあげ得ない、と述べて種々意見の交換を行つたが結局尙鐵道省その他各省次官とも意見を交換することとなり次回定例事務次官會議においてさらに協議を進める事となつた。

一一 東北凶作防止對策原案決定

政府愈々臨時議會提出

農林省主催の東北凶作對策懇談會は十月二十九日午後三時から農相官邸に開催、農林省より山崎農相以下兩次官、參與官、各局課長及び酒井帝農會長外各委員出席先づ山崎農相は

東北地方の凶作對策には應急と恒久兩對策があり、二つとも速急に着手せねばならないが恒久對策については消極的な方法であるが科學的方面の研究によつて凶作を未然に防止せねばならぬ

と述べ懇談會を續けたが大體左の如き原案を臨時議會に提出するため大藏省に要求することとなつた、而してこれに要する經費は約七、八十萬圓である。

一、東北凶作地方における水稻改良事業の組織

- (イ) 育種に關する農林省農事試験場として東北試験地と奥羽試験地とを設立する
- (ロ) 東北試験地の下に岩手、宮城、福島、青森、奥羽試験地の下に山形、秋田、青森、福島の各縣地方農事試験場を設立
- (ハ) 各縣地方農事試験場の下に更に一縣平均十ヶ所の試作地を設立し耕種法改善の試験研究をも併せ行ふ
- (ニ) 種子配給としては各縣に農事試験場經營の原種圃を設けこれを助成す
- (ホ) 更に次の過程として市町村農會、農事實行組合等の經營する採種圃の設立を助成し改良調査を行ひこれを各農家の栽培に移す

一、東北地方凶作防止に關する施設

- (イ) 品種改良に關する施設
- (ロ) 耕種法改良指導に關する施設
- (ハ) 凶作防止施設の指導並に農民精神作興に關する施設を助成す
- (ニ) 氣象豫防と栽培地環境及び耕種慣行に關する調査研究施設
- (ホ) 特殊事業に關する施設と専任職員設置に關する施設を助成す

一二 東北地方の食糧不足救濟策

定例開議にて協議

十月三十日の定例開議は午前十時二十分より首相官邸に開會（藤井藏相大角海相缺席）先づ内務省の人事異動を決定したる後、後藤内相より最近の東北地方の凶作事情に鑑み北海道拓植計畫に對して再檢討をなす必要を認めるに至り交通、治水、土木、農作物の品種選定等について再吟味をなすべく目下内務當局において鋭意考究中である

と述べ、ついで小原法相から東北凶作地においては今冬は食糧の缺乏を來たす恐れがあると思ふが如何との質問をなしたのに對し、山崎農相、後藤内相、内田鐵相等より種々説明あり結局

東北農村の食糧問題については無料提供を行はず、各種の救濟事業によつて食糧の不足を來たさないやう努力する事とし、それがため救濟事業を出來るだけ各方面に普及せしめ、凶作地の全民にその恩澤に浴せしめるやう協力する事を申合せ、問題の増稅計畫、政民聯携、國策審議會問題には觸れず散會した。

一三 東北振興審議會官制制定

定例次官會議に於て

政府は數度の定例開議において東北地方救濟のため各省協力して對策を講ずる事となり、これがために政府に審議機關を設くる事に方針を決定したが

この方針に基いて、十一月一日の次官會議において、協議した結果、東北振興に関する審議會を設くる事となり、直に右審議會に關する官制を制定するとともにこれに要する經費を本年度追加豫算として臨時議會に提出する事となつた、審議會の構成並に審議題目は左の如くである。

審議題目

- 一、内閣所屬とし、會長は總理大臣がこれに當り、内務、農林兩相を副會長とす
 - 一、委員は外務、司法の兩省を除く各省次官、局長の外、貴衆兩院代表、民間學識経験あるものを以て組織する
 - 一、東北六縣の知事は臨時委員とする事
 - 一、審議會は官制により恒久的性質のものとする
- 審議題目
- 一、交通、即ち鐵道關係において特に東北振興に努める
 - 一、土木事業、即ち道路河川等
 - 一、一般工業並に鑛業について特に東北の實情に適したるものを研究する事
 - 一、一般農業政策、即ち農作物の選定、その他農業技術について東北振興に資するやう考へる
 - 一、陸海軍においては、軍器製作關係の輕工業を東北に振向くるやうに努めるとともに、食糧品等の購入については出来るだけ東北地方より購入する事とする
 - 一、農林省においては特に官有林について考慮する事
 - 一、拓務省においては移民等について考究する事
 - 一、東北地方民の負擔輕減問題について考究する、即ち公租公課の輕減の外、各種低利資金の元利取立の緩和を企つるとともに資金融通の方途について考へる事

一四 東北地方更生振興に御下賜金

異例なる御救恤

天皇皇后兩陛下には東北地方の冷害凶作をいたく御軫念遊ばされ十一月七日右地方御救恤の思召にて、御内務金五十萬圓を御下賜遊ばさるゝ旨御沙汰あり、後藤内相は同日午前九時三十分宮内省に出頭、湯淺宮相を経て之を拜受した、今回の御下賜金は東北地方が天恵に薄く連年凶作續きである事を深く御軫念あらせられ、將來同地方の振興を望ませ給ふ有難き聖旨に出でさせられたものと拜承するが、從來同地方への御下賜金はそれぞれ被害縣別に下賜されてゐた所、今回は同地方に適當なる施設を至急講ずるやうにとの有難き思召を以て從來の如く下賜遊ばされず、特に直接後藤内相を通じて賜はり更生振興の資金の一部として御補助並に御獎勵の長き思召に出でさせられたものである。

各宮家からも近く賜金

秩父宮家を始め奉り各宮家では東北地方の凶作による農民の窮狀にいたく御配慮遊ばされ、さきに皇族親睦會の御席上、内務省社會局川西保險部長を召され、その視察談を御聽取遊ばされたが、近く金一封を下賜あらせられる由である。

御下賜金の活用政府に待つ

湯淺宮相謹話

湯淺宮相は謹んで語る

天皇 皇后兩陛下には東北地方凶作の慘害著しく庶民の困窮甚だしきを聞召され御救恤の思召を以て金五十萬圓を下賜せられ本日命を奉じ之を内務大臣に傳達致しました、今回の御下賜に付きましては適切なる施設を講ずる様との御沙汰を拜しましたが謹んで恐察し奉りますに、これは天恵薄く頻年災害に脅かされる、東北地方が本年亦甚だしき冷害に遭遇致しましたのを深く御軫念あらせられ特に將來該地方縣民が常に自ら凶作に備ふる所あると同時に隣保相扶け生業に勵み進んでその地方の振興に努めんことを望ませ給ふの聖旨に外ならぬと存じ洵に恐懼感激に堪へませぬ如何なる施設が適切なるかこれは政府の考究に竣つ所でありすが冀くは凶作地の官民一致協力、更生の意氣を持つて窮境打開の實を擧げ以て聖慮を安んじ奉らんことを切望する次第であります

岡田首相御禮言上 岡田首相は十一月七日午後一時四十分參内 天皇陛下に拜謁仰付られ東北災害地に對し御下賜金の御沙汰を拜したる御禮を言上この長き思召を奉體し恒久的施設を講ずる旨を奏上種々御下問に奉答し更に 皇后陛下に御禮を言上して宮中を退下した。

聖旨を體し施設

後藤内相謹話

天皇 皇后兩陛下におかせられましては東北地方凶作の被害甚大なるを聞召され、御救恤の御思召を以て本日五十萬圓御下賜の御沙汰がありました聖恩宏大恂に恐懼感激に堪へざるところであります。東北の地は災害を被る事屢次でありまして一般に疲憊の狀態にあります折柄、本年の冷害は實に甚大なるものがあつたのであります。この秋に當り測らずもこの洪大無邊なる恩命を拜しました事は聖慮深遠、國民として眞に恐懼に堪へざるところであります。我々はこの優渥なる聖旨を奉體致しまして協心戮力以て將來永く凶荒による憂ひに備へ隣保相扶けて更生の一途に精進すべく最も適切な施設を講じて鴻恩の萬一に應へ奉らねば相成らぬと深く感銘を致す次第であります

一五 東北地方貧農の更生策

御下賜金の使途決定

東北地方に對する御下賜金の使途につき内務省は十一月七日内相官邸で關係首腦部會議を開き後藤内相、大森、丹羽兩次官、橋本參事官、赤木社會局長、安井地方局長、富田社會部長、藤野保護課長出席協議の結果、東北六縣の町村に郷倉を設けて同地方町村の更生振興を計ることに決定したので、その實施の具體案を急速に立案する事となつた。現在青森縣に於て郷倉の獎勵をなし東北六縣では約八百の郷倉を有するが東北六縣の町村は約千五百あるので御下賜金により東北に於ては郷倉を欠ぐ町村を皆無ならしめて貧農の更生を計らうといふのである。

〔註〕 郷倉は穀を貯蔵して端境期に小作人に貸出し、小作人は收穫期に及んで穀をもつて返済しその際種によつて若干の利子を支拂ふものであるから貧農に對する金融機關にもなる。郷倉の建築費は一坪五十圓以内であつて町村の大小に應じて郷倉を大小ならしめるものである。

一六 東北救濟具體案決定

内務省恒久對策を確立

内務省は東北凶作の恒久的救済施設として恩賜金五十萬圓を基礎に國庫より百六十三萬圓を支出し總額二百二十三萬圓をもって「郷倉」を東北六縣の各部落に充實することとし基本調査を完了したので臨時議會で豫算の成立をみれば十二月上旬から建設に着手し遅くも同月下旬に完成次第直に農林省の飯米拂下支給並に備荒貯蔵に備へることになった。新しく築造する郷倉は約四千七百倉で部落を單位として建設するもので大要は左の如くである。

- 一、郷倉建設の部落選定は均霑主義によらずして多角經營の農業施設困難な貧窮せる部落を優先的に選定す
- 一、郷倉の築造費は四百圓乃至五百圓とし面積は六坪乃至十二坪とす
- 一、郷倉の直接監督管理者は内務大臣の命令により地方長官を以てこれに充つ
- 一、部落は組合を組織して郷倉の相互利用に便ならしめ非常時の飯米の無償支給、平常時の備荒貯蔵並に貧農の金融機關に利用せしむ

一七 東北冷害防止対策

農林省要綱を發表

東北凶作地方の冷害防止については山崎農相は前項の如く實地視察により優良品種育成及び栽培技術改善等の科學的施設の缺除が痛感されたので臨時議會の災害豫算編成に當り特に昭和九、十兩年度に百萬圓を計上し左の如き冷害防止対策案を決定した。なほ十一年度にも五十萬圓計上の筈である。

【施設要項】

- 一、優良品種の育成並に栽培法改善研究施設
昭和九年度 農事試験場奥羽試験地圃場擴張の爲土地購入
昭和十年度 (イ)農事試験場本場、奥羽試験地及び東北試験地における施設の擴充(ロ)縣立農事試験場の事業擴充及び縣内試作地設置に對する助成
- 二、適良種子配給獎勵施設
昭和十年度 適良種子増殖に要する原種圃設置助成
- 三、耕種法改善指導獎勵施設
昭和九年度 耕種法改善指導事業に對する助成
昭和十年度 右の外實地指導地設置並にこれが指導事業助成
- 四、凶作防止に特別指導施設
昭和九年度(一年限り) 凶作農村における凶作防止施設並に農民精神作興に關する指導の爲行ふ本省事業及び縣の事業助成
- 五、防風林造成事業獎勵施設
昭和九年度 青森縣東海岸に特有の寒濕風を防止する防風林造成事業に對する助成
昭和十年度 同上
- 六、灌漑排水等土地改良事業獎勵施設
昭和九年度 凶作防止の爲特に溜池築設、用排水路の掘鑿、暗渠排水等土地改良事業助成
昭和十年度 同上
- 七、以上の外凶作防止に關し縣の行ふ特殊事業獎勵施設
昭和九年度 凶作防止に關し行ふ縣の特殊事業に對する助成

昭和十年度 同上
八、氣象豫報に關する調査
昭和九年度 オホツク海並に北海道及び東北地方の太平洋方面の氣壓の配置、潮流水温等に關する調査(中央氣象臺並に本省及び地方水産試驗場委託)
昭和十年度 同上

一八 恩賜郷倉を凶作地に建設

農林、内務兩省發表

東北地方の凶作地に對する政府所有米穀臨時交付法の實施に伴ひ、これが代償として町村が五ヶ年間に備荒施設の目的で貯蔵する米又はその他の穀物を收容すべき郷倉の設備及び收容能力については十二月三日の同委員會において農林省並に内務省から次の如く發表されたが、これによつて五十萬圓の御下賜金をもつて新設される恩賜郷倉の建設棟数は九、十年度において四千六十棟と判明一棟平均十坪で坪當り建設費四十八圓(内國費三十八圓、御下賜十圓)となつてゐる。なほ御下賜五十萬圓は郷倉新設費のみに限らず既設郷倉にも分配される豫定となつてゐる。

郡名	既設郷倉	恩賜郷倉	既設郷倉	恩賜郷倉
青森	六二棟	六九六棟	山形	九七棟
岩手	七一	八五九	宮城	一五二
秋田	一一〇	四六四	福島	八一
計				一、一三二
				四、〇六〇

しかして既設郷倉は六縣下の總坪數一萬百五十五坪、恩賜郷倉は一棟平均十坪計四萬六千六百坪となつてゐるから、收容能力は既設十六萬二千石、恩賜六十萬九千石計八十一萬一千石の勘定となる。

一九 東北振興調査會官制決定

南洋群島開發調查會設置決定

「定例閣議」十二月十四日の定例閣議は午前十時二十分より首相官邸に開會、岡田首相はじめ各閣僚出席、先づ東北振興調査會の官制要項を左の如く決定した

東北振興調査會官制要綱

- 一、東北振興調査會は内閣總理大臣の監督に屬しその諮問に應じて東北地方の振興方策に關する重要事項を調査審議すること、調査會は別項の事項に付關係各大臣に建議することを得
- 一、調査會は會長一人、副會長二人及び委員若干人を以てこれを組織すること、特別の事項を調査審議するため必要ある時は臨時委員を置くことを得ること
- 一、會長を内閣總理大臣、副會長は内務大臣及び農林大臣を以てこれに充つること、委員及び臨時委員は内閣總理大臣の奏請により内閣においてこれを命ずること

一、會長は會務を總理し副會長は會長を輔佐し會長事故ある時は内閣總理大臣の指名する副會長その職務を代理すること
 一、調査會に幹事を置く、内閣總理大臣の奏請により内閣においてこれを命ずること
 一、調査會に書記を置く、内閣においてこれを命ずること
 右の如く官制を決定したが町田商相、後藤内相から委員には特に民間の學識経験ある者を加ふべしとの提案あり吉田書記官長よりその方針である旨答へこの點特に協議の結果關係各省において適當な人物を銓衡する事とし、ついで南洋群島開發調查委員會については、官制によらず閣議決定による拓務省所管の委員會とし南洋委任統治地における産業開發に關する調査を行ふものとする事に方針を決定した。
 【参考】即ち右の南洋群島開發調查委員會の組織、目的の内容は大要左の通り

委員會の組織

- 一、會長は拓相、委員は拓務省、臺灣總督府、南洋廳關係官、民間の専門家約十名を以て組織する
- 一、目的は砂糖以外の一般産業開發、臺灣、南洋の製糖調節、關稅問題をも研究す
- 一、年内に拓務省關係委員の實地視察を行ふ
- 一、民間専門家は明年實地視察を行ふ

二〇 後藤内相郷倉棟敷を説明

東北六縣内務部長會議

東北地方に郷倉を設置して備荒隣保相扶の施設たらしむるにつき内務省は十二月十九日午前午後にわたり東北六縣内務部長會議を開催し後藤内相より次の如く郷倉棟敷を説明した。

縣名	新設	既設	計
青森	三四棟	六一棟	九五棟
岩手	九七〇	一一〇	一〇八〇
宮城	六七六	一六〇	八三七
秋田	五一九	一一〇	六三九
山形	六八八	九七	七八五
福島	八六六	八一	九四七
計	四、〇六〇	一、一七九	五、二三九

二二 東北振興調查會委員決定

政府は東北振興調查會委員を人選中のところ昭和九年十二月二十四日左の如く決定上奏の手續を執つたが同月廿六日發令をみた。

職名	氏名	職名	氏名
内閣書記官長	吉田茂	法制局長官	金森徳次郎
内務政務次官	大森佳一	大藏政務次官	丹羽七郎
社會局長	赤木朝治	陸軍部次官	橋本虎三
大藏次官	津島壽一	文部次官	三邊長治
海軍次官	長谷川清	農林部次官	長瀬貞次
農林政務次官	守屋榮夫	商工部次官	吉野信次
商工政務次官	勝屋正憲	鐵道部次官	喜安健次郎
逓信次官	大橋八郎	貴族院議員	馬場鐵一
貴族院議員	菅原通敬	貴族院議員	有馬頼一
貴族院議員	酒井忠正	貴族院議員	田子一民
貴族院議員	稻田昌植	同	林平馬
衆議院議員	松岡俊三	同	工藤十三雄
同	工藤鐵男	同	澁澤元治
同	安藤廣太郎	同	大河内正敏
同	那須萬助	同	結城豊太郎
同	土田萬助	同	

東北振興調查會委員被仰付

宮城縣知事	半井清彦	福島縣知事	伊藤武彦
岩手縣知事	石黒英太郎	青森縣知事	小林光政
山形縣知事	金森太郎	秋田縣知事	武部六藏

東北振興調查會臨時委員被仰付

内閣書記官	横溝光二	法制局參事官	森山鋭一
稅務省地方局長	安井英二	内務省土木局長	廣瀬久忠
社會局部長	富田愛次郎	大藏省主計局長	賀屋興宣
大藏省主稅局長	石渡莊太郎	陸軍主計總監	平手勘次郎
海軍主計中將	村上春一郎	文部省普通學務局長	下村壽一郎
農林省農務局長	小濱八彌	農林省山林局長	村上龍太郎
農林省經濟更生部長	小平權一	商工省工務局長	竹内司吉
農工省鑛山局長	福田庸雄	逓信省電氣局長	清水順治

鐵道省 監督局長 前 田 種

東北振興調査會幹事被仰付

『東北振興調査會初幹事會』尙ほ東北振興調査會の幹事會は昭和十年一月八日午前十時半から首相官邸に初顔合せをなし吉田書記官長以下各幹事出席し同月十日に開催される第一回總會の議事方法につき協議した。

『東北六縣知事振興意見』東北振興調査會第一回總會が一月十日開會されるので同會臨時委員たる、小林青森、金森山形、武部秋田、半井宮城、石黒岩手、伊藤福島の六縣知事は八日幹事會の決議に基づき十日の總會において東北地方の實情を陳述するについて打合せのため九日午前十一時内務省に集合、各縣特殊事情に基づく希望意見を取り纏めて陳述するについて種々協議して正午一旦休憩、午後續行した。

一一一 東北振興調査會初總會

岡田首相の挨拶後具體案例示

東北振興調査會第一回總會は一月十日午前十時より首相官邸に開會、會長岡田首相はじめ各委員、幹事出席、劈頭岡田首相は起つて

『首相の挨拶』東北地方は古來屢々天災饑饉の襲ふ所となり凶作相踵ぐの状態で寔に同情に堪へぬ、殊に三陸海嘯の慘害いまだ癒えざるに續き昨年は冷害の結果稀有の凶作に陥り、ために朝野を擧げてこれが救済に努むるに至つた。従つて又根本的に災禍を除き振興に資すべき適切な方策を樹立し速に之が實施をなすべしとする東北振興の要望は期せずして速りに高まり、政府においても夙に東北地方振興のために抜本塞源の方策樹立を企圖しつゝあつた際であつたから茲に朝野有識の方々を煩はして内閣に東北振興調査會を設置し、その調査の結果を尊重して將來確乎たる方策の樹立と之が實施とに努めたい思ふに東北地方が累年慘害に禍され、非常に不幸なる地位に在る所以のものは自然的にも人為的にも其の原因固より多種多様に亙ると考へられるが、克く之が眞因を究明し之に對應して適切な方策を講ずべきものと思ふ、各位に於かれては政府の意のある所を諒せられ其の深い御識見と御經驗とを活用して十分に審議を竭されむことを切望する。

との挨拶があつて後吉田書記官長より
『詰問第一號』東北地方の不振はその由て來ること既に久しく禍害亦相踵ぐの現状に顧みこれが眞因を究明し以て災害を防止し福祉を増進すべき振興策を樹立するを緊要と認む
仍てこれが具體的方策に付意見を求む

についての説明あり、議事に入り東北六縣代表半井宮城縣知事より東北六縣の共同的希望意見として
應急對策の外に恒久的對策を樹立されん事を希望する、即ち現在東北六縣の一人當り平均生産額は九十餘圓であるがこれを全國平均百六十圓並に引上げて貰ひたい、然して北海道拓殖計畫の例に倣ひ東北六縣振興計畫を樹て昭和十一年度からその豫算の頭を出されん事を希望する、今假りにその具體策を例示すれば

恒久對策 災害防止、特殊工業の助成、備荒貯蓄制度（即ち郷倉の如きもの）の獎勵、雪害對策、治水計畫、農村土木の助成による開墾獎勵、鐵道の敷設、國有林野收入による交付金の増額、地方財政調整交付金、負擔軽減、各種事業補助金の率の引上、産業資金の融通等の如きものである。
應急對策 ついで應急對策としては農民道場の充實増設、町村技術員の増置、地方財政緩和、東北に適する特殊産業に對しては大量的に増産計畫を樹

てる事、政府の需品は出来るだけ農村に注文される事、自給肥料の獎勵、肥料工業の助成、遠洋漁業の獎勵（大型漁船の建造補助）等である
と述べ次いで委員松岡俊三、林平馬兩氏より

調査の結果に關し政府は兎角等閑に付する場合は非實行するやうにとつて貰ひたいとの希望意見あり、これに對し岡田首相は

勿論調査の結果は實行する考へてこの調査會を設けたものである。かねて六縣知事からも東北振興策は十一年度より頭を出すようにしてもらひたいとの意見もあつたが、政府はそれは恒久策が決定した上でのことであり應急策がこの調査會で決定すれば十年度からも逐次實行に移したい考へであると答へ正午散會した。

『第二回總會』東北振興調査會第二回總會は一月十二日午後二時半から首相官邸において岡田會長以下各委員幹事出席の下に開會されたが結局一般的な特別委員會において更に數個の主要題目を分ち分科會等を開設するやう考究することに決定したが、特別委員は會長指名とし急速に審議を進めることにして散會。

『調査會特別委員』東北振興調査會の特別委員十名は一月十五日岡田首相から左の如く指名となつたので十六日午後二時から首相官邸に第一回特別委員會を開催し具體的調査方法に關し協議することになつた

特別委員氏名 馬場鏝一、稻田昌植、田子一民、林平馬、那須皓、丹羽内務次官、長瀬農林次官、津島大藏次官、吉田書記官長、金森法制局長官

『調査會初委員會』東北振興調査會第一回特別委員會は一月十六日午後二時から首相官邸に開會馬場、稻田、田子、林、那須、長瀬農林、津島大藏丹羽内務各次官、吉田書記官長、金森法制局長官の各特別委員出席互選の結果馬場氏委員長となり

一、東北地方振興の具體的方策如何
を議題とし結局各委員それぞれ東北地方窮乏の主要原因を探究しこれが適當なる對策を意見書として提出することとしこれが出揃つた上那須、吉田兩委員の手許で整理分類し二十八日續開の第二回委員會でこれを中心資料に具體案を練ることとし同三時半散會したが次回において結局各部門に分つて分科會を設けて對策を協議することとなつた。

一三三 年頭の所感

農林大臣 山崎 達之 輔談

舊きを送りて新しきを迎ふ、こゝに昭和十年の初頭に立つて、過ぎし一年の經過を默想すると、實に多災多難の歳であつたことを痛感する。春には未曾有の降雪、夏には未曾有の早魃、初秋には未曾有の風雨、仲秋には未曾有の早冷、加ふるに甚だしき米價の低落あり、未曾有の文字は聊か極端に過ぐるとしても、確に稀有の天災が頻發した。内外非常の時に際してまたこの災厄、殊に疲弊せる農山漁村をもつてして、この渦中に投じたのであるから、愈々問題の重要性深刻味が加はつた譯である。

私はこの頻發せる變災を前にして、三千餘萬の農山漁村の諸君に果してこの試練に堪へるの用意があるかを危うんだ、雪害、旱害、風水害、冷害、日一日その慘狀が加はつて行くと報ぜられ、種々悲痛の聲が傳はつて來る、一步を誤れば一大憂患であると思つたが、時の移るにつれて變災の全貌が明白になつて見ると、諸人の心も何時の間にか平靜に歸り、何れも皆緊蹙一番で、如何にしてもこの難關を突破せねばならぬと意氣込み、皆が皆些の屈託をも見せず、まづ自力をもつて復舊復興乃至災厄の克服に當らんとする氣概を示して來たのは洵に心強く感じた。天壤とともに窮りなき皇國の強き國民

性こゝにありと感した時に、私はいひ知れぬ愉快を覺ゆると同時に、假すに國家公共の力をもつてするにおいて、應急的に恒久的に適切なる計畫を立てこれを實際に施して蓋し多くの遠算なきを得るであらうと思つたものである。

顧るに明治維新以後の六十有餘年、上下を擧げて萬事に歐西文明の輸入に専念した。幕政の末葉遂かに國を閉いて見ると、さすがに豊葦原の瑞穂國たるに背かず、農事の方面において相當の組織があり、相當の施設があるけれども、商工業に至つては殆ど問題にならぬ貧弱寂寥實に見るに忍びざるものがあることを自覺せざるを得なかつた。即ち商工業の振興隆に精進した結果、不知不識の間、農山漁村の方面を閉却したるの憾みを免れぬ、古來わが國は農を以て本となすの國柄であり、農村あつての都市通邑といふ關係に立つて萬事を計量して來たのであるが、今は反對に、都市通邑あつての農村といふが如き状態に變つて來た。人口歳を追うて増加すといふが、殖ゆるのは都市通邑か乃至その付近の町村であつて、一萬二千の町村の多くは現狀維持、甚だしきは戸口漸減の嘆を免れぬ。これでは困る、篤と農村を見直さねばならぬといふのが今日の情勢である。

稀有の變災の跡始末もさることながら、私は農村の立直しが今日の急務であり、要務であることを痛感する。臨時應急の施設も必要であるが、更に恒久的の施設經營に全力を傾注するの必要がある。これについては、國家として公共團體として種々考慮すべきこと、研究すべきこと、計畫すべきこと、施設すべきことが、あるのであるが、何といつても先に立つものは農山漁村の人々の、自奮自勵である。自力をもつて更生の途につくの覺悟が一切の先をなさねばならぬ。或はかれ等の力すでに竭きたり、又自から立つの餘力なしといふ人もあるが、私は決して左様に思はぬ、論より證據、昨年稀有の變災に處して、毅然として立ち凜乎として動ぜなかつたかれの勇ましい姿が、何よりもよく美はしき國民心理を證明してゐる。私はこの農山漁村の人々と共に更生の途をたどり得ることを心からよろこぶものである。歳こゝに新たなり私共はいはゆる日に新たに於て又日に新たなる心をもつて、農村立直しの事に従ひたい。この勇壯無比の國民とその事を共にするにおいて、いはゆる内外の非常時何かあらん、私は切に同胞諸君の奮躍を望むものである。

二四 岡田内閣の諸種對策調査會

△一 般 會 計

- 岡田内閣の諸種對策其他各種對策調査會は全部で九十一、是れに要する經費は昭和十年度に於て一般特別兩會計を通じて次の如し(豫算額單位圓)
- ニ港オーコック及支那事件被害者救済審査會 三、九五〇
- 中央衛生會 三、〇四〇
- 日本藥局方調査會 二、六四〇
- 阿片委員會 四、四二〇
- 著作權審査會 三、七八〇
- 社會保險調査會 三、六〇〇
- 勞働爭議調停委員會 一、五一一
- 健康保險審査會 一四、四八二
- 北海道拓殖計畫委員會 一〇、〇〇〇
- 失業對策委員會 一八、〇〇〇
- 關稅訴願審査委員會 一、二一八
- 汽罐規格調査委員會 五、〇〇〇
- 職業紹介委員會 一五、二一六
- 土木會議 二八、〇〇〇
- 神社調査會 一、二八〇
- 神社制度調査會 二、九六〇
- 選舉肅正委員會 二〇三、二一一
- 保險衛生調査會 一、四〇〇
- 國立公園委員會 六、四六〇
- 雪害對策調査會 一八、〇〇〇
- 商法(總則會社)改正調査委員會 七、二〇〇
- 海商法改正調査委員會 二、七七六
- 司法制度調査會 一〇、〇〇〇

- 關稅調査委員會 二五、八八二
- 恩給審査會 二、八三九
- 中央統計委員會 四、〇〇八
- 資源審査會 一〇、八六〇
- 文官高等懲戒委員會 一、五七〇
- 文官高等分限委員會 三、一八六
- 所得調査委員會 二〇三、六八三
- 所得審査委員會 六、三九六
- 相續稅審査委員會 一五三
- 北海道土地賃賃價格調査委員會 七、六六七
- 法制審議會 二七、五〇三
- 文政審議會 一〇、五二六
- 中央諸官衙建築準備委員會 九、六三五
- 特別金融制度調査會 八、九八八
- 各省海外拂節約協議會 二、九六七
- 特別融通損失審査會 三、〇八〇
- 米穀對策調査會 一〇、四八〇
- 米穀生産費調査會 五、四〇〇
- 東北振興調査會 一五、〇〇〇
- 肥料業統制委員會 一〇、〇〇〇
- 國有財産調査會 八、九六六
- 賠償物件處理委員會 二、五六八
- 外貨評價委員會 三、〇六〇
- 外國爲替管理委員會 八、二七三
- 司法官試補考試委員會 七、〇二七
- 強制執行並破産に關する法律改正調査委員會 六、一六九
- 刑法並監獄法改正調査委員會 六、二七二
- 民法改正調査會 五、五九三
- 國產振興委員會 一二、九八二
- 地方工業委員會 二、九八五
- 教員檢定委員會 六四、〇一五
- 測地學委員會 二三、七四八
- 學生思想問題調査委員會 四、四九六
- 教科書調査會 六〇、三八一
- 學校衛生調査會 一、二五八
- 公民教育調査會 四、八六四
- 東京科學博物館評議員會 五、七七六
- 震災豫防評議會 六、六一三
- 體育運動審議會 四、八〇〇
- 航空評議會 四、八二三
- 特別市町村認定審査會 三、三五二
- 國語審議會 七、三二八
- 宗教制度調査會 一四、五五四
- 教育調査會 五、〇四〇
- 維新史料編纂會 四、八〇〇
- 國寶保存會 三、七二〇
- 實業教育振興委員會 一〇、〇〇〇
- 臨時ローマ字調査會 一〇、〇〇〇
- 馬政調査會 八、六九二
- 買收生系審査會 五、六五一
- 生糸需要増進調査會 五、五三七
- 農村經濟更生中央委員會 一二、〇〇〇
- 計理士懲戒委員會 六〇〇
- 辨理士懲戒委員會 三四八
- 工藝審査委員會 二、七一〇
- 瓦斯事業委員會 三、五九一
- 石油業委員會 七、七六八
- 百貨店委員會 七、三六六
- 不當廉賣審査委員會 三、〇五二
- 製鐵事業評價審査委員會 七、〇〇〇
- 電氣委員會 六、〇七六

發明獎勵委員會	四、〇四七	船員職業紹介委員會	六三三
統制委員會	七、八八六	船員勞働爭議調停委員會	二、〇〇〇
工業品規格統一調査會	一四、八二八	海外拓殖委員會	一〇、〇〇〇
臨時產業合局諸委員會	二四、〇七五	計	一、一七五、三二七
對支文化事業調査會	五、八五〇	朝鮮總督府林野調査委員會	五〇、三二四
勞働者災害扶助責任保險審査會	一、八〇〇	朝鮮史編修委員會	一、六二〇
預金部資金運用委員會	六、〇一〇	農村振興委員會	三三、〇〇〇
米穀統制委員會	五、一八五	朝鮮簡易生命保險審査會	三、三三三
家畜再保險審査會	二、八七五	朝鮮簡易生命保險事業諮問委員會	三、九三一
簡易生命保險審査會	二、五一一〇	臺灣總督府評議會	一四、二一〇
簡易生命保險積立金運用委員會	五、一六六	臺灣總督府熱帶產業調査會	二五、〇〇〇
鐵道會議	一三、八九六	臺灣總督府法令取調委員會	九七八
鐵道運賃審査會	六、九一六	臺灣總督府教科書調査委員會	六九七
國際觀光委員會	二四、〇二六	臺灣總督府所得調査委員會	一八、一六九
朝鮮貴族世襲財產審議會	八二六	臺海總督府都市計畫	八五〇
朝鮮美術審査委員會	六〇七	臺海總督府國立公園調査會	四、五〇〇
朝鮮總督府小作委員會	一七、五五〇	樺太廳所得調査委員會	九六五
朝鮮總督府所得調査委員會	二〇、六二五	樺太廳所得審査委員會	一〇〇
朝鮮總督府所得審査委員會	九〇〇	計	二六八、三九九

第八章 教育制度の改良

第一節 教育施設の完備を圖る

教育施設改良費

松田文相は就任以來教育制度改善を念とし教育施設の完備を圖る種々の考慮を圖つて居るが、岡田内閣の十大政綱の一として教育制度改善となつて現はれた事は實に悦ばしい事である。文相は先づ就任第一着手として教育制度改善に必要な昭和十年度豫算の編成に當つた。即ち七月三十日午前九時半から文相官邸に於て豫算省議を開き、松田文相、添田、栗屋兩次官、山掛參與官、各局長並に關係官參集し、先づ山川會計長から昭和十年度豫算新規事項の概要を説明し一般會計につき審議の結果經常部八百七十七萬三千圓、臨時部二千九十九萬八千圓、計二千九百七十七萬一千圓の新規要求を行ふことに決定。次で特別會計は會計課長及び各主管局長協議の上松田文相の決裁を仰ぎ決定することとし散會、而して文部省所管昭和十年度豫算額は約一億八千萬圓に達する見込みであつて新規要求費目の主なるものは左の如し(單位千圓)

1. 民心作興並思想醇化に關する經費	(經) 二五六	(臨) 七四〇
1. 國民精神作興に關する施設	(經) 二〇一	(臨) 五六三
(イ) 非常時國民運動	(經) 一三四	(臨) 五五三
(ロ) 國民精神文化研究所に於ける日本精神並國有文化に關する文獻蒐集大成	(經) 一〇	(臨) 一三四
(ハ) 湯嶋聖堂維持及事業實施	(經) 四二	(臨) 一〇
(ニ) 九州帝國大學における九州地方特殊文化資料蒐集研究	(經) 五四	(臨) 二五
2. 思想醇化に關する施設	(經) 五四	(臨) 一七六
(イ) 思想資料刊行頒布	(經) 四〇	(臨) 一〇〇
(ロ) 思想善導機關たる塾、學會等の獎勵助長	(經) 一四	(臨) 一〇〇
(ハ) 國民精神文化研究者獎勵	(經) 一三〇	(臨) 七六
(ニ) 高等專門學校特別講義實施	(經) 一七三	(臨) 六二
1. 教育刷新改善に關する經費	(經) 一三〇	(臨) 三三
1. 實業教育振興委員會並社會教育委員會設置	(經) 一七三	(臨) 三〇
2. 中等學校教員教育訓練施設	(經) 五六	(臨) 九〇
3. 中等學校用教科書發行制度調査	(經) 九三	(臨) 九〇
4. 私立學校經營監督機關整備充實	(經) 九三	(臨) 九〇
1. 私立大學補助	(經) 九三	(臨) 九〇
2. 私立中等學校恩給財團事業費補助	(經) 九三	(臨) 九〇
1. 尋常小學校費臨時補助に要する經費	(經) 九三	(臨) 九〇

- 一、學齡兒童就學臨時獎勵(學校給食に要する經費)
- 一、實業教育振興に要する經費
 - 1. 青年教育費補助の増加 (經) 一五二 (臨) 一、三二〇
 - 2. 映畫教育施設 (經) 七、二二九 (臨) 一八三
 - 3. 東京科學博物館事業改善 (經) 六、九〇〇 (臨) 一四〇
 - 4. 社會教育團體事業費補助 (經) 二〇六 (臨) 四〇
 - 5. 圖書館員並社會教育指導者養成 (經) 五六六 (臨) 四一七
- 一、國民體育の向上並學校衛生施設に關する經費
 - 1. 有熱兒童調査 (經) 五六一 (臨) 五五
 - 2. 國民體位向上に資する體育施設 (經) 五六一 (臨) 三六二
 - 一、航空氣象視測施設擴張に關する經費 (經) 五六一 (臨) 七一四
 - 一、世界聯合教育會議費補助 (經) 五六一 (臨) 一〇〇
 - 一、法隆寺國寶保存施設に要する經費 (經) 五六一 (臨) 七〇
 - 一、營繕に關する經費 (經) 五六一 (臨) 三、三八〇
 - 一、其他(經常臨時を含む) (經) 五六一 (臨) 三、三八〇

第二節 國語審議會設置

一定例閣議に於て官制決定

文部省では我が國語の現状において、文法、發音、漢字の字體整理並に略字の使用、句讀及び濁點、送り假名、外來語の統制、敬語、横書、新語等に關し攻究を要する事項少くないが現在の臨時國語調査會では國定教科書の編纂、教科書の檢定、その他國語に關する事項につき關係諸官廳と密接なる連絡を保つこと困難であるとなし今回臨時國語調査會を廢止し、新たに國語審議會を設置してこれを諮問機關となすこととした。即ちこれによつて文部大臣の必要と認むる國語關係事項を調査審議せしめ、又國語審議會に國語に關して關係各大臣に建議する権能を與へ以て國語の變轉推移に鑑み時々整理を加へて、常にその純正なる標準を維持し健全なる發達を促すこととなり十一月二十一日の定例閣議において官制を決定したがその官制左の如し

官制 内容

- 第一條 國語審議會は文部大臣の監督に屬しその諮詢に應じて國語に關する事項を調査審議す
- 第二條 國語審議會は前項の事項に付關係各大臣に建議することを得
- 第三條 國語審議會は會長一人、副會長一人及委員三十五人以内を以てこれを組織す
- 特別の事項を調査審議する爲必要あるときは臨時委員を置くことを得
- 第四條 會長、副會長、委員及び臨時委員は文部大臣の奏請により内閣に於てこれを命ず

第四條 會長は務を總理す

- 副會長は會長を輔佐し會長事故あるときはその職務を代理す
- 第五條 會長及び副會長は會議において意見を陳述し可否の數に加はることを得
- 第六條 文部大臣は必要により又は會長の請求あるときは文部省高等官その他適當と認むる者をして會議に出席し意見を陳述せしむることを得
- 第七條 國語審議會の議事に關する規則は文部大臣これを定む
- 第八條 國語審議會に幹事を置く文部大臣の奏請により内閣においてこれを命ず
- 第九條 國語審議會に書記を置く文部大臣これを命ず

附 則

本令は公布の日より之を施行す臨時國語調査會官制は之を廢止す

一 國語審議會々々長以下任命

右の國語審議會官制は十二月廿二日の官報を以て公布、即日實施されたが同審議會の會長以下委員は銓衡の結果同日左の如く決定發令された

△會長 南 弘△副會長 穂積重遠△委員 森山鏡一、添田敬一郎、三邊長治、山樹儀重、下村壽一、芝田徹心、佐々木秀一、西村房太郎、松下專吉、新村出、森岡常藏、吉岡郷甫、下村宏、岡部長景、岡實、竹越與三郎、宇野哲人、竹村勘丞、藤村作、保科孝一、岡倉由三郎、牧野良三、三宅正太郎、小倉進平、高橋雄射、安藤正純、大島正徳、田澤義鋪、寺田四郎、増田義一、斯波貞吉、板倉卓造、星野行則、梁田欽次郎、五十嵐力

三 國審委員初顔合せ

松田文相は昭和十年一月十四日午後五時から永田町文相官邸に新設した國語審議會の南、穂積正副會長、外委員三十五名全部、各幹事を招待文部省から三邊大官、山樹參與官、芝田圖書局長等列席、初顔合せの第一回總會を開き冒頭松田文相から從來の臨時國語調査會を廢止して新たに國語審議會を設置した趣意を述べて國語の重要性を説き南會長之れに答へ晚餐を共にして散會した

第三節 文政審議會

一 文政審議會缺員補充

故岡田良平氏の後任補充に伴ふ文政審議會副總裁一名及び欠員中の委員につき文部省では昭和九年十二月二十八日左の通り夫々任命發表した

文政審議會副總裁 被仰付

男 爵 阪 谷 芳 郎

東京帝大總長 長與 又郎、京都帝大總長 松井 元興、東京文理大學長 森岡 常藏

衆議院議員 東郷 實、栗屋、謙永田秀次郎、眞野文二、子爵 野村 益三

岡 田 内 閣

文政審議會委員被仰付(各通) 陸軍次官 橋本虎之助、神戸市立商工實修學校長、大山 綱志、東京府化成農業公民學校長 小池 喜八
文政審議會臨時委員被仰付(各通)

二 文政審議會總會諮問案内容

實業補習學校と青年訓練所とを併合する青年學校案を諮問する文政審議會總會は一月十二日午前十時から永田町首相官邸に開かれ岡田總裁、松田、阪谷兩副總裁外各委員出席、まづ岡田總裁より挨拶あり松田文相、三邊文部次官より別項の如き青年學校制度案の要旨に關する説明の後岡田總裁議長になり(中途より阪谷副總裁代る)質疑應答に移り田所美治、松浦鎮次郎兩委員より質問あつたが、その要項は次の如きものであつた。
一、從來の實業補習教育は我が國の産業の發展、國力の増進に貢獻する所多かつたが青年學校案においては實業教育の程度が低下する懼れなきや
一、從來の青年訓練はやゝもすると教練偏重の傾きがあつたがこの改正案において教練偏重となる事は面白からずと思ふがその點は如何
一、青年學校教育を義務教育制度とする意思なきや
一、教練の時間數が從來より減じてゐると思ふがその點兵役上の特典等に關し差支へ無きや
右に對し松田文相、三邊次官、河原社會教育局長より
一、青年學校は實業補習學校と青年訓練所との兩者の特色を共に取り入れたのであるから實業補習教育程度の低下の恐れなし、なほこの點は當局に於て十分努力する
一、教練偏重の御心配無きやう努力する
一、義務制度は財政上の都合もあり研究中
また橋本陸軍次官より
一、教練時間數は陸軍において異存なし
との回答あり午後零時半散會したが次回は引續き同月十四日午後一時半より首相官邸に於て開かれる

諮問案内容
時代の趨勢に鑑み青年教育の進展を期せんがため實業補習學校及び青年訓練所を廢止し左記要項により兩者の特質を採入れたる青年學校を新設せんとす
【名稱】 青年學校
【目的】 青年學校は男女青年に對しその心身を鍛練すると共に職業及び實際生活に須要なる知識技能を授け以て國民たるの資質を向上せしむるを目的とす
【設立主體】 (公立)北海道府縣、市町村、市町村學校組合、町村學校組合(費用負擔の爲學區を設けることを得)
(私立)商工會議所、農會その他これに準ずべき公共團體、私人
【課程の種別】 本科、普通科(尋常小學校を卒業し青年學校の教育を受けんとする者の爲普通科を置くことを得、土地の情況により普通科の課程のみを置く學校を設置することを得) 研究科(本科を卒業したる者の爲研究科を置くことを得) 専修科(主として職業に關する特別の事項を修得せしむる爲専修科を置くことを得)
【訓練期間】 (本科)(イ)男子五年但し土地の情況に依り四年となすことを得(當分の内地の情況により二年又は三年と爲すことを得)(ロ)女子三年但し土地の情況により二年となすことを得(普通科)二年(研究科)一年以上(専修科)適宜これを定む

【入學資格】 (本科)普通科修了者若くは高等小學校卒業者又は年齢十四年以上にして相當の素養ある者(普通科)尋常小學校卒業又は相當の素養ある者(研究科)本科卒業者又は相當の素養ある者(専修科)適宜之を定む
【訓練科目】 (本科)(イ)男子修身及び公民科、普通學科、職業科、教練科(ロ)女子修身及び公民科、普通學科、職業科、家事及び裁縫科、體操科(普通科)(イ)男子修身及び公民科、普通學科、職業科、體操科(ロ)女子修身及び公民科、普通學科、職業科、家事及び裁縫科、體操科(研究科)適宜之を定む、但し修身及び公民科はこれを欠くことを得ず(専修科)主として職業に關する事項に就き適宜これを定む、但し修身及び公民科はこれを欠くことを得ず
【職員】(公立) 學校長、教諭、助教諭、指導員及び書記とす
【授業料】 徴收することを得ず、但し監督官廳の認可を受けたる場合は此の限に在らず
右に關する意見を來む

二 青年學校實施四法案を提出

文部省の青年學校案は右の如く一月十二日文政審議會において審議した結果、同月十四日午後一時から續開審議の上九名乃至十一名の特別委員に付託し、休會明け議會前に總會に報告可決の上閣議を経て樞密院に諮問される事となつた、文部省は青年學校案の審議進捗と相俟つてこれに關聯する法律の制定及び改正に關して立案考究を進め青年學校案が樞密院において可決される頃
一、青年教育費國庫補助法案
一、實業教育費國庫補助法中改正法律案
一、公定學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案
一、恩給法中改正法律案
の新制及び改正の四法案を第六十七議會に提案する事となつた。右青年教育費國庫補助法案は現に實業補助教育費國庫補助及び青年教育費補助として豫算を以て定めた經費を新たに青年教育費補助として規定するものであり、實業教育費國庫補助法改正案は右に伴ふ當然の改正であり又公立學校職員年功加俸國庫補助法の改正及び恩給法の改正も共に實業補習學校が廢止されて新たに青年學校が創設されるに伴ひ關係規定の改正を加へるものである。

四 文審總會青年學校案を委員付託

青年學校案を審議する文政審議會總會第二日は一月十四日午後一時半から永田町首相官邸に開會先づ質疑應答に入り
田所美治、野村嘉六、小池喜八、大山綱志、安藤正純、鈴木達治、長谷川乙彦、伊澤多喜男
各委員から種々の質問がありこれに對し松田文相、三邊次官、河原社會教育局長からそれ々々答辨ありたる後
栗屋謙、野村益三、安藤正純、野村嘉六、佐藤寛次、鈴木達治、大山綱志、小池喜八
の九名を特別委員としてこれに付託することとなり散會した。なほ特別委員は十五日午前十時から文相官邸に開催する、總會席上に於ける質疑應答の
一、青年學校の校長は兼任では機能發揮が出来ぬから専任を置いては如何
【答】 専任校長はなるべく多數置くことに努力する

二、修身及び公民科を必修としたのはよいが何故日本歴史を同様必修とせざりしか

【答】普通学科の内日本歴史をやることになつてゐる

三、青年学校の教員の養成に十分注意ありし

【答】諒承せり

四、青年学校の設置を市町村の義務とせざる理由如何

【答】現在の状況より押し直ちに設置の義務を命ずることは市町村財政上困難なり

五、青年学校の名稱はこの學校の特性を現はすため自由の名稱を用ひて差支へなきや

【答】名稱は自由で差支へなし

五 文審特別委員会原案通りに一致

青年學校案に關する文政審議會特別委員会は一月十六日午後首相官邸で開催、諮問案を逐條審議したが大體原案通りで差支なしとの意見に一致したので一月十九日午後五時さらに同特別委員会を續開して最後の決定をなし總會に報告することとして散會した

六 青年學校案修正可決

青年學校創設に關する文政審議會の特別委員会は一月十九日午後五時から永田町文相官邸において開會、左の如く原案を修正したる上に希望條件をつけて可決し廿一日午後一時半から永田町首相官邸で總會を開きこれを付議する事になつた

一、目的の中に、その身心を鍛練すると共に、とあるを（その身心を鍛練し徳性を涵養する）と改む

二、訓練期間訓練科目訓練時数とあるところにいづれも上に教授の文字を入れ教授及び訓練期間教授及び訓練科目教授及び訓練時数と改正すること

希望決議

一、青年學校をなるべく速に義務制とすること

二、中央及び地方における指導監督機關の充實をはかられたきこと

三、専任教員をなるべく多く置かれたきこと

七 青年學校案修正答申可決

文政審議會總會は一月廿一日午後一時卅分より永田町首相官邸に開催、諮問中の青年學校案につき審議、田所特別委員長より特別委員会の経過を報告し、結局左の答申を可決した

答申 諮問第十四號青年學校制度制定に關する提案を左記の通り修正の上實施するを可なりと認む

一、(二)目的中「その身心を鍛練すると共に」を「その身心を鍛練し徳性を涵養すると共に」に改む

二、(四)課程の種別中普通科を(一)本科を(二)とし(一)を左の如く改む

(一)普通科 土地の状況により普通科はこれを置かざることを得、また土地の状況により普通科の課程のみを置く學校を設置することを得

三、(五)訓練期間中「訓練期間」を「教授及訓練期間」に改め普通科を(一)本科を(二)とす

四、(六)入學資格中普通科を(一)本科を(二)とす

五、(七)訓練科目中「訓練科目」を「教授及訓練科目」に改め普通科を(一)本科を(二)とす

六、(八)訓練時数中「訓練時数」を「教授及訓練時数」に改め普通科を(一)本科を(二)とす

附帶決議 本案の實効を完うするため當局は速に左の各項を實施せられんことを望む

一、中央及び地方における指導監督機關を充實すること

二、職業科に關する専任教員を各學校に少なくとも一名以上置くこと

三、教員養成機關を整備擴充すること

四、義務制の實施を期すること

【映畫對策確立建議】 文政審議會總會は青年學校案の審議終了後野村(益)委員ほか十名より映畫對策確立實施に關する建議案を提出し審議可決した。

第九章 日滿兩國の和親

一 日滿通商條約の急速締結を企圖

廣田外相の外交方針

廣田外相は先づ對滿機關の現行三位一體を改組し、新なる統一を圖る必要を感じ、林陸相の提言で拓相が首相兼任となつたに應じ、外務省より坪上文化事業部長を拓務次官に送り、聯絡を密にしたが、更に七月十日滿洲國視察旅行より歸京したる栗山條約局長の進言に基き、今後滿洲國との外交國防關係を一層密にするため、左の諸件の具體化を可及的急速に圖ることとなつた

- 一、今後各國の滿洲國承認は相次いで起らんとする情勢であるが、之については日滿議定書に基き、各國は日本の存在を無視して勝手に承認を行ひ難きこと
- 一、我國が滿洲國と接壤せる關係上、日滿通商條約については特に日滿の密接關係を増進する如き工作を必要とするが、之は門戸開放主義と少しも矛盾せざること、即ち各國中には日滿の經濟提携により自國が日本よりも不利を蒙ると云ふが如き感を抱く傾向見ゆるも、それは滿洲國の主權を是認し、之と最惠國條約を規定せる通商條約を締結しきへすれば、各國同等の取扱を受ける權利を得ることが出來て其の不安が除かれる即ち條約上日滿經濟提携の促進は、自然各國をして單に文字上の滿洲國承認に止まらず、滿洲國と正式通商條約締結の機運をも促進せしめることとなる
- 一、此の趨勢に應じ、我國としては滿洲國の治安法制確立するに従ひ同國をして獨立國たるの面目を維持せしむるため、新通商條約に於て速に治外法權の撤廢を圖ること
- 一、治外法權撤廢に當つては先づ刑事裁判權の回復を滿洲國に話し、民事裁判權は複雑なるを以て後廻しとすること

二 日滿經濟會議設定條約文大綱

對滿事務局においては外務省から廻付を受けた日滿經濟會議設定案につき慎重審議を續けてゐるが昭和十年二月中旬迄に審議を了し南全權大使を通じ右條約案を滿洲國政府に提出するものと見られる。滿洲國政府の同意調印を待つて遅くとも二月下旬迄に東京、新京の二ヶ所において正式發表の段取りである、條約文の内容左の通り

- 前文 日滿兩國は國際經濟關係の分野において特殊なる提携を策し相互援助を圖るため日滿經濟會議を設定す
- 一、所在地 新京とす
- 一、目的 日滿兩國の經濟提携に關する重要事項、日滿合併特殊會社に關する重要事項の審議
- 一、組織 日滿兩國から各四名の委員を出しこれ等八名の委員會と若干名の幹事を以て構成する委員長は互選により決定す
- 一、權限 純然たる審議機關とし日滿兩國政府の監督下に置かれ兩國政府の提案を審議答申する
- 一、會議構成委員 ▲日本政府委員 關東軍參謀長、大使館參事官關東局長及び對滿事務局より一名 ▲滿洲國政府委員 總務廳長、財政總長、實業部大臣、外交部大臣

三 北鐵交渉經過（外務省公表）

北鐵讓渡交渉は昭和八年六月二十六日內田前外相が初めて幹旋役として滿露兩國代表を我が外務次官官舎に招き引合せをなし交渉に入つてから滿一年二ヶ月を経過して來たが、その讓渡價格並に條件等につき露國政府は昭和九年三月五日の廣田外相と駐日露國大使ユレニエフ氏との紳士協定を無視し我帝國政府には何等の諒解なくこれを一方的に、且又露國側に有利に發表し國際信義無視の態度に出たので、我帝國政府に於ては近くこの不信行為に對し嚴重抗議を爲す筈であるが敢取へず同年八月廿二日午前零時を期し從來の記事掲載禁止命令を解除すると共にその真相を明白ならしむる爲め、外務當局より從來の交渉經過並に廣田外相の最後の仲介案及び是れに對する露國側の反省なき新修正案の内容等に就き左の如く發表した。

【外務省公表】

交渉停頓又停頓

客年六月二十六日帝國政府發給の下に開始せられた北滿鐵道讓渡交渉に於て當初ソ聯邦政府代表は二億五千萬金留即ちソ聯邦政府の所謂公定相場によれば邦貨約六億二千五百萬圓に達する價格を提議すると共に鐵道從業員に對する退職金は全部滿洲國において負擔すべき旨を主張したに對し滿洲國代表は北鐵が滿ソ兩國の共同經營の下に在る事並に滿洲國鐵道建設事業進展の現狀等に鑑み、讓渡代價額として五千萬圓を提議した、その後ソ側は五千萬金留の値下を爲して來たが、會議は各種の抽象的議論に終始して進展せず更に同年十月ソ側は日滿兩國の北鐵專取計畫ありと宣傳した爲、交渉停頓するに至つたが、本年二月再開の運びとなりソ聯邦代表は廣田外相に對しソ側の北鐵賣却新値段として紙幣圓二億圓を提示し且我方の照會に對しソ聯邦人現業員に對する退職金邦貨約三千萬圓並に本年一月一日現在における北鐵貸借表を通報し來つた

仍て四月廿六日の中間會商において滿洲國代表は交渉の圓滿なる解決を希望する趣旨に依り（イ）北鐵一切の債權及びソ側提示の貸借表記載の債務を滿洲國において引繼ぐべく又（ロ）退職金は賣主の負擔すべきこと當然なるによりソ聯邦人現業員の退職金はソ側において支拂ふべし等の條件の下に賣に提案した代價額五千萬圓を一億圓に引上げべきことを提議した然るにソ聯邦代表は漸く五月二十五日に至り一億圓を減額すべき旨申出來れるのみにて交渉進展せず、再び停頓の外なき狀況に陥らんとしたるを以て廣田外相は在京ソ聯邦大使に對し試案として北鐵價值は一億圓としソ聯邦人現業員の退職金は滿洲國側負擔として解決方勸告した。ソ側は之に對し價格を二千萬圓減額して一億七千萬圓となすべき事を申出たが尙滿ソ間價格に大なる開きあり交渉進捗の見込付かざりしを以て七月二十三日廣田外相よりソ聯邦大使に對し日滿ソ三國間國交の大局に着眼し問題の圓滿解決を期する爲め仲介者として公正妥當と信ずる値段を提議すべしとて價格一億二千萬圓、ソ聯邦人現業員の退職金は別に滿洲國側負擔とするの案を提示しこれと同時に鐵道讓受に關する其の他の主要條件に付滿洲國側の主張を傳達した

露側仲介案拒絶

然るにソ聯邦政府は七月三十日右仲介案を拒絶し對案として従前の提示價格より僅に一千萬圓を讓歩した一億六千萬圓案（ソ側從業員退職金は別に滿洲國負擔）を提示すると共に右價格の支拂條件中現金支拂に付いはゆるゴールド・クローズを設け商品による支拂に付商品の價格を讓渡協定と同時に決定すべし等の新たな條件をも付加し來つた

於是廣田外相はソ側の慎重再考を求めたが八月十日ソ側は再度これを拒絶したるにより同外相はこの上は滿ソ直接會商して妥決の道を講ずべき旨勸告した

次で滿洲國大橋代表は八月十三日ソ聯邦大使を訪問し滿洲國政府は本件を圓滿に解決せむとする廣田外相の誠意に鑑み難きを忍んでその仲介案を受諾せ

むとする旨を述べると共にソ側においても受諾方可然旨勸告したが同大使は滿洲國側より値上げの申出なき限り直接交渉を行ふ意思なしと述べたるを以て大橋代表はソ側の深甚なる反省を求むると共にこの儘にては自分の滯京も無用なるに付東京を引揚ぐべく尤も右は交渉を決裂せしめんとする趣旨にあらざる旨を述べて引取つた趣である。斯くて同代表は退京したが丁首席代表は依然東京に在る。

荒唐無稽の懸値

北滿鐵道讓渡交渉の経過は敘上の如く帝國政府は調停者として常に誠意を披瀝し本件交渉の成立に多大の努力を傾倒せる次第であるがソ聯邦政府は近來廣田外相仲介案を目して最後通牒的なりとし、又近時北鐵東部線上に頻發せる列車被害事件に伴ふ檢査を以て何等か讓渡交渉と關聯ある旨宣傳し居る處帝國外務大臣は北鐵交渉に於ける仲介者たるに止まるを以て最後通牒案を提出するの地位に在らざる事は同外相よりソ聯邦代表に特に説明を加へて置いた譯であつてソ聯邦が前記仲介案を拒絶したるに對しては同外相は滿ソ間直接交渉を勸告したに過ぎない。若し夫れ列車被害事件の檢査に至つては本年二三月以來頻發せる軍用列車顛覆の陰謀に對する同直事件にして何等本件交渉に關係なきことは極めて明白である。尙ソ側は頻りにその讓渡大なりしを説示するもソ側當初の提案たる二億五千萬金留(邦貨六億二千五百萬圓)又は二億金留(邦貨五億圓)は本年二月以來ソ側の中出でたる讓渡價格(邦貨二億圓乃至一億六千萬圓)に對比しその如何に荒唐無稽なる懸値に外ならざりしかを告白するに過ぎない。抑々ソ聯邦の北滿鐵道讓渡提議に對しては同政府の眞意如何に付巷間種々の觀測が行はれた。曰くソ聯邦は現に平和交渉を裝ふと雖も反面帝國が近く國際「危局」に遭逢することあるべきを想定してその際迄交渉の遷延を策せんとするものである。從て假令北鐵價格に付意見の一致を見るもソ側がその他の讓渡條件に付審議遷延を策するにおいては交渉は動くとも今年冬期迄持越すを得やう若しソ聯邦の眞意果して斯の如しとせば帝國政府において如何に斡旋に奔命すると雖も右は畢竟徒勞に歸すべきのみならず事態は極めて重大なりと云はざるを得ない。

交渉決裂に非ず

帝國政府はこれ等觀測の間に處して専ら極東平和を提唱するソ聯邦政府の誠意に信倚し、波瀾重疊の裡努めて當事國間の意見接近を計り以て漸く前記の程度に交渉段階に到達した次第であるが、本交渉が果して一部論者の豫測するが如き不幸なる結果に了るべきや否やは結局之を事實に依り證明するの外はない。帝國政府は今尙本件交渉の圓滿妥當なる解決を希望するものにして他面滿洲國政府はソ聯邦側に對し總計一億五千萬圓に達する巨額負擔を爲すべき旨を明かにして北滿鐵道の根本的解決を平和交渉に依り遂行するの意思あることを實證した。由來北鐵交渉の根本目的は鐵道の讓渡に依つて現場に於ける紛議を除去して日、滿、ソ三國關係の平和的發展を期するにあつて隨時發生する現場の紛議を理由として交渉を遷延せしめむとするに於ては交渉は遂に妥結の時はないであらう。若し夫れソ聯邦政府にして眞に讓渡の意思を有し且つ成るべく速かに之を實行するの希望あるに於ては必ずや之に對應する適當の意思表示があるべきである。

【註】「妥協の餘地あり」北鐵讓渡交渉は讓渡價格において露國側一億六千萬圓、滿洲國一億二千萬圓で外に退職手當滿洲國側負擔三千万圓あり、結局四千万圓の開きはありますが、露國側は右一億六千萬圓を以て最後案にあらず尙讓歩再考すべき餘地ありとしてゐることは注目される。しかも讓渡條件として露國側が内諾してゐるのは

- 一、交渉成立と共に北鐵の所有權を滿洲國側に讓渡すること
- 二、支拂方法は價格の三分の二を物資、殘餘の三分の一を現金支拂とするが、この現金支拂のうち半額は即時支拂、殘りの半額は三年間に分割支拂とする
- 三、露國側従業員は交渉成立後六ヶ月間に全部解職するが退職手當は即時支拂とせず三ヶ年間に支拂ふこと

四、北鐵貸借對照表に掲げられざる債權債務は露國側においてこれを引繼ぐこと
の諸點であつて滿洲國の提議を大部分受諾してゐる。

廣田外相外交工作に大努力

大田大使日露諸懸案に重大進言

大田駐露大使は十二月十二日外務省に廣田外相を訪問

- 一、北鐵讓渡交渉に關するモスコフ政府の態度
 - 一、ルーブル換算率交渉の経過
 - 一、日滿露三國國境共同委員會設置問題
 - 一、國境非武裝地帯設定問題
 - 一、漁業條約改訂問題
 - 一、日露通商關係改善問題
- 等の諸懸案に對するモスコフ政府の方針並に自己の見解につき重要報告をなすと共に第二次五ヶ年計畫の實情その他最近の露國事情につき説明を加へ、外相に重要進言をなし更に進退問題に關しても外相と懇談を遂げたが外相は同大使の歸任を希望し、滯京中に國內各方面の意向をも十分聽取し現地における對露外交工作の遂行に遺憾なきを期せられたる旨を述べて會談を終つた。

北鐵交渉我政府直接保證

廣田外相大讓歩案提示

廣田外相は十二月十日午後二時十五分駐日露國大使ユレニエフ氏を外務省に招き北鐵交渉における諸懸案中もつとも難關とされてゐた保證問題及び支拂物資の價格裁定方法に關する日本側の最後の讓歩案を通告して露國側の速かなる回答を希望し次いで退職手當、付屬營造物引渡等に關する懸案を協議しこれ等は露國政府よりの回答未着のため何等まともなく同大使は午後五時辭去した、尙ほ外相の提示したる最後案の内容は次の通りである。

提案の内容

- 一、保證問題についてはこの際代金支拂に關する協定を滿洲國が完全に履行することを日本政府が保證することとし右の旨を公文書の形式によつて日本政府より露國政府に通告する
- 二、鐵道代金中物資を以て支拂ふ分の物資價格に關する裁定は日本國一名、滿洲國一名、露國二名より成る調停委員會を豫め設置し、右委員會にて未決の場合には日本の商人取扱のものは日本政府と露國政府、滿洲國商人取扱のものは滿洲國政府と露國政府間の外交的交渉に移す

我が提案に對する露國代案

北鐵交渉露政府回答

ユレニエフ露國大使は十二月二十一日午後二時外務省に廣田外相を訪問し、北鐵讓渡に關し同月十一日提示された支拂保證並に物資支拂方法に關する外相試案に對するモスコ政府の代案を提示すると共に、未解決の讓渡條に件關し六時迄四時間に亘つて重要折衝をとげた、先づ當日の會談においてユ大使は支拂保證問題につき露國側の代案として

一、銀行の支拂方法を確實にして日本政府が保障すること但し日本政府の保障といふ意味は日本政府が滿洲國に代つて支拂ふといふ意味を含まず又物資價格に關する裁定については

一、日本一名、滿洲國一名、露國二名より成る調停委員を設置し、調停せしむる外相試案には同意するが、右調停委員會において物資價格の決定を見るざる場合には、日滿露三國間の外交交渉によらず三國以外の第三國による仲裁に一任すること

の代案を提示した、これに對し外相は支拂保證に關する露國側代案については詳細研究の上回答するが、價格裁定に關する提案について第三國の仲裁に一任する點は斷じて同意出来ぬ旨を言明した、ユ大使は

一、物資支拂に關する契約が成立せぬ場合、現金支拂を要求するといふ從來の提案を改めかゝる場合においては物資支拂期間の三年を延長して日本商品の購入をはかること

一、引繼財産の中から學校二個を露國側に譲渡する要求はこれを一個に讓歩する尙圖書の選定方法についても意見の一致を見た。

七 北鐵讓渡交渉益々進捗

「第二次交渉」北鐵讓渡の細目條件に關する東郷カズロフスキー第二次折衝は十二月二十六日午後二時から三時間半に亘つて外務省で續行せられ、主として保證問題、價格裁定問題を中心に交渉が進められ細目においては若干の進捗を見たが露國側が依然その前説を固執して譲らないため問題の根幹においては何等歩み寄りの點なく引續き二十七日午後二時から第三次折衝を行ふこととして同五時半カズロフスキー代表は辭去した、而して

一、保證問題 關しては露國側の要求は當日の會見においても依然明確を缺いてゐるが滿洲國の現金支拂に關し、滿洲國の公債を引受けて同國に對してクレデットを設定する日本銀行團の支拂ひを確實ならしめるためこれを日本政府において明確に保證されたし

との從來の要求につき當日の折衝においては特にこれが具體的方法として漠然と

日本銀行團が自働的に支拂ふべき方法を講ぜられたし

と提議して來たがその意義明確を欠き然も實際において到底實行し難き案であるので、東郷歐亞局長は不可能なる提案としてこれを拒絶した

一、價格裁定 カズロフスキー代表は前回の提案を繰り返し購入價格につき意見不一致の場合は第三國の仲裁に俟つべきことを主張したが滿洲國側としてはかくの如き提案に對しては絶対に應じ難き旨を説明、露國側提案の撤回方を要求した

尙當日の折衝において東郷歐亞局長は讓渡交渉遲延の原因が露國側が瑣末な交渉に至るまで一々本國の訓令を仰ぐ折衝態度にあつた事を述べ交渉を一刻も早く圓滿なる成立に達せしむるため今後努めて適切なる手段を執つて折衝を進められたし旨切望し露國側の態度に反省を求めた。

「第三次交渉」北鐵讓渡の細目條件に關する東郷カズロフスキー第三次折衝は同月廿七日午後三時から約七時間半の長きに亘り外務省に於て行はれ未解決の保證問題、價格裁定問題、退職手當支拂方法等總ての懸案事項につき突き込んだ折衝が行はれた結果若干の進捗を見、難件の保證問題につきても具體的方法につき大部分意見の接近を見るに至つた。尙爾餘の懸案については依然露國側の主張に聞きが、東郷局長から滿洲國側として絶対に應諾し得ざる諸點を明確に指摘して反省を求めた。これに對しカズロフスキー代表は當日の折衝の結果の總てを直にモスコ政府に講調してこれが回調を

求めることを約し年内に今一應の折衝を行ひたし旨希望したので、東郷局長はこれを快諾し、カズロフスキー代表は辭去した、當日の折衝の主な内容は左の通りである

一、保證問題 去る十日の廣田外相の提案たる日本政府の保證を應諾するとの原則の下に兩氏間で研究の結果、大部分意見の接近を見るに至つた

一、價格裁定 露國側は仲裁調停委員會に依然第三國の加入を求めたが滿洲國としては絶対に不可能なることを強調したのでモスコ政府の再考慮を求めることゝなつた

一、退職手當 支拂時期については露國側は從來の主張たる即時支拂を幾分改めて或る部分の支拂についても即時支拂を撤回して一年後支拂ひを新提案したが、滿洲國側は向依然三年支拂を固執した。只ある部分の支拂ひに關してのみ二年支拂ひを認めたと、この點尙兩國間の主張に聞きがある。尙支拂方法についてはその他にも未解決の難件があるが、この點露國側代表部から更に本國政府の再考を求めたことを約した

一、引繼時期 露國側は即時支拂を固執したので、滿洲國側においては從來の主張たる調印後一年引繼を改め調印と同時に引繼を應諾した

右の如く長時間に亘つて行はれた東郷、カズロフスキー會談において露國側は多少の讓歩を見せ、日本側からも交渉促進策として未解決の問題に對し新試案が提示されその結果カズロフスキー代表は同夜モスコ政府の講調を仰ぐに至つたが同代表は大體二十九日中にモスコより回調に接し得る見込であるから三十日に更に會談を繼續したし旨を東郷局長に申入れたので同局長も三十日午前中外務省において會談すべきことを諾した

「第四次交渉」昭和九年十二月二十七日第三次折衝の結果に對する露國政府の回調を齎してカズロフスキー氏は三十日午後六時東郷歐亞局長を外務省に訪ねて第四次細目折衝を遂げたが露國側においては細目交渉中最難關とされてゐた保證問題に對して既に大部分の意見の接近を見、たゞ價格裁定問題、退職資金支拂問題に對して兩國の主張にやゝ開きが認められるに過ぎず讓渡交渉は次第に大詰に近づいて來た感がある、従つて今次露國政府の回答は交渉を年内に纏めしむるか或は成立を越年せしむるかにつき重大なる關係があるので頗る注目されてゐた。果して當日の會談においては折衝四時間半の長きに亘つて交渉の結果、露國側が從來もつとも執拗に主張してゐた保證問題並に價格裁定問題に對しその従前の主張を撤回し、去る十日の廣田外相提案を大體において受諾、即ち保證問題に就いては日本政府の現實の支拂保證を要求せず、ただ日本政府が滿洲國との協定を完全に履行すべきことを文書を以て保證すべきことを承諾、更に價格裁定問題に對しては未決定の場合における第三國の加入による調停を撤回し、その具體的方法については今後多少の折衝を行ふことに決定した。従つて當日の折衝においては尙殘された未解決の懸案は退職手當の支拂に關する計算方法並に支拂の時期の問題のみとなつたがこの點露國代表部より更に本國政府に講調の上明春早々二日乃至三日の間にその回答を齎して尙一、二回東郷、カズロフスキー間に對して折衝の上、讓渡交渉全部にわたる折衝を重ねることに完全に交渉を終了し、日、滿、露三國間の國交調整に重要な第一歩を印し得る運びに到達した。

「第五次交渉」右の如く十二月三十日北鐵讓渡に關する東郷カズロフスキー會談は、昭和十年一月三日モスコよりの回調が到着したので同日午後六時から外務省歐亞局長室において新年初の會談を繼續懸案の保證問題、價格裁定問題、退職手當支拂問題に關し約七時間に亘り折衝をとり四日午前零時四十分右會談を終つた。當日の會談で露國側は保證問題では前同始ど意見の一致を見てゐたが同夜の會談で完全に廣田外相試案を承諾し、右に關する協定案文も調整され、又價格裁定、退職手當問題においても多少の讓歩を示し漸次交渉の成立に近づいて來た、即ち

一、保證問題については前同意見が一致した日本銀行團の支拂保證を撤回し、日本政府が滿洲國との協定を完全に履行すべきことを公文を以て露國政府に通過することに關する協定案文が調整された

一、價格裁定については外相試案の如く決定し第三國による國際仲裁の要求はこれを撤回した。併し露國側は契約の履行に關する場合において義務的ではないが國際仲裁裁項を挿入する希望を申入れたが東郷局長はこれを拒絶しその再考を促した

一、退職手當支拂問題では退職手當の支拂を積立金の支拂とに區別し、積立金については調印と同時に支拂ふが恩給年金の支拂につい

ては露國側は、支拂期間一年半の要求を外相試案の如く二年間となすことに同意したが、その計算方法については意見の一致を見なかつた。尙大回の會議は日露双方において更に考慮の上數日後にこれを行ふことを約し會議を終つた。尙東郷局長は當日の會議後、隣室にて會議を終るを待つてゐた大橋滿洲國代表、西歐亞一課長に對し會議の経過を報告、今後の折衝につき種々打合せをとげた。

【第六次交渉】北鐵讓渡に關しモスコ政府の回訓が到着したので露代表カズロフスキー氏は同月十七日午後四時から外務省において東郷歐亞局長と會議約二時間に互り折衝をとげたが當日の會議においてカズロフスキー代表は未解決の點につきこれを撤回し更に代案を提示した。

八 北滿鐵道讓渡交渉成立

廣田外相の努力燦たり

【第七次交渉】北鐵讓渡細目に關する昭和十年一月二十一日の東郷、カズロフスキー會議は午後七時から翌二十二日午前二時まで七時間に互り未解決の細目につき折衝をとげた結果

- 一、日本商人と露國通商代表部との契約履行に關し國際仲裁裁判條項を日本政府が勸奨することは、露國側において撤回すること
 - 一、滿洲國と銀行團との契約に當り露國通商代表部に相談すべしとなす露國側の提議はこれを撤回すること
 - 一、領事館の建物、敷地に對し露國側は所有權を主張してゐたがこの主張を撤回し滿洲國側の主張通り領事館としての目的に使用するに限り無償無期限に貸與すること
 - 一、恩給年金の計算方法は、滿洲國の主張通りこれを簡單にすること並に従業員に對する年金の後拂ひは二年四期とすること、但しこの點については露國側においてモスコ政府の追認を求むること
 - 一、露國側において病院一個については露國側の主張を認むるも滿洲國側と協議の上正式回答をなすこと
- に意見の一致を見、滿露兩國政府の正式承認を得たる後更に形式的に最後の東郷、カズロフスキー會議をとげ直に協定案文の起草に着手すべきことを申合せ散會した。

北滿鐵道讓渡協定案大綱

北滿鐵道讓渡に關する滿露兩國の協定成立に基き兩國は今後直に協定案文の作成に移るはずであるが協定案の内容は左の通りである

- 【賣却の對象】 北滿鐵道（舊東支鐵道）及び之れに付屬する一切の財産
- 一、（イ）鐵道總延長一、七二六キロ滿洲里—ボクラニチナヤ—新京間の本線（ロ）二、五四四キロ九業務用線（ハ）二、五六七キロ電信線並に電話給水設備
- 一、鐵道に屬する機關車及び貨車
- 一、その他各種工場、森林利権一切の財産
- 【讓渡價格】 一億四千萬圓及びソ聯從業員退職資金約三千万圓
- 【讓渡條件】 右支拂は現金及び物資を以てなす、而して讓渡價格の三分の一は現金三分の二は物資を以て支拂ふ支拂期間は何れも三ヶ年とす
- 【現金支拂方法】 現金支拂は讓渡價格一億四千萬圓の三分の一にしてその期間は三ヶ年とす、但し現金支拂の半額は調印と同時に即時支拂となし殘額を

三ヶ年支拂とす

一、支拂の單位たる日本紙幣圓に對しては爲替相場の変動を顧慮し、スキスフランに對し八パーセント及びこれ以上變動する場合はこれに應じて上下し同比價を決定することとす

一、即時支拂をなした殘額に對して年三分の利子を支拂ふものとす

【物資支拂方法】 支拂期間一三ヶ年、支拂品目に關しソ聯は支拂と同時にその目録を提示する筈であるがソ聯は米、生糸、絹織物、小船舶、電氣機械及び器具、漁網、銅、茶、滿洲大豆小豆を望み右物資は調印後六ヶ月以内に購入契約をなす、但しソ聯は武器は買はぬことを言明した

【支拂保證】 現金並に物資支拂に關しては滿洲國が完全に支拂を履行する事を日本政府が保證する。然して右の旨を公文書の形式によつて日本政府よりソ聯に通告する

【物資價格裁定方法】 物資價格に關する裁定は日本國一名、滿洲國一名、露國二名より成る調停委員會で裁定、未決定の場合は日本商人投ひは日本政府と露國政府、滿洲國人投ひは滿洲國政府と露國政府の外交交渉に移す

【鐵道引繼及び他種運輸方法】

一、引繼財産 引繼財産の客體を明瞭ならしめるため最近の貸借對照表を作成することとしハルビンにて右作成中

一、ソ聯が所有する財産 ソ聯總領事館、領事館員合宿所在留ソ聯人のための圖書館の圖書、病院一、學校一校

一、ウ、ソ兩線驛との連絡 北鐵は滿洲里ボクラニチナヤ兩驛に於てソ聯のシベリア、並にウスリー兩線驛と連絡することとし右については交渉成立後協定を結ぶこと

【引繼の時期】 調印と同時に一切の權利を引繼ぐこと

【解雇退職金支拂方法】 （イ）解雇方法 三ヶ月の豫告期間を設け、二ヶ月の猶豫期間を與へ以てソ聯領内に引揚げること（ロ）退職資金の支拂は露國政府府あて政府とし個人支拂をなさず（ハ）退職從業員は北鐵現行規定に基き會計決算を遂げ且つ家族並に資産一切は露滿國境まで無貨運搬の權利を認む

（ニ）退職資金支拂中積立金の支拂は調印と同時に、恩給年金の支拂期間は二ヶ年とす

【三國委員】 北鐵讓渡協定案起草委員會は昭和十年一月二十一日夜の會議の結果、近く外務省において案文の調整にとりかかることに決定したが、三國委員の顔觸れは左の通りである

日本側 西歐亞局第一課長

滿洲國 大橋外交部次長

露國側 カズロフスキー代表

尙右の案文起草委員會の作成すべき協定案文は英語一本を以てすることに決定した

九 北滿鐵道調印完了

調印式の光景

極東平和に一新紀元を劃する北滿鐵道讓渡協定は、前記の如く一月十一日の假調印を以て事實上成立を遂げ、茲に帝政露國四十年に及ぶ極東侵略政策の殘骸も雲散霧消し、新興滿洲國の國際的地位を躍進せしむると共に日滿蘇三國の平和關係確立に一礎石を据ふるに至つたが、この極東外交史に輝かしき一頁を飾る正式調印式は一月十三日午前九時半より麴町三年町の外相官邸階下大廣間において

◇日本側 廣田外相、重光次官、來栖通商、東郷歐亞、桑島東亞、天羽情報、栗山條約各局部長、寺島文書、西歐亞局第一、柳井東亞局第三、佐藤情報部第一、小林條約局第一、宮川調査部第三各課長、岸秘書官、原田通譯官並に陸軍省軍務局原中佐

◇滿洲國側 駐日公使丁士源、大橋外交部次長、北鐵參事烏澤聲の三全權委員、原、于靜遠兩參事官、星野財政部總務司長、杉原理事官、岡野、森南事務官、孫秘書官、金譯官

◇蘇聯邦側 駐日大使ユレネフ、極東部長カズロフスキー、北鐵副理事長クズネツオフの三全權委員、ドイツト參事官、ゼレズニヤコフ、アスコフ兩一等書記官、ジョルバ二等書記官、ギンツエ三等書記官、通商代表コチエトフ、同副代表プロトキン、通商代表部員ネラコフ

の諸氏約四十名列席の下に、嚴肅に舉行せられた、即ち劈頭、日本側廣田外相、滿洲國側丁士源公使、大橋次長、烏澤聲、蘇聯邦側ユレネフ大使、カズロフスキー、クズネツオフの各全權委員は、互に全權委任狀を示してその妥當なることを認めたる後、先づ北鐵讓源に關する基本協定に對し午前十時十五分滿蘇兩國代表それぞれ調印をなし次で右協定に基いて支拂ふべき第一回分現金(二千三百三十萬圓)の小切手並に滿洲國國庫證書を丁公使よりユレネフ大使に手交した、それより更に滿蘇兩國最終議定書、日滿蘇三國議定書につきそれぞれ調印をなし、續いて支拂保障に關し日蘇並に日滿間に公文の交換を行つた、時に午前十時卅二分、かくて、讓渡協定の手續を終るや廣田外相は起つて滿蘇兩國の互讓友好の精神を讃へ、日滿蘇三國今後の平和親善關係を祝福する挨拶を述べる、かくてこれが滿蘇兩國語への通譯が了ればユレネフ大使並に丁公使共々廣田外相の熱烈なる斡旋努力を感謝して祝賀の言葉述べ、和氣満々たる裸にシャンパンを抜いて乾杯し、同十一時半、折衝を重ねること一年九ヶ月の長きに及んだ北鐵交渉も、内田、廣田の二代に亘る帝國政府の斡旋功を奏し、こゝに芽出度く大團圓の幕を下した。

第十章 行政機構の改善

第一節 新内閣陣容整備

一 内閣書記官長任命

豫て急性肺炎で入院加療中だった河田内閣書記官長は十月十八日辭表を提出したので岡田首相は廿日午前九時二十分協議會常務理事吉田茂氏を首相官邸に招き後藤内相も列席し内閣書記官長就任方を交渉の結果吉田氏はこれを受諾し種々懇談を遂げ九時四分辭去した。仍つて政府は直ちに持廻り閣議に諮り上奏御裁可を経て即日左の如く發令を見た。

任内閣書記官長(一等)

特に親任官の待遇を賜ふ

從四位勳三等

吉田 茂

内閣書記官長

河田 烈

依願免本官

二 拓務大臣に兒玉伯を起用す

岡田内閣は、其の拓務大臣を岡田首相の兼任としてゐたが、在滿機關の問題も解決を見たので、専任大臣を置くこととなり、世上では民政黨の川崎卓吉氏などの呼聲もあつたが岡田首相は貴族院議員兒玉秀雄伯を拓務大臣に推すことに決したので十月二十五日午前八時卅五分同伯を首相官邸に招致し正式に拓相就任方を交渉したところ同伯も直に受諾し九時辭去した。よつて岡田首相は午前九時四十五分宮中に參内、天皇陛下に拜謁仰付られ先づ拓務大臣兼攝の辭表を捧呈し次でその後任として兒玉伯を内奏御裁可を仰ぎ一旦御前を退下した。かくして十時四十五分親任式が取り行はせらるゝことになり、兒玉伯は燕尾服に勳一等旭日大綬章を佩用し定刻前參内し、天皇陛下には十時四十五分鳳凰間に出御、岡田首相待立の上親任式を行はせられ、兒玉伯に對し親任の勅語を賜ひ首相より左記官記を授け式を終り 陛下には入御あらせられ首相、拓相を退下した。

任拓務大臣

從二位勳一等伯爵

兒玉 秀雄

依願免兼官

改革善後處置圓滿解決せん

兒玉新拓相談

兒玉新拓相は親任式終了後左の如く語つた
過去において植民地行政に多少の経験があつたとしてもそれは一切空にして全く白紙で新時代に適應する拓務行政に對し一年生の氣持でイロハから勉

強するつもりである。拓務省として差當つての問題は在滿機關改革の實施に伴ふ善後處置であるがこの問題は面倒な問題には違ひない、どちらも國家的觀念からの論争であつただけに政府の眞意が明瞭に納得され、ばおのづから國家的見地に立つて圓滿に解決出来るものと思つてゐるその外には外地米の統制等の問題もあるがこれは關係各省の大臣ともよく話し合つて問題を處理して行きたいと考へてゐる

各方面の新拓相評

貴族院側評

兒玉伯の拓相起用は適任ではあるが、之によつて研究会との關係は好轉もせねば惡轉もせず別段の變化はあるまい。従つて先般の在滿機關改革問題付隨した官紀紊亂問題に對する貴院の惡氣流は依然たるもので臨時議會で當時の兼攝拓相であつた岡田首相に對し相當深刻な質問が行はれるであらう

若宮政友會幹事長評

問題終了後の專任は無意味

民政黨側評

新拓務大臣兒玉伯は教養もあり温厚篤實の紳士でいづれば拓務大臣たるべき人と思つてゐた。しかし政府は拓務大臣としてもつとも重要な問題が起つてゐた當時專任を置かず問題終了後に始めて專任拓相を置くといふことでは全然意味をなさぬのみならず國家の機關を弄ぶものだといはれても仕方あるまい

對貴院策としては成功

加藤國民同盟幹事長談

今回の兒玉伯の拓相就任は岡田内閣の補強工作とはならない同伯の拓相就任によつて政府對貴族院關係が俄かに好轉し貴族院の形勢が政府に有利に展開するとも期待されないのであらう。要するに平凡なる人事行政といふほかはないだらう

三 拓務政務次官參與官も決定

田中、手代木の拓務政務官は豫て在滿機關問題に絡む紛擾の責を負ひ辭表を提出中であつたが政府はその辭意頗る鞏固なるものあるたあ遂にその後任を民政黨より物色することに方針を決し、十一月廿三日岡田首相はその人選方を町田商相に依頼した。よつて町田商相はこの旨若槻總裁に傳へるとも民政黨側では廿四日日本部に首腦部會議を開き協議した結果、拓務政務次官に櫻井兵五郎氏、同參與官に佐藤正氏を推薦するに決定し直ちにこの旨大藏幹事長から若槻總裁に報告し總裁は町田商相を通じて岡田首相に傳達することとなつた。よつて政府は二十六日の閣議に於てこれを正式決定の上御裁可を仰ぎ左の如く發令した

正五位勳三等

櫻井兵五郎

任拓務政務次官(一等)

佐藤正

任拓務參與官(二等)

拓務政務次官 田中武雄
拓務參與官 手代木隆吉

依願免本官(各通)

四 警視總監更迭

豫而後藤内相に辭意を表明してゐた藤沼警視總監は十月二十五日夕刻後藤内相に正式辭表を提出したので、内相はこれを受理する事とし、警視總監の更迭につき二十六日の閣議に付議決定次の如く發令してその就任を見るに至つた

福岡縣知事

小栗一雄

任警視總監(一等)

警視總監 藤沼庄平

依願免本官

五 高橋是清翁藏相に再出馬

(イ) 藤井藏相病氣の爲め辭す

藤井藏相は藏相就任以來激務に忙殺され、而も十一月に入つては昭和十一年度豫算編成に一方ならぬ苦勞を重ね十一月二十二日早晩に互る豫算閣議においても首相官邸の寢室に横はりながら折衝を遂げた位であつたが、この過勞の結果はその後の容體を一層惡化せしめた、されば同月廿七日よりの臨時議會召集を前に控へた廿六日には病勢よろしからず主治醫をはじめ大藏省首腦部も詰り看護中でその容體は頗る憂慮せらるゝに至つた。今や藏相は臨時議會の出席も不可能となつた政府も議會直前における藏相の容體には少からず心配し津島次官をして午後三時四十分首相まで辭意を表明するに至つた尙ほ津島次官は藤井藏相の容體につき午後三時左の如く辭表した

「藏相の容體」總體に非常な激務で疲勞がはげしい、病名は慢性氣管枝カタル、肺氣腫、側鼻孔蓋膿症の三つの病氣が一緒に起つてゐる平熱だが非常な疲勞が甚しいので脈搏は九十まで上つてゐる、呼吸は二十五食事や睡眠には異状はないがもう一度明日の容體を見た上でないと議會に出られるか出られないかといふ決断は明日診察の結果でないとはいへない

藤井藏相の病勢は前記の如く次第に惡化し臨時議會出席不可能となり遂に岡田首相に辭表を傳達せしめたので岡田首相も臨時議會を目前に控へて藏相の辭職を見るは頗る遺憾とせしも藏相の病狀が到底その職を執ること能はざる以上政治的には對臨時議會策の上からも速にこれを決定せねばならず又財界經濟界に及ぼす影響に鑑みても未決定の儘に置くこと能はざるを痛感し一日も早く解決せねばならぬとの見地より首相は同日午後四時十分藤井藏相の推薦者たる高橋前藏相を私邸に訪問して後任藏相問題で懇談した。即ち岡田首相は

藤井藏相が今日辭職を見たのは遺憾であるが病狀より見てやむを得ない。然し現下の政情並に經濟界の情勢より見るに貴下の出馬を仰ぐの外はないから曲げて承諾してもらひたい

と内外の情勢を説明して國家のため極力出馬を懇請した。これに對し高橋翁は臨時議會も迫つてゐるし、又臨時議會は救済を主眼としたもので別段大した問題もないから他の方法によつて處理して行つたらよからうといふ意味であくまで固辭して肯かない。首相は尙も高橋翁の蹶起を慫慂したが高橋翁は何も自分が出ないでも閣僚中で兼攝してもよからうといふ意向をもつて固辭したので首相は兎に角考慮して頂きたいとの挨拶を發して會見を終り午後五時辭去した。

何も言へぬ

高橋前藏相談

岡田首相は高橋翁に對し藏相就任を懇情して辭去したが高橋翁は次の如く語つた。岡田總理が來られたのは藤井藏相が病氣が悪いといふのでその報告に來られたのだ。藤井君が辭すとか辭さぬとか、そんな話は何も聞いてゐない。後任問題の相談があつたかといふのか、そんなことは總理に聞いてくれ、自分の口から何もいへない。我輩に交渉があつたかといふのか、そんなことは我輩は全然知らない。萬事總理に聞いてくれ、我輩は何もいへないし、又知らない。

お互に考へる

岡田首相談

岡田首相は高橋翁を訪問官邸に歸つたが、會見に就いて次の如く語つた。藤井藏相の御容體が悪く差迫つた臨時議會出席は全く困難の様であるからやむなくその善後處置につき高橋翁を訪問相談したのだ。高橋翁もこれは中々難しい問題だから互に一晚よく考へようといふことで別れた。兼攝とか何とかの小刀細工は僕は好きでない。

(口) 高橋翁藏相就任

岡田首相の懇情を諾す

藏相後任問題に關し岡田首相は他迄前藏相高橋翁の出馬を懇請することに決し前記の如く高橋翁を訪問して懇請これつとめた結果考慮すること、なつてその會見を終り二十七日は高橋翁の回答を得るため午前九時四十分翁を赤坂表町の私邸に訪問したが高橋翁は老軀その任に堪へずとして再應固辭した。而し首相の熱心なる懇請に對して高橋翁も已むを得ずとして遂に藏相就任を受諾するに至つたので首相も非常に満足し謝意を表して會見十分餘にして辭去、首相は官邸に歸り閣議出席のため來邸の床次、町田兩長老にまづ交渉頭末を報告しその諒解を求め更に閣議に臨んで此旨を報告して閣僚の諒解を求めた。よつて岡田首相は午後一時廿五分官中中參内、天皇陛下に拜謁仰付けられ藏相更迭の件を上奏御裁可を仰ぎ御前を退下同三時半官中に於て首相待立の下に左の通り親任式を執行せられた。

任大藏大臣

依願免本官

從二位勳一等

大藏大臣

高橋是清

藤井眞信

前藏相の政策踏襲

高橋新藏相談

八度大臣に就任した高橋新藏相は十一月二十七日午後永町田藏相官邸において時局につき左の如く語つた。臨時議會に提出する災害豫算も通常議會に提出すべき明年度豫算も今から手を入れることも出来まいからあのまゝ踏襲する、増税案もそのまゝやるよ

り外仕方もあるまい、あれは印刷のことであつて變へるといふことは技術上からも難かしいからネ、この議會の演説はあのまゝともゆくまいからよく見てからしよう

今度私が就任するについてはなにも岡田首相との間に條件らしいものはない、どちらからもそんなことはいはない、みんな任せたま、首相と長く話をしてゐるといふ／＼な噂を立てられるので長くかからないやうにしてみました。前の齋藤君にしてもいまの岡田君にしても憲政を常道に復するやうにしたいとの希望はもつてゐるのだ、それになんだ私を政友會が除名するのだからそんなことは向うの勝手だが私から籍をとるなんてことはしない、そんなことは出来るもんぢやアない、一體私のことをかれこれいふ人は私が護憲内閣當時立候補を決定した際出した聲明書を忘れてゐる、それには何と書いてある。いゝか「我輩は前線に立つて討死する積りだ、諸君はこの我輩屍を越えて行け、我輩は陣笠になつたのだ」といつたのだ。

政友會は床次も除名した、その理由は岡田内閣に入つたからだといふさうだ。然し岡田は憲政常道のため働いてゐるのを知らないか、私だつて齋藤内閣には政友會に相談せずに入つたが何ともなかつた。向うが勝手にきめるのは、こちらでどうにもならぬことだが、實際政友會ももつと眞面目に考へなければならぬ、そも／＼護憲のときの聲明はつまり憲法政治擁護から出發してゐるのだ、よく國家のことを考へたらそんなことはいはれまい、政黨も看板ばかりではだめだ、日本の政治の將來のことをよく考へることが大事だ、政黨といふ名ばかりではいかぬ。誰か私の所に除名の通告に來るつて——誰が來られるものか、眞面目になつて貰ひたい。

議會でどうするかこまかなところは二十八日の閣議があるさうだからそのとき皆なと相談をしてきめる積りだ、特殊銀行や大藏省の人事を異動するなんてことは今のところ全然考へてゐない。

私の健康についてはい／＼心配してもらつてゐるが此前の議會に十三貫目に減つたこの身體が今は十五貫三百匁になつた、胃腸の工合もよくなつたが旅行や宴會はまだ難かしい。これは困つたものだがどうにもならぬので出来るだけのことをしてお盡しする積りだ。然し摺餅はやめたよ、ホルモンの注射もやめた譯ではないが身體の調子がよかつたのでこの一ヶ月程忘れてゐた。今度また重職についたので醫者が心配してやつてくるだらう。

(ハ) 翁の出馬と政界、財界、各方面の期待

藤井藏相の辭任に伴ひ高橋是清翁の出馬となつたが、今政界財界各方面の總評を見るに

園公高橋翁の出馬を悦ぶ

貴族院各派の好感

西園寺公、牧野内府などの元老重臣は岡田内閣成立以來その施政が事毎に拙劣で、半歳に滿たずして早くも内閣末期特有の現象たる脆弱性を現してゐたので、心ひそかに補強工作の必要を痛感してゐた矢先、藤井藏相の病氣により衆望を擔ふ重臣の一人たる高橋是清翁が新藏相としてい／＼蹶起したので、この旨岡田首相の命により某高官が早速興津の老公に電話で報告するや老公は國家のため誠に慶賀にたへないと安心といふ形で非常な満悦であつたといふ。

社會的不安の一掃に力あり

高橋是清翁の藏相就任に對し貴族院の側觀測は大體次のやうである。我が國現下の情勢においては何よりも先に財界並に人心の不安を一掃することが第一要件である。この際に高橋翁の如く財政的手腕のみならずその人に對する社會的信賴のある人が藏相に就任したことはこの社會的不安を一掃するに誠に結構である。政府が高橋翁の出馬を懇請し得たことは大成功で對貴族院關係においてのみならず軍部並に政界各方面に好感を與へ岡田内閣として一大支柱を得たもので内閣の補強工作として大成功である。唯今後政府對政友會の關係が如何に展開して行くか、殘された問題であらう。即ち政友會は高橋翁に對しても床次、内田、山

崎各相等と同様除名し得るや否や、また對議會策並に對政府態度も從來の如き立場を以て進み得るや否や、或は政友會としては相當困難な立場に陥り、これが政民聯携運動にも關係して政治的的重大な影響を及ぼすに至るであらう。然しこれ等政界の紛糾は起るとしても政府としては臨時議會通常議會を乗り切ることには大なる確信を得たことであらう。

既定方針變らず

若宮政友會幹事長談

政友會と政府との關係は既に定つてゐるところであるから何人が後任蔵相に就任しようとも政友會の方針、態度は何等の影響を受けるものではない。政友會は既定方針に従つて努力するのみである。政府はまさか高橋氏の就任により政友會の方針、動向に變化を生ぜしめたいといふやうなことを考へてゐると思はないが、假りにさういふ意圖があるとしても政友會の方針は斷じて動くものではない。蓋し高橋氏も黨籍を離脱して政友會と絶縁せらるゝことは疑ひないと思ふ。

首相の手柄

大藏民政黨幹事長談

藤井蔵相が病氣のため辭職されたことはまことに氣の毒な次第である。藤井君は事務的才幹に勝れてゐるが政治的訓練に足らざるところがあり、實踐に乏しいとの批判を蒙つてゐた後を受けて高橋翁が出馬されたことは財界經濟界も喜んで迎へるだらう。重ねて老軀を擧げて重責に當られる新蔵相に敬意を表すると共にこれを引出したのは岡田首相の成功といへるだらう。

御老體御苦勞

加藤國盟幹事長談

高橋是清翁に蔵相の就任を承諾せしめたことは岡田首相の大成功で財界も歡迎氣分を持つてあらう。政友會の態度も若干の變化を來すであらうから政府には相當の補強工作となつた譯である。然し高橋蔵相は一般財界には非常に深い經驗を持つてゐるがこれに反し農村問題には理解薄き人である。従つて今日の如き疲弊困難に陥つてゐる農村に對し如何なる抱負を行はんとするか多少の不安がないでもない、一言にして言へばこの際御老體に御苦勞であるといふの外ない。

金融界は高橋財政復活を無條件禮讚

との大勢的意向となつてゐるからこれらの増税問題、五分利借換問題をはじめ今後は新蔵相の適宜の善處を希望するに意見一致してゐる隨つてインフレの續行と圓熟せる財經手腕による財界の安定とを期待し、産業界は金融界と同様に全幅の信頼を高橋財政によせてゐる。

自ら後始末の難局に當られたい

郷誠之助男談

高橋さんは流石に偉い、あの人は自我を忘れた真に國家を思ふ人で、至誠がなければ今度の蔵相就任引受け等は出來ないことである、あの人の實力と貫録をもつてすれば議會を切掛けたり既成の豫算によつて昭和十年の財政を視て行くことは易々たるものであらう。この點では何も高橋さんを煩はす程の問題でもなく、又その爲の出馬なれば少しも多とするには當らないが、然し更にその次に來るものは悪性インフレの必然的極頭と明後年度豫算の非常な編成難である、これは殆ど何人も巧く進み進み進めるものはない。私をしていへば高橋さんでも果して今日迄の如き手際でやつて行けるかどうか疑問であると思ふ、といふのは正直のところ高橋さんは今度で七度目の就任と思ふが、何時も積極的に仕事をすれば好い樂な時ばかり蔵相になつてゐて、其後始末の苦勞は何時も他人にやらせてゐるのである。今度の豫算が非常な編成難であつたといふ事もいはば藤井前蔵相が高橋さんの後始末の苦勞を引受けたと見てもよ

六 拓務次官更迭

さきに在滿機關改革問題紛糾の際政府と關東廳側との間に立つて斡旋に努めた坪上拓務次官は問題落着當時適當の時機を見て辭職するものと見られてゐたが最近見玉拓相に一身上の都合を理由として辭意を表明し拓相もこれを容れることとなつたので坪上次官は七日辭表を提出した。依つて拓相は其後任として元滿鐵理事入江海平氏を抜擢するに決し八日の定例閣議で正式決定の上拓務次官の更迭に關し左の如く發令された。尙氏は在官時代勲任官としての在職年限が短かつたので一等になり得ず特に二等の次官である。

任 拓務次官 (二)

依願免本官

從四位勳四等

入 江 海 平

拓務次官

坪 上 貞 二

七 新内閣の人事行政

岡田新内閣は新進抜擢眞に舉國一致の内閣たらしむるため慎重の態度を以て諸事に臨んだが、今人事行政の全般を見るに大要左の如きものであり大い

高橋翁の大藏大臣就任受諾について金融界としてはこれまで兎角不安視されてゐた現内閣の基礎がこれで固まり政局不安も一掃されると共に、從來財界舉つて支持信賴してゐた所謂高橋財政の續行されることの二點においてその再出慮に對し寧ろ感謝の念を表明してゐる。

特に金融界において問題とされてゐる今後の金利政策、公債の低利借換問題、赤字財政下の公債の市場消化問題等の諸點に付いても高橋翁の見識と手腕に對して絶對的信認を付與してゐるのであつて。一言にして盡せば無條件の歡迎氣分である。

事業界は歡迎氣分横溢

高橋翁の蔵相再就任を迎へた事業界各方面の反響を綜合するに、從來藤井氏の蔵相の下で一種表現し難き不安疑惑と危惧の念に壓迫されて居た産業界は高橋翁の出馬でその陰鬱さを一掃され明朗な安定感の下に推移し得るといふ見透しからする歡迎氣分が横溢して居る。たゞ問題は藤井蔵相の置土産たる増税案に對して新蔵相が如何なる態度に出るか、多數の人々の見解は増税の内容即ち大藏省案の臨時所得税そのものに對する變更は行はれるかも知れないとみてゐる。

不安人氣一掃と産業界は大歡迎

その手腕力量並びに財政經濟策につき既に試験済みの高橋翁が、再び蔵相に出馬したことについては一般産業界は絶大の好感をもつてこれを迎へ、満面の喜色を示してゐる。しかしして財界安定策として高橋翁再就任は政治的に見ても脆弱な岡田内閣の補強工作として大成功で、これにより政界不安人氣も一時に解消するものと見てゐる。

明年度豫算は既に編成済みであり、財界人の注視の的だつた増税案の決定も見た現在としては何人が蔵相になるとしても財經策に重大變化を與へぬものと豫期されてゐた際だつただけに、高橋財政の路襲だつた藤井前蔵相の後任に、再び御本尊の高橋翁が登場したのは、高橋財政への復活であり、その發展を意味するものと見て、從來産業界を重苦しく壓迫してゐた財界不安人氣はこゝに全く解消し久し振りに落つきを見せるに至つた。事業界の一部には高橋新蔵相に對し臨時利得税の中止を要望する聲もあるが、今となつては三千万圓程度の増税は財界に悪影響を與へるものではない。

いのである故に今後の財政難局は目に見えてゐるのであるから今度こそ高橋さんは從來の筆法で後始末を他人に任せて逃げ出したりしないで、自分で後始末の難局にあたり明後年度の豫算編成の難事業を引受け、更に消化力のない公債の續發行による悪性インフレの對策に善處してもらひたいものだ、軍事豫算のことをいへばいつも物議を醸すが、實際軍部の豫算は何時になれば減るのか判らない、明年度通常豫算に公債七億五千萬圓が出るがそれから先もその程度のもものは矢張り何時でも必要ではないか之を賄つて行くには消化力なき公債の續發行を敢行するか、或は財界の非常な論難攻撃の下に大増税を敢行するか二つより途はない。

外國に對し好影響を齎さん

土方日銀總裁談

高橋さんが大藏大臣就任を御承諾になつたことは財界、金融界にとつて非常な安心を與へるであらう、殊に外國に對して好影響を齎すことは非常なものであらうと思はれる、勿論今日蔵相に就任される以上、既に閣議において決定された増税案を含む明年度豫算はこれを踏襲されるものと信ぜられるが、過去四ヶ月間の藤井前蔵相の施政は凡てこれ高橋財政の忠實な繼承でその間財界の實勢そのものにも格別變化を認められないのであるから今後新蔵相の就任により金融政策、公債政策等に、何らか急激な變化があらうとは考へられぬ。

に今後を期待せられて居る。

任法制局長官(一等) 法制局參事官
任大藏次官(一等) 大藏省理財局長
任大藏大臣秘書官 東京稅務監督局總務部長
任內務次官(一等) 社會局長官
任警保局長(二等) 土木局長
任內務省土木局長(二等) 埼玉縣知事
任社會局長官(一等) 宮城縣知事
任拓務次官(一等) 外務省文化事業部長
任拓務省拓務局長(二等) 拓務書記官正五位勳四等
任宮城縣知事(一等) 栃木縣知事
任栃木縣知事(二等) 警保局保安課長兼高等課長
任埼玉縣知事(二等) 內務省都市計畫課長
神奈川縣警察部長
任內務事務官(警保局保安課長兼高等課長)(二等)
命南滿洲鐵道株式會社理事 拓務局長從四位勳三等
命法制局第一部長 法制局參事官
陸軍高等官二等
任內務大臣秘書官(四等) 農林大臣秘書官
任文部大臣秘書官(五等)
任內閣總理大臣秘書官(四等)
任商工大臣秘書官(五等)
任鐵道大臣秘書官(五等)
任判事(一等) 司法次官
補東京控訴院長(官制上親任待遇)
任司法次官(一等) 大審院檢事(次席)
任內務書記官(三等) 內務事務官
土木局道路課長を命ず
大臣官房都市計畫課長を命ず 內務河川課長
土木局河川課長を命ず 同道路課長
補神奈川縣警察部長(三等) 新潟縣警察部長

金 森 德 大 郎
津 島 壽 一
深 田 養 一
丹 澤 俊 樹
廣 瀬 久 忠
赤 木 朝 治
坪 上 貞 二
高 山 三 平
半 井 清
荳 沼 一 藏
飯 川 勝 六
相 川 勝 一
郡 山 銳 一
森 山 銳 一
橋 本 清 之 助
小 島 五 郎
福 田 武 耕
野 田 武 夫
高 橋 邦 夫
皆 川 治 廣
金 山 季 逸
新 居 善 太郎
松 村 光 廣
武 井 群 嗣
留 岡 幸 男

補新潟縣警察部長(三等) 島根縣警察部長
補島根縣警察部長(三等) 宮城縣學務部長
補宮城縣學務部長(三等) (京都)地方事務官
文部次官更迭(昭和九年八月十日)
任文部次官(一等) 愛知縣知事
補維新史料編纂事務局長(普通試驗委員長)を命ず
地方長官一部更迭(昭和九年八月十日)
任愛知縣知事(一等) 岡山縣知事
任岡山縣知事(二等) 青森縣知事
任青森縣知事(二等) 埼玉縣內務部長
部長級異動(同年八月十一日)
任埼玉縣內務部長 千葉縣警察部長
任千葉縣警察部長 青森縣學務部長
首相秘書官(八月十一日)
大藏事務官兼內閣總理大臣秘書官
任內閣總理大臣秘書官(五) 大臣官房文書課勤務を命ず
兼任總理大臣秘書官(三) 外務事務官
地方官異動(昭和九年八月二十二日)
任青森縣內務部長 長崎縣警察部長
任長崎縣警察部長 岩手縣警察部長
任岩手縣警察部長 神奈川縣外事課長
任神奈川縣學務部長 岡山縣學務部長
任岡山縣學務部長 福井縣學務部長
任福井縣學務部長 滋賀縣庶務課長
內務省辭令(十月十三日發令)
任大分縣學務部長(三) 愛知縣事務官
任沖繩縣學務部長(三) 岡山縣事務官
任行政裁判所評定官(三) 大分縣學務部長

土 肥 米 之
清 水 谷 徹
今 松 治 郎
三 邊 長 治
篠 原 英 太 郎
多 久 安 信
小 林 光 政
玉 田 昇 次 郎
矢 野 兼 三
迫 水 久 常
大 久 保 利 隆
安 井 章 一
森 村 英 明
北 井 錦 樹
石 井 義 隆
並 川 久 七 郎
奧 田 久 七 郎
鷲 野 重 光
福 光 正 義
堀 五 之 介

文部省辭令(十月十三日發令)

文部書記官兼外務書記官
大臣官房文書課長を免じ大臣官房秘書課長を命ず
沖繩縣學務部長
任文部書記官(三等) 普通學務局學務課長を命ず
文部省宗教局長兼文書書記官
免 兼 官

高 田 休 廣
堀 池 英 一
菊 澤 季 磨
服 部 精 三

地方官異動(十月二十六日發令)

任福岡縣知事(二) 福岡縣知事
任福岡縣知事(二) 滋賀縣知事
任滋賀縣知事(二) 警視廳官房主事
兼任警視廳官房主事(三) 警視廳特高部長
地方長官異動(十月三十日發令)
任內務省衛生局長(二) 千葉縣知事
任千葉縣知事(一) 山形縣知事
任山形縣知事(二) 德島縣知事
任德島縣知事(二) 福岡縣內務部長

畑 山 四 男 美
伊 藤 武 彦
村 地 信 夫
安 倍 源 基
岡 田 文 秀
石 原 雅 二 郎
金 森 九 郎
戶 塚 九 郎

拓相秘書官更迭(十月卅一日)
陸軍騎兵大佐從三位勳四等
任拓務大臣秘書官(三等)

子爵 宍 戸 功 男

部長級異動(十一月一日發令)

任福岡縣內務部長(三) 奈良縣內務部長
任奈良縣內務部長(三) 鳥取縣內務部長
任鳥取縣內務部長(三) 佐賀縣警察部長
任佐賀縣警察部長(三) 北海道學務部長
任北海道學務部長(三) 山梨縣學務部長

平 敏 孝
竹 田 武 郎
宮 村 才 造
後 藤 耕 造
長 橋 茂 男

任山梨縣學務部長 北海道廳事務官(農務課長)

朝鮮總督府異動(十一月五日)

朝鮮總督府成鏡北道知事(一)
朝鮮總督府道事務官
任朝鮮總督府成鏡北道知事(二)
朝鮮總督府中樞院書記官兼朝鮮總督府事務官
朝鮮總督府事務官
任朝鮮總督府道事務官(三)
知事部長異動(十一月九日發令)

和 田 貞 臣
富 永 文 一
竹 內 健 郎
松 本 伊 織
下 村 進

任和歌山縣知事(二) 佐賀縣知事
任佐賀縣知事(二) 神奈川縣內務部長
任神奈川縣內務部長(三) 高知縣內務部長
任高知縣內務部長(三) 和歌山縣警察部長
任和歌山縣警察部長(三) 長野縣學務部長
任長野縣學務部長(三) 鹿兒島縣學務部長
任鹿兒島縣學務部長(三) 山口縣內務部長
任山口縣內務部長(三) 福井縣內務部長
任福井縣內務部長(三) 沖繩縣內務部長
任沖繩縣內務部長(三) 沖繩縣警察部長
任愛媛縣警察部長(三) 愛知縣學務部長
任愛知縣學務部長(三) 熊本縣學務部長
地方官異動(十日發令)
任沖繩縣警察部長(三) 大阪府刑事課長
任熊本縣學務部長(三) 奈良縣學務部長
任奈良縣學務部長(三) 東京府商工課長
任鹿兒島縣學務部長(三) 岐阜縣農務課長
任山口縣學務部長 和歌山縣學務部長
任和歌山縣學務部長 京都府特高課長

藤 岡 長 和
古 川 靜 夫
中 村 恒 三 郎
山 內 義 文
內 藤 寬 一
長 船 克 己
小 西 竹 次 郎
辻 野 三 郎
山 口 尙 章
竹 崎 米 吉
小 田 光 吉
山 本 秋 廣
網 島 覺 左 衛 門
久 慈 學
中 原 啓 造
白 石 喜 太 郎
高 橋 一 郎
刀 彌 有 秋

大藏省異動(十二月七日發令)

任專賣局長官(一等) 大藏省主税局長
任大藏省主税局長(二等) 國稅課長
主税局國稅課長を命ず(三) 大藏省書記官
兼秘書課長を命ず 關稅課長

商工省異動(一月十八日)

任商工省鑛山局長(二等) 特許局審判部長
任特許局事務官(二等) 大阪鑛山監督局長
審判部長を命ず

中島 鐵平
石渡 莊太郎
大矢 半次郎
谷口 恒二

任大阪鑛山監督局長(三) 貿易課長
貿易局貿易課長を命ず 商工書記官
貿易局統制課長を命ず 商工事務官
其他異動(一月十五日)

内務書記官(會計課長)

小島 新一

大臣官房人事課長兼會計課長を命ず
任朝鮮總督府鐵道局理事(二) 朝鮮總督府事務官

杉山 正雄

黑田 鴻五
宮島 信夫
菱沼 勇
山崎 巖
澤慶治 郎

大藏省三局分課規程改正

大藏省の主計、主税、理財の三局は最近事務忙繁のため事務上に支障を來す虞れがあるので大藏省首脳部は事務簡捷、能率増進の見地から分課規程中十二月二十六日より左の通り改正發表した
▲主計局分課規程第一條中「豫算決算課及び司計課」を「豫算課、決算課及び調査課」に改む
▲主税局分課規程第一條中「臨時土地調査課」を「經理課」に改む
▲理財局分課規程第一條中「及び國債課」を「國債課及び地方債課」に改む
同時に人事を左の如く發表した

大藏省辭令

任大藏省銀行局長(二) 預金部長
任大藏省預金部長(二) 横濱稅關長
任横濱稅關長(二) 神戸稅關長
任神戸稅關長(二) 仙臺稅務監督局長
管轄管財局神戸出張所長を命ず

荒井 誠一郎
金子 隆三
飯田 九州雄
元尾 光輝

任札幌稅務監督局長(二) 關東廳財務局長
任仙臺稅務監督局長(二) 札幌稅務監督局長
主計局豫算課長を命ず(三) 豫算決算課長
主計局決算課長を命ず(三) 大藏書記官
主計局調査課長を命ず(三) 司計課長
主稅局經理課長を命ず(三) 大藏書記官
理財局地方債課長を命ず(三) 大藏書記官
英國へ出張を命ず 大藏事務官(理財局)

中村 孝次郎
安江 好治
山田 龍雄
木内 四郎
入江 昂
松原 秀雄
小原 正樹
前田 克己

第二節 岡田内閣地方行政機構大改革

一 内務省行政刷新案

■ 中間機關刷新設

「内務省行政刷新」

府縣廳と町村役場との間に中間機關を設置する問題は地方の要望もあり、疲弊せる農村の救済と地方行政刷新の重要案件として

て内務省では後藤内相就任以來その實施方法を研究して來たが、十一月二十七日の内務省行政刷新委員會で左の如き案を決定したので後藤内相の決意を求むることとなつた。内務省事務當局としては十年四月から實施を希望して居る。同案では郡役所の復活といふ意味を避け行政刷新を眼目に置き中間機關新設のために人件費二百萬圓、物件費三百萬圓、計五百萬圓である

中間機關新設案

- 一、名稱 中間機關を部廳と稱す
- 一、組織 部廳は總務課、土木課及び産業課より成る
- 一、職員 部廳の長を部廳長と稱し書記官をもつて充つ、總務課長は事務官とし、土木課長及び産業課長は何れも技師とす
- 一、部廳の數 部廳は二十個町村を單位として置き人口及び交通を考慮して各府縣別に二個所乃至六個所を置く
- 一、府縣學務部廢止と部廳人件費 部廳の經費は主として人件費に屬するが府縣の學務部を廢止し、これによつて得たる剩餘額によつて部廳長の人件費を遺棄した總務課長(事務官)は府縣の地方事務官をもつて充て、その他郡役所廢止の際府縣に移管された經費を部廳に振當てる。従つて全國の各部廳の全職員の三分の二は現在の府縣廳及び町村役場の經費による人員によつて賄ひ得るもので、新規に要する人件費は經常費として二百萬圓程度であり、また廳舎等のため臨時費として三百萬圓程度を必要とする
- 一、部廳の權限 町村の土木、産業を指導監督し、町村役場の人事を監督すると共に郡役所廢止後農林商工兩省に分轄された事項をも掌り各地方の事情に即した行政を行はしむ

一 北海道を除く各縣に經濟部新設

全國的災害による各府縣の疲弊狀態の根本的更生を計るため内務省では三府四十三縣(北海道を除く)に經濟部を新設することに決定しこれがための官制を昭和十年一月十五日の閣議に付議することとなつた右の結果府縣においては總務部長(書記官) 經濟部長(書記官) 警察部長(書記官) 學務部長(三月末までは地方事務官兼書記官、四月以降は書記官)の四本立が揃ひ特別の府縣には土木部長も存置するわけである。尙この官制は樞密院御諮詢奏請の手續をとる必要がないから閣議決定の上は内務省は經濟部長新設によるものを含めた全國的の部長級大異動が行はれるが改革の要旨左の如し

改革案の骨子

- 一、現在の内務部を總務部と改稱し現在の内務部に所屬する商工、農林、水産の各課を獨立せしめて經濟部と稱し、また現在土木課を存する縣において土木課も經濟部の下に置くこととし、従つて土木部を有する府縣は土木部として存置せしめる
- 一、經濟部長は總務部長及び警察部長と同格とするもので且十年度豫算の成立までは專任府縣書記官の數を現狀のままとする
- 一、官制改正案は地方官官制及び北海道廳官制の二つで前者は經濟部の新設と内務部の總務部改稱を内容とし後者は北海道廳内務部を北海道廳總務部と改稱する點のみとす
- 一、右實施に伴ふ豫算は十年度豫算案を組替へ現在の書記官俸給總額を増加しその代りそれだけ事務官俸給總額を減少し豫算案總額は變化なきものとす
- 一、十年度豫算が成立すれば地方官定員を改め各府縣において書記官一名を増し事務官一名を減じ十年四月以降は書記官たるものをして學務部長に補することとする
- 一、十年三月末までは兼任書記官の便法によるものである。即ち府縣における地方事務官兼書記官の辭令を與へこれをして學務部長に補することとする

管掌事項

府縣において經濟部を新設し内務部を總務部とする結果總務、經濟兩部の主管事項は左の如く區別することになる

【總務部】一、庶務課、會計課、地方課を屬せしめることを改正の主眼とす
一、掌する事務は次の如し (イ) 人事 (ロ) 議員選舉に關する事項 (ハ) 市町村その他公共團體の行政の監督に關する事項 (ニ) 會計に關する事項 (ホ) 他の主管に屬せざる事項

【經濟部】一、商工、農林、水産の各課及び特殊の縣においては土木課を所屬す
一、掌する事項は次の如し (イ) 農工商森林水産に關する事項 (ロ) 土木に關する事項 (ハ) 土地收用に關する事項 (ニ) 水陸運輸に關する事項 (ホ) 水面埋立に關する事項 (ヘ) 小作爭議に關する事項 (ト) 度量衡に關する事項
【後藤内相談】右につき後藤内相は一月十二日左の如く抱負を語つた

從來の地方行政は稍形式的に流れる點があるので、この點を是正すると共に複雑化した最近の國民經濟生活の實情に則した政治を行ひ、一般國民の生活を明朝に導きたいと思ひ今回の改正を決定するに至つたのである。之により從來よりも更に統制された經濟生活が招來される事を期待してゐる

三 地方官々制改正勅令發表

同時に北海道廳官制改正

三府四十三縣の内務部を分轄して總務部、經濟部の兩部となして地方行政機關の全面的改革を行はんとする地方官官制及び北海道廳内務部を北海道廳總務部に、産業部を經濟部と改稱する北海道廳官制の兩勅令改正は一月十五日の閣議で決定、上奏御裁可を仰いだので内務省は右兩勅令を部長級大異動と共に十八日公布、即日實施することとなつたが右勅令は十五日内務省から左の如く發表された

地方官々制

地方官官制中左の通改正す

第一條 第一項中「地方事務官專任四百四人」を「地方事務官專任三百五十八人」に改め同條第三項中「專任二人」を「專任三人」に「專任三人」を「專任二人」に改む

第十二條 各府縣に知事官房及び左の四部を置く但し東京府には警察部を置かず
總務部、學務部、經濟部、警察部
内務大臣は須要により府縣を指定して土木部又は衛生部を置くことを得

第十三條 知事官房においては左の事務を掌る
官印府縣印の管守、文書の往復及び記録編纂に關する事項

第十四條 總務部においては左の事務を掌る
官吏の進退及び身分、褒賞、統計、議員選舉、府縣の行政、會計市町村その他公共團體の行政の監督に關する事項

八、他の主管に屬せざる事項
第十五條ノ二 經濟部においては左の事務を掌る

農工商森林水産、小作爭議調停、度量衡、土木、土地收用、水陸運輸、水面埋立に關する事項
第十七條 土木部においては第十五條の二第四號乃至第七號の事務を掌る。衛生部においては第十六條第二號の事務を掌る

第十八條 第一項を左の如く改む
部に部長を置く、總務部、學務部、經濟部及び警察部に在りては書記官を以て、土木部及び衛生部に在りては書記官又は地方技師を以て之に充つ

第三十三條 第二項中「重要輸出品工業組合法」を「工業組合法」に改む
(附則) 本令は公布の日より之を施行す

北海道廳官制

北海道廳官制中左の通改正す

第一條 第一項中「部長專任五人」を「部長專任六人」に「事務官專任二十人」を「事務官專任十九人」に改め同條第二項中「内務部長及土木部長」を「總務部長及土木部長たる部長」に改む

第八條 第一項及第二項中「内務部長」を「總務部長」に改む
第十條 北海道廳に長官官房及左の六部を置く
總務部、學務部、經濟部、土木部、拓殖部、警察部 (以下略)

第三節 岡田内閣最初の地方長官大異動

續いて部長級空前の大異動

昭和十年一月十四日内務省首脳部間に於て成案を得た地方長官大異動に關し後藤内相は翌十五日閣議開會前岡田首相に決定案の内容を説明し諒解を求めた上閣議に附議決定し即日奏勅裁を仰ぎ次の如く發令された

(一) 地方長官大異動

任東京府知事(一)	神奈川縣知事	任三重縣知事(一)	内務省社會局社會部長	富田愛次郎
任京都府知事(一)	長崎縣知事	任靜岡縣知事(一)	茨城縣知事	阿部嘉七郎
任大阪府知事(一)	内務省地方局長	任山梨縣知事(一)	岡山縣内務部長	土屋正三
任神奈川縣知事(一)	内務省神社局長	任岐阜縣知事(一)	高知縣知事	坂間棟治
任兵庫縣知事(一)	廣島縣知事	任長野縣知事(一)	内務省地方局財務課長	大村清一
任長崎縣知事(一)	靜岡縣知事	任秋田縣知事(一)	奈良縣知事	兒玉政介
任新潟縣知事(一)	岐阜縣知事	任石川縣知事(一)	拓務省管理局長	生駒高常
任群馬縣知事(一)	宮崎縣知事	任廣島縣知事(一)	熊本縣知事	鈴木敬一
任茨城縣知事(一)	東京府内務部長	任香川縣知事(一)	内務省社會局保護課長	藤野敬一
任奈良縣知事(一)	愛媛縣知事	任愛媛縣知事(一)	關東州廳長官	大場鑑次郎

任高知縣知事(二) 北海道廳土木部長
 任熊本縣知事(二) 山梨縣知事
 任宮崎縣知事(二) 警視廳警務部長
 任鹿兒島縣知事(二) 三重縣知事
 任內務省地方局長(一) 長野縣知事
 任內務省神戶局長兼造船官副使(一) 石川縣知事
 任內務省社會部長(二) 內務省官房人事課長
 補中央職業紹介事務局長

(二) 新任部長等大異動

地方長官の異動に伴ふ部長級の異動及び經濟部の新設に依る部長新任等は後藤内相以下内務省各部において詮衡を重ねてゐたが漸く一月十八日上奏御裁可を得たので即日左の如く正式發令された

内務省人事課長兼會計課長 山崎 巖
 兼任内務大臣秘書官(三) 警保局事務官 中村 敬之進
 警保局兼務を命ず(三) 領事 上田 誠一
 勞働部學務課長中野善教外國出張中同課長代理を命ず 長谷川 公一
 任警視廳官房主事(三) 千葉縣警察部長 矢野 兼三
 任警視廳保安部長(三) 內務省圖書課長 中里 喜一
 任警視廳刑事部長(三) 茨城縣警察部長 高野 源進
 任警視廳衛生部長(三) 香川縣警察部長 中村 四郎
 任警視廳消防部長(四) 警視廳警視 重田 忠保
 免兼官 警視廳特高部長兼官房主事 安部 源基
 新潟縣內務部長 石川 芳太郎
 徳島縣同 加賀 谷朝藏
 栃木縣學務部長 菊地 角馬
 愛媛縣同 瀬谷 薰
 依願免本官(各通) 赤土 正強
 總務部長 任長崎縣總務部長(三勅待) 福島縣內務部長 赤土 正強

勅任三部長

任關東州廳長官(一) 臺灣總督府臺中州知事
 任臺灣臺中州知事(二) 關東局司政部長
 任關東局司政部長(二) 秋田縣知事

竹下 豊次
 日下 辰太
 武部 六藏
 中村 忠充
 二見 直三
 本間 精

任新潟縣同(三) 栃木縣內務部長 山崎 巖
 任栃木縣同(三) 山形縣內務部長 任三重縣同(三) 岐阜縣內務部長 任山梨縣同(三) 鳥取縣警察部長 任岐阜縣同(三勅待) 富山縣內務部長 任長野縣同(三勅待) 賞勳局書記官 任宮城縣同(三) 山梨縣內務部長 任福島縣同(三) 警察講習所教授兼內務事務官 任岩手縣同(三) 青森縣警察部長 任青森縣同(三) 福島縣警察部長 任山形縣同(三) 社會局監査課長 任秋田縣同(三) 社會局勞務課長 任石川縣同(三) 秋田縣內務部長 任富山縣同(三) 長野縣內務部長 任島根縣同(三) 大阪府學務部長 任岡山縣同(三) 警視廳保安部長 任廣島縣同(三) 京都府警察部長 任徳島縣同(三) 鹿兒島縣內務部長 任香川縣同(三) 兵庫縣警察部長

任愛媛縣同(三) 皇宮警察部長
 任宮崎縣同(三) 大分縣警察部長
 任鹿兒島縣同(三) 愛媛縣內務部長
 現地において内務部長より總務部長に任せられたるもの
 埼玉縣內務部長 群馬縣同
 千葉縣同 茨城縣同
 奈良縣同 靜岡縣同
 滋賀縣同 福井縣同
 鳥取縣同 山口縣同
 和歌山縣同 高知縣同
 福岡縣同 大分縣同
 佐賀縣同 熊本縣同
 熊木縣同 沖繩縣同
 北海道廳同

白井 年演
 眞崎 中修
 田中 樹三
 玉川 樹三
 藤田 樹三
 中村 樹三
 竹田 樹三
 足立 樹三
 九鬼 樹三
 山口 樹三
 宮村 樹三
 辻野 樹三
 川久保 樹三
 山内 樹三
 平藤 樹三
 内藤 樹三
 關西 樹三
 小西 樹三
 竹崎 樹三
 中村 樹三

任福島縣同(四) 千葉縣事務官
 任岩手縣同(四) 北海道廳事務官
 任青森縣同(四) 靜岡縣事務官
 任山形縣同(四) 兵庫縣事務官
 任石川縣同(四) 京都府事務官
 任富山縣同(四) 福井縣事務官
 任島根縣同(三) 石川縣事務官
 任徳島縣同(三) 岩手縣事務官
 任愛媛縣同(三) 宮城縣事務官
 任福岡縣同(三) 石川縣事務官
 任佐賀縣同(三) 北海道廳產業部長
 任宮崎縣同(三) 鹿兒島縣事務官

伊藤 謙二
 高橋 武邦
 關口 武邦
 山口 武邦
 遠藤 武邦
 酒井 武邦
 光田 武邦
 湯本 武邦
 猪股 武邦
 辻利 武邦
 奧田 武邦
 加藤 武邦

學務部長

任長崎縣學務部長(三) 埼玉縣學務部長
 任新潟縣同(三) 島根縣同
 任埼玉縣同(四) 新潟縣事務官
 任千葉縣同(三) 兵庫縣事務官
 任栃木縣同(三) 長崎縣學務部長
 任靜岡縣同(三) 徳島縣同
 任滋賀縣同(三) 廣島縣事務官
 任宮城縣同(四) 警視廳外事課長

上原 參良
 熊野 周寛
 和野 隆治
 岩重 隆治
 小浦 直彦
 三浦 直彦
 木村 政司
 久安 博忠

任北海道廳經濟部長(四) 大阪府事務官
 任長崎縣同(三) 滋賀縣警察部長
 任新潟縣同(三) 徳島縣同
 任埼玉縣同(三) 富山縣學務部長
 任群馬縣同(三) 福井縣警察部長
 任千葉縣同(三) 宮崎縣學務部長
 任茨城縣同(三) 新潟縣同
 任栃木縣同(三) 東京府事務官
 任奈良縣同(四) 北海道廳事務官
 任三重縣同(三) 山形縣警察部長
 任靜岡縣同(三) 社會局事務官
 任山梨縣同(四) 岡山縣事務官
 任滋賀縣同(四) 警視廳工場課長
 任岐阜縣同(三) 長野縣事務官
 任長野縣同(四) 京都府同
 任宮城縣同(三) 千葉縣學務部長
 任福島縣同(三) 兵庫縣同

奥野 淳三
 梁井 陽一
 松崎 陽一
 遠山 陽一
 松澤 陽一
 坂井 陽一
 柴山 陽一
 辻山 陽一
 坂山 陽一
 石川 陽一
 多川 陽一
 中川 陽一
 鈴木 陽一
 田中 陽一
 三好 陽一
 堀口 陽一
 桑原 陽一

- 任山形縣同(三) 青森縣事務官
- 任秋田縣同(五) 警視廳勞動課長
- 任福井縣同(三) 元愛媛縣警務部長
- 任石川縣同(三) 福島縣警務部長
- 任富山縣同(三) 社會局事務官
- 任鳥取縣同(四) 東京府事務官
- 任島根縣同(四) 廣島縣同
- 任岡山縣同(三) 鹿兒島縣警務部長
- 任廣島縣同(三) 社會局事務官
- 任山口縣同(四) 東京府事務官
- 任和歌山縣同(三) 靜岡縣警務部長
- 任德島縣同(四) 愛知縣事務官
- 任香川縣同(四) 京都府同
- 任愛媛縣同(三) 群馬縣警務部長
- 任高知縣同(三) 奈良縣事務官
- 任福岡縣同(三) 宮崎縣警務部長
- 任大分縣同(四) 警視廳警備課長
- 任佐賀縣同(四) 三重縣事務官
- 任熊本縣同(三) 島根縣警務部長
- 任宮崎縣同(四) 愛知縣事務官
- 任鹿兒島縣同(四) 新潟縣同
- 任沖繩縣同(四) 栃木縣同
- 任岩手縣同 岩手縣警務部長
- 任青森縣同 青森縣警務部長

警察部長

- 任長崎縣警務部長(三) 警視廳消防部長
- 任埼玉縣同(三) 熊本縣警務部長
- 任群馬縣同(三) 宮城縣警務部長
- 任千葉縣同(四) 長野縣警務部長
- 任茨城縣同(三) 拓務省警務課長
- 任栃木縣同(四) 奈良縣警務部長

- 任奈良縣同(四) 社會局事務官
- 任三重縣同(三) 富山縣警務部長
- 任山梨縣同(四) 兵庫縣警務官
- 任滋賀縣同(四) 大阪府警視
- 任岐阜縣同(四) 警備局事務官
- 任長野縣同(三) 山梨縣警務部長
- 任宮城縣同(三) 領事兼内務書記官關東局事務官
- 任福島縣同(三) 秋田縣警務部長
- 任青森縣同(四) 大阪府事務官
- 任山形縣同(三) 社會局同
- 任秋田縣同(四) 京都府警視
- 任福井縣同(四) 神奈川縣事務官
- 任石川縣同(四) 滋賀縣警務部長
- 任富山縣同(四) 山形縣同
- 任鳥取縣同(四) 神奈川縣警視
- 任岡山縣同(三) 警備局事務官
- 任廣島縣同(三) 靜岡縣警務部長
- 任山口縣同(三) 岐阜縣同
- 任德島縣同(三) 福岡縣事務官
- 任香川縣同(四) 神奈川縣同
- 任高知縣同(三) 宮崎縣警務部長
- 任大分縣同(四) 東京府事務官
- 任熊本縣同(三) 三重縣警務部長
- 任宮崎縣同(四) 大阪府警視
- 任鹿兒島縣同(四) 京都府事務官

- 任宮内書記官(三) 皇宮警察部長を命ず、大臣官房總務課兼動を命ず
- 任拓務省警務課長(一月十九日)
- 任宮崎縣同(三) 赤木 親之
- 任鹿兒島縣同(四) 赤木 親之

第十一章 國策審議會設置

一 閣員一致して賛成

岡田内閣組閣以來の懸案とされてきた國策審議會の設置についてはかねて閣内に二様の意見あり後藤内閣を中心とする官僚系閣僚は一種のブレイン・トラストの如き技術的な恒久的なるものを唱へ一方政黨出身閣僚の床次、町田兩相等は對政黨工作をも加味して大がかりな政治的大調査機關説をとりこれにつき閣内においてより一意見の交換を遂げてきたが床次、町田、後藤各相等の間に組織構成その他につき意見の一致を見るに至りながらもこの意向は内閣鐵相を通じて岡田首相に非公式に傳へられた所首相も大體賛意を表し、閣内の意見も大體まとまつた結果いよ／＼積極的工作にかゝるため閣内一致の要望なりとして十月十六日の定例閣議當日床次、町田兩相等は岡田首相と會見正式に設置を進言する運びとなつた、即ち政府の審議會設置の眼目とする所は閣内において失敗せる舉國一致の形式整備のため又この非常時局に對應する見地からこゝに大がかりな審議機關の設置を計りその構成人物として前内閣における三長老たる齋藤、高橋、山本の諸氏を始め各政黨並に貴族院の代表者、貴族兩院議長、財界の大立物等を中心とし従つて人員も十數名の小數に限りその下にブロン・トラスト的の調査局を設置せんとするものである

審議會案骨子

- 一、目的 行政、財政、經濟各部門にわたり根本的國策(國防、外交を除く)を審議す
- 一、性質 政府の諮問機關(樞府御諮詢によらず閣議決定の官制による)
- 一、組織 總理大臣を會長とし委員は十三、四名とす(資格は特別に親任待遇等とせず)
- 一、名稱 未定
- 一、付屬機關 審議機關のもとに權威ある専門的調査機關を設け各省その他のエキスパートを集めて構成す

一 國策審議會設置藏相賛成

床次、町田兩相高橋翁を訪ふ

床次、町田兩相は十二月二十一日閣議散會後國策審議會問題に關し岡田首相、後藤内閣と打合せをなした後午後三時半高橋藏相を官邸に訪問し約二時間互に重要協議を遂げた、まづ床次、町田兩相より國策審議會の設置の目的並に今日までの経過、閣内における意見等を詳細報告して藏相の考慮を求めた所藏相は國策審議會設置の趣旨については賛意を表したが、その機構内容等については必ずしも兩相の意見をそのまゝ容認せず、藏相としては、眞の國策樹立を目的としてかゝる機關を設置する以上は、その機關内容が眞に國民の信頼を得る程のものでなくてはならぬ、従つて、その機構は各方面の人物を網羅するは勿論、その性質も強力にして恒久的性質を有するものでなくてはならず、この意味において、單に形式に因はれず眞に權威のあるものたるを要するといふにあつてかくの如き性質内容のものなら、來年度追加豫算において、これが實現に要する經費は金額の多寡に拘泥せずこれを計上するに躊躇しない旨を表明した、これに對して兩相は藏相の存意を諒とし種々懇談を重ね更に兩相協議の上改めて藏相の諒解を求むる旨を述べて會見を終つたが町田兩相は同月二十二日岡田首相と會見今後の具體化方針についても打合せを行ふはずであるが、首相としては高橋藏相の意向を十分尊重して、今後床次、町田、後藤の諸閣僚の意向を綜合して審議會の規模その構成内容についての大體方針を定め、更に高橋藏相と會見してその諒解を求めた上今

期通常議會にその經費を來年度追加豫算として提出して具體的實現を期することとなつた尙ほ右會見後高橋藏相及町田商相は左の如く語つた

「高橋藏相談」國策審議會等と新聞に出るが、私はその話を知らんものだから今日態々來てもらつていろいろ聞いた、あのやうなものをつくる場合には國民の信頼を得るものでなければ役に立たぬから仕組と方法が大切でもう一度その仕組と方法を考へてもらふことにした、なか／＼大きなものにならう、だから藤井前藏相の考へてゐた財政審議會の如くちつぽけなものではあるまい、財政、税制、行政は勿論含まれるだらう、國策だからね、米國のルーズヴェルト君のやつたブレイン・トラストのやうなものもそのなかに入れるかつていふのか、そんなことは知らんが、ブレイン・トラストのメムバーは近頃まるつきり變つたらしいね、ブレイン・トラストの考へたことでも例へば失業救済策等は從來の勞働者の勞働時間を減らしてその代りに失業者を雇つたが、これは徒らに怠慢の風習を養つただけで何にもならなかつた、それが最近土木事業部の新しい仕事を起して失業者を救済するやうになつた、こんなことは日本でもうの昔からやつたことであるが、かうして見るとブレイン・トラストも當にならんやうだな、まあ審議會のことはあつて、粗雑なものをつくつても仕方あるまいから急がずにやるに限る

「町田商相談」國策審議會機關について高橋さんも別に設置については反對ではないといふと積極的でない様に聞えるかも知れないがさういふわけではない、内閣が變つても之につれて變動するやうなものでもない恒久的の機關を作るのが我々の趣旨で勿論高橋さんも同じやうな考へだ、唯調査機關については我々の考への外に特殊の考へを持たれてゐるやうだつた、これが實現の曉審議されるものは行政、財政、經濟等あらゆる國策に及ぶのは勿論で地方財政の問題等についても話が出たが當然これ等も含まれるわけだ、委員の人选については廣く權威ある人を集めるのであるが、どの様な人といふ個人の話しはまだ出なかつた、機關の設置については政友會方面で反對があるといふ事は聞いてゐる、然し現在にあつては一黨一派の力ではどうにも出来ない問題が澤山あるので、政黨工作などは我々は少しも考へず眞面目になつてゆかうといふのだから眞意が判れば政友會と雖もさう反對は出来ないものと思ふ、我々の話を大體高橋さんも諒解されたのだから二十二日樞密院本會議の時にでも自分と床次君とで首相に報告する積りだ、今後の具體的なことは首相の肚によるわけだ、首相としては書記官長、法制局長官に腹案の作成を命じてその上で閣議にはかかることにならうが年内の最終閣議の二十七日までには勿論一應閣議に付されるだらう。

「内相も諒解」床次、町田兩相は十二月二十二日午前の樞密院本會議列席の際岡田首相に對し國策審議會設置につき高橋藏相と會談せる内容を報告する豫定であつたが時間の都合で午後後に譲り、午後一時からの臨時閣議に先だち床次遞相旅行缺席のため町田商相のみ正午から首相官邸で岡田首相と會見し後藤内相、吉田書記官長も加つて午餐をともしつつ商相から藏相との會見内容並に藏相の抱懐する意向等を詳細に説明し特に審議機關構成規模に關し藏相は獨自の見解を持たれてゐるからこれらを十分考慮の上慎重攻究され休會明けの通常議會には追加豫算として計上さるゝ様速に具體化を促進された旨希望し種々意見の交換を遂げた結果首相内相共にこれを諒としたが殊に後藤内相の如きは高橋藏相の主張する案に賛成し、眞に調査を目的としたものを設置したい意向を述べた、しかし當日は床次、内田兩相が缺席して居るため閣議の議題とするのは差し控へたが町田商相から非公式に調査會設置につき説明し、高橋藏相はこれに賛意を表し、たゞ極力政策的になることを避けることを力説し、各閣僚もこれを諒とした、よつて岡田首相は前の案に更に此高橋藏相その他の意見を取り入れた大綱を作成せしむべく即日吉田書記官長及び金森法制局長官にその材料蒐集方を命じた、右大綱の出來を待つて更に岡田首相、床次遞相、町田商相と三者協議し、その腹案の出來次第政府として年内にも正式に閣議にかけて決定する事となつた。

三 國策審議會設置閣議正式決定

【定例閣議】政府は定例閣議を一日繰上げ十二月二十四日午後二時半より首相官邸に開會、岡田首相以下各閣僚出席、當日衆議院に於ける議長選舉に當選せる濱田國松氏を承認し直に上奏の手續をとることとした、尙ほ岡田首相は定例閣議の席上において國策審議會設置の旨正式提案をなした、岡田首相

より審議會設置の理由につき

政府は既に災害救済のための臨時議會も終了し在滿機關改革、ワシントン條約廢棄等の諸懸案を片づけたので、この際國策審議機關の設置について考慮する要がありと思惟し茲に各位に諮る次第である、然して審議會については朝野有識者の協力を得て重大國策の調査審議を行はんとするもので、その審議に遺憾なきを期するため内閣に特別の部局を設け、審議題目の各部門について専門的にかつ綜合的に研究せしめる方針である、尙その組織の大綱を可及的速かに作成して年内には各位に示す事としたい

と述べこれに對して高橋、後藤、山崎、小原の各閣僚から

一、調査審議に對して十分力を入れる事

一、折角かゝる機關を設ける以上は有意義なものとして、即ち從來の例に徴するにこの種の機關は設置するのみにて何等實質的の効を齎らさないものが多いが時局に鑑み實際的の效果あるものとして

一、追加豫算を今議會に提出し、議會後に委員の任命を行ふ

一、これが實現に關聯する今後の政治情勢については特に考慮すべきであるが、敢へて政治的工を行はず、追加豫算に對して如何なる黨派もこれに反對し得ざるが如き構成のものとする事

一、審議會は政治的意義を有するものでなく國策の樹立遂行を目標とし、恒久性のある施設とする事

一、審議題目は國策萬般に亘り、特に國防、外交に關しても、今日國策を論ずるに外交國防を離れてこれを議する事を得ない、よつて統帥權に關係せざる範圍において國防問題に於ける事即ち國內經濟産業政策と關聯する意味において國防事項をも議する事とし外交については主として經濟外交を研究する事

といふ事に意見の一致を見た。次いで左記事項を決定散會した

閣議決定事項(廿四日)

- 一、健康保險法第十三條第三號(ホ)の規定による運送事業の指定に關する件
- 一、健康保險法施行令中改正の件
- 一、逓信部内臨時職員設置制中改正の件
- 一、地方學校督修職員制定の件
- 一、地方待遇職員令中改正の件
- 一、朝鮮總督府專賣局制中改正の件
- 一、臺灣酒類出港稅律令案
- 一、人事

四 最終定例閣議審議會大綱を承認

十二月二十七日繰上げ定例閣議は午前十時半から首相官邸に開會、全閣僚出席、先づ付議事項を決定し林陸相より今議會に防空法を提案することになつてゐるので目下陸軍、海軍、内務三省間に準備折衝中であるが重要法案であり關係する範圍も廣いから各省の十分なる協力を得たい

旨を希望し内田鐵相

北海道、群馬縣には凶作による運賃の減免を適用することとなつた、鐵道運輸状況は極めて好調で収入は昭和二年の最高記録に達してゐると報告、更に小原相法より大蔵省事件の豫審終結に關し報告あり最後に岡田首相より國策審議會に關する機關を設置するにつきその組織、職能の大綱がまとつたから書記官長より説明させたいと提議し吉田書記官長より

内閣審議會(假稱)

- 一、名稱は假りに内閣審議會とす(豫算提出迄に變更する事あるべし)
- 一、内閣審議會は内閣に隸し重要政策について審議する諮問機關とすること
- 一、會長は内閣總理大臣これに當る
- 一、委員は十五名以内とし學識經驗ある練達堪能の人を選んで勅命せらる
- 一、國務大臣は委員とならず但し會議には出席して意見を述べざる事を得
- 一、内閣審議會に關する庶務は内閣調査局これに掌る

内閣調査局要綱

- 一、内閣調査局は内閣總理大臣の管理に屬す
 - 一、内閣調査局の主要なる取扱は左の如し
 - (イ)内閣審議會に關する庶務(ロ)内閣審議會に提出すべき資料議案等の整備(ハ)行政、財政、經濟、産業、教育その他一般の重要政策に關する調査を行ふ【備考】廣義國防外交問題も以上の事項に關聯するものは當然觸る事とし統帥權及び外交の機微に關係するものは之を審議せざる方針である(ニ)その他特に内閣總理大臣の命ずる重要政策の審査
 - 一、調査局には長官參事官等の専任職員をおくこと
 - 一、官更たる主任職員の外特別の事項を調査するため専門委員等を命ずる事
 - 一、専門委員調査員には朝野の有識者を選ぶ事
 - 一、參事官の豫算定員は十五人とし、これを問題事項に基き自由に組合せて審議する事とし特に部屬を設定せず
 - 一、調査局には常任委員をおく(主として内閣書記官長、法制局長官が當る)
 - 一、常任委員は審議會幹事たる事
 - 一、豫算は初年度四十四萬圓見當半年度三十八萬圓の豫定
- との大綱案を提示して各閣僚の意見を求めたのに對して各閣僚ともその骨子に對して賛意を表したが、特に高橋、後藤、山崎の三相よりは現在の各省が全く孤立的の態度を示し相協力して國策を考究する事において甚しく欲くるところある點を指摘し、國策審議機關の設置によりこの弊を避くるやう努力すべきであるとの意見を開陳、新機關の職能においてこの點十分に考究する事、との大綱を決定して散會した。

第十二章 第六拾六臨時議會

第一節 臨時議會召集に至るまで

一 臨時議會の召集と政府の態度

在野黨として三百名の議員を有する政友會では同黨の總會で前議會の院議尊重と現下の情勢に鑑み、臨時議會召集を政府に要求することに決定、加藤、胎中、山口三總務及び若宮幹事長は八月二十五日首相官邸に岡田首相を訪問し河田書記官長立會の上會見、先づ若宮幹事長から一通り來意を告げ左の文書を提示して臨時議會召集要求を正式に提出した

米穀問題については第六十五議會における滿場一致の決議並に政府の言明もあり又商價暴落等による農村疲弊の現状に照らし政府は當然臨時議會を召集し農村對策を付議するの方便に出づべきものなりと信じてゐる、然るに今既に八月下旬に及び此點につきいまだ何等承るところなく却て新聞紙上往々にして政府にその意圖なきやの疑ひを抱かしむるが如き記事を見する程で國家國民のため等閑に付する事が出来ぬ忌憚なくいへば一、もし政府に於て我が農村の現状を先般公表されたる程度の些少なる應急措置にて可なりとし臨時議會召集の必要なしと思惟さるるならば、それは農村の實狀に對する認識を甚しく誤るものと思ふ二、又もし政府において未だ成案なしといふならばこれ全く怠慢の譏りを免れず、從つて政府においては現狀に即し臨時議會召集、農村對策實施の必要を認められ、その準備中なるべしとは推察さるるも何分この肝要なる點には何等承り及ぶところなく、却てこれに反するが如き風説を耳にするは甚だ遺憾である

我黨においては農村の現狀は一日も速かに臨時議會を召集し對策を樹立するの必要ありと信ずる、茲に改めて政府の所信を承るとともに我黨の所信を披瀝する次第である、なほこの際併せて承りおくところは、かの軍縮問題即ちワシントン條約、ロンドン條約處理に關する點にしてこの重大問題に對する帝國の態度を決定するにも豫め國民の覺悟を促す要ありと信ず、故に、政府は國民外交の眞諦に則り農村對策と併せて臨時議會を召集し國民の總意を決するを可なりと信ず、政府は如何に思惟せらるゝや承りたし

これに對し

岡田首相 農村對策、殊に米穀問題及び蠶糸問題等については鋭意攻究中である、臨時議會の問題については具體案を得たる上考慮致すべし、既に米穀

に關する調査會の如きはこれを組織することに決定してゐる、又後段の海軍軍備制限問題については承りおくりする

と答へた後他の三總務より補足的説明をなし、岡田首相と代表者との間に一時間に互つて左の如き意見の交換があつたが、結局兩者の間に押問答を重ねたのみで意見の一致を見ず政友會代表者は十時過ぎ官邸を辭し本部に歸つた

山口總務 米穀調査會は六十五議會の決議の趣旨に則り行はるゝものか

首相 何れともいへる、即ち、決議の趣旨に則るものと云へるし、政府独自の見地からこれを必要とするものともいへる

山口總務 決議の趣旨に則るといふ事ならば成案を得れば臨時議會を開くといふが決議の趣旨は臨時議會がその本體である、その見地から今日調査會を開くとならば甚だしく遅れてゐる、果して臨時議會を眼目としてゐるか

首相 具體案を得た上でなければ臨時議會のことは何ともいへぬ

山口總務 具體案を得た上でなければといはれるがそれは如何なる意味か

首相 案の如何によつて開くといふのである

山口總務 それなれば早く開かねば時期を失ふ

首相 調査会の成案は大いに急がしめてゐる、臨時議會の問題如何に拘らず、成案を得る事を急がしてゐる

山口總務 首相は成案を得て通常議會でもいゝと考へてゐられるか

首相 毛頭そんな考へはない

若宮幹事長 どうも山口君との應答を伺つてゐると首相の認識は我々と相違してゐると思ふ、六十五議會の満場一致の決議は通常議會をまつ能はずして臨時議會を開くといふにある、調査會を開くは本體でなく、臨時議會を開く事が本體である、首相の答へはこの點主客顛倒してゐる、又農村の現状に認識不足があると思はる

首相 今日具體案を得べく調査會を開くのである、その具體案を見て決定する考へである、然も農村の現状が急を要する事は之を認めてゐる

山口總務 政友會の案を參考として臨時議會を開いては如何調査會が長引く事を恐れる

首相 要するに案を見ないうちは考へやうなし

加藤總務 議論は抜きにして農村の現状は放置する事を許さない事情にあるがこれに對し首相はどう考へてゐるか

首相 その認識は十分有してゐる

加藤總務 臨時議會を開く要なしとするやに見る向があるが如何

首相 そんな考へはない

若宮幹事長 政黨にも相當の成案がある、政府において成案を得るは易い事である、結局政府に之をやる意思ありや否やが問題である

加藤總務 農林當局を鞭撻しては如何

首相 十分やつてゐる

加藤總務 政府内に農村対策は必ずしも臨時議會を要さずといふ説あり之が農村対策のために臨時議會の要なしといふ風に解釋されては困る、又今日米價が高くなつたから農村対策の要なしといふ説がある

首相 そんな事はない

加藤總務 軍需工業がインフレ景氣を獨占してゐる一方農村は極度に疲弊してゐる、この不公平を矯正する意味における増税問題はひとり財政上の問題でなく社會政策的の大問題であるが、この點如何

首相 その點も十分考慮し大藏當局も研究してゐる中々難問題である

加藤總務 ワシントン條約廢棄問題について政府内に種々の意見あり關係當局の意見未だ一致せざるが如く傳へられてゐるが、この點如何に考へてゐるか

首相 ワシントン條約に關する問題は國際上極めてデリケートな問題であるから政府内においては十分考究の上すでに意見の一致を見てゐるが、その時期と機會について慎重に考慮して善處するからどうかこれが處置は政府に任かされん事を希望する

といふ意味の打格なき旨を表明した、最後に若宮幹事長より

政府の實狀認識如何によるが、調査して云々といふが如き時機ではない宜しく實狀認識を誤たざる事を希望する

旨を述べた

一 臨時議會招集を再要求

政友會幹部首相訪問

在野黨の總帥政友會の安藤、加藤、胎中三總務、若宮幹事長は黨を代表して九月十三日午後四時半岡田首相を首相官邸に訪問し先づ若宮幹事長より左の覺書を出し約一時間半にわたり臨時議會開會の再要求に關し應答を重ねたが結局首相の答辯は暗黙の中に臨時議會召集の意思ないことが明かにされたのみであつた。

覺書

- 一、去月二十五日政友會代表は岡田首相を訪問して、農村救済の爲め臨時議會の召集を要求した、爾來、政府はこれに對して何等の決意と準備とを有せざる如くである
 - 二、農村窮乏の現状は三百萬圓程度の蠶絲應急對策、並に各地水害旱害に對する免稅その他徹底的施設では、到底救済されざることを斷言する
 - 三、米穀對策調査會の成行に依て臨時議會の開否を決定するは時機を失する
 - 四、政府の軍縮會議に處する態度は既に決定せりと承はるが、これに對する國民の總意を表明し、舉國一致の實を示すことは、内外に取てもつとも有意義である、臨時議會の召集はこの點より見ても又必要の措置と確信する
- 右の政友會の再要求に對し岡田首相は大要左の如き答辯を與へて會見を了つた。
- 一、農村窮乏の現状に關しては十分認識して居る積りで既に米穀對策調査會を設置し鋭意對策を考究させて居るから近く答申も出ることと思ふ、早對策も立案中であり關係各省大いに努力してゐるから臨時議會は諸對策の成案を得た上で決したい、決して當初から臨時議會を開かぬといふ建前でやつてゐるのではな
 - 二、軍縮豫備會議に對する政府の態度は既に決定し不日代表が出發することになつてゐるので軍縮會議對策のために臨時議會を召集する必要は認められぬ

三 驚くべき關西の大風水害

死傷及不明一萬六千餘名を超過

九月二十一日午前零時ごろ豊後水道にあつた猛颶風は、東北東一直線に四國北部一帯をはじめ瀬戸内海各所に大被害を與へつゝ、午前六時紀淡水道に上陸、このころより風勢はとみに猛威を加へて中心附近は始め四十メートル乃至五十メートルなりしが遂には六十メートルといふ日本内地においては前古有の死の大颶風となり、午前八時大阪市の上空を衝き、大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀近畿六府縣の慘狀特に著るしく死傷者七千、學校の倒壊七十、大阪府府のみにて死者一千と註せられ、政府は二十二日午後三時半、臨時開議を開いて應急費の支出を決定し復興費は議會を開いて協賛を得るの肚を決めた。畏くも皇室におかされては此の驚くべき風水害に痛く御軫念あらせられ久松侍從は勅命を奉じて二十三日午後七時半東京發先づ大阪、京都、兵庫縣下を慰問したが續いて和歌山、高知二縣をも慰問し、更に小出侍從は二十五日東京發滋賀、岡山、徳島縣を慰問した、初め單に大阪灣を中心とした近畿一帯のみが被害地だと思はれたのが其後の報告により被害區域は案外に廣く以上の外愛知、三重、岐阜、富山、石川、福井、長野、山梨、埼玉、茨城

千葉、岡山、廣島、鳥取、島根、香川、愛媛縣に及び、二十五日の朝日新聞は全國の死傷者と行方不明者は實に一萬一千餘人に達すと報じ、二十六日の内務省の報告は同日午後六時までの調査にて死傷及び不明者一萬六千名を超ゆとのことであつた。後藤内相は二十三日午後七時二十五分東京發西下大阪へ急行したが、視察の結果、その状況を二十四日午後七時B.K.から放送して曰く

大阪、堺兩市の被害状況をフムスピードで視察したが、實に豫想以上の大被害で、かくも廣範圍にわたり、いまだ内地に記録なき猛烈な颱風に見舞はれた上、高潮、津浪の襲來をうけ、人口五十萬の地域を洗ひ流した事は全く未曾有の悲惨事で、耕作物その他各種産業の被害も莫大にのぼり、たゞ驚くのはおぼやかない、中にも學校の被害は言語に絶し全死傷者の半數が可憐な小學生や教員であつたことは全く同情に堪へぬ。しかし被害地の當面の處置については國民一體となつて救援に努力し罹災者も沈着に事に處してゐる有様を目撃し、いかなる災厄の底からも蹶起する大國民の氣魄が現はれてゐることはさぞ感謝の念に堪へない……

と、翌二十五日には町田商相が大阪に急行、翌々日二十六日には松田文相が同じく大阪へ急行し何れもその關係方面を主として情況視察をなし之が對策に苦慮した

己に斯の如く、我が日本の心臓部ともいふべき關西方面の空前の被害を前にしては、到底通常議會を俟つべきにあらずとなし、政友會の鈴木總裁は、九月二十七日、官邸に岡田首相を訪問し、至急臨時議會を開かれたしと要求したが、政府は翌二十八日の定例閣議に於て、遂に臨時議會開會の事を決し復舊豫算は一億圓計上の方針を決定した。

四皇恩宏大無邊

聖上の御軫念被害状況を上奏

今回の全國的颱風被害について後藤内相は各地より集まる被害報告を直に宮内省官房へ報告、同官房では侍從職を経て刻々と各地の被害状況を上奏、天皇陛下にはいたく御軫念あらせられた趣に承る。

京阪神地方に侍從を御差遣

天皇 皇后兩陛下には昭和九年九月二十一日關西地方を襲うた颱風の被害意外に甚大なるを聽召され、いたく御軫念あらせられ大阪、京都、兵庫の三府縣に實狀視察のため二十三日夕刻侍從を御差遣あらせられるはか特に 皇太后陛下の恩召をもつて被害甚大だつた大阪外島保養院をも視察せしめられたる旨二十二日仰出された、依つて侍從は二十三日午後七時半の急行で東京發西下した。

東久邇宮殿下御救恤金下賜

東久邇第四師團長宮殿下には近畿の風水害に際し罹災民の困窮をいたく憐れませ給ひ、九月二十四日御救恤金として金五千圓を御下賜遊ばされた、そのうち三千五百圓は大阪府、一千圓は兵庫縣、五百圓は和歌山縣にそれぞれ下賜されるものである。

犠牲的精神唯感激あるのみ

久松侍從談

侍從風害地視察

畏き邊りから近畿地方災害地に御差遣あらせられた久松侍從は二十五日午前九時七分京都より大阪驛着、同九時四十分府廳に

おいて知事、市長、海軍監督長、府各部課長列立の上優渾なる聖旨傳達式を行ひ縣知事は皇恩の有難きを拜して感涙にむせびつ

官民一致協力罹災民の救護災害復舊に努め聖旨の萬一に報い奉らんことを期す

旨恭々しく奉答申上げた、同侍從は午後零時半府廳發縣知事の案内で具さに市内各方面を視察した後午後四時四十分大阪ホテルに入つたが大阪市の被害が想像も及ばぬ程激甚を極めてゐるのについて左の如く語つた

災害地を直接視察するに及んでその災害の甚しきに驚きました、京都の慘狀に驚かされましたが大阪はそれに倍する深刻苛烈なもので何と申してよいか言葉もありませぬ、然し今尙泥沼の如き慘狀にある西大阪一帯の市民が失意の色も浮べず泥に塗れ埃に汚れたり汗みづくになつて復興のために胸目もふらず働いてゐる有様を見て大阪市民の不撓の精神を初めて強く感じ自ら敬虔の念の湧くのを感じました、この點は上聞に達し奉りたいと存じてをります、倒壊學校として春日出小學、高津中學を見ましたが兩校を見、或は知事等の話を聞いた結果あの瞬間的な大災害の際多くの學童をよく助け得たものと感心しましたが、それは救護員の平常の訓練宜しきを得てゐたのと素晴らしい機智と犠牲的精神の實であるといふことを知りました、知事及び兩校校長の話により感激措く能はざる麗しい犠牲的美談や、大膽周密なる機智を聞き誠に日本精神の眞髓に觸れる感深く報聞に達し奉りたいと存じます、工場地帯及び築港の慘澹たる有様を見我が商工首都の一として心痛に堪へぬ次第です、被害の實情は到底口頭を以ては十分に奏上出来かねますので慘狀をそのまゝに現はした新聞寫真や活動寫真を天覽に供し奉り以て至仁至慈なる聖旨に副ひ奉りたいと思つてゐます

聖上更に慰問使御差遣

天皇陛下にはこの度の關西地方風水害に對しいたく御軫念あらせられ去る廿二日久松侍從を大阪府、京都府並に兵庫縣へ御差遣あらせられたが、その後災害の範圍意外に廣汎にわたる旨を聽召され九月二十五日更に小出侍從を滋賀、岡山、徳島の三縣へ、西下中の久松侍從を和歌山、高知兩縣へ御差遣あらせらるゝ旨仰出された、小出侍從は二十五日午後九時五十分東京驛發内務省社會局清水事務官帶同西下した。

風水害罹災民に 畏くも御内帑金

二府十八縣へ御下賜

天皇陛下には今回の大阪、京都、兵庫三府縣下を中心畿内近地方一帯を襲うた颱風の被害状況につき後藤内務、内田鐵道、床次遞信、松田文部各大臣よりその被害の激甚にして殊に死傷者の數は調査の進むと共に豫想外の多數に上つてゐる悲惨な状況を逐一聽召され痛く御軫念あらせられ久松侍從を大阪、京都兵庫、三府縣を始め三重、和歌山兩縣へ、また小出侍從を滋賀、岡山、徳島、鳥取四縣へ夫々被害状況視察並に罹災者御慰問のため御差遣遊ばされたが九月二十九日畏くもこれら罹災民に深き敬慮を垂れさせ給ひ御救恤の有難き恩召をもつて 天皇 皇后兩陛下には御内帑金より金一封(四十四萬餘圓)を被害のものとも激甚にして悲惨なる大阪府を始め左の二府十八縣に對し夫々下賜あらせられた、よつて湯淺宮相はこの有難き聖旨の程を關係各府縣知事へ傳達した

- 京都府 大 阪 府 兵 庫 縣 奈 良 縣 三 重 縣 愛 知 縣 山 梨 縣 滋 賀 縣
- 岐 阜 縣 長 野 縣 福 井 縣 鳥 取 縣 島 根 縣 岡 山 縣 廣 島 縣 和 歌 山 縣
- 徳 島 縣 香 川 縣 愛 媛 縣 高 知 縣

後藤内相參内御禮を言上

大宮御所にも伺候

後藤内相は九月二十九日午後三時五分宮中に参内、當日畏き邊より二府十八縣下の風水害に對して多額の御救恤金を下賜あらせられたるに對し鈴木侍從長を経て御禮言上三時半退下したるは、皇太后陛下には大阪外島保護院に對し二十八日御救恤の畏き思召によつて金一封下賜あらせられたにつき、直に令旨を同院に傳達すると共に後藤内相は二十九日午前十時大宮御所に伺候し西邑事務官に面會し御禮言上の執奏を乞うて退下した。

重なる御仁慈祭料下賜

皇太后陛下から外島療養所の慰靈祭へ

皇太后陛下には今回の關西地方風水害で外島療養所の入院患者中多数の死傷者を出した事を聴召され九月二十八日特に内務省衛生局豫防課長を召され、入江皇太后宮大夫を経て患者御慰問のため金一封下賜の有難き御沙汰を賜はつたが、陛下には更に同所の死亡患者並に殉職々員の慰靈祭が舉行せられる由を聴召され祭料金一封下賜の旨十月一日後藤内相に御沙汰あり同日午後三時内務省事務官は内相代理として大宮御所に伺候、右御下賜金を拜受して退出、關係者は重なる御仁慈に感激してゐる。

五英米より御見舞

御見舞 米大統領罹災に同情

アメリカ大統領ルーズヴェルト氏は京阪神地方風災につき深厚なる同情の意を表し、殊に小學校の廢墟から發見された涙ぐましい師弟愛の挿話の数々にはいたく感動の情を示してゐる、然して九月二十二日午後日本帝國 天皇陛下に對し奉り左の御見舞の電報を發した(ワシントン二十二日發電通) アメリカの國民は今回貴國の大風災の報に深く驚愕致しました、余はこゝに右災厄につき余自身の熱誠なる同情を陛下に表明し、併せてアメリカ合衆國國民が今や舉つてこの不幸事に痛心し熱誠なる同情の念を表しつゝあることを貴國々民にお傳へ遊ばされんことを希ふ

英帝風災に御同情

英國皇帝ジョージ五世陛下は關西地方を襲つた颱風の慘禍に關し九月二十四日 天皇陛下に對し御見舞電を發せられた、御見舞電要旨は次の通りである。(ロンドン廿四日發聯合)

關西地方一帯を襲つた颱風の結果多数陛下の赤子が生命を失つたと聞き深く心痛に耐へず天皇陛下並に日本國民に對し取敢ず衷心より同情の意を表す

六 滿洲國皇帝から五萬圓を御贈與

滿洲國康德皇帝には今回の關西風水害御見舞のため御手許金中から五萬圓を御贈與あらせらるゝことに決定した旨、駐日滿洲國公使館から九月二十五日午後外國省宛電話を以て通知があつた

親電を寄せらる

滿洲國皇帝は日本近畿地方暴風雨の慘狀に對し九月二十四日付宮内省宛次の如き御見舞の御親電を發せられた
大日本皇帝陛下、貴國近畿地方巨災を聞痛く軫念を勞し給ふ事奉察の至りに堪へず專電奉慰す

七 關西地方救済に對する政黨其他の聲

【貴族院】 貴族院方面では今回の關西風水害をきっかけとして臨時議會の召集要望の聲が高まつて來た、即ち貴族院方面の意向は今回たゞ／＼起つた風水害救済に對しては理論的にも實際的にも臨時議會召集の必要ある事は當然である、殊に現在緊急を要する問題として米穀の根本對策を始めとして北陸地方の水害、四國、九州地方の旱害、夏秋置の下落による農村救済等の國內對策の外在滿機關の改革、軍縮會議に臨む政府の根本對策等内外の重要問題が山積して居るのみならず政府は未だ地方長官會議も召集せず新内閣としての施政方針も國民に知らしめて居ないのだからこれ等緊急の重要問題に對して速かに臨時議會を召集し國民的支持の下に速かに解決すべきであるといふにあつて政友會、國民同盟方面の臨時議會召集の要求を妥當とし政府は速かに善處すべきであるといつてゐる

【若宮幹事長談】 我國の一般農村は漸次暴落、凶作等に悩まされ窮乏の極に達し之が應急對策樹立のため臨時議會の必要を痛感してゐる折柄、水害、旱害相次で起り又稀有の暴風に襲はれ我國商業中心都心が非常の慘害を被り又可憐なる多数の就學兒童がこの災厄の犠牲となつた事は眞に同情に堪へざる次第で至急適當の對策を樹立する必要がある、然るに政府はこれに對し豫備金又は剩餘金の範圍内にて一時を糊塗せんとすると傳ふるが現在殘存豫備金は四百萬圓内外、剩餘金は千三百萬圓内外にてこの二者を合計するも政府手許の財源は恐らく千七百萬圓を出でざるべく所謂責任支出に關する憲法上の疑義は暫くこれを措くとしその全部を擧げて支出するとしてもかゝる些少の額にては到底今回の罹災地方に對する應急措置すら爲し能ふものではない、政府は何故に我黨の理義を盡して要求する如く臨時議會を開いて必要の對策を樹立するに努力しないのかその眞意を疑はざるを得ない、又政府は臨時議會の開會を避け財政上の緊急處分の擧げに出づべしと傳ふるものもあるもそれは單に道途の風説に過ぎざるべしと思ふ、いふまでもなく憲法第七十條又は内外の情勢帝國議會を召集する能はざる場合に限り臨時緊急處分を爲し得ることを明記しあつて現在の如く議會を召集し能ふ場合に於てはこの處分を爲し得るものに非ず、若し内閣がこの擧げに出んとして樞密院の反對を受け總辭職に至りしは尙世人の記憶に存する筈である

【民政黨】 民政黨では近畿地方暴風雨被害對策のため九月二十二日午後本部に臨時總務會を開き一二幹部より雜談的に臨時議會召集問題についての意見の陳述もあつたが協議の結果頼母木桂吉氏を委員長とする近畿地方暴風被害對策特別委員會を設置し視察員の歸京をまつて至急救済對策を樹立し政府に實行を進行することに決定した

【國民同盟】 國民同盟は九月二十二日午後三時から本部に緊急全體會議を開き安達總裁外所屬代議士三十餘名出席、加藤幹事長から今回の近畿地方の風水害慰問使として高橋壽太郎氏を派遣することに決定した旨を報告し更に

氣候不順による東北地方の被害、北陸地方の水害、四國九州の地方の旱害、今回の風水害等全国的に災害の頻發せる事態に鑑み、政府においては速やかに對策を講ずるため臨時議會の開會をなす必要あり、政府に對し右要求をなしては如何と語り滿場異議なく、これに賛成の決議をなし代表者は決議文手交のため首相を訪問した

決 議 全國に亘る旱、冷、風、水害にする積善後處置のため政府は速かに臨時議會を召集し適切なる方策を講ずべし、右決議す
斯くて國民同盟の加藤、清瀬、風見、伊豆の四氏は全體會議の決議を携へて岡田首相を官邸に訪問決議文を手交したところ首相は

今回の災害は意外に大きいやうであるよつて政府は取り敢へず二十二日後藤内相を罹災地に派して現地の實狀を視察調査せしめ、その報告をまつて臨時議會の召集が必要といふ事であれば勿論召集する積りである
旨を答へたので首相の意を諒として四氏は辭去した

【大阪市要聞】 大阪市は今回の風水害に對し取敢ず風水害應急處理費として五十萬圓を計上したが各區長及び小學校長の適宜專決に振向けられるものだ

けでも二十萬圓近く要するので甚大な被害を蒙つた港灣、道路、水道、電鐵、電燈電力、河川橋梁、教育、産業、社會諸施設の復興には到底これ位の金では大海の一滴にも及ばず、少くとも五六千萬圓は要するものと見られてゐる。然るに財政窮迫の今日自治體がかゝる巨費を負担することは到底堪へられずよつて關東大震災の例に倣ひ須らく國庫負擔とせられたい旨の市會の意見書を首相、内相、藏相宛に提出すべく大阪市では被害額及び復舊費の調査を開始した。

八 政府の應急對策

(イ) 大藏省救濟對策

「第二豫備金より支出」大藏省では關西大風害を受けた損害の復舊費については被害地の要求により近く内務、農林、文部、大藏(税關關係復舊費)逓信省等から原案の提出を見ていづれとも決定する筈であるが差當り應急費を第二豫備金より支出し根本的復興費は明年度豫算をもつてする意向である。

「風水害地金融對策」藤井藏相は九月二十七日午後四時半官邸に土方、深井日銀正副總裁を招致し關西風水害に對する日銀側の情報及び觀測を求むると共に大藏省の調査結果を提示してこれが救濟方法資金調達等に關し種々善後處置につき懇談を重ねたが大體左の諸點に付いては意見の一致を見た。一、いまだ罹災地の全面的調査を完了して居ないが大阪、神戸を中心とする關西の金融機關は多少の預金引出しはあるやうだが混亂を起すほどの影響を受けて居ない、各銀行の大口取引先は多少の被害を受けて居ても取引は圓滑に進められ金繰り難に陥つて居るものは全くない。二、貿易の中心地だけに對外貿易上多少の支障は來たして居るやうであるが大局上から見れば單に輸出期日が遅延されると云ふ程度で大した影響があらうとは思はれない。

一、然し商工業の心臓部であるだけ中小商工業者の被害は相當甚大でこの方面には救濟的貸出を必要とする事勿論である。二、その救濟資金は預金部から放出するのが最も適當であつて、可及的速かに府縣市その他公共團體から報告を求めこれ等公共機關を通じて中小商工業者に應急的低利資金の貸出をなす事にする。

一、罹災地が自力で復興計畫を遂行するため何れ府縣債市債等の募集をなすであらうが、現在の金融市場はやゝ窮乏とはいへその消化難を來たすやうな事は先づあるまい、これに對しては監督の立場にある大藏省においても相當寛大な處置を採ると共に日銀においても金融情勢の推移には深甚の注意を拂ひ之等起債計畫が圓滑に進捗するやう適當の金融政策を實行する。

然して今後正確なる情報を持つて臨機應變萬遺漏なき救濟手配を講ずる事を申し合せた上六時過ぎ土方、深井兩氏は官邸を辭去した、尙大藏省では二十八日夜矢吹政務次官を關西罹災地に特派し實情を精査せしむる事になつた。

【森大阪商議會議頭陳情】森大阪商議會議頭は九月二十七日大藏省に津島次官を訪ね罹災地の状況を報告し中小商工業者救濟資金として一億圓の低資を受けたい旨陳情した。

「災害豫算承認額」大藏省では十一月十二日災害豫算に對する省議を開き各省の要求を審議した結果要求總額約三億圓のうち緊急已むを得ざる事項につき總額一億七千五百萬圓を承認し同日各省に内示したその年度割金は(單位千圓)

九年度	六九、〇〇〇	十年度	五六、〇〇〇	十一年度以降十九年度迄	五〇、〇〇〇
内務省	九三、〇〇〇	農林省	六三、〇〇〇	文部省	九、五〇〇
				大藏、陸軍、海軍、商工、司法五省分	九、五〇〇

である尙各省別の年度割については今後各省との交渉によつてきめることになつた。

「第二豫備金支出發表」

政府は風水害並に火災應急費及び復舊費として一千二百八十九萬餘圓を本年度第二豫備金より支出の件勅裁を経て十一月二十八日大藏省より發表されたが内内地の分左の如し

- 一、災害地方その他就學臨時獎勵費(文部省所管) 十三萬六千四百二十二圓
- 一、税關建造物その他風水害應急費(大藏省所管) 十萬〇〇百八十八圓
- 一、税關備品その他風水害應急費(同) 九萬九千七百四十六圓
- 一、鎮海要港部管内建造物水害復舊費(海軍省所管) 二萬五千圓
- 一、國有林道其他風水害應急及び復舊費(農林省所管) 二十萬圓
- 一、蠶業試驗場棧部試育所雪害復舊費(農林省所管) 一萬圓
- 一、小松區裁判所大聖寺出張所火災復舊費(司法省所管) 五千七百五十九圓
- 一、金澤輸出箱物検査所大聖寺出張所火災復舊費(商工省所管) 九千圓
- 一、船舶試驗所大阪支所その他風水害復舊費(逓信省所管) 五萬三千五百八十五圓
- 一、留萌郵便局火災應急費(同) 一萬五千〇十五圓

「預金部融資運用委員會で承認」預金部運用委員會は十一月二十八日午後二時半より藏相官邸に開催左の議案を付議決定した。

- 一、昭和九年度災害關係資金(國庫補助を伴ふ) 融通の件
 - △融通金額 六千二百萬圓以内 △融通利率 預金部の融通利率は年三分二厘、各銀行及び産業組合中央金庫の貸付利率は年三分九厘以内、各組合の被害者に對する貸付利率は年四分五厘以内とす △償還期間 廿ヶ年以内(五ヶ年以内の据置期間を含む)
- 二、昭和九年度災害關係資金(國庫補助を伴はざる) 融通の件
 - △融通金額 三千四百四十萬圓以内 △融通利率 預金部の融通利率は年三分二厘、各銀行及び産業組合中央金庫の貸付利率は年三分九厘以内、各組合の被害者に對する貸付利率は年四分五厘以内とす △償還期限 二十ヶ年以内(五ヶ年以内の据置期間を含む)
- 三、罹災地中小商工業復興資金融通の件
 - △融通金額 千五百萬圓以内 △融通利率 預金部の融通利率は年三分二厘、日本興業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、産業組合中央金庫又は信用組合聯合會の組合又は普通銀行に對する貸付利率は年四分二厘以内、銀行又は組合の罹災者に對する貸付利率は年六分五厘以内 △償還期限十ヶ年以内(二ヶ年以内の据置期間を含む)
- 四、朝鮮水害復舊資金融通の件
 - △融通金額 二百萬圓以内 △融通利率 預金部の融通利率は年四分、朝鮮殖産銀行の貸付利率は年四分八厘以内、金融組合の貸付利率は年五分八厘以内 △融通期限 二十ヶ年以内(五ヶ年以内の据置期間を含む)
- 五、米穀應急資金融通の件
 - △融通金額 三千萬圓以内 △融通利率 預金部の融通利率は年三分五厘、日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、産業組合中央金庫又は産業組合聯合會の貸付利率は年四分一厘以内、産業組合の貸付利率は年四分七厘以内とす △償還期限 一ヶ年以内 △貸付の條件 本資金の融通を受けた者は融通を受けて貯蔵したる米穀を三ヶ月以内は賣却せざること

六、朝鮮米穀應急資金融通の件

△融通金額 三千萬圓以内 △融通利率 預金部の融通利率は年四分五厘、各銀行及び会社の貸付利率は年五分三厘以内とす △償還期限 一ヶ年以内

(ロ) 中小商工復興融資要綱

預金部の中小商工業復興に對する融資要綱は左の如くである

- 一、最終借受人 借受人は本年各種の災害により損害を蒙りたる中小商工業者(個人又は会社)にして且つ今後も引續き營業繼續の見込ある者又は災害地を地區とする工業組合、輸出組合若しくは商業組合なる事を要す
- 一、貸付限度 個人又は会社に對する貸付にあつては一人又は一会社に對し二萬圓以内、但し無擔保の場合は五千圓以内
- 一、安全保障 【イ、無擔保の場合】二名以上の保證人を要す、但し三名以上の連帶債務の場合は保證人を要せず 【ロ、擔保付の場合】工場財團、土地建物、機械器具、船舶、有價証券、原料、商品、家具什器、預金、債權、電話加入權等
- 一、滞貸準備 各貸機關は資金貸付額に對する利額の半額を年々滞貸準備金として積立つるを要す
- 一、償還方法 十年以内の半年賦、月賦若しくは日賦(元利均等償還たるを要せず)又は三年以内の定期償還の方法に依る、但し日賦以外は二ヶ年の据置期間を設くる事を得
- 一、融通取扱期限 昭和十年十二月末日迄

(ハ) 内務省救済對策

「警備と救護第一」 近畿一帯における未曾有の風害に對して内務省はこれが應急對策に腐心、取敢ず警保局より小警務官を、社會局より大橋事務官を現地に派し實地視察調査をなさしめることとし、兩事務官は九月廿一日午後五時、現地向け出發したがその後各被害地より内務省に到る報告は刻々に慘禍の擴大を告げるので後藤内相は同日夕刻内相官邸に丹羽次官、唐澤警保局長、赤木社會局長官等を招致種々對策を協議の結果更に現地視察に赴くこととなり宮野警務課長は廿一日午後九時二十五分東京驛發列車にて現地向つた外赤木社會局長官も廿二日午前九時東京驛發西下することとなつた、而して内務省としては大阪、京都の如き大都市は窮乏農村とは自からおもむきを異にするものあり應急對策については各派遣調査官の罹災地における地方官憲との協力善處に期待をかけて居るが當面の對策としては警備並に救護を主とし恒久對策は調査報告を俟つて講ずることとなつてゐる。

「後藤内相談」 後藤内相は關西風水害實況視察のため九月二十三日午後九時二十五分東京驛發列車で西下したが出發に當り次のやうに語つた
 今度の被害は實に大變なものです、いよ／＼これから現地向つて災害状況をたゞに視察もし見舞ひもしようと思ふ、各都市では府縣廳並に市役所等を訪問して、災害に對する對策等もよく聴取して歸り政府として探るべき災害對策の參考にしたいと思へてゐる、臨時議會を開くか開かぬかは全く向ふに行つて視察をして現地の被害實情を見上歸つてこれを閣議に報告しそれまでに集まる各地からの報告及び要求等ととりまとめた上でなくては向とも申されぬ譯で、政府としては先づ應急對策として取あへず豫備金支出を取行し、それで足らぬ時責任支出といふ問題が起つて來る、いづれにしても現地視察並に實情報告等の材料によつて臨時議會を開くか開かぬかを決定する譯である

「暴利取締り通牒」 被害激甚の大阪、京都の如きは復舊材料の瓦、木材、ガラス、家具、果實、パン、毛布等何れも三倍以上も價格が騰貴してゐるとの報告に接したので九月二十三日午後五時、警保局長の名を以て大阪、京都兩府知事を始め關係二十九府縣知事宛に左記の暴利取締に關する通牒を電報で發した

災害地における生活必需品並に應急復舊材料の供給に關し暴利を占めんがため買占めもしくは賣惜みをなし又は濫りにその代價を吊上げる者に對しては地方令ある向はこれを活用し、然らざる向にありては適當なる措置を講じ可然取締相成度

「内相災害地視察」 京阪神の災害實地視察のため西下した後藤内相は九月二十四日午前十時十分着列車より長靴姿で災禍に悲しむ大阪の驛頭に降り立ち同十時三十分大阪府廳に到着、縣知事の報告は約一時間に及び午後には市役所、大阪商工會議所を訪問した上で災禍の街の實地視察に乗り出したが二十五日午前八時旅館を出るとそのまゝ、全滅の外島保養院に向ひ一瞬にして傷つける數百の生靈を失つた上四邊泥沼と化した中に辛くも生き残る四百三十名の痛ましくも悲しい現状を具さに見て慰めの言葉を殘して更に尼崎市並にその付近の倒潰小學校を一巡して兵庫縣廳着、晝食の上ランチで港内を視察午後二時十九分神戸發で岡山へ向つた。

「内務省調査」 京阪神地方を中心として殆ど全國に慘虐な暴風を振つた暴風雨被害につき九月廿五日午後一時迄に内務省警保局が調査したところによれば被害地方は三府三十二縣の廣範圍にわたり、被害のものとも甚大な大阪府は死者千六百二十四名、傷者行方不明者合し五千七百二十九人、更に家屋被害は全潰九千九百三十七、半潰、流失、浸水被害を加へると十六萬六千九百九十一に達してゐる

大阪に次いで死傷者多數を出した地方は、京都府の千八百二十三人、兵庫縣の一千五百五十二人、更に滋賀縣の六百一人、岡山縣の四百九十一人(家屋被害は四萬千八百六十八)高知縣の三百八十九人等である、これを全國的に合計すると死者二千四百九十九人、傷者八千三百九十九人、行方不明五百六十八人累計一萬一千四百六十六人の驚くべき數に達してゐる。又家屋被害の合計は三十七萬六千三百五十、このうち全潰三萬四千五百七十六、流失二千三百十四で約一割を占めてゐる。今回の惨害中最も問題となつた學校被害は

倒潰した校數 大阪府四十九、京都五十一、滋賀縣二十二、岐阜十八、兵庫十八、奈良十七、全國で二百八十九校
 「復舊費と復活要求」 關西風水害に關する河川道路港灣復舊費は巨額に達するが、曩に大藏省議で査定せる來年度の内務省土木豫算は大削減の模様であるので丹羽次官、廣瀬土木局長、山崎會計課長は九月二十五日午後五時から七時まで次官室に會合し土木豫算の復活要求と風水害による復舊豫算との關係を考究し大藏省への折衝方針を協議した

尙富田社會部長は同日夕刻丹羽次官と風水害地における暴利取締の徹底につき協議した

「恒久對策」 内務省では關西風水害のうち河川港灣、道路は性質上恒久的對策を要するので各地の土木被害状況を調査の上速かに恒久對策を講ずることとなり九月廿五日各關係府縣知事及び土木出張所長に宛て被害状況並に復舊見込額の至急調査報告方を通牒した、土木局ではこれら調査報告並に各府縣の災害土木費の申請をまつて國直轄土木工事費とともに査定の上緊急焦眉のものについては第二豫備金の支出を求め又は追加豫算に計上して復舊對策を進め又各府縣において復舊工事のため假入金をなす等の場合には地方局において査定の上利子補給の途を講ずる方針であるが、今回の風水害による土木損害は巨額に上る見込で二十五日迄に土木局に達した報告によれば被害府縣三府三十二縣中一府縣數千萬圓に達するものすらあり、全部では優に二億圓を突破し、これが國庫補助乃至國直轄復舊工事費のみにても七八千萬圓に上るものと見られ國庫財政困難の折柄重大問題とされてゐる、尙土木局に達した報告によれば被害府縣、河川、港灣、道路左の如し

- △河川氾濫 岡山縣旭川、鳥取縣千代川、島根縣斐伊川、兵庫縣月山川、其他未改修の中小河川多數
- △港灣 大阪港大棧橋流失、上屋倒壊、港内の流木、破船の堆積、神戸港 今治港其他各港
- △道路 國道、府縣道の欠壞個所無數

「内相、岡山の風害地視察」 後藤内相は豫定を變へて九月二十五日午後五時二十八分岡山驛着列車で來岡、直に岡山市街視察に乗出し岡山一中

前から徒歩で崩壊のやうな付近一帯を視察、泥沼中から家財を掘出す悲惨な被害民を訪うて同情に溢れた見舞を述べ「岡山は大阪についての被害地」と驚いて同情を深め同市旭川鐵橋付近の慘状たる被害状況を見、更に後樂園の慘状を見舞ひ、午後七時岡山縣廳に到り全職員に復興への努力を激勵、同夜は同市三好野華壇に投宿した、二十六日は午前八時から多久岡山縣知事等の案内で百間川の大氾濫により慘状たる災禍を蒙つた上道郡可知、財田兩村方面及び流失倒壊家屋多数を出した御津郡牧石村方面の實状を折柄の雨と泥濘を衝いて視察、被害者に温かい慰問の言葉をかけ「全くひどい」と嘆息をもらしつづつ頗る多忙な同縣下視察を切上げ同日午前十一時十二分岡山驛發列車で京都に赴き午後九時四十五分京都驛發歸京した。

「災害地の衛生対策」内務省衛生局は今後の衛生対策を左の如く行ふ方針である。

△外島癩療養所 大正十二年の關東大震災の際東京府精神病院の改築に對し國庫補助率の特例を設けた例に倣ひ癩療養所の改築について國庫から二分の一の補助を行ふの特例を勅令によつて規定する事又外島癩療養所を適當な他の土地に移轉せしめる。

△時局巨款救済費 九年度の時局巨款救済費二百四十萬圓の後半期分の配分については今回の風水害を考慮に入れ災害府縣には多額を配分

「後藤内相奏上」風水害地方を視察して歸つた後藤内相は九月二十七日午後四時宮中に參内、天皇陛下に拜謁仰付けられ風水害による被害状況を救済策等につき委曲上奏申し上げ御前を退下した。

「復舊費と低資融通」政府が臨時議會を開くこととなつたので内務省は九月二十七日午後二時半から約四時まで内相官邸に關西の風水害対策の省議を開き後藤内相、大森、丹羽兩大臣その他各局長出席して協議した結果左の諸件に關する豫算及び低利資金融通に着手することとし出来るだけ速かに調査成案するやう取急ぐことを申合せた向同日午後五時半から更に省議を續行して調査順序の細目を打合せた。

臨時議會に提出する豫算

一、災害復舊費（風水害及び津浪の害に關する土木事業を主とする災害復舊の地方費に對する補助及び利子補給）

イ、神社及び神苑（例へばたゞすの森の如き）の復舊、ロ、直轄工事被害の復舊、ハ、罹災者のうち孤獨になつたもの、如きに對する社會事業的施設

ニ、傳染病院法による防疫費、ホ、救済費補給

△低利資金融通

一、住宅の復舊

向學校の復舊は函館火災の場合の例もあるので今回も文部省において成案した漁船は農林省、工場は商工省においてそれ／＼着手するので内務省としては前記の諸件に力をそ／＼ごとく又都市計畫關係の豫算は必要なしといふに意見一致した、又政府が臨時議會に對し九州旱害、養蠶縣の窮乏、北陸水害等に關する豫算をも付議することになればこれに關する成案は速かに完了し得ると

「困窮民を救済」内務省は十月一日午前午後にわたり省議を開き旱害地方、凶作地方及び養蠶縣に對する巨款土木事業の内容を協議し左の諸點につき意見一致した。

一、巨款土木事業はその日の生活に困る農民を救済するを目的とするから農民の産業資金の如きには觸れず尙低利資金融通の方法を取るとしても府縣に對する融通に留めること

一、兩三年間の巨款事業の實績に鑑み今回は町村經營事業を主とし府縣經營も若干認める程度としなるべく國營のものを選べることを避けること

一、養蠶窮乏縣としては長野、山梨、群馬、埼玉の諸縣を範圍に入れることは確定的であるが栃木、茨城その他を入れるか否かは更に考究しまた始めから養蠶縣への配當を決定せず場合によつては單に養蠶縣對策として豫算を取り後において縣に對當てるの方法を取ること

一、旱害、凶作、養蠶については貧農の戸數人口が標準になるから當該府縣の貧農階級の數を各方面から統計をつくること

向内務省としては關西風水害に關する復舊費及び旱害凶作養蠶縣に對する巨款土木事業費を合して大體一億圓を大藏省に要求するに決した

「都市計畫災害対策調査會」内務省都市計畫課では今般の關西風水害の現地調査の結果都市計畫災害対策調査會を設ける事となつたが、先づその前提の一部門として建築物災害対策協議會を開いて建築物の倒壊原因を討究し並に災害對策を確立するため、建築界の權威である建築學會の會長佐野利器博士、帝大教授内田祥三博士、日大教授笠原敏郎氏、早大教授内藤多伸氏、工業大學教授小林政一氏及び民間建築家中村傳治氏、警視廳建築課長北澤五郎氏、内務省松村都市計畫課長、中村事務官、菱田、本田、小林各技師等、が出席して十月九日午前九時内務省において協議した。

臨時議會大演習前に召集困難

西下を前に

後藤内相談

後藤内相は十月九日午後一時東京驛出發西下、名古屋における同夜の全國方面委員大會に出席したが出發に際し臨時議會地方長官會議等に關し内相は左の如く語つた

選舉法施行令は大藏内務兩省間の話をすませたので十二日の閣議には上程し得ると思ふ、選舉に關する改革は法規の改正のみで達し得るものではないのだから施行令が出来て施行する機会に肅正委員會官制も一緒に整備しておきたいが肅正委員會の經費について大藏省がやかましいやうだ、然しこの經費は臨時議會に提出すべき問題ではない

關西風水害復舊費は十日頃には一通り出来上りまた府縣に向いた調査班がこれを實地査定するのでいつ頃出来るかは不明であつて成るべく早く早く成案したいと思つてゐるが今月中には出来上るだらう臨時議會の開會日取はまた判らぬ、各省で臨時議會に出すべき準備を十月中に整へるのだから今月中旬すぎにならなければ十一月のいつ順開くかといふ開會時期の見當がつかないが大演習前の開會はむづかしいかも知れない、會期は長くなくてよいと思つてゐる

風水害旱害凶作等に對する政府の大體の方針が決定すれば臨時議會前に地方長官會議を開き得れば開きたいと思ふ、議會前に政府と地方長官との間で打合せた方が便宜であり齊藤内閣の時局巨款事業の時も議會直前に開いた例がある、然し大演習のすぐ前に地方長官會議を開くのはよくなくまた十一月下旬では地方議會を開會する所も多くなるので地方長官會議の時期もハッキリしない

「内相蔵相に再考要望」臨時議會に提出する内務省所管の災害復舊土木事業費及び通常議會に提出すべき土木費、地方財政調整交付金等の諸問題が未決のままとなつてゐるので、後藤内相は十一月十日午前九時半私邸に藤井蔵相を訪問、約一時間に亙り種々具體的に懇談した結果、大演習中に大藏内務兩省間で事務的の折衝を行はしめ内相が大演習から歸京した上で蔵相内相の間において事務當局の交渉に基いて協議決定することを申合せたが内相からは明年度豫算の復活につき大藏省削減は餘りに苛酷であるから十分考慮されんことを希望して會見を終つた

「藤井蔵相談」後藤内相と會見後藤井蔵相は次の如く語つた

復活要求費目については内相からお話を承つた、これについては大藏大臣としては意見は述べなかつた、土木事業費と醫療救護費の要求は大體災害豫算に織り込むつもりだ、財政審議會や増税のことは觸れなかつた、林陸相の前橋における車中談を見ると大藏大臣の財政方針と違つてゐるやうに傳へられて居るが、いやしくも陸軍大臣はそんなことをいはれないと思ふ、それには信すべき根據がある、恐らく何かの間違ひであらう

「災害土木費の府縣割當」内務省では臨時議會に提出すべき災害土木事業の關係府縣割當につき十一月二十五日午後土木局會議を開き廣瀬土木局長、武井河川課長以下關係官參集の上閣議で決定した災害土木費國庫補助三千七百三十七萬九千圓に基き事業費總額を算定の結果七千五百六萬圓を決定之が關係三十三府縣の割額額につき審議の上左の通り決定したので同日直に關係府縣長官宛宛通牒を發すると共に國庫補助については鳥取九割、高知、岡山七割五分、兵庫は郡部經濟を一縣とみなして現行規程により補助四十萬圓を各元利とも國庫において補給する特例を認むる以外は各府縣とも現行災

寄土木國庫補助規定によるべき旨内示し東北四作地その他降雪等の關係で緊急を要すべき地方は直に事業施行にとりかゝる様同時に通牒した二十五日決定した災害土木事業費七千五百六萬圓の各府縣割當は左の通りである(單位千圓)

青森	一、〇八九	岩手	一、四三九	秋田	一、八三九	山形	一、四七六
新潟	二、七五〇	富山	三、五二八	石川	二、二三六	福井	一、一〇〇
長野	四、七九三	岐阜	九一〇	静岡	八五四	三重	一、〇五四
大坂	二、一二五	兵庫	九、六〇三	奈良	五八九	和歌山	八一四
鳥根	三、〇六六	岡山	一、五〇九	廣島	七一一	山口	六〇六
香川	七九四	愛媛	七六〇	高知	五四一	福岡	一、〇七七
大分	八五〇	宮崎	五二一	沖繩	五一九	計	七五、〇六〇

「公共借入金利子補給」内務省では災害、凶作並に養蠶地不況に伴ふ地方公共團體借入金利子補給問題につき大蔵省と折衝を重ねた結果解決の運びに至つたので、利子補給額決定次第臨時議會に提案する事となつた、内務省が地方廳の申告に基き査定した地方借入金總額は二億三千七百五十二萬六千圓でこの内譯は

- 一、内務省關係 一億五千三百七十萬圓
 - 一、農林省關係 一千六百七十八萬一千圓
 - 一、文部省關係 六千七百七十七萬五千圓
- 右の如くで、その大部分は大蔵省預金部より借入れる方針で、五ヶ年間の据置期間中の利子は全額國庫より補給すべく内務大蔵兩省間で交渉してゐるが九年度分の利子補給を要すべき借入金の内譯は次の如くでこの利子は概算三百七十七萬六千圓である(單位千圓)
- △内務省 一、風水害復舊費 六一、二〇五
 - 一、災害及び養蠶不況對策等の事業に充當する借入金 八、四四一
 - 一、災害に伴ふ歳入欠陥補填の借入金 一三、一六二
 - 計 八二、八〇八
 - △農林省 五、三一一
 - △文部省 二九、八七六
 - 總計 一一七、九九八

(ホ) 農林省災害救済對策

「政府米拂下」關西大風害につき農林省は調査員を特派するとともに救済復舊の善後措置の準備を整へつつあるが、もつとも緊急を要する飯米については至急被害地の状況を經地方法長官の申請に應じ臨時政府米の拂下げを行ふ方針で大阪、神戸その他關係地方の政府米の浸水を免れたものを調査してゐる、小漁港の破壊せるもの、出水のため川排水施設の押流されたもの等は豫備金又は匡救土木豫算の一部を特に振向けて復舊せしめる方針である、また稲作は颱風の通過した跡は總なめに倒され冠水の憂目を見た模様で桑園、果實園、畑作等の被害も豫想以上に大きい見込で、これらの地方は米作の減收と相俟つて農家經濟に大きな穴があいたことは必至なので特に被害の大きかつた地方は別途の救済施設を講ぜねばならぬと決意してゐる

「濡れ米拂下」關西大風害につき農林省は大阪、神戸兩米穀事務所をして被害調査を命じ應急措置を講ぜんとしてゐるが取敢ず濡れ米となつた政府米は兩米穀事務所長限りで適當に拂下げを行はしめるに決し九月二十二日米穀局から電命した、濡れ米になつた政府米は神戸米穀事務所の報告で

は五萬三千五百俵、大阪はまだ判らぬがこれより遙に大きい見込で拂下げを本省に稟申せず地方米穀事務所長限りで行はしめることは前例にないことである、濡れ米でもこの調子で早く拂下げれば十分飯米の用に供せられるため米穀局では平岡經理課長を二十二日夜事務聯絡のため大阪へ急派した

「建築用材拂下」農林省では今回の關西風火害により建築用材が品不足を理由として市價額に昂騰せるに鑑み大阪、高知兩營林局の手持建築用材を兩營林局限りで適宜に廉價拂下げをなさしめることとなり九月二十二日山林局より同様電命した

「米穀局長善後策に西下」關西地方風水害により政府民間倉庫に保管中の政府所有米多數が濡米となり農林省では急速にこれが處分を講ずる必要あるためその措置を一任された荷見米穀局長は横山内地、平岡經理兩課長を仲ひ九月廿七日午後一時東京驛發特急富士で西下した、同局長は専ら大阪事務所にあつて拂下げ及び被害政府倉庫の前後措置等に關し適宜專決する筈である

「濡れ米拂下」農林省の荷見米穀局長は九月二十七日午後一時東京發富士で西下したが大阪及び神戸における政府所有の濡れ米は續々と大量處分される見込で恐らく五六十萬石を突破するのではないかとのことである、右の大量處分に先立ち農林省は同日午後濡れ米拂下げの手續要綱を左の如く發表した

- 一、種類 昭和七、八年産内地玄米及び昭和八年産朝鮮玄米とす
- 二、數量 目下確定し難きも毎日仕譯濟次第相當數量を取纏め賣却す
- 三、方法 入札の方法により申込價格の高き者に隨時契約を以て賣却す
- 四、保證金 一俵に付五十錢以上とす
- 五、その他詳細の事項は當該米穀事務所に付照合すべし

「拂下げ申込續く」米價昂騰により九月二十六日大阪米穀事務所に公定價格拂下の申込が五百俵現れたが同日夕刻さらに名古屋米穀事務所にも一萬五千四百二十九俵の申込が現れ政府は直にこれを受理した、かくして同日中の申込數量は合計一萬五千九百二十九俵となつた、最高價格買受申込は同日以後引つゞ各地に現れるであらうと見らるゝに至つた

「救済豫算」農林省が臨時議會に提出すべき救済對策は東北地方の冷害、北陸地方の水害、九州四國地方の旱害並に關西地方の風水害と全國的に互るものであり救済豫算の金額は内務省に次いで尨大のものとなる模様である、而して農林省の對策としてはまづ被害地の復舊と現金給付を目的とする農業土木事業の起工の二項目を中心として樹立することに決定して居りこれと同時に肥料購入その他の低資融通を圖るべく立案を急ぐこととなつた、對策として考慮せられる項目は

- 一、農用地の復舊 一、林野の復舊 一、林道の復舊 一、農舍其の他農業設備の復舊 一、船溜船揚場の復舊 一、用排水事業 一、小農業土木事業
- の諸項目で豫算の金額についてはまだ判然としない、臨時議會開催期は山崎農相の意向としては十月末には開きたい方針で九月二十九日の閣議でも一應その希望を開陳する事となつた

「農林省拂下げ状況」大阪及び神戸における政府所有濡米は六、七十萬俵以上に達するものと推測されその處分については西下中の荷見米穀局長が對策を樹立するが、九月二十七日午後農林省でそれに先立ち濡米昭和七八年産内地玄米及び八年産朝鮮米の一部拂下げを發表した、尙ほ濡米は同二十八日午後四時より入札を開始した所希望者豫想以上の多數に上り賣却豫定數量たる八千六百六十七俵に達し午後五時締切つたが賣却價格の高いものに隨意契約を以て賣却された

「荷見局長談」九月廿八日大阪の濡米状態を視察した荷見米穀局長は語る

大阪の被害は豫想以上に多く大體百萬俵に上る模様で全部入札または飯米用として拂下げるつもりだ、濡米の實質を試験して見ると歩止りは割によく二等白米位にはなると思ふ、米價は續いて高いが大分拂下げても居ることだからもうさんには行かぬだらう、來月一日發表豫定の第一回収穫豫想は今月二十日までの調査で颯風の二十一日は入らぬから當然第二回發表とは大分違つて來るはずだ。

【農林省發表】 二十七日公定價格による米買入申込數量は左表の通りである(單位俵)

事務所	申込	累計	事務所	申込	累計
大阪	二、六〇〇	三、一〇〇	酒田	四八〇	四八〇
名古屋	六、〇八〇	二一、五〇九	金澤	一、〇五九	一、〇五九
			合計	一〇、二一九	二六、一四八

(ハ) 文部省の災害対策

「松田文相參内」 松田文相は風水害による學校倒壊並に児童教員の惨死等教育上の重大事件出來したので過般來その實情を調査せしめてゐたが、九月二十五日午後二時半宮中の御都合を伺ひ參内 天皇陛下に拜謁仰せ付けられ右の次第を奏上し御下問に奉答して退出した、文相は文部省に歸るや直に添田、三邊兩大臣以下の首腦部を大臣室に招き赤子を慈しみ給ふ有難き聖旨を傳へ今後再び今回の如き災害を蒙る事なきやう種々協議したが、まづ文部省としては氣象通報を徹底せしめると共に國民一般の氣象に關する知識を向上せしめ氣象通報に對する關心を高めしむるやう適當の方法を講ずることを申合せた。

「學校復舊を急ぐ」 文部省では今次の風水害に學校建築物の被害殊に夥しく多数學童を死傷せしめたに鑑みこれが被害状況並に原因調査のため官房建築課長柴垣太郎氏を特派することになつた、柴垣氏は九月廿五日夜東京驛發西下現地に赴き多数學校建築物の被害が全く不可抗力であつたか、又は建築技術上缺陷があつたかの點につき根本的調査を遂ぐる筈でこの結果は將來學校建築に技術上の影響を與へるものとして注目されてゐる。

「欠食兒童給食費」 文部省では關西地方大風水害の視察に出張中の服部普通學務局長が歸京したので九月二十七日午後二時半から省内に省議を開き添田、三邊兩大臣以下の首腦部出席服部學務課長の視察した大阪府下全般及び和歌山、兵庫兩縣下一部の災害状況の報告を聴取し、これに基いて應急対策を協議したがその結果文部省としては

- 一、直轄學校復舊費
- 一、小、中學校復舊建築費補助
- 一、欠食兒童給食費
- 一、學用品給與費

等を文部省として要求すべき方針を決定した、右のうち兒童の給食學用品の給與は一日も遅延すべからざる性質のもので通常議會は勿論、臨時議會をも待ち得ざるものとして豫備金の支出を要求する事となつたが目下大阪府下だけで要給食兒童數は十二萬人に上るといはれてゐる、文部當局では京阪地方は勿論四國、中國の罹災各縣に對しては視察をして目下調査を急がしめてゐるがその概數の判明次第取急豫備金支出を要求する事となつた、尙直轄學校復舊費は大阪、兵庫兩地方のみで百五十萬圓程度であり報告未着の地方を加へれば三百萬圓見當に上るものと推定され、小、中學校建築費は大阪府下のみで三千五百萬圓を要するといはれ大阪府下の町村では小學校舎建築費の半額の國庫負擔を希望してゐるが文部當局はどの程度の補助をなすか未定であつて目下災害地出張中の柴垣建築課長の歸京を待ちその専門的な見地からの報告に基いて補助並に工事監督の方法を決定することとなつた。

「文相西下」 松田文相は今回の關西風水害で學校の倒壊、學童の惨死等甚だしきものあるため九月廿九日東京驛發列車で大阪に赴きこれ等災害地、主として被害學校の視察をなして三日早朝歸京した。

「罹災小學校に國庫補助」 風水害視察の松田文相は九月三十日午前大阪驛着列車で林陸相一行と來阪官民多數の出迎へを受けて府廳に到り二階貴賓室で約一時間に互り縣府知事、岡山學務部長、島田學務課長等から學校被害の報告を聴取した、尙ほ縣大阪府知事は同日松田文相に狀況報告の後學校復舊に關して

又災害に對する小學校の國庫補助は東京大震災の時にならひ國庫補助を與へられるやう文相の盡力を願ふ旨力説したがこれに對し文相は努力する旨を言明したので關係者等はこの文相の言に力を得て今後積極的に實現運を開始することになつた。

次いで文相は大阪私立學校聯盟代表私立大阪商業校長他多數から「私立學校の復舊に關し政府の援助を切望す」といふ陳情を受け同十時大阪市廳を経て各所を視察しそれより冷雨を衝いて北河内郡守口第二小學校、大阪市江第二小學校等の痛ましい廢墟と化した小學校を視察晝餐の後阪大病院に赴き傷病兒童をやさしく慰問した。

給食と學用品給與豫備金より支出 參内前 松田文相 談

松田文相は關西地方大風水害の被害もつとも甚だし大阪、京都、兵庫三府縣を視察し十月三日午前九時東京驛着歸京したが文部省大臣室において今後文部省のとりべき対策その他につき左の如き談話を試みた、文相は同日午後二時參内、主として小學校の被害状況並に今後の対策等につき委曲奏上申し上げ御前を退下した

關西地方を襲つた風水害の實情を視察した驚くの外はない、殊に學校が多数倒壊し多数學童の死傷した事は遺憾千萬で同情に堪へない、この慘禍の中にあつて教師が自己の生命を犠牲に供して學童の生命を保護した事實、また生徒は自分の生命をすて、級友を助けた等の事實はまことに崇高なる犠牲的精神純真なる人間愛を發揮した生ける教育の資料で、かゝる人々に對しては公正な調査を遂げその功績を表彰したいと思つてゐる

學校の倒壊は大體は暴風雨といふ不可抗力によるものであるが二三建築において遺憾の點があつたやうである、未だ文部省としては對策を決定してゐないが私の意見としては第一に氣象に關する知識を國民に養成せしめること、第二には暴風に耐へる學校建築の必要なることである、財政上鐵筋コンクリート建築が不可能ならば講堂のごときをコンクリートとし災害の時にこれに避難するといふことも考へられると思ふ、要は木造といへども堅牢にすべきである、第三には非常時に對する訓練の必要で、倒壊した學校においても訓練の行届いたところでは一人も死者も出さぬといふ所もあり、訓練不足のところではこれと正反對であつた

尙欠食兒童の給食、學用品の給與は一時も早く行はねばならぬ緊要事であるから臨時議會をまたず第二豫備金より支出することに大藏大臣と諒解が成つてゐるが學校建築には低利資金を融通する、これの利子の補給とその他國庫助成金等については未だ決定は見ないが文部省としては大いに盡力するつもりである

「欠食兒童の救濟」 文部省では臨時議會を待たず第二豫備金より取敢ず兒童救濟金七十七萬圓を支出することになり、關西風水害各府縣の救濟兒童町村の調査を進めて居るが全災害地の救濟學童は大體十九萬名に達する豫定である、これに對して一日晝食四錢また七萬餘名に對して學用品、教科書、被服費七圓の半額三圓五十錢(三陸地方三圓廿五錢)を補助する事に内定、この補助額の算定骨子は、被服費四圓五十錢、學用品二圓、教科書五十錢計七圓となつてゐる、この第一次非常時救濟は十二月末まで、七十七萬圓で、今月下旬か來月上旬までに町村割當額を決定配給の豫定、更に一月から三月まで繼續して欠食兒童救濟、一部未配當の學用品補助費を支給するが、この費用三十餘萬圓を臨時議會に追加豫算として提出するはずであり、十年度に

おいてもその状況によつては半年から一ヶ年にわたつて欠食児童救済を繼續する方針である、尙九州旱害、東北の冷害による農村の凶作、長野、山梨外八縣にわたる雨價暴落による農村の困憊甚だしきものがあるので、小學児童の欠食救済を明年度端境期まで行ふことに決定し、取敢ず臨時議會に追加豫算として提出することになつてゐる。

(ト) 商工省災害救済對策

「町田商相西下」町田商相は九月廿七日後藤内相の關西暴風被害實情調査報告を聴取した結果、商工業者の被害は想像以上に甚大なるものがあるため廿八日東京驛發西下、大阪、京都、神戸の商工業被害地を視察し同地商工業者の意見をも聴取し救済策を樹立する事に決定したが尙商相は十月二日東京驛發歸京當日の閣議に右視察の模様を報告する處あつた。

「商工組合の施設復舊」商工省關係の根本方針は町田商相が九月二十九日夜西下、現地を視察し當局の意向を聴取した結果によつて決定することとなつてゐる、しかしして現在府縣に對する諮問の答申がほとんど無いため更に同月二十八日商業、工業兩組合に對し諮問を發する事に決した、商工省としては復舊政策中先づ根本の中小商工業者對策については商工業組合に基礎を置き破壊された組合の共同施設の復舊と現行の低利資金制度を更に擴張せる復興資金の融資にあるが根本的に救済策を實行するためには何等かの形において國家による補償制度を施行する必要に迫られるので目下詳細に商務、工務兩局においてそれ〴〵豫算概算の作成に努め原局案作成の上はこれを持ち寄つて商工省原案を決定することとなつた。

復興策の輪廓は協議會で

西下の 町田商相談

町田商相は關西風水害による産業の被害状況を視察し併せて復興政策の腹案を得るため九月二十八日午後東京驛發の列車で西下したが車中左の如く語つた。

政府も愈々臨時議會を開いて急を要する災害對策を提案することとなつたが、その中關西風水害對策に就いて商工省關係としては臨時議會を待たず實行し得るものはどしどし實行し關西地方に復興の氣分をまづ醸成したいと考へてゐる、二十九日午後四時から大阪商工會議所に協議會を開いて復興策を練る考へだがその協議會において復興策の輪廓だけでも得たい、大阪府廳の調査では工場被害總額は一億三千萬圓となつて居り一億程度の復興豫算を希望してゐるやうだがその中には大資本系統の工場もあることだから自力で復興し得るものは相當多いことだらう、元來大阪は政府の力に頼らず自力でやるといふ習慣がある上に景氣も相當良かったところだから復興は案外容易であらうと思ふ、勿論政府としても低利資金の融資なり臨時議會を待たずしてやれるものは速急にやる考へで唯利子補給、損失補償、助成金となる議案の協議を要する譯で速急にはやれないが大體應急策は臨時議會を待たずとも商工省關係は済むのではないかと見てゐる、現地で復興策の輪廓を得て歸京後速かに大藏省と折衝したい。

風水害地方の中小商工復興策

西下中の 町田商相言明

風水害の中心をなす大阪商工會議所では中小商工業者復興のため政府損失補償案を協議し西下中の町田商相並に矢吹大藏政務次官にこれが實現方を猛運動中であるが、これにつき十月一日町田商相は左の如く同案の實現は極めて見込薄となし中小商工融資に當つては從來兎角圓滑を欠いてゐた融資方法を改善し預金部低資によつて進まんとする方針であることを明かにした、即ち

大阪商議の提案なる政府補償案は前例のないことで關東大震災の際にも償還期限を永くすることによつて貸出條件の緩和をはかつたに過ぎない、この點同案實施の見込が薄い、それよりも預金部には一億五千萬圓ほどの金があるからこれによる低資融通の方法を講じたい、從來低利資金の融通には主として府縣市並に特銀を経てゐたがその貸出し成績は非常に悪い、例へば京都の中小商工業損失補償制度の割當額は三百萬圓だが貸出しはまた僅か八

萬圓にしか及んでゐない、これを考へるに從來の融通方法には何等かの欠陥があるに違ひない、だからこの際特銀普通銀行の方々と相談して新しい融通方法を考案し以て今回の低利資金の融通に萬全を期したいと思ふ。

(チ) 陸軍の災害復舊費

陸軍では今回の近畿地方の大風水害により大阪第四、京都第十六、姫路第十、善通寺第十一、廣島第五各師團管下の各部隊の損害は相當甚大の見込みであるがこれが應急復舊費として取敢ず二百萬圓を要求することに決定した。

風水害復舊問題等に就いて

郷土入りの 林陸相時局談

陸軍大臣として晴の郷土入りをした林銃十郎大將は九月三十日午前京都並に大阪兩市の風水害による陸軍關係の被害の視察を行ひ同午後十時五十七分金澤驛着列車で宿舎古今亭に入った、陸相は語る。

關西地方の風水害による陸軍關係の被害は一千萬圓見當で、その應急復舊費は二百萬圓を超過することになるであらう、在滿機務改革問題は既に廟議で大綱が決定し目下法制の立案中でこれに伴ふ豫算の編成も臨時議會までに間に合せ是非上程すべく努力中である、尙本問題について滿洲で關東廳並に警察官の動向が相當問題になつてゐるが國家的大局の見地から現地の治安を正當に認識すれば過去現在將來に互り軍部の力を要するものがある、強ち警察行政の精神を無視する意圖は毫もない、要するに問題の真相がはつきり諒解出来てゐないのは遺憾である、對滿事務局總裁並に次長については目下入選中であるが自分は今の所總裁を文官側から銓衡し次長を軍部側から出す考へである

と言明し對滿事務局總裁の入選問題について注目すべき意向を漏らした。尙陸相は一日は幕參、二日金澤衛戍各隊の閱兵式に臨み直に市民大會に臨席、四日富山に一泊五日午後歸京した。

(リ) 鐵道省災害救済對策

「颶風對策研究」瀬田川鐵橋上の七列車顛覆事件は果然本省内で問題化し九月二十二日午後三時、内田鐵相の參内を前に重要省議を開き鐵相から

一、七列車顛覆事故は科學的乃至技術的に絕對不可避のものか否か

一、事故發生後約一日間も通信機關の杜絶したことは大鐵局の對策適切をかいだためか或は國鐵通信機關の根本的欠陥によるものか
を提議慎重討議の結果、山田官房研究所長に命じて徹底的研究を進めることになつた、研究所としては從來慣例とされてゐた風速三十メートルにおける運轉休止を科學的に立證、國鐵の新らしき脅威颶風對策の基礎を確立することになり、颶風の襲來と共にダイヤの拘束を無視して颶風を避けながら進行を續け事なきを得た四列車、二列車の體験をも參考として綿密に調査研究する方針である。また國鐵の面目問題とまでいはれた通信杜絶は從來の空中架線の強度にも重大原因があり今回程度の颶風には明かに堪へ難いので將來これをケーブル線とするか乃至は無電によるかの問題が生じ何れとするも相當の經費と幾多考慮を要する障があるもので、これについても比較研究を遂げ將來の對策に萬全を期することになつた。

「建築材料の運賃は五割引」鐵道省では風害地方に對して先に救恤品の無賃輸送を始めたが、二十三日午後二時に發表された警保局の報告に基き復興用建築材料の運賃五割減を決定し直にその手續をとつた、また救恤品無賃輸送區域は最初岡山、兵庫、京都、大阪、滋賀の五府縣であつたが、二十三日より高知、徳島、香川、岐阜、愛知、三重の六縣を加へることとなつた、尙從來復興材料には奸商が付物であつたが、今回はその弊を一掃すべく鐵相は大阪鐵道局長に依命通牒を發し、前記關係十一府縣知事に依頼して減賃扱ひの復興材料には不正商人の介入を許さないことに決した。

「内田鐵相參内」内田鐵相は九月二十七日午前十時宮中に參内過日大暴風雨の際瀬田川鐵橋において列車覆轍慘事の現場に親しく侍從を御差遣あらせられたるに對し侍從長を経て御禮を奏上して退下した。

(又) 遞信省の復舊費

各地電信電話回線の不通箇所は廿五日を以て山陰、山陽の一部を除く外東京岡山間の大部分の復舊を見たが、この復舊に要する損害額は風害の外水害による被害が意外に大きく、目下報告されたところは大阪遞信局管内約百二十萬圓を筆頭として廣島約二十萬圓、東京二萬一千圓、名古屋一萬七千圓と總額約百五十萬圓に達する見込みである。

(ル) 司法省災害復舊豫算

司法省所管の風水害復舊費四十六萬餘圓は十月五日小原法相の決裁を経て左の如く決定、即日大藏省に廻付して臨時議會提出の手續きをとつた
▲大阪其他裁判所復舊費(十三萬六千圓) ▲大阪・京都・奈良其他刑務所復舊費(三十三萬一千圓)

九 政府關西地方救済を急ぐ

後藤内相急據西下

「臨時重大閣議」關西地方における風水害應急對策のための臨時閣議は九月二十二日午後四時から首相官邸に開催全閣僚出席、まづ岡田首相より今回の風水害に對し各省所管の被害状況を詳細説明された旨希望し各閣僚より次の如き報告があつた

松田文相 災害地における小學校教員等の中には身を挺し児童の救助に當り犠牲となつて倒れたものも少なくないとの報告があつたがこれ等に對しては適當な方法で表彰等を行ふべく考慮中である、尚羅漢地方には各方面から同情、救援の手が差し伸べられることと思ふが國民精神上飽くまで他力を排し復興精神の自力的振作を必要とすると思ふ

藤井藏相 大阪組合銀行では廿三日(日曜)も特に閉店し一部の支拂ひをなすはずである、將來も低利資金等の融通に關しては十分便宜をはかる

内田鐵相 鐵道としての被害は神戸、大阪の關西方面よりも岡山縣下において著るしく山陽線は連絡不通となつてゐる

床次運相 船舶の損害は思つた程でなかつた、電信、電話等は大體復舊したが電力供給の方は恢復容易でない見込である

その他林陸相、山崎農相、町田商相、小原法相よりも簡單な報告あり、後藤内相よりは數字をあげて詳細なる狀況報告があり取急ぎ全閣僚を代表して災害地慰問を兼ね視察に西下することに決定、終つて

岡田首相 當面の問題としては罹災者の救援、醫療、防疫等には十分手を盡してゐるが引續き飯米復興木材等の供給に關しては萬全を期し協力を得たい、右 應急對策後は更に被害地方の自力的復興、資金の回滑する供給等に特別なる御援助を請ふ

旨を述べ同五時半散會したが災害對策に關聯しての臨時議會開會の問題及び復興應急資金を如何に賄ふべきか等具體的問題に關しては何等觸れず二十五日午前九時半より閣議を開いて應急對策の具體的内容及び根本對策の方針について協議をすることになつた。

一〇 風水害地救済具體策協議

「定例閣議」九月二十五日の定例閣議は午前九時四十五分から首相官邸に開催、關西地方風水害狀況視察のため西下した後藤内相を除く各閣僚出席

廣田外相より北鐵買収幹旋に關して報告あり

山崎農相 今回の風水害によつて農業のみならず水産方面も甚大な被害を受け漁舟の沈没したものが八千餘隻に及んでゐる、大阪に保管中の政府米のうち民間倉庫に在るものは濡米が大分できた、長野縣の如きは蠶桑業不況によつて疲弊してゐるところに今回の風水害を蒙り愛媛縣は先頃の旱害に更に風水害を加重されたのでこの二縣に對しては當局としても同情にたへず何等かの對策を考慮中である

藤井藏相 大阪の組合銀行並に組合外銀行、郵便局は二十三、四兩日も休日に拘らず閉店し一口五百圓以下の支拂に應じ生命保險會社も貸出に應じたが案外總額は少なかつた、右は災害直後でいまだ資金の需要が起つてゐないためかと思ふ、日銀の當座預金引出しも案外少く岡山市では水害のため一般銀行は二十一、二兩日休業したが日銀支店は閉店し、金庫に浸水したが他には何等異狀支障なく金融關係については別に憂慮することはない

大角海相 風水害對策として海軍が目下努力してゐるのは
一、救護材料の配布、通信、交通等の聯絡、掃海作業であるが掃海作業は現在驅逐艦二隻、特務艦二隻をもつて行つてゐる、大阪築港内には沈没船多く今後掃海艇を増派し水路部より専門家を派遣する必要の起ることと思ふ

内田鐵相 鐵道の被害は應急費として五百萬圓、復舊費を合すれば一千萬圓に達する見込で貨車千輛が破壊されてゐる、罹災地の方の運賃減免に關しては前例によつて即行してゐる

一一 災害地救済の臨時議會召集に決す

首相閣僚後藤内相の報告聴取

岡田首相は風水害地方を視察して九月二十七日早朝歸京せる後藤内相に來邸を求め、更に招きに應じて來邸せる閣内長老たる床次運相、町田商相と共に内相より視察の結果を詳細に聴取し内相の報告を基礎として被害地復興施設を中心とする臨時議會問題その他の諸對策につき重要協議を行つたが、財政關係があるので更に十時半藤井藏相の來邸を求め關係五相協議の結果災害地の人心安定、復興計畫の促進のため風水害地方の救済を中心とする臨時議會を召集することに意見の一致を見二十八日の定例閣議において正式決定することになつた、なほ今度の臨時議會においては右の風水害地方の救済の外窮乏貧乏地方の救済、北陸水害地方の救済、東北冷害地方の救済、九州四國地方の旱害地救済、在滿機關改革實施に伴ふ經費計上、等である、即ち政府としては臨時議會を開く以上懸案の農村諸對策についても政黨方面の要望もあるので一括して議會の題目として岡田内閣の施政の意のある所を國民に知らしむべきであるとなしてゐるが、このため農村諸對策にして九年度追加豫算で要求すべきもの又十年度豫算まで延ばさんとしたものも臨時議會において實現せしめんとし居り更に風水害地方の復興計畫にしても國庫負擔分と地方負擔分の調査にはこれから取りかゝらうとしてゐるから臨時議會を早急に召集することは事務的に見ても困難である、右の如き事情で開會は一日も早きを要すれども目下十年度豫算編成期に當つてゐるので事務的事情より十一月下旬開會する事となつた。

「岡田首相談」後藤内相の視察報告を受け更にこれに基き臨時議會問題を中心とする風水害地方救済策につき四相と重要協議を遂げた岡田首相は會議後左の如く語つた

後藤内相の話聞いて豫想外に被害の甚大なのに驚いてゐる、なにしろ今年は何鹿島から青森にかけての全國的に風害、水害、冷害、旱害等複雑な天災に見舞はれたわけだ、臨時議會の問題は大至急に調査を進めて復興費の勘定が出来てどれ程國が負擔しなくてはならぬかがわからなければ開くとも聞

かぬとも申されん、然し調べにより開かねばならぬとあれば早速に開くよ、だから時期のこともわからん、兎に角臨時應急のことはやれるだけやつて
る、明日(二十八日)開議でも色々話す積りだが取り敢えず今日集つた四相には調査を出来るだけ急ぐやう頼んで置いた、商工大臣は關西に視察に
出るかも知れんといつて来た、藤井大藏大臣も臨時議會を開かなくてもやつて行けるなどとはいつては居らなかつた、損害が如何程莫大でも國のこれに
對する受持ちといふものはちつとやそつとで判るものでないからその點調べを急ぐやうに心配してゐる次第なのだ。

一一一 臨時議會召集につき

岡田首相と鈴木氏會談

鈴木政友會總裁は九月二十七日午前十時四十五分首相官邸に岡田首相を訪問し臨時議會召集問題につき次の如き懇談を遂げた
農村の窮乏は實に見るに忍びざる現状にある、我黨では眞にこれを憂へて既に二回まで首相を訪問せしめたのである、時々關西に空前の大災害が起
り、都市農村の大部分が大打撃を受けたことは、國家の現状に照して誠に憂慮に堪へぬ、この際は速かに臨時議會を開いて一般農村窮乏並に災害救済
の應急對策を講ずるより外に途はないと思ふ、お互に國家を憂ふる立場上黙視する能はず本日首相を訪問したのである、宜しく自分の意のある所を酌
まれて虚心坦懐、速かに臨時議會開會の運びを取られんことを望む
と首相の考慮を求めた、これに對して岡田首相は
後藤内相の報告を聞いた上幾許の國庫負擔を要するかを取急いで調査し臨時議會を開くとすれば一日も早く開かなければならぬが御受合をするわけに
は行かない
と答へた、そこで鈴木總裁は重ねて

災害救済といふやうなことは氣合ものであるから完全な案が出来ないでも早い方が効果がある一日遅れればそれだけ人心不安に陥る、陛下には十一月
十日頃大演習に行幸の由に拜聞するが十一月末に開くとすれば通常議會の開近になるから是非大演習前に開くやうに取計られたい、遅れると却つて種
々の非難攻撃が出るから其點からも早く開く方がよい、責任支出や、豫備金支出位のことでは到底間に合はない、眞に國家を憂ふるならば厘毛の末に
拘泥せず大綱みに大方針を樹て、速かに臨時議會召集の手續をとられんことを望む
と念を押す、首相

大綱みのことも今のところは見當がつかないが折角一生懸命に調べて見ると答へ會見三十分にて懇談を終つた。

一一三 臨時議會召集正式決定

關西地方大風水害並に東北の冷害九州四國の旱害等全國的災害に對する救済のための臨時議會召集を決定すべき九月二十八日の重要閣議は岡田首相以
下全閣僚出席の午前十時二十分より首相官邸に開會、先づ後藤内相は五十五分に亘り關西地方の被害状況を詳細報告し
關西各地の慘禍は豫想外に甚大でこれが救済と復興のため政府は成るべく速かに臨時議會を召集して災害對策を講ずべきであらう
と述べ續いて岡田首相は二十七日床次通相、町田商相、後藤内相、藤井藏相と會合して後藤内相の視察報告を聴取し臨時議會開會の可否について相談し
結局臨時議會召集に意見一致せる願末を述べて各閣僚の諒解を求めたが、各閣僚何れも異議なくこゝに正式決定を見更に左の三項目を決議して着々その
實行を期すこととなつた、然して臨時議會の期日、會期については出来る限り各省の調査報告を急がしめ救済對策骨子の成案を得た上で改めて決定す

ることとなつた右重要閣議を終へて後藤内相は二十七日鈴木政友會總裁並に民政黨東京地方代議士との會見の様態を報告し民政黨代議士の希望等を紹介
し藤井藏相は自分の西下については目下寸暇もない有様で遺憾ながら自分が行けないので本日午後後政務次官に行つて貰ふ事にしたと答へ尙低利資金の供
給については折角準備しつゝあると述べ散會した。

申合せ

- 一、臨時議會の問題に對して各種の災害對策の急を要するものについては臨時議會を開くものとして全國に亘り各省の調査成案を急がしむること
- 二、議會の協賛をまたずして實行し得べき緊急の施設については早速これを實行すること
- 三、低利資金の供給は必要に應じ相當の用意あり

一四 定例閣議に被害状況報告

十月二日の定例閣議は午前十時二十分より首相官邸に開會、岡田首相外各閣僚出席(藤井藏相、林陸相、松田文相欠席)先づ町田商相より關西風水害
地方視察報告として

救護方面の事はよく行届き最早一段落を告げたやうで一日を以て打切りとした、工場並に商業方面の被害は相當に上るやうである、森大阪商工會議所
會頭その他商工界の人々とも會談したが低資の融通を切望してゐた、又十數名の銀行家とも會見しこの際特に普通銀行の協力を求めたのに對して銀行
家側も商工金融に應急の措置を講ずる意向を示した、尙その際農村並に都市中小商工業救済補償融資が残つてゐる故、これを出来るだけ活用しては如
何との意見の開陳があつた

と述べついで、特に出席した、矢吹大藏政務次官より
被害地の銀行勘定を見るに貸出が餘り増してゐない、一方預金が増してゐる、前者は未だ資金の需要が起らないためであり後者は災害のため危険を感
じ財産保管のため銀行預金したものである、要するに金融界は至極落着いてゐると見ていゝ、大阪府に對する應急對策の低資融通の具體方法について
は目下研究中である、また大藏省關係の被害は大したものでなく神戸税關の百萬圓位のものである
と詳細報告し、續いて山崎農相より

本省よりは三、四十名の吏員を派し、實情調査に當らしめるとともに各府縣よりの報告も漸次取りまとめられつゝあり、これに對して對策を急いでゐ
るが雨のため耕地の流失埋没せるもの相當多く兵庫縣但馬地方においてその被害は特に大である、又果實の被害は岡山縣等において大である、漁船の
被害は兵庫、高知兩縣において特に大で被害漁船の數は一萬五千隻に及んでゐるが漁民の生命には被害がなかつた
と述べ終りに後藤内相よりも種々報告あり散會した。

一五 風水害對策閣議

各相災害地視察歸京

十月五日の定例閣議は午前十時半から首相官邸に開會(藤井藏相病氣欠席)先づ松田文相から風水害地の被害事情に關し
諸學校の建築は不良のものが多かつた故、この風水害を機會に、向後研究改善すべき要がある、父兄その他關係者は鐵筋コンクリートに改築する事を
要望してゐるが一度にこの要望に副ふ事も困難である、然し當局としてはこの點十分考究する事とし被害地に係官を残して来た、又被害に際して小學
校訓練児童中身を挺して人命救助を行つた美談が多くあつたが、之等は一つの書物に集めて公けにする方針である

と述べついで林陸相は自發的にパンフレット問題につき次の如く釋明をなした
 自分の旅行不在中陸軍省新聞班から「國防の本義とその強化の提唱」なるパンフレットを頒布しこれに對し世上種々なる論を聞くに至つた、然し軍の
 目的とする所は國防觀念につき廣く國民の諒解を深からしむるためであつた、これがためには既に軍としては幾冊かのパンフレットを出してゐる今回
 のものも今日の國防は獨り軍器、兵備のみでなく全般の社會現象に密接なる關係あることを全國民に知らしむるためであつて國防の觀點はかく／＼の
 諸點から見ねばならぬとその例示を挙げたに過ぎない、今後これを如何に調査考究し如何に實行に移すかについては各々その専門要路の各省において
 分擔すべきものと思ふ、世間の一部に傳へらるゝ如くかゝることを軍自ら行ふといふが如き意思は毛頭ない、自分が不在中であり恰も臨時議會の召集
 を控へてゐる際とて何か意味があつて突如として發表した如く見る向もあるが、かゝる事は新聞班當然の任務の一つで全然他意はないのである
 と詳細に陸軍の立場を説明したに對し、一二閣議から未だ問題のパンフレットについては内容を閲讀してゐないから本日は單に陸相の説明をきゞ置く程
 度に止めて置きたいとの發言あり更に「臨時議會においては或は議論の紛糾を見るやもしれない」との意向を洩したに對して陸相は「議會において問
 題となれば自分が全責任をもつて之に當る積りである」との意向を表明して閣議の諒解を求めた後町田商相から
 大阪に赴いた際、同地の銀行家に對して臨時議會を俟たずして出來得る事は官民協力斷行されたいと希望しておいたが、この程大阪府知事の努力によ
 り、大阪府がある程度の損失補償をなすといふ條件の下に同地の各普通銀行が復興事業に特別の融資を行ふといふ申合せが出来、岡山縣においても同
 様縣の損失補償を條件として銀行が復興事業に融資を行ふ事となつた
 と報告ありて正午散會した。

『林陸相談』閣議散會後林陸相は次の如く語つた

閣議前岡田首相と會見して在滿機構問題と陸軍省新聞班から出したパンフレット問題について説明した、在滿機構の官制化については着々進んでゐる
 模様で對滿事務局總裁は武官として當分自分が兼任しても差支ないとの應諾の旨を回答して置いた、従つて次長は文官となる譯である、事務總長は文官
 を充て參謀長に兼任させるやうなことはしない考へである、又警務部長を憲兵司令官が兼任することは既に閣議で決定してゐることであるから今更變
 更する餘地はない
 次にパンフレット問題では閣議で閣僚からも多少質問もあつたが、新聞班からパンフレットを出した趣旨は國民の國防意識を高めるためこれを以て
 直に實行を強いるといふ性質のものではない、小冊子の内容をよく熟讀して貰へば何人にも諒解されることゝ信ずる。

一六 臨時議會を決定する重大閣議

臨時、通常兩議會其他決定

『首相の善處要望』林陸相は十一月九日閣議に先立ち午前九時四十五分岡田首相と首相官邸に於て會見、豫算復活要求に關し七日藤井藏相の訪問
 を受けた顧末並にこれに對する陸軍側の強硬なる態度を説明し首相の善處を要望し種々協議を遂げ閣議に望んだ。

『藏相、首相に報告』藤井藏相は當日閣議開會前首相官邸に於て岡田首相と會見し、豫算復活要求に關する各省との折衝經過を報告した後株式市場
 昨今の事情につき説明して、何れ間もなく落着くものと思ふ旨を述べて諒解を求めた。

『定例閣議』當日の定例閣議は午前十時半より首相官邸に開かれ全閣僚出席の上
 第六十六臨時議會召集期日及び會期については去る六日の定例閣議において決定し、内閣より上奏御裁可を経たので同日の閣議席上全閣僚の副署

を了した、よつて十日官報本紙を以て左の詔書を公布された。

詔書

朕帝國憲法第七條及第四十三條ニ依リ本年十一月廿七日ヲ以テ帝國議會ヲ東京ニ召集シ七日ヲ以テ會期ト爲スヘ
 キコトヲ命ス

御名 御璽

昭和九年十一月九日

各國務大臣副署

尙十二月二十四日を以て召集することに決定を見た第六十七通常議會についても既に上奏御裁可を経たので、九日の閣議席上各大臣副署し總ての手
 續き完了した、仍つて来る十二日官報本紙を以てこれが詔書を公布されることに決定した。

右案件決定の後藤内相より去る七日東北振興のため御内帑金五十萬圓を拜受申上げたる報告と岡田首相より直に參内して御禮言上した旨の報告あり後
 藤内相より

御下賜金の用途については目下關係方面と打合中で東北農村將來の災害防止、農村更生に最も有効に役立つやう考究中であり郷藏制度についても研究
 を進めてゐる
 と述べ

次で藤井藏相は市場問題につきその實狀並に對策に關し説明し豫算に關しては藏相より各省の復活要求を速かに提出されたいと希望したのみで各閣僚
 とも豫算問題に觸れず藤井藏相の財政審議會案についても質問なく最後に大演習中の閣議について十三日の定例閣議は休會し十六日の定例閣議はもし開
 會の必要あれば大演習出張中の閣僚と打合せて開會するが原則的には休會することゝし更に首相より十九日(月)に第二回豫算閣議を開會したき旨を希望
 し各閣僚もこれを諒とした。

『災害復舊應急費支出決定』政府は九日の定例閣議において災害復舊に要する應急費を左の通り第二豫備金支出とすることに決定した(單位圓)

總額 六三九、七〇〇

内 譯

- 一、文部省所管 災害地學齡兒童就學の臨時獎勵費 一三六、四二二
- 一、農林省所管 (イ)國有林林道その他風水害應急復舊費 二〇〇、〇〇〇 (ロ)蠶業試驗所綾部試育所雪害復舊費 一〇、〇〇〇
- 一、大藏省所管 大阪、神戸税關建造物その他風水害復舊費 一九九、九三四
- 一、海軍省所管 鎮海要港部建造物風水害復舊費 二五、〇〇〇
- 一、司法省 石川縣小松區裁判所大聖寺出張所火災復舊費 五、七五九
- 一、商工省所管 金澤輸出絹織物検査所大聖寺支所火災復舊費 九、〇〇〇
- 一、留前郵便局火災復舊費(通信特別會計) 一五、〇一五

- 一、朝鮮水害罹災者救済施設補助費（朝鮮特別會計） 九八二、二八七
- 一、臺灣專賣局倉庫その他火災復舊費外七件（臺灣特別會計） 一、一九七、九四四
- 一、專賣局賠償及び購買費（内地專賣局特別會計） 一〇、〇六三、〇八一

一七 臨時議會提出災害豫算

各省復舊對策の全貌

災害豫算額二億千三百九十四萬圓

昭和九年十一月廿四日の閣議で正式に決定した災害關係の豫算案は左の通りである。

△年限 昭和九年度以降廿五年迄
△使途 災害關係の分と在滿機構改革、日蘭會商、東北振興調査會等を含む
△金額 昭和十一年度以降の國債費及び經常的經費は含まず（單位千圓）

總額	二一三、九四〇
昭和九年度	七〇、六六〇
昭和十年度	六八、三一〇
昭和十一年度以降	七四、九五〇

一、災害關係の分	二〇九、六七〇
總額	七〇、三五〇
昭和九年度	六四、四七〇
同十一年度以降	七四、八四〇
二、災害以外の分	四、二六〇
昭和九年度	三〇〇
同十年度	三、八三〇
同十一年度以降	一一〇

『九年度分内譯』臨時議會に提出すべき九年度災害費その他の追加豫算は二十四日左の通り決定した（單位千圓）

總額	七〇、六六〇
内譯	【災害關係の分】
陸軍	三、五〇〇
海軍	三、五〇〇
文部	二、一三〇
商工	二、五〇〇
合計	七〇、三五〇
外務（日蘭會商經費）	一八〇
大藏（在滿機構改革費、東北振興調査會經費）	一一〇

内務省關係一億千五百七十三萬圓

内務省の各年度に亘る災害豫算費目の内容は左の通りである（單位千圓）

總額 一、一五、七三九

乃なる事項左の如し

- ▲災害土木費補助 三七、三七九 ▲新規河川改修「手取川 五、二四七 ▲小矢部川 五、四〇六 ▲天神川 四、七七〇」 ▲千代川改修費の追加 七五九 ▲旭川改修費の追加 六、四九六 ▲斐伊川改修費の追加 九八九 ▲災害土木助成 二、三三九 ▲大阪港修築費補助 一〇、九九四 ▲農村應急土木事業 二六、六二七 ▲府縣砂防補助 一、五〇〇 ▲官國警社復舊 一、七五〇 ▲警備費及び救護補助 三〇〇 ▲衛生施設補助 五八四 ▲防潮堤其他施設費補助 五四〇 ▲移轉住宅地道路補助 五〇 ▲地方改

善應急復舊施設 二二〇 ▲直轄河川復舊 三二〇 ▲郷倉獎勵費 一、六三六 ▲災害土木借入金元利補助 五、九〇九

又農林省の同豫算總額は六八、三五七千圓にして年度割は左の通りである

九年度	二四、〇二三
十年度	二五、七三四
十一年度以降	一八、五九八

物資買上豫定陸相より報告

陸軍では過般の風水害の被害額は約一千万圓に上つてゐたが財政の現状と農村問題急迫の實情に鑑みその方面に財源を振り向けることの出来るやうにとの心遣ひから約五百萬圓程度に留め更に本年度豫算においても東北地方を始め疲弊せる農村を幾分でも救済する意味で米麥、羊毛、兔皮等を買上げる額は二千五百萬圓位である旨を十一月廿四日の閣議の席上陸相から説明して閣僚の諒解を求めた

農林省關係の災害豫算

十一月廿四日の閣議で決定した農林省所管の災害豫算の事業別並に年度別振當に就いては同月廿九日會計課において計數整理を了し農相の決裁を得九年度分を臨時議會に提出協賛を求めるとなつた内譯の主なるもの左の通りである（單位千圓）

一、關西風水害關係	二九、九〇〇	内九年度分	八、〇〇〇	△十年度分	分	八、八〇〇	△十一年度以降	一三、二〇〇
一、北陸水害その他	八、五七〇	内九年度分	一、〇八〇	△十年度分	二、一八〇	△十一年度以降	五、四〇〇	
一、冷害關係	一一、〇六〇	内九年度分	五、三九〇	△十年度分	六、六六六			
一、早害關係	七、六三〇	内九年度分	四、九八〇	△十年度分	二、六五〇			
一、凶作防止施設	九九七	内九年度分	五七二	△十年度分	四二五			
一、養蠶地方施設	九、六五〇	内九年度分	四、五三〇	△十年度分	五、一二〇			
以上總計	六八、三五七							

災害豫算案議會に提議

政府は十一月二十九日午後の閣議において臨時議會に提出すべき追加豫算及び關係法律案を決定して直に奏上の上左の議案を議院に提出した

- 一、昭和九年度歳入歳出總豫算追加
- 一、昭和九年度各特別會計歳入歳出豫算追加
- 一、豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する件
- 一、昭和九年度法律第五號中改正法律案（昭和九年度赤字公債發行限度を六千九百二十萬圓増加するの件）

一、公共團體工事費分擔金	九〇二				
一、通信事業特別會計より繰入	一八〇				
一、公債金	六九、九一九				
内譯					
道路公債	六九五	歳入補填公債	六九、二三四	計	七一、〇〇二
經常部	一一〇				
臨時部	七〇、八八八				
計	七一、〇〇二				

復興融資損失の再補償案

政府は關西風水害罹災地中小商工業復興資金融通に伴ふ損失の再補償をすることに決定したので豫算外國庫負擔の契約として十一月二十九日衆議院に提出したがその全文は左の如し

昭和九年中における災害の罹災地中小商工業復興のため融通機關が罹災

中小商工業者又は商業組合、工業組合、輸出組合もしくは信用組合にして罹災組合員を有するものもしくは共同設備につき損害を蒙りたるものに昭和九年十二月より同十年十一月に至る期間において資金を融通しこれにより損失（損失決定の基準は政府これを定む）を受けたるに對し道府縣または市が損失補償契約に基き補償したるときは道府縣又は市の區域内における貸付金總額の十分の二を限度とし總額七百萬圓を限り道府縣又は市に對しその補償額の二分の一以内の金額を補給する契約を結ぶことを得

一八 臨時議會に對する政府の態度

凶作地、災害地方救済に腐心

起債限度増加の改正法律案

政府は九年度一般會計歳出の財源に充てる爲昭和九年法律第五號及び他の法律により現に起債し得る金額の外更に六千九百二十萬圓を限り公債發行限度を増加する爲め昭和九年法律第五號中左の如く改正することとなつた

第一條中「六億六千九百九十萬圓」を「六億七千六百十萬圓」に改む

本法は公布の日より之を施行す

「閣議で承認」東北凶作地に對する政府米臨時交付法案は關係省の承認を終へたので十一月二十八日閣議に上程承認を得た而して政府米交付總額は五十萬石限度に決定、交付された政府米に對する身替り貯穀の年限は當初三ヶ年の豫定だったが地方の困窮状態に鑑み五ヶ年に延長された、また法律案の名稱は「東北地方に對する」との辭句を使用せず單に法律第何號とすることになったがこれは東北以外の地方からの陳情に基くもので實質的には東北地方を原則とすることに變りはない

「臨時閣議」政府は十一月二十九日午後二時より首相官邸に臨時閣議を開き岡田首相はじめ各閣僚出席、臨時議會に提出すべき災害救済豫算案を正式決定したる上、議會において質問を豫想されてゐる諸問題について懇談的に意見の交換を行つた、尙災害豫算の赤字公債發行に關する法律案は當日の閣議に付議決定する豫定であつたが、大蔵省における計數整理等準備の都合で間に合はず三十日の院內閣議で決定する事となつた。

「輸長兩院議長を訪ふ」吉田書記官長は二十九日午前九時貴衆兩院の近衛、秋田兩議長並に長、田口兩院書記官長をそれ〴〵訪問し今回の臨時議會は災害對策に要する豫算の審議を主としたるものであり期間も短時日で殊に東北地方の凶作地に對しては急務を要する實情であるから出來得る限り政府案の審議を促進される様取計はられたい旨を述べ諒解を求めた。

三 法律案提出

政府は十一月二十九日左の三法律案を衆議院に提出した

- 一、都市計畫法中改正法律案
- 一、風水害に因る被害者に對する租税の減免豫案に關する法律案
- 一、凶作地に對する政府米穀の臨時交付に關する法律案

「高橋、廣田兩相參内」高橋藏相、廣田外相は十一月二十九日午後三時臨時閣議散會後相前後して宮中に參内、天皇陛下に拜謁仰付けられ高橋藏相は三十日衆議院本會議において試むべき財政經濟の演説内容を奏上し、廣田外相は外交經過方針の演説内容をそれ〴〵内奏申上げて御前を退下した。

第二節 第六十六臨時帝國議會開かる

一 貴衆兩院成立

災害救助費を中心とする第六十六臨時議會は、昭和九年十一月二十七日を以て召集され、貴衆兩院とも成立を告げたので、議長は政府に通告、政府は上奏の結果、即日官報號外をもつて左の如く二十八日帝國議會の開會を命ずるの詔書を公布せられた。

詔書

朕帝國憲法第七條及議院法第五條ニ依リ十一月二十八日ヲ以テ帝國議會ノ開會ヲ命ス

御名 御璽

昭和九年十一月二十七日

各國務大臣副署

かくて開院式は二十八日午前十一時、天皇陛下親臨の下に貴族院に舉行された。前日の憂鬱な空もこの日朝から晴れわたつた、金ビカの大禮服或は燕尾服に威儀を正した貴衆兩院議員は九時頃から續々と自動車や馬車に乗って晴れやかに登院する。岡田内閣はじめての議會に小原司法、山崎農林、内田鐵道、兒玉拓務の四人の新大臣が一段と朝らかな顔を見せ、十三回目の大臣高橋翁も白髯をゆるがしながら明らかに話を交はし和やかな開院式の風景。十時をすぎると岡田首相以下各國務大臣、二木樞府議長以下各顧問官、兩院正副議長ら正面玄關に整列して奉迎申上げるうち、天皇陛下には第二公式兩簿により午前十時三十分宮城を御出門遊ばされ、鈴木侍從長御陪乘、親王御總代閑院元帥宮、王御總代賀陽宮恒憲王兩殿下をはじめ奉り、湯淺宮相、本庄侍從武官長、松平式部長官、大谷宮内次官、杉村主馬頭、鹿兒島式部次長ら供奉申上げ、儀仗騎兵御警備のもとに議院に向はせられ、一同最敬禮のうちに同四十五分貴族院御車寄に着御あそばされた。かくて近衛議長御先導にて御便殿に入らせられ、御先着の各皇族殿下に御對面、岡田首相以下各大臣、一木、平沼樞府正副議長以下各顧問官、近衛、秋田貴衆兩院議長らに拜謁仰付けられた。この間に兩院議員は式場に整列、首相以下各閣僚および禮裝美々しい外國大使、武官など參列、式場には限りなき森嚴の氣が漂ふ。十一時、天皇陛下には松平式部長官の御前行にて式場に親臨、玉座に着御あそばさるゝや岡田首相は横溝内閣書記官の捧持せる勅語書を拜受し、御前に參進し、勅語書を悉く奉る、陛下には諸員最敬禮裡に玉音いとも朗らかに優渥なる左の勅語を賜うた。

勅語

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク

朕ハ國務大臣ニ命シテ緊急ナル追加豫算案ヲ帝國議會ニ提出セシム卿等克ク朕カ意ヲ體シ和衷審議以テ協贊ノ任ヲ竭サムコトヲ望ム
かくて近衛貴族院議長は御前に進み、謹みて勅語書を拜受して退下し、こゝに滞りなく開院式の盛儀を了へさせられ、陛下には十一時十五分同院御發、天機御麗はしく同二十四分宮城に還幸遊ばされた。衆議院は勅語奉答文議決のため同日午前十一時二十五分本會議を開議、起草委員十八名を秋田議長より指名し、委員らは別室に於て起草のため一旦休憩、同十一時十五分再開、奉答文起草委員長望月圭介氏登壇奉答文案を朗讀し滿場起立裡に之を可決し、秋田議長は宮中の御都合を伺ひ之を捧呈した、兩院奉答文左の如し。

衆議院勅語奉答文

恭シク惟ルニ
 車駕親臨シテ茲ニ第六十六回帝國議會開院ノ儀式ヲ舉ケサセラレ憂渥ナル 勅語ヲ賜フ 臣等 感激ノ至ニ勝ヘス 臣等 慎重審議協賛ノ任ヲ竭シ上
 陛下ノ聖旨ニ對ヘ奉リ下國民ノ委託ニ酬イムコトヲ期ス衆議院議長 臣等 誠恐誠惶謹ミテ奏ス
 なほ貴族院は二十九日午前十時五分開會、振鈴と共に近衛議長議長席に着き新に議員に勅選せられた河田烈、松本學兩君（河田君病氣不應召）の氏名を
 紹介しついで議長の手許において起草せる奉答文案を恭々しく朗讀し全員起立裡に満場一致可決し、次いで全院委員長の選舉に入りその結果二九九票、
 徳川岡順公（火）委員長に當選し、次いで常任委員選舉を各部局におい行ふため同十時三十七分一旦休憩、午前十一時再開、常任委員互選の結果を報告し
 議長より議案審議に關する定期日數短縮の件を提議し異議なく決定同十一時六分散會、貴族院の奉答文左の如し

貴族院勅語奉答文

貴族院議長 臣等 誠恐誠惶謹テ
 敬聖文武 天皇陛下ニ上奏ス
 爰ニ第六十六回帝國議會開院ノ盛典ヲ行ハセラレ優渥ナル
 勅語ヲ賜フ 臣等 謹テ
 敬旨ヲ奉體シ慎重審議協賛ノ任ヲ竭シ以テ
 卓猷ヲ贊襄セムコトヲ期ス 臣等 恐懼ノ至ニ任ヘス謹テ奉答ス

兩院議長參内奉答文捧呈

近衛貴族院議長、秋田衆議院議長は十一月二十九日午後二時參内、控室に休憩の後二時十分風風間に進み 天皇陛下に拜謁仰付られ恭々しく二十八日
 開院式に賜はつた勅語に對する奉答文をそれぞれ捧讀、これを捧呈したるに 陛下には御嘉納あらせられ左の優渥なる勅語を賜ひ入御遊ばされた
 朕貴族院ノ深厚ナル敬禮ヲ嘉ス
 朕衆議院ノ深厚ナル敬禮ヲ嘉ス
 かくて兩院議長は光榮に感激して宮中を退下した

衆議院本會議開會

各委員長互選決定

「衆議院」十一月二十九日の衆議院本會議は午前十時四十分開會、直に全委員長の選舉を行ひ政民共同歩調に出でその上第一控室もこれに加はつて民
 政黨候補者に投票した結果投票總數三百十五票中の三百十二票を以て藤井啓一君（民政）當選、次いで常任委員の選舉に入り各部でその手續をとるため同
 十五分休憩、午前十一時四十分再開常任委員互選の結果を報告して正午散會、午後一時より各常任委員會を開いて委員長理事の互選を行つて散會した。
 尙 若宮政友、大藏民政兩幹事は二十九日午前九時半院内において會見協議をなしたが、政友會側では兩黨聯携の精神に鑑み全院委員長と決算、建議
 兩委員長とを民政黨に讓ることを正式に提議し、民政黨においてはこれを應諾し委員長は兩黨で三名づつ折半することに決した、而して民政黨から建議

- 委員長に推されることになつた飯塚春太郎氏は病氣のため辭退した旨を申出たので、民政黨では飯塚氏に代つて戸井嘉作氏を委員長候補に舉げるこ
 ととなつた結果同日午後の各常任委員會における委員長選舉の結果左の如く當選した
- △豫算委員長 島 田 俊 雄（政友） △請願委員長 松 實 喜 代 太（同） △懲罰委員長 磯 部 尙（同）
- △決算委員長 池 田 敬 八（民政） △建議委員長 戸 井 嘉 作（同）

三 岡田内閣の試金石

(一) 衆議院本會議の質問戰

第六十六臨時議會の本舞臺はいよいよ十一月三十日から開幕された、岡田内閣にとつて最初の試練、高橋新蔵相を一枚加へてやうやく光彩を増した政
 府も異常な緊張をもつて臨み、貴衆兩院また久しぶりであるが、これに相對した、この日岡田首相の演説は簡單ながら災害對策、米
 穀對策に關する政府の施設方針からさらに軍縮問題、在滿機關調整問題におよび廣田外相また非常時帝國の外交につき堂々天下に宣明するの演説をな
 した、これに對し午前中の貴族院は先陣の加藤政之助氏（同成）に次で岩田宙造氏（同成）が起ち大藏省事件に關する司法權の運用につき豊富な材料を提げ整
 然たる論理をもつて質問を進めた、政府の答辯は留保せられたが正に司法權問題についての口火を切つたものとして今後貴衆兩院を通じての論戰はいよ
 り期待されるに至つた、一方午後における衆議院は首相、外相のほか高橋新蔵相の登壇が議場に感激を卷起したのに續いて政友代表山本悌二郎氏、堀
 切善兵衛氏起ち民政の富田幸次郎氏呼應し、堂々たる質問が展開された。而して岡田首相、廣田外相、高橋新蔵相の施政演説は左の如くであつた。

岡田總理大臣の施政演説

施設の大綱についてはさきに組閣の當初においてこれを聲明しもつて一般の協力を期待致したのである、これが具體化のためには十分な審議を盡し遂
 次實現に邁進する考へであつていづれ通常議會に提案して御協賛を願ふことも少からぬことと思ふ。
 近時各地に災害しきりに相つぎ多數の國民が艱苦窮乏に遭遇致し、これが救済復舊のために緊急施設を要すること極めて切なるものがある、組閣早々
 藪絲價の下落により養蠶農家窮乏のため應急の施設を講じたがその後關西、北陸地方などに暴風水害甚しく東北地方に冷害凶作慘を極めその他隨所に早
 害を生ずるあり各方面における損害著しく應急の救済復舊などを要するもの極めて多き上つたのである、これらの災害に體し畏くも 天皇、皇后兩陛
 下には深く御憂念あらせられ御救恤の思召をもつて内帑御下賜の御沙汰を拜し、また皇太后陛下、各宮家、王公家よりも御下賜金の恩命に沿しまことに
 恐懼感激に堪へぬところである、東北地方に對する兩陛下の御下賜金はこれを基として備荒ならびに隣保相扶のためにはゆる郷倉の普及を計りもつて聖
 旨にそひ奉らんことを期してをるのである、しかして政府においては直ちに實行し得べき緊急施設として苟しくも災害對策上効果ありと認めらるゝもの
 についてはすでに着々これを實施したがさらにこれらの應急施設のうら必要なるものを繼續するとともに災害地方の更生の意氣を作興せしめ將來の災害
 を防止軽減せんがため禍を轉じて福となすべき諸種の恒久的災害對策を樹立したいと思ふのであつてこれらのため所要の經費を豫算に計上しこゝに
 臨時議會を開いて御協賛を願ふことゝいたした次第である。
 米穀對策に關しては米穀統制法の運用を根幹とし米穀の統制に努め來つたのであるが、同法實施の經過、諸般の米穀事情および財政上の影響に顧みさ
 らに考究をとげる要あるを認め新たに米穀對策調査會を設置し目下慎重審議を重ねてゐるから同調査會の答申を待ち成案を得るよう努力中である、この

機會においてさらにつけ加へて申述べたことは海軍軍備制限會議の問題と對滿關係調整の問題とである。來るべき海軍軍備制限會議については帝國政府は國防の安全を確保するを第一義とし關係各國間に不脅威不侵略の原則を確立するとともに軍縮の實を擧ぐるためにも公正妥當なる方策によりその實現を期せんとするものであつて目下ロンドンにおいて進行中の豫備交渉においても帝國代表は右方針を體し鋭意善處中である。

つぎに對滿關係調整の問題であるが滿洲事變前における在滿帝國諸機關が事變後著しく變化した情勢にそのまゝ即せざるべきは論をまたぬところであるが、さきにこれら諸機關の圓滿なる連絡統制のためその首腦には同一人これに當るの措置が講せられたのであるがその後の經驗に徴しまた滿洲國の發展に顧みず各機關の協力による機能の發揮を必要とするのでこゝに滿洲國の獨立を尊重し同國とわが國との格別なる親善關係を考慮するとともに對滿行政事務の統一を保持し政府總が、りをもつて滿洲國關係事項を處理し得るの機構となすことを企圖致したのである。しかも現在の機構に急激なる變化を加へず治安工作を第一とする現實の事態に即し必要にして適切なる限度の機關の改革を行はんとするのである。この對滿關係調整問題に關しその過程において多少の紛糾のあつたことは甚だ遺憾とするところであるがすでに調整案の根本主旨の諒解せらるゝに從ひ誤解や杞憂も自ら解消するにいたり各機關相協力して新機構の目的達成に邁進せんとしつゝあるのである。政府は以上申述べたる災害對策に關する經費その他この際緊急を要する若干の經費を豫算に計上したがこれが財源は殆んど全部公債に求めざるを得なかつたことは財政の現状に照しやむを得ざるどころである。この支出のほかなほ預金部よりも出來得る限り多額の低利資金を供給復舊復興を援助する方針である。次いで、高橋大藏大臣は左の如く財政演説をした。

高橋大藏大臣の財政演説

本年の全國に亘つた罹災地方民の疲弊困憊は實に見るに忍びざるものがある、これに加ふるに前價の下落などによる養蠶地方の窮乏もまた甚だしきものがある。政府はこれら災害地などの復興救済その他の對策に要する諸經費につき提案することとした次第である、しかしこれと災害などの對策のために要する臨時經費の總額は一般會計においては二億千餘萬圓でその大部分は昭和九年度においてこれを支出し災害復舊の長期に亘るものなどについては昭和十一年度以降においても繼續支出する計畫である、すなはち今回提出の昭和九年度追加豫算では七千六百餘萬圓を計上したが更に昭和十一年度においては六千五百餘萬圓を、昭和十一年度以降においては七千五百四十餘萬圓を支出せんとするものである（とて各省別災害豫算の大要を説明）なほ特別會計においても災害地方の救済などに寄與する等風水害による應急および復舊諸施設など行ふため通信事業特別會計資本勘定において三百餘萬圓、同業務勘定において四百四十餘萬圓帝國鐵道特別會計資本勘定において四百六十餘萬圓朝鮮總督府特別會計は一千二十餘萬圓を九年度以降において支出する豫定である。

次に今回提出した昭和九年度追加豫算につき説明する、昭和九年度一般會計追加豫算は主として前述の災害對策に關する臨時經費中昭和九年度中に支出を要する分その總計は千六百六十餘萬圓である、右の災害關係經費のほか本追加豫算には外務省所管において日蘭通商會議委員派遣費十八萬七千餘圓大藏省所管において對滿事務局新設に關する經費六萬餘圓などを計上したが右はいづれも緊急やむを得ざる經費である、しかしこれが財源は歳出に伴ふ普通歳入八百八萬餘圓を除き全部公債財源による豫定である、次に特別會計でも災害應急および復舊施設費に關し通信事業特別會計資本勘定において七十三萬餘圓、同業務勘定において四百四十餘萬圓、帝國鐵道特別會計資本勘定において三百十餘萬圓をそれ／＼計上した、災害地方などの復舊その他の對策については以上の如く豫算に計上した國費の支出のほか罹災者に對する租税の減免ならびに徵收猶豫の途を開くこととし別途法律案を提出することとしたのみならず預金部よりも出來得る限り多額の低利資金を融通しその復舊復興を援助する方針である、即ち罹災各地における小學校その他の公共施設の復舊事業費、罹災者の復舊資金および旱害、凶害地方などにおける農村その他應急土木事業費などについても國庫の助成によるのほか資金の借入れを必要とするものに對しその負擔の軽減をはかるため預金部資金を融通する計畫である、なほ地方公共團體各種組合および罹災者の災害復舊に關する事業などにして國庫の助成なきものに對しても同様預金部資金を融通してこれが復舊を援助する計畫であるが、これら融通豫算の金額は總額約二億圓であつてうち昭和九年度分は九千六百餘萬圓である、罹災地における中小工業復興のために政府においては特別の施設をなすの必要ありと認めこれら地方區域内における貸附金總額の十分の二を限度とし總額七百餘萬圓を限り道府縣または市に對しその補償額の二分の一以内の金額を補給することを得るものと考へる、右の補償制度によつて金融機關の貸出し得る金額は三千五百萬圓となるのであつて本制度は銀行などの自己資金による貸附にも適用せらるゝのであるが預金部としては特に條件を緩和したる資金を供給することとし、差當り千五百萬圓の融通を決定した、以上のごとく政府は今回の豫算案に基づく國費支出ならびに預金部資金の融通などにより、これら罹災地に復舊、復興ならびに救済に關し最善を盡す考へであるが、國民各自においても今回の災害が教へた各種の經驗を永く善用し轉禍爲福の實を擧げるの必要があると思ふのである。

廣田外務大臣の外交演説

我對外國係につき概観するに帝國の東亞における地位は漸次列強の理解認識を加ふるに至り歐米諸國及び中華民國等との關係は從つて漸次親善を増しつゝある事は私の至極欣幸に存するところであり、我盟邦滿洲國は内外の諸政いよ／＼進み本年三月には帝政樹立せられ國基永速に奠まるに至つたことは誠に慶祝に堪へませぬ畏くも、天皇陛下には本年五月秩父宮殿下を滿洲國に御派遣遊ばされ慶祝の御意を表せられ、日滿兩國の關係いよいよ緊密の度を加へましたことは吾人一同の感激措く能はざるところであります、帝國とソ聯邦との關係は良好に向ひ北洋漁業の如きも本年は平穩裡に事業を遂行し得ました、また北滿鐵道の讓渡交渉は幾度か難關に逢連せることもあつたが今や代價額その他讓渡に關する重要條件の大部分については既に意見の一致を見るに至り、目下のところでは三、四の手續問題が未解決の状態にあるのであります、なるべく速かに交渉の成立を見んことを期待してをります、目下ロンドンにおいて開催中の海軍軍備豫備交渉は主として日、英、米の三大海軍國の間に於いて極めて重要な交渉としてその成行は帝國の注視を怠らざるところであります、右交渉に當つては帝國は我國の安固に十分なる兵力の保有を期するとともに不脅威、不侵略の原則を確立せんとするものであつて帝國が從來の比率主義を廢し關係國間に兵力量の共通最大限度を設くべきことを主張せるのもこの主旨に本づくものであります、しかしまた帝國は軍縮の精神を發揮するため極力軍備の縮減を計りもつて將來成るべく國民負擔の緩和に資せんとするものであつて、これが協定に當つては右共通の限度を成るべく低下せしむるとともに攻撃的兵力にこれを極力縮減し防禦的兵力はこれを整備し、以て各國をして攻むるに難く守るに不安なからしめんとするものであります、しかし帝國代表は右の方針を體し我主張の貫徹をはかるとともに合理的なる新條約の締結を見るに至るやう努力を續けてゐる次第であつて、帝國においては英、米その他關係國において我主張の公正妥當なるを諒解し新なる軍備協定の成立により世界的平和が更に確保増進せられんことを希望するものであります、なほ豫備交渉の経過は公表せざることとなつてゐるから只今のところ詳細申上ぐることは出來ぬが何れ他日更に申上げる機會あらんことを期待してゐるのであります、次に英領インドとの通商交渉は本年一月、日印代表者間に大體實質的意見の一致を見たところ、いよ／＼條文の作成に際しインド側より二、三の重要な原則的問題が提起せられ、これがため交渉滯滞するに至つたが漸く四月十九日に至り

兩代表間に條約案の假調印を行ふこととなり、その後日英兩政府間において日印通商條約及び附屬議定書に正式調印を済ませ雙方の批准を経て本年九月十四日より實施せらるゝに至りました、爾來今日までの實績に徴すれば本條約の運用は誠に順調に行はれ大局において日印貿易は満足なる發展を續けつゝあることは兩國のため極めて悦ぶべきことであると存じます、目下バタヴィアにおいて開催中の日蘭會商につきわが代表部は先方代表部との間に既に約六ヶ月に亘り各種の問題を討議しこれが妥結に努力して來たが、何分にも問題が極めて複雑且つ多岐に亘つてゐる關係上今日まで未だ十分雙方の意見の合致するところまで至つてをりませぬ、しかし本會商が近き將來において満足なる結果を見るに至り日蘭兩國の親善關係増進に寄與するところあらんことを希望してをるのであります、以上はいづれも最近における帝國外交上の重要案件にして現に進行中の各案件がいづれも圓滿なる妥結に達し、關係各國との和親の増加に資しもつて一船國際情勢の安定に一層の貢獻をなさんことを期してをるのであります、目下内外の時局重大の折衝我外交方針の遂行については眞に舉國一致朝野各方面の協力を衷心より翹望して止まむ次第であります。

(ロ) 兩院の質問戦と政府の態度

斯くて衆議院は各大臣の施政演説に對する質問戦を展開し、花々しき場面を演じ、之れに呼應して貴族院にても花々しき質問戦を展開近來稀に見るものがあつた。即ち大藏省事件に對する人権蹂躪問題に口火を切つた質問戦は以外の波瀾を起し貴衆兩院は次々に閣士を壇上に送つて政府に肉迫する處あつた。然るに十二月二日より衆議院にて豫算總會を開會したが白熱的大論争は野黨政友會の閣將大口喜六氏によつて展開されたが、高橋蔵相は同日大口喜六氏の質問に對し次の如き答辯をなし赤字漸減の法則を執せざる旨を明かにした、高橋蔵相の赤字漸減策に對する答辯を參考に記すれば次の如し

「蔵相答辯の要旨」赤字公債を少くするといふことは現下の國際情勢に鑑み適切な原理である、日露戦争のときのやうに外債で公債を發賣し必要な軍費を拂ふことが出来るやうな時勢ならば別に考へ様もあるがどうしてもこれは國內の貯蓄の力に俟たなければならぬ、ところが幸ひに今日は貯蓄が増してゐるこれが公債の消化力となつてゐるそれが資本となつて新たに産業の上に有効に働かざるを得ない、それが公債を持つよりその仕事の方に向ふ然し今日では貿易上ある品物が大量有望であつても明日はどうなるか分らぬ、それで何れの國も自給自足を以てやつてゐる、かういふ風で外國の品物を排斥する各國の政治家もそれを喜んでゐるまいが如何にせんさうしなくては國がたつて行かぬ、日本もまた外國品を排斥せねばならぬ様な域に達するかも知れぬ、かやうな場

合なほ赤字公債を十分に發行しそれが消化が出来るかどうかはさう樂觀出來ぬ、然し今日これ以上公債の消化力がないかといへばさうではないこれ以上公債を出しては國が潰れるといふ人もあるが私はさうは考へてれない、その覺悟はしてゐる。斯くの如く高橋蔵相は藤井前蔵相の赤字公債漸減の法則を必ずしも踏襲する意志なき事を明かにし茲に赤字漸減の法則は高橋蔵相によつて認められざる事が明瞭になつた。而して衆議院豫算總會第二日目に至るや衆議院の空氣は險惡化した、即ち會期延長の問題が起つた事それなり、何となれば議案審議遅々として進行せざる爲め衆議院豫算總會に於ては島田委員長より會期延長を首相に要求したる爲め政府は此の野黨の強要に對し嚴然たる態度を持し議案の審議をのぞみたるも會期一日を除しては如何ともなす能はず止むなく十二月三日午後七時四十分三度開會の劈頭に於て次の如く言明して會期延長の意を明かにした。

「岡田首相言明」豫算委員會におきましては連日熱心に審査せられまして感謝の至りであり、なほこの上審議を必要とせらるゝこともいゝろ／＼あるかと思ひますが議案は極めて急を要するものであります、然も會期餘すところ僅かとなつた次第でありますから何卒速かに審議を了せらるゝよう特に御配慮あらん事を望みます、なほ會期については萬やむを得ざる場合においては適當に考慮する事と致したいと思ひます。と言明したる波瀾もなく質疑を終つた。尚ほ同日政府米支給法案特別委員會に於て政府は荷見米穀局長をして次の如く政府米交付算出基礎の説

「政府米交付算出基礎」

因作地への政府米交付法案は本年産米が平作以下で冬期巨穀土木の施行困難の地方に對し政府米を五十萬石限り交付しようとするものだが、これに對し東北六縣以外の各冷害地方並に養蠶窮乏地方等の代議士は同法案に均濟するため、右の五十萬石限度を過すなりとしこれが擴張を主張し三日衆議院の委員會も宛然請願委員會の觀を呈した、而して同委員會席上、荷見米穀局長は右に對し限度五十萬石の算出基礎を左の如く説明した

れを認してゐるが、三日衆議院の政府米支給法案委員會で委員の請求により荷見米穀局長は昭和八年度米(昭和九年十月末)の現況を左の如く發表した。

【現況】

- 一、借入金 千百萬圓
一、米穀證券發行額 五億四千三百六十四萬五千圓
一、資金餘力(八億五千萬圓に對し)二億九千九百五十一萬圓
一、米穀法定後の損失 二億三千四百二十二萬六千圓
なほ當時の政府所有米は千四百六十萬石、この評價格二億九千九百四十五萬七千七百八十四圓六十七錢二厘で、その後現在までに三百七十萬石賣却せるため右のうち資金餘力は約一千萬圓増加し高値賣却により損失額も若干輕減され、借入金は殆ど無くなつてゐる。
斯くて第三日も終りたるも會期終了したるため政府は臆の言明に基き次の如く會期の延長を上奏御裁可を仰いだ。

(ハ) 會期延長と爆彈動議

今回の議會は四日で終る豫定なりしも質問向は盡きず、到底會期中議了することは難かしいので政府は四日午後五時五十分から院內緊急開議を開き三日間の會期延長奏請に決し直に書類上奏の手續をとつたので御裁可の上同日官報號外をもつて左の如く詔書が公布された。

朕十二月七日迄三日間帝國議會會期ノ延長ヲ命ス
御名 御璽
昭和九年十二月四日 各國務大臣副署

「郷倉狀況政府發表」

因作地に對する政府所有米臨時交付法の實施に伴ひ代價著敷に充てるべき既設郷倉が果して如何なる收容坪數を具備してゐるかについては各方面から注目されてゐるが、三日の同委員會に政府から提示した東北六縣下における數字は左の如くなつてゐる

さうして五日は午前十時五十分から豫算總會の第四日目を開いた同日議案審議も正に終了せんとせる時政友會東總務は突如として次の如き爆彈動議を提出した。
東武氏(政友) 豫算總會の推移を見るに災害豫算に不満の聲が高い、ゆゑここに「政府は國防産業兩全の主意にかんがみ災害對策、匡救事業善

Table with 4 columns: 所在町村數, 團體數, 棟數, 坪數. Rows include 青森, 岩手, 秋田, 山形, 宮城, 福島, 合計.

「昭和八年度米現況」米穀特別會計の内容について農林省は從來こ

後策および地方自治體窮乏打開のため現に審議中の昭和九年度追加豫算案ならびにすでに廟議決定せる十年度豫算案のほか昭和九年度および十年度を通じ少くとも一億八千萬圓見當の歳出を追加計上し第六十七議會の劈頭にこれを提案すべきものと認む、右に對し政府の明確な言明あるまで本委員會の審議を休憩すべし」との動議を提出する

とてその理由を説明した即ち東總務より提出したる緊急動議の内容は左の通りである
政府は國防産業兩全の趣旨に鑑み災害對策、匡救事業善後策及び地方自治體窮乏打開のため現に審議中の昭和九年度追加豫算案並に既に廟議決定せる昭和十年度豫算案の外、昭和九年度及び十年度を通じ少くとも一億八千萬圓見當の歳出を追加計上し第六十七議會の劈頭にこれを提案すべきものと認む、右に對し政府の明確なる言明あるまで本委員會の審議を休憩すべし
右動議を提出す

動議の趣旨

我黨委員諸君が連日政府に對し質疑を重ねた結果

- 第一 全國に亘る未曾有の災害に對する政府の對策は甚だ不完全なること
- 第二 時局匡救事業を打切つたままにして置く結果深刻なる不況に呻吟せる農村は立ち行く術もなく負擔の壓迫と負債の過重に目も當てられない實狀にあること
- 第三 地方自治體が財源涸渫せるため從來の起債を處理する力を欠き又新たに起債する餘力を失ひ加ふるに災害による多大の欠陥を生ずる等その窮乏は極度に達し遂に自治奉還論や委任事務返還論さへ擡頭せる事などを確めたのである、この見地から前に審議されてゐる九年度追加豫算案並に廟議決定せる十年度豫算案の大綱を見透して我々は少からぬ不満を感じざるを得ない

- 五、農林振興並に養蠶地方等の匡救土木事業を起すこと
 - 六、義務教育費臨時國庫補助を増額すること
 - 七、罹災小學校建設補助を増額すること
- などの諸點に主力を置き以て災害對策を整備し窮乏民を救ひ地方自治體の存立更生を圖らねばならぬ、これ等の施設に對し吾々の彼此勸案推算せる結果、に指示した一億八千萬圓見當の増額を提案したのである、而してその大部分は昭和十年度豫算に増加すべきものであるが地方自治體の財政補整金の交付等の如きは昭和九年度分より實現する様にいたしたいといふ意味である、現に民政黨の齋藤隆夫君の如き國民同盟の山谷義治君の如き他の會派においてもこの趣旨を繰り返し、政府に要求して政府もまた遠からずこれに對して答辯する必要に迫られて居るこの際であるからこの動議の趣旨には全會一致賛成せらるべきものと思ふ
- 島田委員長 もはや時刻も移り質問通告者がまだ甚だ多い、よく政府においても考慮されたい
と述べるとこれに對し
- 工藤鐵男氏(民政) 理事會で協議の結果圓滿に議事を進行し來つたのに、に審議を中止するのは甚だ遺憾である自分は「本議事中止の動議を採用すべからず」との動議を提出するとともに委員長に注意申上げる
- 委員長 東君の動議は「休憩」の動議であつて「中止」の動議でない
- 工藤氏 訂正いたします、もし時間の點において休憩するといふならば賛成する、しかし動議の理由ならば反對する
- と述べ政民兩派罵聲を交し騒然、議事進行で發言を求め
- 野中重也氏(國同) 東君の動議にはその主旨において賛成であるが質問者はまだ残つてゐるためこの質問終了するまで東君の動議を差控ふべきものと思ふ
- 島井貫一郎氏(第一控室) また「一億八千萬圓程度とは如何なるものか」と詰寄つたが
- 委員長 動議に對して説明出來ぬといふことを東君より特に付加してありと雖、東氏の動議の採決に入り民政、國同の反對裏に政友席議員起立多數をもつて動議成立十時五十分散會。

(二) 衆議院本會議政府米交付法案可決

衆議院本會議は六日午後一時半から開かれたが、東君の爆弾的動議により解散、非解散を巡つて政府政友の間に險惡なる風雲を孕んで居り、政友民政ともにその對策に熱中せる際とて議事には一向氣が乗らず、政友會は開會の振鈴鳴るも一人も出席しない、かくて議場は民政、國盟、第一控室各議員の出席によつて辛うじて定足數を保ち秋田議長開會を宣告したが、都合により暫時休憩する旨を宣し直に休憩となり、午後八時三十五分再開、日程に入り

一、因作地に對する政府所有米穀の臨時交付に關する法律案(政府提出) 委員長熊谷直太氏(政友)委員會の經過結果を報告したが、休憩前一名も姿を見せなかつた政友席も大部分出席し、各派とも出席率よく、政友會の爆弾的提出案に對して政府が如何なる態度に出づるやといづれも刮目の状態にあり、今期議會にまだ會て見受けられぬ一種無氣味な氣流が流れてゐる、政友席には鈴木總裁はじめ首腦は姿を見せず、唯島田豫算委員長のみ出席、かくて委員長報告終るや山崎農相に對する質問のため藤井達也氏(政友) 本案では漁民救済の方法が考へられてゐないとして北洋漁業問題に關し種々の質問に對し山崎農相は

(ホ) 衆議院豫算總會再開

岡田首相斷乎たる態度

政府は十二月五日夜の政友會の動議に對し既に重大決意をなし和戰兩様の用意を以て議會に臨むことに内定してゐたが六日午前九時より首相官邸において臨時閣議を開き既定方針通り最後の態度を正式に決定した、先づ閣議開會に先立ち午前八時四十分岡田首相は高橋藏相の來邸を求め首相より前夜の豫算總會並に院內緊急閣議の模様を報告し更に首相としての最後の

決意を紹介して藏相の諒解を求めたところ藏相も首相の意見に同意しその既定方針で邁進することを申合はせた、よつて直に閣議に移り政府のとりべき方針につき慎重議した結果

政府はこれまで隱忍自重し議事の圓滿なる進行と災害豫算の無事通過を希望してゐたが政友會は徒に議事の進行を阻害し遂には不可能な無理難題を待ちかゝるに至つて政府としても最早隱忍することは出來ぬ、よつて政友會が依然理不盡の態度を固持するに於いては一舉解散を斷行するの外はない

といふ意向に一致し、更に議會に臨むに當り如何なる手順をとるべきやにつき意見を交換したところ、豫算總會の劈頭首相より次の如く率直に言明し、その間政友會の動議にある數字等には全然觸れず、飽く迄政府の所信を率直簡明に言明して、その威信を損はざるやうにとむるの外はないといふ意向に一致した、従つて政府としては右の言明により政友會が反省して満足の色を表し議事の進行につとむればよいが尙反省せず議事を引延ばすが如き態度に出づるにおいてはいよいよ最後の決意通り解散を斷行するの手續をとることに決した、尙政府としては六日の豫算總會は午前十時より開會して速かに議事の進行を希望し、この旨を島田豫算委員長に交渉することを決して九時四十分散會、岡田首相以下各關係は打揃つて議會に赴いた。

十二月六日の衆議院豫算總會は午後一時各派議員入場、同十分島田委員長入場、委員長席の前で工藤鐵男氏(民政)その他各派議員にとりかこまれ議事進行に關し協議してゐたがそのまゝ退場、同四十分委員長再び入場、傍聴席の最前列で再度工藤氏らと議事進行を協議する、傍聴席も満員、最前列には鈴木總裁も頭張つてゐる、場の周圍は議員傍聴者でぎつしりつりつりいづれもかたづけを呑んで開會を待つ、此間に委員長、各理事を伴つて再び去り二時十五分島田委員長各理事とともに三度入場、委員長席につく、ついで岡田首相以下各關係は既に嚴然たる態度を決して入場、それら着席、二時十八分委員長開會を宣し

島田委員長 東君の動議により政府の回答を求めたに對し首相より發言を求められてゐる

工藤鐵男(民政)「異議あり」と連呼したが委員長これに取りあはず極度の

緊張裏に岡田首相立ち巻紙に大書した草稿を手を左の如く述べ

昨日の東武君の動議に關し、こゝに政府の所信を申述べます、政府は災害對策巨款事業などに關してはもとより深甚の考慮を拂つてゐる次第でありまして、現に要求しましたは要求せんとする豫算をもつてこれに處せんことを期してゐるものであります、もつとも今後實情に即し眞に必要な施設に關し考慮することにおいては吝かならざるものであります、しかし現に審議せられつゝある昭和九年度追加豫算案は最も急を要するものなるにつき速に審議を進められんことを望みます、追つて去る四日の民政黨の齋藤隆夫君の質問については右述べましたところによつて御諒承下さるよう願ひます、由谷君の質問についても同様であります、委員長、たゞ今政府の言明がありました、會期切迫の際本豫算案は速かにその結末を見ることの必要があるかと考へます、なほこれについては各派態度を決せられる必要があらうと考へますからその意味において五時まで休憩致します

と宜し工藤鐵男氏(民政)發言を求めらるうちにサツサと退場、其間に各派の態度を決する事となり午後五時開會したが、政友會の態度を決せざるため直ちに散會となつた、政友會は幹部會の結果、黨の態度は之を一に總裁の裁断に任かすこととなつたので、鈴木總裁は翌七日午前十一時豫算案に對する黨の態度を左のごとく文書をもつてこれを闡明し、直に若宮幹事長をして本部に開催中の總務會、幹部會および代議士會に報告せしめた、從つて政友會は同日の豫算總會において今一度政府の所信を質し、果して政府に災害地および窮乏農村の認識を十分に誠意をもつて農村救済にあたれるの態度を明確にすればこれに賛成することとし、もしまた政府に何らの誠意なしと認める場合には審議を續行せぬこととなつた。

災害豫算は被害地の現状を見る時は速かにその通過を見ることの情切なるものありといへども該豫算は不徹底にして到難罹災民の緊急なる窮狀を救ふこと能はず、昨日岡田首相のなされたる回答書を見るにその主旨不明確にして眞意の那邊にあるやを知るに苦しむ、よつて今一應政府の明確なる回答を求むるにあらざればその審議を續行すること能はざるものとす

是れに對し民政黨、國民同盟は交々聲明を發して政友會の不法を難詰したるも何分三百名の勢力を以て居る事とて如何ともなす能はず、十二月六日午後九時二十分院内に各派交渉會を開いて豫算審議促進協議會を開いて七日よりの議事進行方針を決定した。

(一) 附帶決議附にて政府原案可決

「豫算案可決」七日の衆議院豫算總會は正午少し前委員入場、午後零時十五分島田委員長入場、委員長席前で工藤鐵男(民政)野中徹也(國同)西岡竹次郎(政友)氏ら各理事と議事進行に關し何事か打合せて委員長席に着く、同廿分開會、中村鐵男氏(國同)「委員長」を連呼し發言を求めたが委員長相手にせず休憩を宣す、斯くて一時廿分各委員再び入場、一時半岡田首相以下各閣僚入場して着席、同卅三分再開

の御言明を機會といたしまして總理大臣の御言明がありました、その御言明を機會といたしまして各派の本案取扱に對する態度決定のため休憩をいたしましたところ意外に開會が遅延致しまして昨日は遂に流會のやむなきに至り本日も十時開會といふことに御通知を申し上げておいた次第であります、さらにたゞ今まで遅延いたしましたところにつきましては委員長といたしまして會期切迫の際誠に遺憾であつたといふことの意を諒承を願ひます、なほこの場合東武君は政友會の委員の御希望によりまして政府に對して委員長より政府の意向を確めてくれるやうにといふことでありましたから委員長はこの旨を體して政府の意向を確めておくことにいたしましたと思ひます、この點は昨日の總理大臣の東武君の發言ならびにこれに關聯し齋藤、由谷兩君、これらの諸君の發言に對して政府の所信として言明せられたる御言明のことに關してであります、右御言明のうち「今後實情に即し眞に必要な施設に關し考慮することにおいては吝かならざるものであります」とのお言葉がありますこの政府のお言葉はこれを論理的に解釋をいたしますと今後實情に即して必要な施設をなすことは單獨に政府の考慮、政府の認定によるの意味に解釋が出来るやうであるのであります、即ち政府だけで單獨なる意思によつてこの政府の認定によつてこれをたゞなすといふ意味に解釋がせられるのであります、國民全體のこの問題に對して要望するところ

ろ、また本會議における院内の空氣に鑑み本豫算委員會數日にわたる各議員發言のうちに現はれたる政府豫算の問題に關して要求してゐるところ、これらの點を參酌し或はこれを鑑みてこれに副ふ意味において政府が努力することに吝かでないものであるといふ點においてすこぶるこの意味が明確であります、よつてこの場合政府が實情に即し眞に必要な施設に關し考慮することにおいて吝かならざるといふ意味は政府單獨の主觀的意味のみでなくしてこの外部の事情、即ち國民全體の空氣また内院の狀態この委員會の各議員の言辭に現れたるこの豫算に對する不満足、不十分との意味また政府の認識に關する議論、かような點をかんがみて考慮する意味を含むものなりと見るべきであるか、あるひは單獨に政府の意図のみによつて主觀的にこれをするといふのであるか、國民、議會をこれらのものはいづれもただ政府のなすところに從ふ、かような意味に解釋すべきであるか、この點について總理大臣のお言葉は明確を缺いてゐると考へられるのである、この點に對して政府はこの言葉の意味は如何なる範圍、如何なる程度にこれを受取つていふのであるか、これについて政府の明確なる釋明といひますか、言明といひますか、これを求めたい、かういふことであります、政府はたゞ今お聞きの通りの意味のことを委員長よりの説明について希望があります、これに對してこの場合明瞭に御説明あらんことを希望いたします

と政友會の面目を立て、呉れるのかどうかといふ點について政府の言明を求めた

岡田首相 前回の本委員會で申し落したことがあります、立憲政治の眞髓は民意の暢達にあるのであります、また議會政治において民意を政治に反映する事はもつとも必要であるのであります、民意を無視した政治はないのであるから今後實情に即し眞に必要な施設に關してはこれを考究するに吝かならざるものがありますと申し上げました、それは今後實際に當つて眞に必要なやむを得ざる施設に關しましては政府は誠心誠意考るといふのであります、いま委員長より今度提出した追加豫算は不十分であり不満足であるといふお話がありました、政府は現に提出し又提出せんとする豫算は災害對策及び巨款の事業等を處して行けるかと考へて居るのであります、今後實際に當つて見まして眞に必要な施設

設がありましたならばこれは誠心誠意考るといふのであります、また立憲政治なるものは政府だけであるといふ氣持はないのであります

と言明すれば傍聴席からは盛んに拍手をおくる

島田委員長 總理大臣の只今のお言葉の意味はやゝ明瞭して居るやうに思はれます、唯政府ばかりでやるのではない民意暢達の趣旨によつて云々といはれるその意味はこの議會における言論又國民の輿論の上には現はれたる言論これ等に鑑みて政府としてやる方針でありますかそれ等に鑑みて政府の施設を行ふかかういふ意味に聯絡または原因結果の關係あるものといふに風に諒解して宜しいのでありますか

岡田首相 鑑みることとは私のこゝに現れましたる言論もむろん考究します、さうして今後實際にあつて眞に必要な施設の實施は誠心誠意考究するといふのであります

士連の面上にあふれる大口君は

災害地方の復舊について今少し政府においても力を注いで貰ひたい今提出されてる豫算につき政府が不満足を言明することは出来まい、然し政府は民意暢達といふことをよくお考へになつて貰ひたい只今首相の言明に對し我々は誠意あるものと認める

とすつかり軟化演説をなし最後に本案の審議續行質問打切りの動議を提出した

岡田首相 さき程委員長が自分の言明を斯くく解釋するといはれたがそれが果して自分の意思を正解して居られるかどうか判らぬ多少食ひ違ひがあるやうだが委員長の解釋は如何やうともあれ自分の言明は速記録にある通りである

島田委員長 首相はどが食ひ違つてゐるかそれを指摘されたい若し速記を見て委員長の解釋が間違つてゐるといふなら政府は速記録の出来るまでこの總會を休憩せざるを得ない、會期切迫の際政府は休憩を要求されるのであるか

此時工藤氏發言を求めたが委員長また工藤氏の發言を許さず
首相 人各々その言葉について異つた解釋があるが然し委員長の解釋を以つて政府を拘束するものでなければ取へてこの際速記録云々は固執せぬ

と折れて出たので僅かに事なきを得た、委員長は民政黨側の議事進行の發言一切は禁止して直に大口君の質問打切りの動議を採決し多數を以て質問打切りに決定し討論に入り
大口喜六氏(政) 豫算案は不十分であるから付帯決議を付して賛成する

と付帯決議を朗讀し中村三之丞氏(民)これまた希望條項を付して賛成する
野中徹也氏(國)希望條項付で賛成小池四郎氏(第一控室)簡単に賛成の意を述べ討論を終り採決に入り本年度追加豫算案その他の政府案は全会一致可決次いで付帯決議の採決をなし政友會の付帯決議を可決し民政黨國盟の希望條項は否決され島田委員長から挨拶あり午後二時半散會。

(ト) 議會會期再延長

あつたとの不平不満であつた、政府はこれに鑑み深く考慮を拂はれんことを望む

と希望を述べ降壇ついで討論に入り

島田委員長(第一控室) 政府は臨時議會をもつと早く召集すべきであつた、自分は本豫算に不満である、即ち東北六縣の災害は今日の資本主義經濟組織が農村に反映して起つた一種の經濟災害である、政友會の東君の動議は提出手續が甚だ遺憾であつたがその主旨は賛成であつた、公債の余力がまたある、政府が公債を増設しても、しななくても過激なインフレーションと恐慌が来る、それらの対策が内等この豫算に現はれてゐない豫算總會を見るに安宅の閣で辨慶と富樫が芝居を演ずるがごときは醜態だ、本豫算を政府に返上する

と反對意見を述べ降壇、續いて

本憲法本文氏(政友) 災害救済費が甚だ少く養蠶地にも極めて薄、匡救土木事業を打切る必要は少しもなかつた、町村財政の窮乏を救へ、銀行の預金利率を引下げて公債の消化力を作れ

と述べさらに「不満はあるも付帯決議とともに賛成する」旨を述べ

田中實氏(民政) 災害對策豫算は不十分であるが多數の罹災民が餓死線上を出たり入つたりしてゐるから本案に賛成する、政府も速に對策を講じ罹災者の眞の自力更生の力を養へ

とて二重經費の無駄、適當なる復興對策、桑園救済などに該博なる經濟知識を繰込ませて希望を述べ希望條項附で原案に賛成を表する田中氏最後に豫算總會のごたくに言及し

田中氏 災害豫算の審議をよそに完全に一日半を休止の状態においたことは最近政黨の信用やうやく回復せんとする際極めて遺憾である

と述べて降壇次に

中村健男氏(國同) まづ今回の災害豫算に反對不満の意を表するは豫算金額の多寡によるにあらず豫算の配分關係が不適當なるが故であるべし前提し臨時議會開會に手間取りたる政府の措置を難詰し、提出されたる災害豫算はその配分關係において風水害に重傷を蒙り過ぎ農村の冷害、旱害などを顧視した感がある、罹災の減免についても國稅を主眼とするよりむしろ地方税なかつく戸數割のごときももの減免が農村にとつて

右の如く七日の衆議院豫算總會において政友會が政府の誠意を認め審議を續行することとなつたので、こゝに會期再延長の必要を生じ、二日間の會期延長に決定し、左の如く詔書が公布された。

詔書

朕十二月九日迄二日間帝國議會會期ノ延長ヲ命ス

御名 御璽

昭和九年十二月七日

各國務大臣副署

(チ) 災害豫算滿場一致衆議院通過

「衆議院本會議」 七日の衆議院本會議は午前十一時二十五分開會直に休憩、午後三時四十分再び電鈴とともに入場、午前中の息詰るような緊張と打つてかはり解散氣構へも午後の豫算總會ですつかり解消し颯風一過といった感じ、いづれも明かな顔で入場、開席には岡田首相以下各閣僚着席、三時四十九分議長再開を宣し直に日程に入り災害追加豫算たる

一、(第一號) 昭和九年度歳入歳出總豫算追加案
一、(特第一號) 昭和九年度各特別會計歳入歳出總豫算追加案

一、(追第一號) 豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすを要する件

一、(追第二號) 豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすを要する件

を一括議題とし島田委員長登壇、豫算總會における審査經過を述べ豫算總會において東武氏(政友)が提出した動議およびその主旨、首相の答辯付帯決議などを詳細に報告し最後に「自分の感じを述べる……」といへば工藤健男氏(民政)議席から「委員長は報告だけでよい、意見を述べるな、議長注意せんか」とどなたが議長構はず
島田委員長 豫算總會を通じて澎湃たる空氣は災害豫算があまりに寡少で

望まじきものである、これらの點につき政府の現下農村窮乏に對する認識は不徹底たるを免れない

これにて討論を打ち切り、ついで岡田首相發言を求めて登壇

岡田首相 先刻事の討論に對しこの際私より一言致したいと思ひます、先般豫算委員會において私は「政府は災害對策國庫事業などに關してはもとより深甚の考慮を拂つてゐる次第でありまして現に要求したは要求せんとする豫算をもつてそれに處せんことを期してゐるのであります、もつとも今後實情に即し眞に必要な施設に關し考慮することにおいては吝ならざるものであります旨政府の所信を述べましたが、こゝに重ねてこの主旨を明かにしておきます

と述べて降壇、ついで

島田委員長 さきに島田豫算委員長が豫算委員會の經過を報告した際島田委員長は最後に「所感を一言述べる」といつたが、これは議長としては委員長が私見を述べたものではなく委員會の空氣を述べたものと解釋するものであるから先例に反するものではない

と述べれば工藤健男氏(民政)自席より「所感といふも意見と異なるものではない」と抗議するも議長簡單に答へ、直に災害豫算の議決に入り賛否を起立に同へば滿場一齊に起立し秋田議長「起立議員」と宣し可決確定、こゝに解散を賭して攻防論難採み抜いた災害豫算案は幾波瀾のうちに結局滿場一致無傷で衆議院を通過した、時に午後八時この時秋田議長臨んで起立し滿場に起立を求め来る九日まで二日間會期延長の詔書を捧讀、ついで日程を變更し、昭和九年法律第五號中改正法律案を上程委員長報告通り可決確定し同八時五分散會。

「最終衆議院本會議」 九日の衆議院本會議は午前十一時十五分開會豫算案も重要法律案も通過した後の最終日だけに傍聴席もガラ開きの閑散の裡に

衆議院長 過日豫算委員長其の報告中數字及び半句に誤謬があつたから速記録を訂正する旨の申出があつた

と述ぶるや工藤健男氏(民政)より

委員長報告の範圍を繰えて私見を開陳したが、これは將來に惡例を残すものであるから議長において處置するやう議長の注意を囑しておいし